

平成 18 年度
包括外部監査の結果報告書

県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

平成 19 年 3 月
兵庫県包括外部監査人
公認会計士 中谷紀之

目 次

第一 外部監査の概要	1
1．外部監査の種類	1
2．選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3．特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
4．外部監査の方法	2
5．監査の主な着眼点	2
6．外部監査の実施期間	2
7．外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8．利害関係	2
第二 監査対象機関の概要	3
工業技術センターの概要	4
農林水産技術総合センターの概要	16
健康環境科学研究センターの概要	42
生活科学研究所の概要	51
福祉のまちづくり工学研究所の概要	57
第三 監査結果と意見	64
工業技術センター	
1．収納事務	64
2．支出事務	76
3．請負・委託契約事務	83
4．設備・機器、備品の管理事務	87
5．薬品の管理事務	93
6．人事管理事務	96
7．原価管理事務	100
農林水産技術総合センター	
1．収納事務	104
2．支出事務	134
3．請負・委託契約事務	142

4 . 設備・機器、備品の管理事務	147
5 . 薬品の管理事務	158
6 . 人事管理事務	162
7 . 原価管理事務	166

健康環境科学研究センター

1 . 収納事務	172
2 . 支出事務	179
3 . 請負・委託契約事務	185
4 . 設備・機器、備品の管理事務	187
5 . 薬品の管理事務	193
6 . 人事管理事務	197
7 . 原価管理事務	200

生活科学研究所

1 . 収納事務	203
2 . 支出事務	205
3 . 請負・委託契約事務	210
4 . 設備・機器、備品の管理事務	213
5 . 薬品の管理事務	216
6 . 人事管理事務	217
7 . 原価管理事務	220

福祉のまちづくり工学研究所

1 . 収納事務	222
2 . 支出事務	228
3 . 請負・委託契約事務	233
4 . 設備・機器、備品の管理事務	236
5 . 人事管理事務	239
6 . 原価管理事務	243

知的財産権の管理事務

1 . 知的財産権の管理要点	246
2 . 工業技術センターにおける状況	254

3 . 農林水産技術総合センターにおける状況	257
4 . 健康環境科学研究センターにおける状況	261
5 . 生活科学研究所における状況	263
6 . 福祉のまちづくり工学研究所における状況	263
7 . 知的財産権に関する指摘事項及び意見のまとめ	265

試験研究課題の選定並びに成果の評価

1 . 試験研究課題の選定の要点	268
2 . 試験研究の成果等に対する評価の要点	273
3 . 試験研究課題、成果等の評価体制	277
4 . 試験研究課題、成果等の評価実施状況	284
(1)工業技術センター	284
(2)農林水産技術総合センター	289
(3)健康環境科学研究センター	294
(4)生活科学研究所	298
(5)福祉のまちづくり工学研究所	301
5 . 試験研究課題等の評価に関する指摘事項及び意見のまとめ	305

行政コスト計算書の試算

1 . 行政コスト計算書の試算について	310
2 . 行政コスト計算書試算の前提条件について	314

第1期中期事業計画の達成状況並びに指摘された課題の検討

1 . 第1期中期事業計画の概要	317
2 . 県並びに各試験研究機関における第1期中期事業計画に対する評価と抽出課題等	326
3 . 第1期中期事業計画の検証から指摘された課題等に対する意見	345

第2期中期事業計画について

1 . 第2期中期事業計画の概要	357
2 . 第2期中期事業計画に対する意見	367

・ その他の意見	368
----------------	-----

第一 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

(1)外部監査の対象

県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(2)監査対象機関

兵庫県立工業技術センター

兵庫県立農林水産技術総合センター

兵庫県立健康環境科学研究所

兵庫県立生活科学研究所

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所

(3)監査対象期間

原則として平成 17 年度（必要に応じて前年度及び平成 18 年度についても対象とした。）

3 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

兵庫県は「行財政構造改革推進方策」を平成 12 年 2 月に策定し、平成 20 年度までの行財政全般について抜本的な見直しに取り組んでいる。この中で試験研究機関においても、平成 13 年から 5 年間で実施する第 1 期中期事業計画を策定されたが、この事業計画は平成 17 年度で終了したところから、この事業計画の達成状況を検証すること並びに、これにあわせて、兵庫県の 5 試験研究機関で行っている試験研究業務、普及啓発業務、試験分析業務の内容とそのコストを検討し、試験研究業務等が効率的に実施されているか、県民のニーズに沿った研究成果が創出されているか、その成果がユーザーに迅速に還元普及され、県下の産業振興や県民の生活向上に貢献しているかを検討することは有意義であると考え、「試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理」を特定の事件として選定した。

4 外部監査の方法

各試験研究機関における財務事務の執行が関係法令及び内部規則に従って適正に実施されているかどうか、また経済的かつ有効的、効率的に実施されているかどうかについて主眼をおき、関係帳簿書類の閲覧、分析及び質問等により必要と認める監査手続を実施した。

5 監査の主な着眼点

収納事務が関係法令、規則等に準拠しているかの検証

支出事務が関係法令、規則等に準拠しているかの検証

請負、委託契約に関する事務が関係法令、規則等に準拠しているかの検証

研究用設備・機器・薬品の管理が諸規程に準拠して適正に実施されているかの検証

知的財産の管理が諸規程に準拠して適正に実施されているかの検証

人事管理制度の運用状況の検証

原価管理の実施状況の検証

試験研究課題の選定並びに成果評価の実施状況の検証

行政コスト計算書による各試験研究機関のコストの検証

第1期中期事業計画の達成状況並びに指摘された課題の検討

6 外部監査の実施期間

平成18年7月19日より平成19年3月2日まで

7 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士 常本良治

公認会計士 神田正史

公認会計士 坊垣慶二郎

公認会計士 黒川智哉

公認会計士 村上純二

公認会計士 稲本憲暁

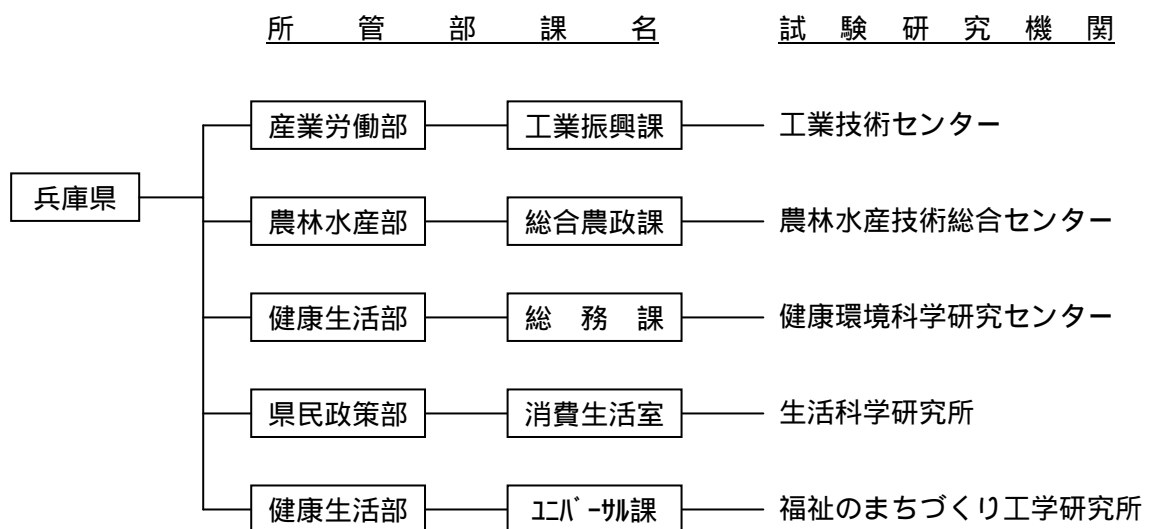
8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 監査対象機関の概要

兵庫県の試験研究機関の組織上の位置付は以下のとおりである。

試験研究機関全体の人員数は716名（うち非常勤職員276名）であり、平成17年度の行政コストの試算額は72億円（県民1人当たり負担額1,290円）になっている。



工業技術センターの概要

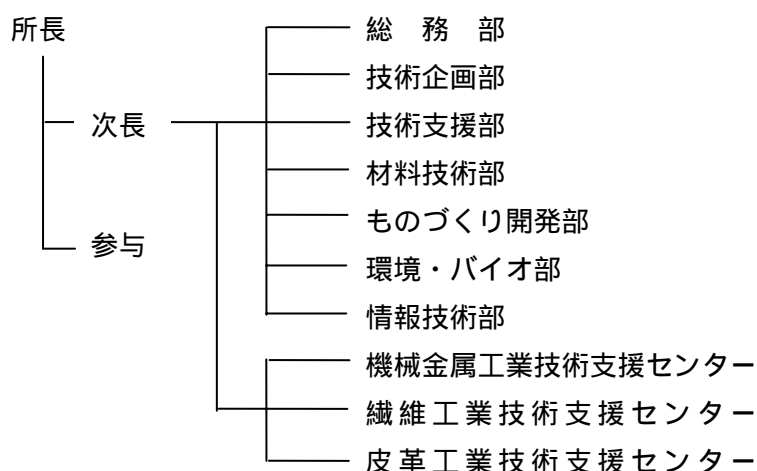
1 設立目的・根拠条例等

当研究センターは県の行政組織規則第206条において設置されており、その設立目的は、
鋳工業の科学技術に関する試験研究等の業務を強力かつ総合的に遂行し、その成果の普及
によって中小企業の生産技術の向上を図り、もって鋳工業の発展に寄与することとなっ
ている。

2 沿革

大正 6(1917)年 5 月	「兵庫県工業試験場」を、神戸市神戸区下山手通（当時）に創立 三木分場を創設
9(1920)年 4 月	西脇分場を創設
昭和 8(1933)年 4 月	三木分場を三木金物試験場、西脇分場を西脇染織試験場と改称し分離
23(1948)年 8 月	皮革工業指導所を創立
25(1950)年 4 月	「兵庫県中央工業試験所」を創立、県下機関を統合（4部6試験場）
29(1954)年 3 月	現在地に庁舎（本館）を新築移転
31(1956)年 10 月	「兵庫県工業奨励館」と改称、同時に各工業指導所を分離
36(1961)年 10 月	研究職制度が採用
43(1968)年 4 月	「兵庫県立工業試験場」と改称
平成 2(1990)年 4 月	工業試験場と機械金属工業指導所、繊維工業指導所及び皮革工業指導 所の4機関を組織統合し、「県立工業技術センター」と改称
平成 14(2002)年 4 月	県立試験研究機関・中期事業計画を踏まえて、企画支援機能の充実と 材料、ものづくりの分野横断的な取組体制の強化を図るため、工業技 術センター（神戸）の組織を改組するとともに、機械金属、繊維及び 皮革の3工業指導所を各々工業技術支援センターに改称
平成 17(2005)年 4 月	「ひょうごクラスタープロジェクト」の推進拠点となる「兵庫ものづくり 支援センター神戸」を開設

3 組織（平成 18 年 4 月 1 日現在）



4 施設の概要と所在地

1. 工業技術センター

神戸市須磨区行平町 3 丁目 1-12

(1) 敷地	(面積)	12,957 m ²	
(2) 建物	(建面積)		(延面積)
	m ²		m ²
本館 (3 階建)	1,762.54		5,366.61
試作開発室 (1 階建)	131.38		131.39
開放研究棟 (地上 7 階 地下 1 階)	686.19		5,352.36
実験作業棟 (2 階建)	1,331.10		1,796.70
産業技術センター棟 (地上 6 階 地下 1 階)	965.26		6,696.68
分析室 他 5 件	282.92		713.56
	計	<u>5,159.40</u>	<u>20,037.30</u>

2. 機械金属工業技術支援センター

三木市平田 240-1

(1) 敷地	(面積)	5,244.00 m ²	
(2) 建物	(建面積)		(延面積)
	m ²		m ²
本館 (2 階建)	353.50		707.00
機械実験棟 (1 階建)	606.56		606.56
金属実験棟 (1 階建)	556.95		556.95
倉庫 他 6 件	198.75		250.50
	計	<u>1,715.76</u>	<u>2,121.01</u>

3. 繊維工業技術支援センター

西脇市野村町 1790-496

(センター)

(1)敷地	(面積)	9,762.08 m ²	
(2)建物	(建面積)		(延面積)
		m ²	m ²
管理棟(2階建)		432.24	878.48
研究棟(1階建)		1,311.20	1,311.20
車庫 他4件		151.24	151.24
	計	<u>1,894.68</u>	<u>2,340.92</u>

(職員公舎)

西脇市郷瀬町淵之内 526-3

(1)敷地	(面積)	345.75 m ²	
(2)建物	(建面積)		(延面積)
		m ²	m ²
		98.34	98.34

4. 皮革工業技術支援センター

姫路市野里 3

(1)敷地(借地)	(面積)	3,012 m ²	
(2)建物	(建面積)		(延面積)
		m ²	m ²
実験工場棟(2階建)		255.05	510.10
管理棟(2階建)		230.17	240.34
研究棟(2階建)		242.95	485.90
皮革技術研修センター(2階建)		214.50	433.40
機械室 他4件		200.16	337.51
	計	<u>1,032.83</u>	<u>2,007.25</u>

5 主要な業務内容

(1)各研究部の主要な業務

研究部	主要な業務
技術企画部	試験研究業務の企画・調整 プロジェクト研究 試験研究の評価、進行管理等の研究マネジメント 研究員の資質向上と人材育成 産学官連携 知的財産の管理と活用
技術支援部	企業支援の計画策定と実施 業界、企業ニーズの調査 技術情報の収集提供 講習会、展示会 出版物による広報 技術相談・助言、人材育成、技術普及、技術移転
材料技術部	無機、有機工業材料及び薬品の試験研究と技術支援 セラミックス・金属、高分子材料の試験研究と技術支援 工業材料の分析技術に係る試験研究と技術支援 民間試験分析機関との技術交流
ものづくり開発部	精密計測、自動計測、制御技術等に係る研究開発と技術支援 機能性材料の加工技術と強度評価に係る研究開発と技術支援 コンピューター応用技術に係る研究開発と技術支援 製品の安全性、デザイン等に係る研究開発と技術支援
環境・バイオ部	資源環境保全技術の試験研究と技術支援 バイオ技術の試験研究と技術支援 醸造・発酵技術等の試験研究と技術支援
情報技術部	情報技術、計測・制御技術等の試験研究と技術支援 電子応用技術、電磁波評価技術の技術支援
機械金属工業技術支援センター	機械加工、金属材料の試験研究及び技術支援 人材育成研修、共同開発、各種試験機器の利用
繊維工業技術支援センター	繊維、織物の試験研究及び技術支援 人材育成研修、共同開発、各種試験機器の利用
皮革工業技術支援センター	皮革、革製品の試験研究及び技術支援 人材育成研修、共同開発、各種試験機器の利用

(2)業務の具体的内容

当センターの業務は大別して a . 研究事業、 b . 普及指導事業、 c . 試験分析事業に分けられる。これら業務の比率は、おおよそ人員の総業務量で見ると、 a . 研究事業 34%、 b . 普及指導事業 57%、 c . 試験分析事業 9%の割合になっている。

以下、平成 17 年度のこれらの業務内容の概要は以下のとおりである。

a . 研究事業

当センターでは、県内の中小企業や産業界の中核的技術支援機関としての使命を踏まえ、企業ニーズにもとづいた技術の高度化と市場性のあるものづくりを積極的に支援するとともに、産学官連携によるひょうご産学集積群（クラスター）育成のための基盤技術の確立

と技術支援を行い、県内企業の活性化に貢献することを研究開発の基本方針とし、研究課題とすべき要件として次の3点を掲げている。

- ・県下の中小企業や産業界の技術力強化及び新事業展開のための技術課題
- ・企業、業界のニーズが強く技術移転が見込める技術課題
- ・産学官連携による先端技術の研究開発のためのプロジェクト研究

平成17年度に実施した研究事業の研究課題（経常研究は除く）は次のとおりである。

研究課題	担当部	試験研究の期間
(技術改善研究事業) 繊維性天然高分子の材料化技術に関する研究 ・エレクトロスピニング法による医療材料の開発 ・ケラチンを利用した生分解性紫外線カットフィルム製造技術の開発	プロジェクト	H16～H17
マイクロ波による多孔質織物複合材料の作製に関する研究	繊維工業技術支援センター	H17～H18
視線入力デバイスのための和グラフィック光学素子の開発	ものづくり開発部 (情報技術担当)	H17
耐熱性の良いエポキシ樹脂の開発	皮革工業技術支援センター	H17
有機材料系光機能素子の開発に関する研究	材料技術部	H17
機械加工面の表面性状の改善に関する研究	機械金属工業技術支援センター	H17
ユーザビリティ評価を取り入れた製品開発手法に関する研究	プロジェクト	H17～H18
超高速回転による難削材の精密微細加工技術の開発	プロジェクト	H17
(部局横断研究事業) 高付加価値炭化物の開発	プロジェクト	H15～H17
(地域中小企業集積創造的発展支援促進事業) エコマテリアル技術を活用した高機能窯業建材の開発	材料技術部	H17
マイクロ加工による超小型精密金型の開発	ものづくり開発部 (生産プロセス担当)	H16～H17
織物規格と仕上加工技術を併用した新商品開発	繊維工業技術支援センター	H17
環境対応革（非可塑樹脂系および可塑樹脂系）の製品化研究	皮革工業技術支援センター	H17
(受託研究事業) 戦略的基盤技術力強化事業（独）中小企業基盤整備機構） ロボット用超小型6軸モーションセンサに関する研究開発	ものづくり開発部 (情報技術担当)	H15～H17
平成17年度産学連携製造中核人材育成事業 医療福祉機器等の開発・製造を中心とする機械・金属製造業の新産業創造人材育成事業	プロジェクト	H17～H18
シーズ育成試験 ウェアラブル型視線入力デバイスのための和グラフィック光学素子の開発	ものづくり開発部 (情報技術担当)	H17
(兵庫 COE プログラム) 慢性完全閉塞疾患用超音波治療剤の研究開発	プロジェクト	H16～H17
軽量・リサイクル型不燃性マグネシウム合金の三次元加工技術の開発研究	プロジェクト	H17
各種破碎機用高機能刃物・部材の開発	プロジェクト	H17
次世代ロボットのための新しい相互学習制御技術の確立	プロジェクト	H17～H18
金属粉末による超精密 RP 作製技術の開発	プロジェクト	H17～H18
アノード酸化法を用いたアルミニウム合金等軽金属の高機能化技術の開発	プロジェクト	H17
魚介廃棄物由来の抗炎症・抗がん機能性を持つ海洋性化粧品の開発	プロジェクト	H17～H18

共同研究

上記の研究事業以外に中小企業からの技術相談を通じ、当中小企業と契約を締結して共同で研究を行う共同研究が研究事業の50%強を占めている。

この平成17年度に実施された共同研究は部門別にみれば、下記のとおりであり、合計件数96件、企業分担金としての収入額は41,070千円となっている。

部 門	件数	千円
技術企画部	4	3,350
技術支援部	9	7,950
材料技術部	28	9,930
ものづくり開発部	37	12,590
機械金属工業技術支援センター	9	3,650
繊維工業技術支援センター	7	1,750
皮革工業技術支援センター	2	1,850
計	96	41,070

上記のうち、最も収入の多い研究はものづくり開発部における研究で企業分担金額は6,150千円である。

経常研究

上記以外に企業ニーズを基に自由な発想を加えた将来の研究開発の芽となるようなテーマを1人ないし2~4人のチームで平成17年度は38テーマ(センター(神戸)31件、機械金属2件、繊維工業2件、皮革工業3件)につき実施している。

b. 普及指導事業

普及指導事業は、当センターの総業務量の57%を占める主要業務である。この業務の主な内容は次のとおりである。

指導相談業務

平成10年度から常設の総合相談窓口「ハローテクノ」を設置して、企業からの技術的な相談を受け、具体的な技術指導を行うほか、情報提供を行っている。この平成17年度の技術指導件数及び技術情報提供件数は次のとおりである。

区 分	指導件数	情報提供件数	合 計
県立工業技術センター(センター神戸)	2,780	1,965	4,745
機械金属工業技術支援センター	403	996	1,399
繊維工業技術支援センター	1,677	534	2,211
皮革工業技術支援センター	629	329	958
合 計	5,489	3,824	9,313

移動ものづくり技術支援事業

当センターの主要メンバーが県下の各地域に出向き、当センターの活動の紹介や地域に関係のある研究成果の発表、普及、技術相談を行っている。平成 17 年度の開催回数 14 回、参加企業数 1,423 社、相談企業数 156 社であった。

巡回技術指導

技術上での収集と生産現場での技術課題解決、当センターの P R 等のための地域と期間を限定した集中的な企業訪問を実施している。この集中企業訪問は平成 17 年度には西播地区を対象に 102 社訪問している。

また、平成 17 年度には地域と期間を限定しない一般企業訪問 250 社、特定企業訪問 9 社実施している。

技術開発指導員による実地指導

企業からの要請に応じて県から委託された技術開発指導員（民間 O B 等の専門技術者）を企業に派遣し、中小企業が独自では解決が困難な技術的課題への対応を指導している。平成 17 年度では 70 社 266 日の派遣実績がある。

技術情報の提供

当センターでは具体的な研究成果や活動情報について、ホームページで技術情報、機器情報、イベント等の情報を発信しているほか、定期刊行物（当センターの広報誌「Hint to Hint」、製品化事例集、研究報告等）や最新技術のキーワードをやさしく解説した「ご隠居さん技術談義」等を発行している。

c . 試験分析業務

試験分析業務は、当センターの総業務量の 9% 程度を占める業務である外部からの依頼試験、加工、設備機器利用に分けられる。

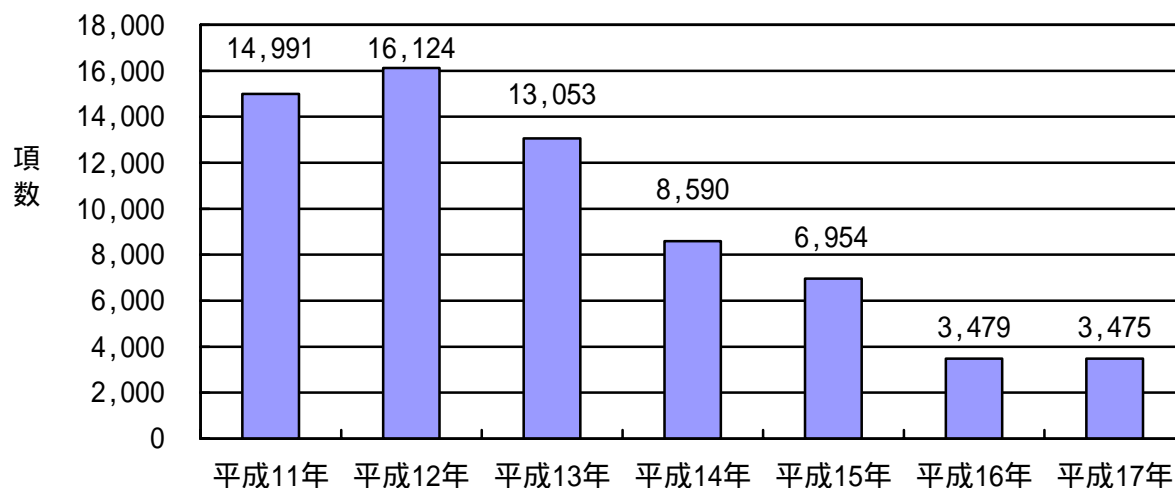
依頼試験・加工

試験分析業務である依頼試験は外部化を進めており、民間では実験出来ない試験・加工を実施している。平成17年度は次のようになっている。

センター名	センター(神戸)	機械金属工業	繊維工業	皮革工業	計
試験 (項数)	484	34	159	2,798	3,475
加工 (項数)	0	66	7	1	74
手数料収入 (円)	1,417,850	241,650	877,600	5,237,400	7,774,500

また、この依頼試験は次のように近年大幅に減少してきている。

依頼試験の状況 (依頼試験の実績)



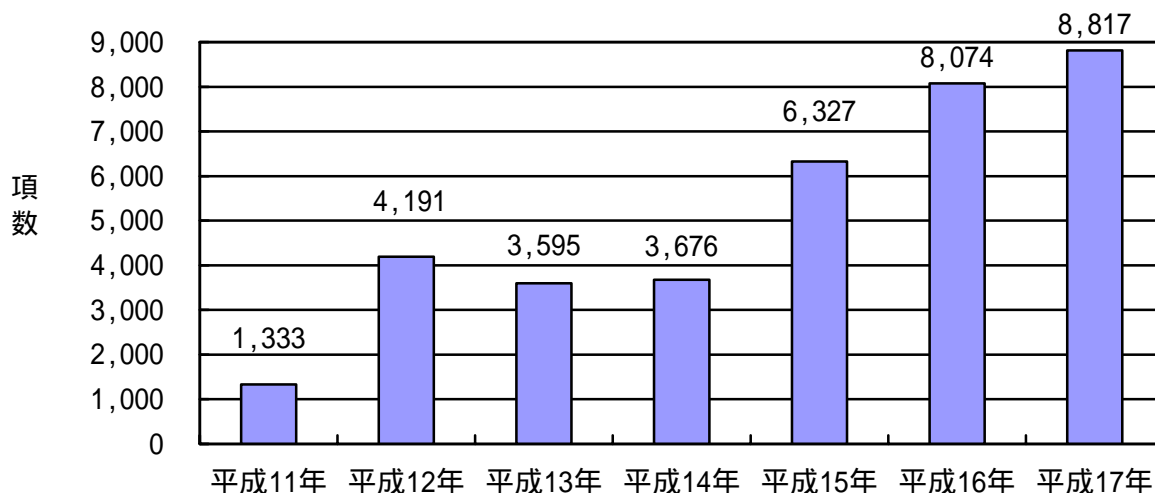
設備機器利用

当センターでは保有する機器を全て開放しており、企業の技術者が直接、機器を操作して分析、評価を行い、問題解決や新製品開発に活用している。この利用項数は平成17年度次のようになっている。

センター名	センター(神戸)	機械金属工業	繊維工業	皮革工業	計
項数	6,128	514	1,254	921	8,817
手数料収入 (円)	12,081,450	1,276,450	1,637,750	677,150	15,672,800

また、この設備機器の利用は次のように近年大幅に増加してきている。

設備機器利用の状況（機器利用の実績）



6 人員の状況・平均年令

(1)最近5年間のセンター別職員数と平均年令

平成13年度から平成17年度における職員数の推移は次のとおりである。平成13年度末209名（うち、下記の技術開発指導員64名）に対し、平成17年度末192名（うち、技術開発指導員73名）で、この4年間で17名の減少になるが、非常勤嘱託の技術開発指導員を除外して計算すると、この4年間で26名もの減少になっている。また平均年令は平成17年度末で53.9才と非常に高い構成になっている。

なお、センター（神戸）「その他」に分類されている職員数は、平成17年度末で97名と多いが、このうち73名は非常勤嘱託の技術開発指導員（年平均勤務日数7.4日）であり、年令別構成区分でも60代であり、「その他」に含まれている。

区 分	平成 13 年度末					平成 14 年度末					平成 15 年度末					平成 16 年度末					平成 17 年度末					
	センター名	センター(神戸)	機械金属	織維	皮革	計	センター(神戸)	機械金属	織維	皮革	計	センター(神戸)	機械金属	織維	皮革	計	センター(神戸)	機械金属	織維	皮革	計	センター(神戸)	機械金属	織維	皮革	計
吏員	事務	8	1	1	1	11	8	1	1	1	11	8	1	1	1	11	9	1	1	1	12	9	1	1	1	12
技師		53	14	11	10	88	56	10	9	9	84	57	9	8	8	82	53	8	7	7	75	51	7	7	7	72
技師				1		1			1		1			1		1			1		1			1		1
労務業務技師		1		1		2	1		1		2	1		1		2			1		1			1		1
その他		84	2	10	11	107	84	2	10	11	107	93	2	2	5	102	95	2	2	5	104	97	2	2	5	106
合計		146	17	24	22	209	149	13	22	21	205	158	12	13	14	197	157	11	12	13	193	157	10	12	13	192
職員の年令別構成																										
20代		9	1	1	3	14	7	1	2	2	12	7	1	1	1	10	4	2	1	1	8	4	1	2	1	8
30代		22	5	6	1	34	23	2	3	2	30	21	1	3	3	28	19		2	1	22	17		1	1	19
40代		19	5	3	5	32	14	4	3	4	25	20	5	4	2	31	25	3	4	3	35	26	2	3	4	35
50代		34	6	7	6	53	30	6	8	7	51	33	5	3	6	47	25	5	4	6	40	24	7	3	5	39
その他		62		7	7	76	75		6	6	87	77		2	2	81	84	1	1	2	88	86		3	2	91
合計		146	17	24	22	209	149	13	22	21	205	158	12	13	14	197	157	11	12	13	193	157	10	12	13	192
平均年令		53.5	43.9	51.3	51.4	52.5	54.7	46.5	52.3	52.0	53.6	54.2	47.5	44.7	47.7	52.7	54.5	48.0	46.1	48.8	53.3	55.1	50.9	46.8	48.5	53.9

部門別職員数

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分	事務職	研究職	技 能 労務職	計	非常勤嘱託員	臨時的 任用職員 日々雇用 員	合計	
職 員 数	総務部	6			6	所長 1 庁舎管理事務 4	3	14
	技術企画部	2	5		7	技術参与 7		14
	技術支援部		6		6	技術開発指導員 66 技術支援事務 4 キャリアアップ 1		77
	材料技術部			12	12			12
	ものづくり開発部			10	10	参与 (産学官連携担当) 1 特別研究員 1		12
	環境・パ`イ部			8	8	特別研究員 1		9
	情報技術部		7 任期付 1 を含む		7			7
	小 計	8	48		56	86	3	145
	機械金属工業技術 支援センター	1	7		8		2	10
	繊維工業技術 支援センター	1	6	1	8		3	11
	皮革工業技術 支援センター	1	7		8	技術参与 1 皮革技術指導員 1	2	12
合 計	11	68	1	80	88	10	178	

- (注1) 所長及び次長(総括担当)は総務部に、次長(技術調整担当)は技術企画部に含めた。
(注2) 常勤の研究職(68名)のうち、博士号取得者は33名(48.5%)である。
(注3) 非常勤嘱託員の技術開発指導員は民間OB等の専門技術者で、中小企業等の指導に当たっている。

なお、平成17年度末の職員数と上表の平成18年4月1日現在の職員数の差異は、年度末における職員の異動によるものである。

7 収支の状況(平成17年度)

収入は97百万円に対し、支出は県庁負担人件費(正規職員に係る人件費)も含め1,245百万円となっている。

(単位:千円)

科目	セタ-神戸	機械金属	繊維工業	皮革工業	合計
歳入					
使用料	21,567	1,276	1,637	689	25,171
手数料	1,417	241	877	5,237	7,774
財産収入	120		6		127
諸収入	2,566				2,566
雑収入	52,626	5,991	1,471	1,928	62,018
合計	78,299	7,509	3,993	7,855	97,657
歳出					
報酬等	39,094			2,153	41,247
職員手当	990		190	10	1,190
共済費	4,703	499	410	810	6,424
賃金	4,693	3,499	3,647	4,217	16,057
報償費	303		8	1,448	1,759
旅費	13,032	1,026	1,330	1,777	17,166
需用費	108,072	9,947	8,312	11,321	137,654
役務費	5,817	553	756	1,370	8,498
委託料	37,771	2,530	3,161	4,588	48,052
使用料及び賃借料	5,825	327	504	656	7,313
備品購入費	75,910	892	741	5,632	83,176
補償、補填及び賠償金	249				249
公課費	37	37		17	93
合計	296,500	19,316	19,062	34,004	368,883
県庁負担人件費	617,891	96,410	74,742	87,349	876,394

8 他府県の試験研究機関との比較

工業技術センターの人員規模が全国都道府県の同様の試験研究機関と比べどのレベルにあるのかを聴取したところ、工業技術センターで平成 16 年 4 月 1 日現在のデータで次のような比較資料を作成されていた。この資料による調査対象府県の中では研究員 1 人あたりの人口でみて 1 番多く、また研究員 1 人あたりの工業製品出荷額でみて 2 番目に多いという結果になっており、兵庫県の工業技術センターの研究員数は相対的に少ないとのことであった。

府県名	研究員数	人口 (万人)	研究員 1 人 あたりの人口 (万人)	出荷額 (兆円)	研究員 1 人 あたりの出荷額 (億円)
兵庫県	74	558.96	7.55	12.4588	1684
福井県	71	82.62	1.16	1.7476	246
滋賀県	55	137.08	2.49	5.7837	1052
京都府	56	264.67	4.73	4.6147	824
奈良県	31	143.14	4.62	2.0506	661
大阪府	150	883.91	5.89	15.5134	1034
和歌山県	58	105.28	1.82	2.0016	345
京都市	62	146.56	2.36	2.0232	326
大阪市	92	263.30	2.86	4.1357	450
神奈川県	118	872.61	7.39	18.7454	1589
静岡県	114	379.50	3.33	16.1143	1414
愛知県	151	718.71	4.76	35.4766	2349
広島県	112	287.85	2.57	6.9583	621
福岡県	100	505.62	5.06	7.258	726

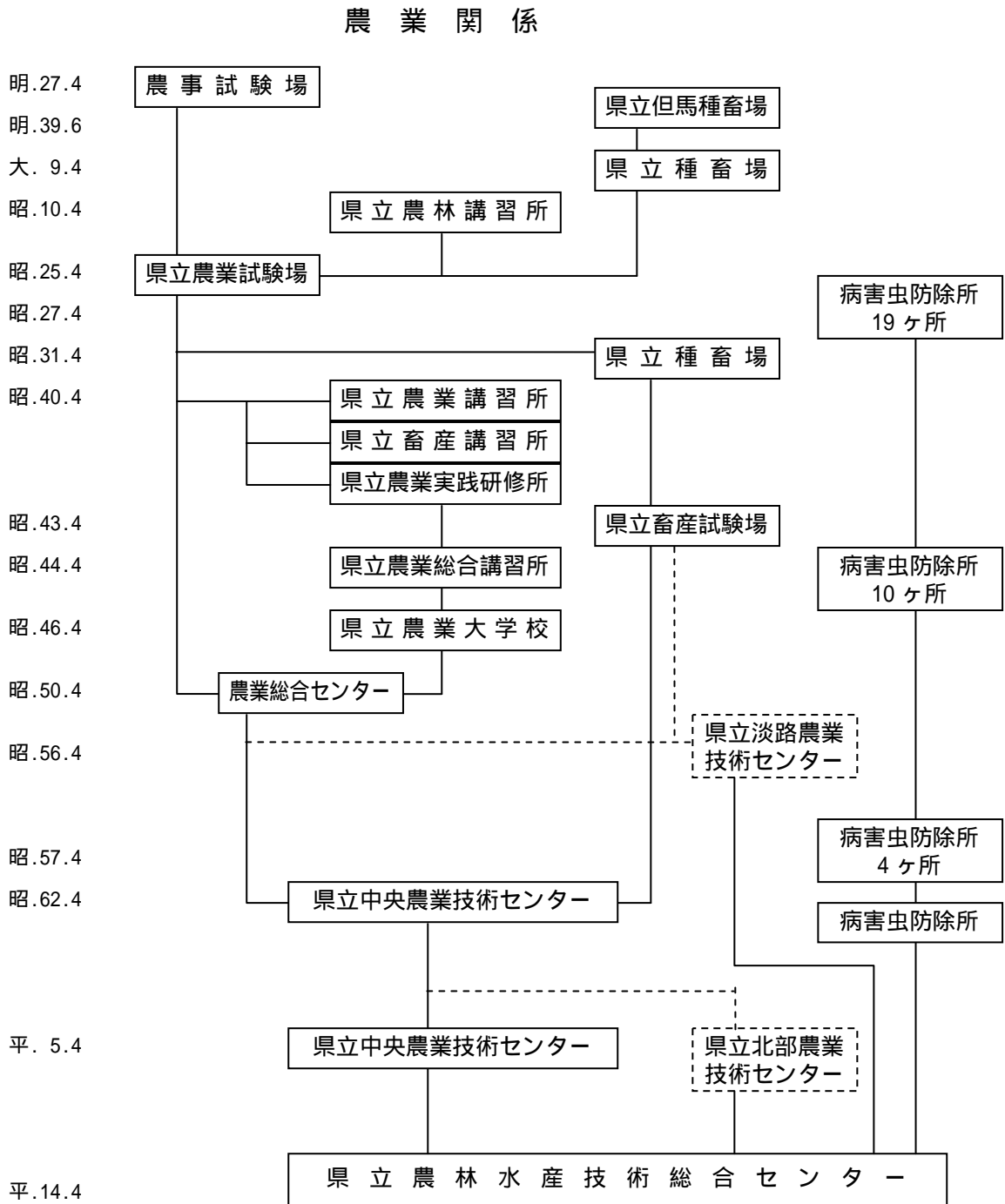
1 名古屋市工業研究所に 81 人の研究員がいる。これを考慮すると、愛知県全体では、1,529 億円となる。

農林水産技術総合センターの概要

1 設立目的・根拠条例等

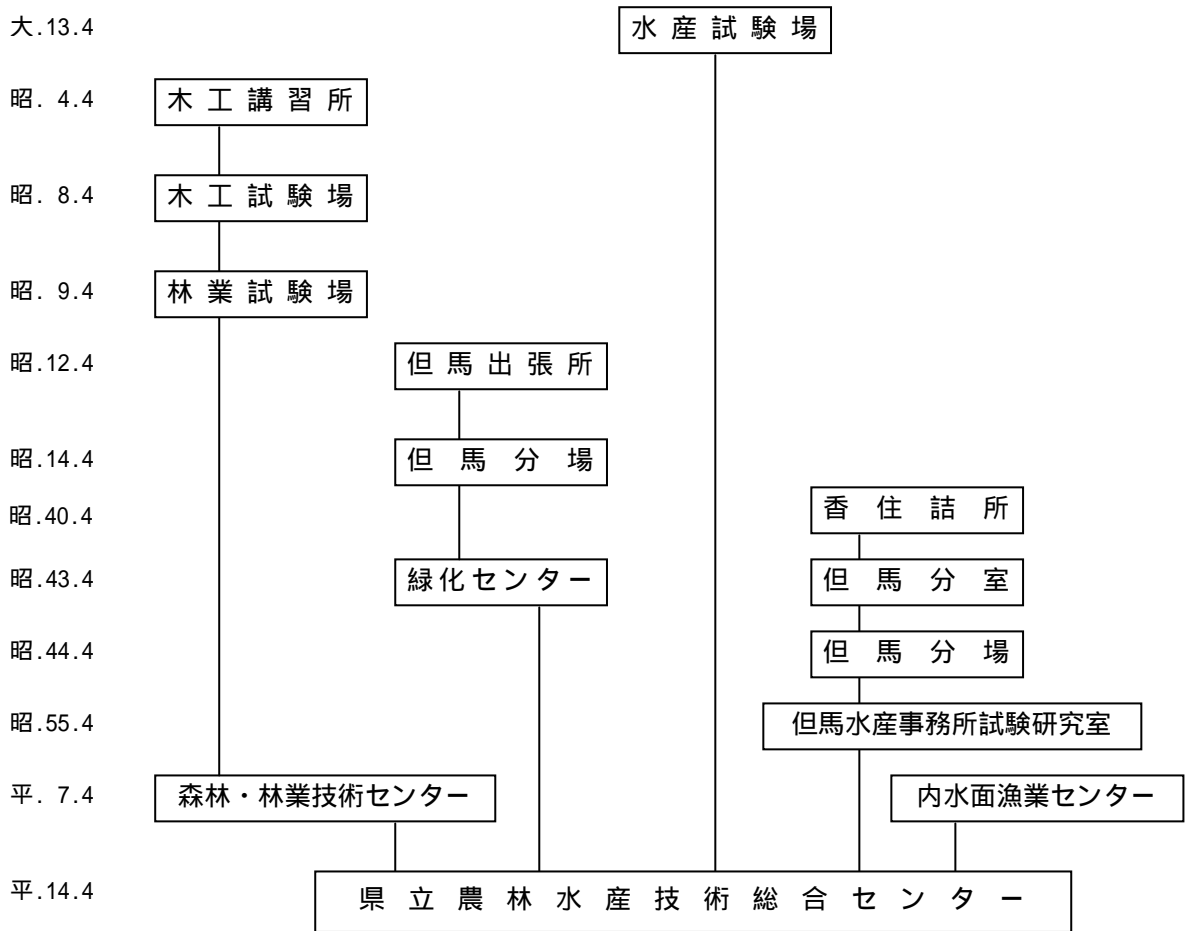
当センターは県の行政組織規則第 225 条において設置されており、その設立目的は「農林水産業に関する試験研究、調査、普及指導及び教育を総合的に行い、もって農林水産業の振興に寄与するため」となっている。

2 沿革



林 業 関 係

水 産 業 関 係



(農 業)

- 明治 27 年 4 月 兵庫県農事試験場を明石郡明石町王子村（明石市北王子町）に設立。
- 昭和 10 年 4 月 県立農林講習所を本場内に開設。
- 昭和 25 年 4 月 農事試験場、農林講習所、種畜場、経営伝習農場を統合し、農業試験場として発足。
- 昭和 44 年 4 月 農業、畜産両講習所、農業実践研修所を統合して農業総合講習所に改称。
- 昭和 46 年 4 月 農業総合講習所を農業大学校に改称。
- 昭和 50 年 4 月 農業試験場、農業大学校を統合し、農業総合センターとして発足し、事務局、農業試験場、経営実験場、農業大学校を設置。
- 昭和 56 年 4 月 淡路分場を廃止し、淡路農業技術センターに統合。

(畜 産)

- 明治 39 年 6 月 県立但馬種畜場を養父郡宿南村（養父市）に設立。
- 大正 9 年 4 月 県立種畜場を飾磨郡高岡村（姫路市今宿）に設立。
- 昭和 43 年 4 月 県立畜産試験場に改称。
- 昭和 56 年 4 月 淡路農業技術センターに統合。
- 昭和 60 年 5 月 加西市別府町に本場を新築移転。

（農業畜産）

- 昭和 62 年 4 月 農業総合センター、畜産試験場を統合し、加西市別府町に県立中央農業技術センターを設置。
- 平成 5 年 4 月 農業試験場但馬分場、梨試験地、畜産試験場但馬分場、美方和牛試験地及び経営流通室の一部、食品加工指導所等が県立北部農業技術センターとして、朝来郡和田山町に分離統合。
- 平成 14 年 4 月 県立中央農業技術センター、県立北部農業技術センター、県立淡路農業技術センター、病害虫防除所、県立森林林業技術センター、県立水産試験場、但馬水産事務所試験研究室を統合し、加西市別府町に県立農林水産技術総合センターを設置。

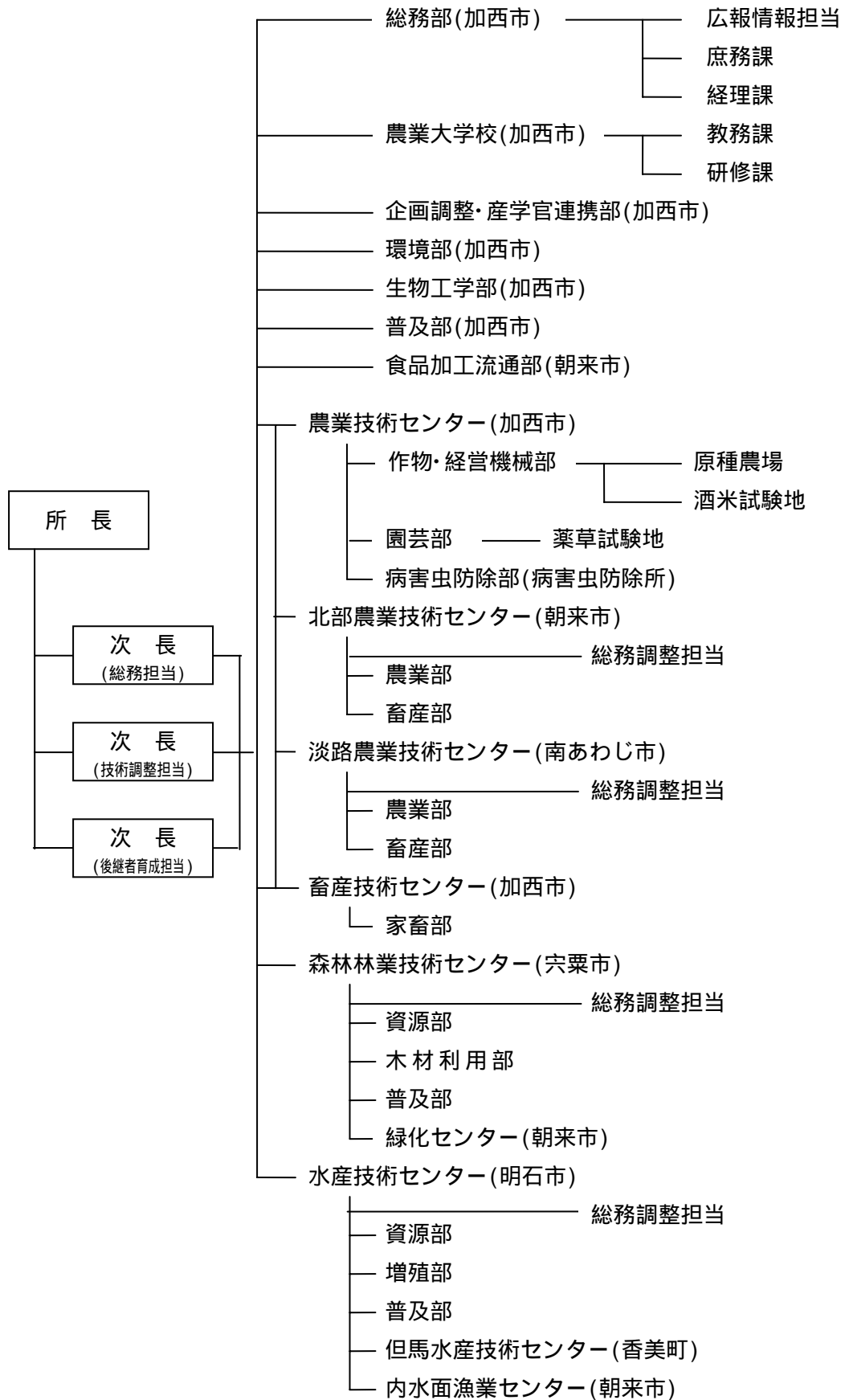
（水産）

- 大正 13 年 4 月 兵庫県水産試験場を県庁内に設立。
- 昭和 7 年 4 月 兵庫県水産試験場但馬分場を城崎郡香住町西歌崎に設置。
- 昭和 23 年 4 月 国（農林省）へ移管。
- 昭和 40 年 4 月 県立水産試験場香住詰所として復帰。
- 昭和 55 年 4 月 県但馬水産事務所試験研究室に改称。
- 平成 4 年 4 月 県立水産試験場を明石市に設置。
- 平成 14 年 4 月 組織改編により「県立農林水産技術総合センター」の 1 機関となり、「水産技術センター」と「但馬水産技術センター」に改称。

（森林）

- 昭和 9 年 4 月 兵庫県林業試験場を宍粟郡山崎町に設置。
- 昭和 12 年 4 月 兵庫県林業試験場但馬出張所を設置（のちに但馬分場と改称）。
- 昭和 43 年 4 月 但馬分場を兵庫県立林業試験場緑化センターと改称。
- 平成 7 年 4 月 県立森林・林業技術センターと改称。
- 平成 14 年 4 月 組織改編により「県立農林水産技術総合センター」の 1 機関となり、「森林林業技術センター」に改称。

3 組織（人員配置）（平成 18 年 4 月 1 日現在）



4 施設の概要と所在地

(1) 農業畜産関係

a . 位置

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

本 所	加西市別府町南ノ岡甲 1533
農 業 大 学 校	加西市常吉町荒田 1256-4
農 業 技 術 セ ン タ ー	加西市別府町南ノ岡甲 1533
原 種 農 場	姫路市安富町名坂 51
酒 米 試 験 地	加東市沢部 591-1
薬 草 試 験 地	丹波市山南町和田 268-2
畜 産 技 術 セ ン タ ー	加西市別府町南ノ岡甲 1533
北 部 農 業 技 術 セ ン タ ー	朝来市和田山町安井 123
淡 路 農 業 技 術 セ ン タ ー	南あわじ市八木養宜中 560-1

b . 土地・建物

(単位：m²)

区 分	土 地	建 物	
		建面積	延面積
本 所	448,096.58	25,730.75	32,324.44
原 種 農 場	31,766.91	906.90	950.90
酒 米 試 験 地	11,376.77	403.72	403.72
薬 草 試 験 地	2,642.97	76.00	76.00
北 部 農 業 技 術 セ ン タ ー	728,514.29	17,037.85	22,802.26
淡 路 農 業 技 術 セ ン タ ー	194,046.90	7,243.44	8,457.50
計	1,416,444.42	51,398.66	65,014.82

(2) 林業関係

a . 位置

森林林業技術センター本所	宍粟市山崎町五十波 430
林 業 研 修 館	宍粟市山崎町五十波 430-2
緑 化 セ ン タ ー	朝来市山東町野間 903-1

b . 施設

(単位 : m²)

区 分	土 地	建 物	
		建面積	延面積
本 所	428,217.02	3,609.83	4,638.39
林 業 研 修 館		1,380.04	1,993.92
緑 化 セ ン タ ー	194,739.86	995.72	1,128.10
計	622,956.88	5,985.59	7,760.41

本所内

(3)水産関係

a . 位置

水 産 技 術 セ ン タ ー	明石市二見町南二見 22-2
内 水 面 漁 業 セ ン タ ー	朝来市田路 1134
但馬水産技術センター	美方郡香美町香住区境 1126-5
但馬水産技術センター境分室	美方郡香美町香住区境 1116
栽 培 漁 業 セ ン タ ー	明石市二見町南二見 22-1
但馬栽培漁業センター	美方郡香美町香住区境 1126-5

b . 施設

(単位 : m²)

区 分	土 地	建 物		備 考
		建面積	延面積	
水 産 技 術 セ ン タ ー	13,756.90	2,614.80	6,489.78	栽培漁業センター用地を含む
内 水 面 漁 業 セ ン タ ー	5,098.56	440.87	440.87	
但馬水産技術センター	1,425.34	591.17	591.17	
栽 培 漁 業 セ ン タ ー	18,440.00	2,133.32	2,450.96	
但馬栽培漁業センター	16,835.38	2,781.96	3,328.69	
計	55,556.18	8,562.12	13,301.47	

位置図



5 主要な業務の内容（平成 18 年度）

(1) 農業畜産関係

農林水産技術総合センター本所及び農業技術センター、北部農業技術センター、淡路農業技術センター及び畜産技術センターにおいては次の業務を行っている。

- イ．農林水産業に係る試験研究についての企画及び総合調整に関すること。
- ロ．農林水産技術についての普及及び研修並びに農業技術及び畜産技術についての教育に関すること。
- ハ．種苗の育成及び配布並びに家畜精液及び家畜受精卵の配布に関すること。
- ニ．農林水産物の利用加工についての試験研究に関すること。
- ホ．農作物の品種改良及び栽培法についての試験研究に関すること。
- ヘ．農作物の有害動植物及び土壌保全についての試験研究に関すること。
- ト．家畜の改良及び飼育管理についての試験研究に関すること。
- チ．農業大学校の運営

a．研究部門の業務内容

部 門	業務内容
企画調整・産学官連携部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究・調査・普及指導の総合調整、プロジェクト研究の推進、産学官の連携 ・ 農林水産技術の相談
環 境 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産環境に関する研究、農作物栄養生理の試験研究 ・ 農業公害・農作物安全性の試験研究、農用地土壌の試験研究
生物工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有用植物の遺伝資源の収集・保存、バイオテクノロジーを用いた試験研究（有用植物等） ・ アイソトープの農業利用の試験研究
普 及 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改良普及員の指導・研修、普及指導の調査研究 ・ 普及指導に必要な調査研究及び情報収集
食品加工流通部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産物の品質評価（流通・鮮度保持） ・ 地域の特徴を生かした農畜産物の加工食品の開発と保存方法（加工）の研究 ・ 食品加工技術の相談・指導
農業技術センター 作物・経営機械部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲、麦、雑穀等の品種改良や栽培方法の試験研究及び種苗の育成配布 ・ 主要農産物の原種の生産・配布及び調査 ・ 酒米の品種改良及び栽培法の研究 ・ 農業経営及び畜産経営についての試験研究や農業の機械化、農業用施設及び装置についての試験研究
農業技術センター 園芸部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜、花き及び果樹の栽培技術や品種について試験研究及び種苗の育成配布 ・ 薬草の栽培法及び技術指導

農業技術センター 病害虫防除部	・農作物病害虫の発生生態と防除に関する試験研究や病害虫発生予察及び発生予察情報の提供
北部農業技術センター 農 業 部	・但馬・丹波地域に適応した特定作目の農作物栽培に関する技術開発、実証試験及び種苗の育成配布
北部農業技術センター 畜 産 部	・肉用牛の改良・飼養管理の試験研究、肉用種雄牛の育成 ・家畜人工妊娠の試験研究
淡路農業技術センター 農 業 部	・淡路地域の特性を活かした園芸作物（タマネギ、レタス、カーネーション、ビワ等）の栽培に関する技術開発、実証試験
淡路農業技術センター 畜 産 部	・乳用牛の改良・飼養管理の試験研究、家畜精液の保存・供給
畜産技術センター 家 畜 部	・肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良・飼養管理の試験研究 ・精液の採取・処理・検査・保存・供給、肉用種雄牛の育成 ・家畜人工授精・畜産公害・飼料作物・牧草・草地の試験研究

b. 業務の具体的内容

当センターの業務は大別して、a 研究業務、b 事業業務、c 普及活動業務に分けられる。これら業務の比率はおおよそ人員の総業務量で見ると、a 研究業務 65%、b 事業業務 25%、c 普及活動業務 10%である。

以下、平成 17 年度のこれらの業務内容の概要は以下のとおりである。

イ. 研究業務

当センターでは、消費者や生産者など県民のニーズに柔軟かつ的確に対応することを基本に、食の安全・安心を支え、ひょうごの食ブランド化を進める研究開発、豊かな自然環境の維持保全と農のゼロエミッションを進める研究開発、米政策改革を支える、農林水産物の高品質化、省力・低コスト生産技術の研究開発など農林水産業が成熟社会を先導する生活産業として展開されるよう、生産から消費さらに再利用にわたる幅広い技術の開発に取り組んでいる。

平成 17 年度に実施した主な研究課題は次のとおりである。

部科	研究項目	研究期間
部長 (農林水産環境担当)	農林水産業の副産物あるいは廃棄物の炭化をはじめとした各種資源循環利用法の開発	平成 15～17 年度
	タマネギの産地判別法の開発(部長(生物工学担当)、淡路農業技術センターと共同研究)	平成 15～17 年度
部長 (生物工学担当)	胚の大量生産による優良牛の増産技術の開発	平成 13～17 年度
	各種遺伝資源の利用による丹波黒ダイズへの病害抵抗性付与技術の開発	平成 14～18 年度
農業技術センター 作物部	中国広東省との共同研究による安全・安心な米づくりのための病害虫抵抗性品種の育成	平成 15～19 年度
農業技術センター 園芸部	イチジクの超早期成園化による増収技術の開発	平成 13～17 年度
	花壇苗標準培養土のグルーピング化による要素障害対策技術の開発	平成 16～18 年度
	伝統野菜の高品質安定生産技術と地産地消モデルの開発(農業技術センター経営・機械部、北部農業技術センターと共同開発)	平成 16～18 年度
農業技術センター 病害虫防除部	拮抗微生物を核とした特産マメ類立枯性病害防除システムの開発	平成 16～18 年度
	カメムシが持つ警報フェロモンを利用した新防除システムの開発	平成 17～19 年度
農業技術センター 経営・機械部	丹波黒大豆の管理技術の体系化「施肥と乾燥技術等の改善による収益力回復」	平成 17～19 年度
畜産技術センター 家畜部	消費者の求める美味しい牛肉の評価基準の開発	平成 14～18 年度
	但馬牛理想肥育牛の発育生理に基づく合理的な飼養管理技術の開発	平成 15～19 年度
北部農業技術センター 農業部	畦畔・法面へのシバ類の吹き付け植栽の適応性の実証(プロジェクト研究)	平成 14～17 年度
	県北地域におけるコシヒカリ作期分散をめざした良食味品種・作型の選定	平成 16～18 年度
北部農業技術センター 畜産部	超早期母子分離子牛の育成後の繁殖性と肥育性の検討	平成 14～18 年度
	繁殖雌牛の哺育能力の早期判定法の確立と実証	平成 15～17 年度
部長 (食品加工流通担当)	丹波黒大豆規格外品を利用した新食品素材の開発	平成 15～17 年度
淡路農業技術センター 農業部	切り花の栽培管理と流通技術の開発による日持ち保証マニュアルの作成	平成 15～17 年度
	内生細菌を基幹としたレタスビッグベイン病防除技術の開発(農業技術センター病害虫防除部と共同開発)	平成 15～17 年度
	農林水産業の副産物あるいは廃棄物の炭化をはじめとした各種資源循環法の開発(プロジェクト研究)	平成 15～17 年度
淡路農業技術センター 畜産部	家畜ふん尿処理と利用技術の確立と実証	平成 13～17 年度
	安全・安心な生乳生産のための生体情報監視システム技術の開発	平成 16～20 年度
	安全な高品質生乳生産に向けた衛生管理技術の開発	平成 17～20 年度

国庫助成・受託試験研究の内容

国庫助成・受託試験研究は平成 17 年度では 37 件 受託金額 78,110,929 円（うち本庁収入分 1 件 2,146,302 円）となっている。このうち 1 件当り受託金額が 3 百万円以上のものは次のとおりである。

部科	受託研究項目	受託先	受託金額	備考
部長 (農林水産環境担当)	農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発(イ等のカドミウム吸収)	(独)農業環境技術研究所	4,800,000	
	夕社 [※] の産地判別法の開発	(独)食品総合研究所	3,450,000	
	浄水発生土有効活用試験	兵庫県企業庁 東播磨利水事務所	3,150,000	
農業技術センター 病害虫防除部	カミシ [※] が持つ警報フェロモンを利用した新防除システム開発	(株)住友化学 農業化学品研究所	3,500,000	
	内生細菌利用を基幹としたバクテリア病防除技術の開発	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 近畿中国四国農業研究センター	4,400,000	
部長 (食品加工流通担当)	イタマの剥き豆調整による新形態加工食品の製造技術の開発	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 作物研究所	3,400,000	
淡路農業技術センター 農業部	園芸作物病害虫に対する新農薬応用試験 殺菌剤 17 剤 殺虫剤 4 剤	兵庫県植物防疫協会	3,624,000	
農業技術センター 作物部・病害虫防除部・園芸部	新農薬応用試験	兵庫県植物防疫協会	18,575,000	作物部 8,688 千円 園芸部 1,628 千円 病害虫防除部 8,259 千円
農業技術センター 作物部	高生産性地域輪作システム構築事業	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 近畿中国四国農業研究センター	3,500,000	

ロ．事業業務

当センターでは、農林水産部の普及教育課、農産園芸課、畜産課等各課からの依頼により、各種事業を行っている。平成 17 年度に実施した事業のうち、主なものは次のものである。

部 科	事 業 項 目	事業期間
部長 (農林水産環境担当)	農薬残留対策総合調査事業	昭和 46 年度～継続
	ため池水質調査	平成 14～18 年度
部長 (生物工学担当)	超高能力乳用牛増殖促進事業	昭和 63 年度～継続
部長 (普及担当)	改良普及員の研修計画の策定と実施	昭和 34 年度～継続
	改良普及員、関係課、団体などに対する指導及び援助	昭和 34 年度～継続
農業技術センター 作物部	奨励品種決定調査事業（北部農業技術センターと共同実施）	昭和 29 年度～継続
	第 期ひょうご豊かな米づくり推進対策事業	平成 13～17 年度
農業技術センター 作物部原種農場	原種ほ設置事業	昭和 38 年度～継続
	委託原種ほ設置事業	昭和 38 年度～継続
	麦・大豆原種生産対策事業	昭和 57 年度～継続
農業技術センター 病害虫防除部 (病害虫防除所)	農作物病害虫発生予察事業	昭和 25 年度～継続
	難防除病害虫対策事業	平成 7 年度～継続
農業技術センター 経営・機械部	農業機械化対策事業（部長(普及担当)）、農業大学校と共同実施）	昭和 28 年度～継続
畜産技術センター 家畜部	家畜人工授精事業	昭和 27 年度～継続
北部農業技術センター 農業部	水稻奨励品種決定調査	継続
部長 (食品加工流通担当)	ひょうごの「食」ブランド推進事業	継続
	食品加工技術の指導及び研修	継続
淡路農業技術センター 畜産部	乳質改善指導事業	昭和 52 年度～継続
	乳用牛群検定普及定着化事業 [国庫 1/2]	平成 2 年度～継続
	優良乳用雌牛効率生産推進対策事業	平成 13 年度～継続

ハ．普及活動業務

当センターは、農業事業者に対し、研究普及一体化課題検討会、試験研究発表会及び農業事業者の生産者大会等における講演を通じて、研究成果の普及指導を行っている。

また、農業改良助長法に基づき、県下 22 箇所に設置された「農業改良普及センター」に在籍する普及指導員を通じて、研究成果の普及指導を行っている。

そのため、当センターでは普及指導員が直接農業事業者に接して行う課題解決に必要な資質向上の為の研修、課題解決のための現地における技術実証の支援を行っている。

二．農業大学の経営

概要

本校は、次代の農業を担い、地域における農業の振興等に指導的役割を果たすことができる者を養成し、地域農業の指導者を育成することを目的として、農業改良助長法並びに学校教育法に基づき設置された2年制の農業大学校である。

(イ)養成部門は、農産園芸課程と畜産課程からなり、農業実践教育とこころ豊かな自主的な学生を育てる人間教育を実施している。

課程	専攻	1学年定員	修業年限	その他
農産園芸	作物、野菜、花き、果樹	40人	2年	全寮制
畜産	肉牛、養豚、養鶏、酪農			

(ロ)研修部門は、活力ある農村社会の形成に寄与する地域リーダー等に対し、技術、経営及び組織化の研修を実施している。

組織

教務課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の企画・実施 ・寄宿舎の運営管理
研修課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等に対する研修の企画・実施 ・研修施設及び宿泊棟の運営管理

施設

建物	本館	1,739 m ² (職員室,教室,研修室,視聴覚室,図書室等)
	寄宿舎	1,174 m ² (学生寮40室(2人1室))
	研修宿泊棟	817 m ² (食堂,浴室,研修生宿泊室(和室7・洋室3))
	情報処理施設	パソコン31台、視聴覚設備等
	ほ場	13,000 m ² (水田4,200 m ² ,畑・飼料畑8,800 m ² ,果樹園は農業技術センター-果樹園を活用)
教育施設	農業施設	2,600 m ² (温室1,500 m ² ,ビニールハウス650 m ² ,園芸実習室280 m ² ,作物実習室170 m ²)
	大型農業機械練習場	6,000 m ²
	畜産施設	1,036 m ² (肥育牛舎513 m ² ,繁殖牛舎321 m ² ,堆肥舎202 m ² ,豚・鶏は畜産技術センター-施設を活用)
体育施設	体育館	680 m ²
	テニスコート	2面
	運動場	7,000 m ²

進路状況

	平成 17 年度	平成 16 年度
農業従事者		4 人
自家農業		1 人
法人雇用	4 人	1 人
研 修		1 人
農 協	4 人	4 人
就 職		
関連産業	14 人	7 人
公 務 員	1 人	2 人
その他産業	1 人	2 人
進 学	3 人	1 人
未 定	3 人	2 人
卒業者数	30 人	24 人

(2)森林林業技術センター

森林林業技術センターでは林業技術、森林被害防除技術、森林の公益的機能の維持、増進、および県産木材の利用に役立つ技術の開発を行っている。さらに、これらの新技術の普及を行うとともに、林業関係者への林業技術の普及と県民に対する森林・林業教育を実施している。

a．研究部門の業務内容

部 門	業務内容
資 源 部	・ 森林の多面的機能維持増進の試験研究 ・ 森林被害防除に関する実証研究
木材利用部	・ 県産木材利用技術の実用化試験及び技術指導
普 及 部	・ 改良普及員の指導・研修、普及指導の調査・研究・ 情報収集・提供 ・ 林業技術研修の計画策定・実施
緑化センター	・ 林木の育種、多雪地帯の森林の育成の研究 ・ 林業種苗および緑化樹の育成・配布

b．業務の具体的内容

当センターの業務は大別して、a 研究業務、b 事業業務、c 普及活動業務に分けられる。これら業務の比率はおおよそ人員の総業務量で見ると、a 研究業務 60%、b 事業業務 20%、c 普及活動業務 20%である。

以下、平成 17 年度のこれらの業務内容の概要は以下のとおりである。

イ．研究業務

当センターでは、資源循環型社会に適応した林業技術の実用化のための技術開発、実証試験、技術指導を行うとともに、県産木材の利用促進のための実用化試験及び技術指導を行うことを基本方針とし、研究課題とすべき要件として次の 3 点を掲げている。

- ・ 林業関係者はもとより県民、行政機関等の要請度が高く、地域が直面する課題に対して技術面から支援し得る課題であること。
- ・ 森林、林業、木材利用に関する地域社会のニーズに対応した実践的、実証的研究課題であること。
- ・ 予想される効果（現状改善度・利用度・経済性・安全性・普及性・ライフサイクル）が大きい課題であること。

平成 17 年度に実施した主な研究課題は次のとおりである。

部 科	研 究 項 目	研究期間
資 源 部	絶滅の可能性のある貴重植物・遺伝資源の現地保全と増殖技術の開発	平成 13～17 年度
	兵庫県に適したハタケシメジ「波賀のめぐみ」栽培法の確立	平成 17～19 年度
木材利用部	県内産スギ材の強度特性を考慮したエンジニアードウッドの試作	平成 13～17 年度
	梁材を用途としたスギ大断面材の速くて損傷の少ない乾燥方法の開発	平成 16～18 年度

国庫助成・受託試験研究の内容

国庫助成・受託試験研究は平成 17 年度は次の 3 件で受託金額合計は 2,280 千円である。

部 科	受託研究項目	受託先	受託金額
木材利用部	木材の調湿・断熱性能評価	木材利用技術研究会	200,000
	加圧処理木材を用いた環境畦道の耐久性評価並びに環境影響評価(部長(農林水産環境担当)作物部と共同実施)	(株)コイブレガ・ビソク	100,000
資 源 部	森林管理データベース及び森林保全シミュレーション構築に関わる調査研究	(有)ウッズ	1,980,000
計			2,280,000

Ⅱ. 事業業務

当センターでは、農林水産部の林務課、治山課、森林動物共生室、森林保全室等からの依頼により、各種事業を行っている。平成 17 年度に実施した事業は次のものである。

部 科	事 業 項 目	事業期間
資 源 部	優良種苗資産事業	昭和 31 年度～継続
	林木育種事業	昭和 34 年度～継続
	薬剤防除自然環境等影響調査事業	昭和 52 年度～継続
	松くい虫発生予察事業	昭和 54 年度～継続
	森林資源モニタリング調査	平成 11 年度～継続
	ツキノワグマ保護管理検証事業	平成 16 年度～継続
	人工林における本数調整伐木を利用した筋工の土砂流出抑止効果調査	平成 15 年度～継続
	広葉樹林における本数調整伐採施工後の表層土壌移動量調査「里山防災林整備」手法の確立	平成 15 年度～継続 平成 17 年度
木材利用部	技術開発指導員設置事業	平成 8 年度～継続
	木材の調湿・断熱性能評価	平成 17 年度

木材利用部において、木材の依頼試験を行っている。試験項目は、曲げ、圧縮、引張り、含水率、密度等の試験であり、平成 17 年度 361 件実施し、収入は 1,083 千円（証紙で収納しているため本庁の収入になっている）である。

ハ．普及活動業務

普及活動業務として、次のような研修、指導を行っている。

- ・ 森林普及指導員の資質の向上の為の研修
- ・ 林業後継者等育成の為の研修
- ・ 県産材の利用促進を図る為建築士対象の研修
- ・ 林業技術の改善とその普及促進の為の試験研究の成果等を活用した現地指導

(3)水産技術センター

水産技術センターでは、水産資源の持続的利用と安全・安心な水産物の安定供給を図るため、科学的調査研究と技術開発を実施し、その成果を行政機関、関係団体との一体的な活動を通じて漁業者・県民に普及する他、行政施策の実施に役立てている。

a . 各研究部門の業務内容

部 門	業務内容
資 源 部	<ul style="list-style-type: none">・ 重要な魚種の生態の解明、その年の漁況予測、持続的な漁業を成り立たせるための資源管理手法の開発や漁場造成技術の開発・ 海水の水温、塩分、栄養塩等の分布調査や赤潮発生予察等の調査研究
増 殖 部	<ul style="list-style-type: none">・ ノリの品種改良、カキの採苗試験等：養殖技術開発と指導・ ズワイガニ、アカガレイの種苗生産技術開発・ 種苗生産現場の防疫対策、養殖現場における防疫パトロール・ 魚病発生時の緊急対策、水産用医薬品の適性指導
普 及 部	<ul style="list-style-type: none">・ 改良普及員の指導・研修、普及指導の調査・研究・情報収集・提供
但馬水産技術センター	<ul style="list-style-type: none">・ 日本海海域の漁場環境・海洋資源の把握と漁場整備技術の開発・ 水産加工利用技術の開発、技術指導
内水面漁業センター	<ul style="list-style-type: none">・ 県下全域の内水面の水産技術に関する試験研究・ 魚病・養殖・河川環境改良指導、普及啓発

b . 業務の具体的内容

当センターの業務は大別して、a 研究業務、b 事業業務、c 普及活動業務に分けられる。これら業務の比率はおおよそ人員の総業務量で見ると、a 研究業務 70%、b 事業業務 15%、c 普及活動業務 15%である。

以下、平成 17 年度のこれらの業務内容の概要は以下のとおりである。

イ . 研究業務

当センターでは、本県水産業を支援する公的研究機関として水域内の環境及び水産資源の実態を把握し、水域の環境保全対策技術の確立、培養技術の高度化、種苗放流を含む資源管理型漁業の積極的な推進を図る試験研究を推進している。

平成 17 年度に実施した主な研究課題は次のとおりである。

部科	研究項目	研究期間
水産技術センター 資源部	赤潮・貝毒などの原因プランクトンの被害防止技術研究	平成 13～17 年度
水産技術センター 増殖部	ズワイガニ種苗生産研究	平成 10～19 年度
	魚病実態把握指導事業	昭和 54 年度～継続
水産技術センター 内水面漁業センター	重要淡水魚類資源増殖開発研究	平成 17～21 年度
但馬水産技術センター 漁業資源部門	日本海における底びき網漁業の漁場形成機構に関する研究	平成 14～18 年度
	資源培養管理推進対策事業(資源回復計画、多目的資源管理)	平成 5 年度～継続
但馬水産技術センター 増養殖部門	日本海中西部ヒラメ広域連携調査	平成 17～21 年度
	但馬沿岸藻場の現状と磯根資源の生産性	平成 16～18 年度
但馬水産技術センター 利用加工部門	水産物の総合的品質管理技術開発試験	平成 17～21 年度
	但馬水産加工技術開発試験	昭和 44 年度～継続

国庫助成・受託試験研究の内容

国庫助成・受託試験研究は平成 17 年度では次の 5 件で受託金額合計 30,788 千円(うち本庁収入分 3 件 17,039 千円 農林水産技術総合センター本所収入分 2 件 13,749 千円)となっている。

部科	受託研究項目	受託先	受託金額	備考
水産技術センター 資源部	資源評価調査	(独)水産総合研究センター	4,689,000	本庁契約
水産技術センター 増殖部	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業(瀬戸内海における養殖川不作の原因究明と危害防止技術の開発)	(独)水産総合研究センター	3,349,000	農林水産技術総合センター本所契約
但馬水産技術センター	資源評価調査	(独)水産総合研究センター	11,500,000	本庁契約
	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業(ワケの移動回遊生態の解明と漁況予測・資源管理モデルの開発)	農林水産省農林水産技術会議事務局	10,400,000	農林水産技術総合センター本所契約
	アサギ類の遺伝的多様性の解析調査	(独)水産総合研究センター	850,000	本庁契約
計			30,788,000	

ロ．事業業務

当センターでは、農林水産部水産課からの依頼により、各種事業を行っている。平成 17 年度に実施した事業は次のものである。

部 科	事 業 項 目	事業期間
水産技術センター 普及部	栽培漁業センター種苗生産等委託事業(明石) (注)	継続
	栽培漁業センター種苗生産等委託事業(但馬) (注)	継続
	漁業の担い手の育成	継続
	栽培漁業の推進	継続
	資源培養管理対策推進事業	継続
	漁場環境保全対策事業	継続
	漁場環境情報システムの運営	平成 17 年度～継続

(注) 栽培漁業センターにおける種苗生産等委託事業は、明石と但馬の栽培漁業センターで生産されたマダイ、ヒラメ等の種苗を沿岸市町等へ配布している事業で、これらセンターの運営管理については財団法人ひょうご豊かな海づくり協会に委託して行っている(この委託料支払額は平成 17 年度は 208,236 千円である)。

平成 17 年度の生産計画は次のとおりである(なお、クロアワビとサザエについては回遊しないため有料配布しており、この平成 17 年度の生産物売払収入は 4,960 千円である)。

魚 種	平成 17 年度 生産計画	生産サイズ	備 考
マダイ	60 万尾	全長 20 mm	内海
ヒラメ	50 万尾	全長 20 mm	内海
マコガレイ	30 万尾	全長 20 mm	内海
オニオコゼ	10 万尾	全長 15 mm	内海
マダイ	40 万尾	全長 20 mm	但馬
ヒラメ	40 万尾	全長 20 mm	但馬
クロアワビ	28 万個	殻高 10 mm	但馬
サザエ	12 万個	殻高 7 mm	但馬

ハ．普及活動業務

普及活動業務として、次のような研修、指導を行っている。

- ・水産業改良普及員の資質の向上の為の研修
- ・漁業の担い手育成指導の為、各地区で交流学习事業、技術交流、少年水産教室の開催等
- ・生産振興・地域漁業の推進の為、公害調査指導、赤潮・貝害発生監視調査事業、兵庫県漁場環境情報システムの運営等

6 人員の状況・平均年令

(1)最近4年間のセンター別職員数と平均年令

平成14年度から平成17年度における職員数の推移は次のとおりである。平成14年度末非常勤も含め515名に対し、平成17年度末は492名で、この間、全体では23名減少しているが、正規職員だけでみると34名減少している。また平均年令は平成17年度末で47.1歳と比較的高い構成になっている。

人員の状況・平均年令（本務地で計上）

	平成 14 年度末							合計	平成 15 年度末						合計	平成 16 年度末						合計	平成 17 年度末						合計
	本所	北部	淡路	森林	水産	但馬	本所		北部	淡路	森林	水産	但馬	本所		北部	淡路	森林	水産	但馬	本所		北部	淡路	森林	水産	但馬		
行政職	事務	17	4	3	3	3	1	31	17	4	3	3	3	1	31	17	4	3	3	3	1	31	17	4	3	3	3	1	31
	技術	27			3	5		35	27			3	5		35	27			3	5		35	27			5	5		37
研究職	84	11	14	16	13	6	144	81	10	13	15	13	6	138	77	10	12	13	12	6	130	73	9	11	11	12	6	122	
技能労務職	58	26	19	7	9	14	133	54	25	18	7	8	14	126	49	25	18	7	11	14	124	48	25	17	6	10	13	119	
正規職員計	186	41	36	29	30	21	343	179	39	34	28	29	21	330	170	39	33	26	31	21	320	165	38	31	25	30	20	309	

非常勤嘱託員	147	6	4	6	6	1	170	152	8	3	6	7	2	178	154	6	3	7	5	3	178	155	6	3	7	5	2	178
臨時的任用職員	1				1		2	2				1		3	5				2		7	1		2		1	1	5
合計	334	47	40	35	37	22	515	333	47	37	34	37	23	511	329	45	36	33	38	24	505	321	44	36	32	36	23	492

職員の年齢別構成（非常勤嘱託員・臨時的任用職員を除く）

	本所	北部	淡路	森林	水産	但馬	合計	本所	北部	淡路	森林	水産	但馬	合計	本所	北部	淡路	森林	水産	但馬	合計	本所	北部	淡路	森林	水産	但馬	合計
20代	15	6		1	2	1	25	10	4			2		16	5	4			1		10	3	4				1	8
30代	34	14	6	8	5	8	75	36	14	4	9	5	9	77	31	15	2	9	5	8	70	29	14	3	7	4	7	64
40代	48	9	14	8	12	6	97	50	10	13	8	12	4	97	53	11	14	6	13	5	102	58	10	14	6	12	6	106
50代	77	11	14	11	8	5	126	72	11	14	8	8	7	120	73	6	14	8	10	4	115	66	9	12	10	12	5	114
その他	12	1	2	1	3	1	20	11		3	3	2	1	20	8	3	3	3	2	4	23	9	1	2	2	2	1	17
合計	186	41	36	29	30	21	343	179	39	34	28	29	21	330	170	39	33	26	31	21	320	165	38	31	25	30	20	309
平均年齢	46.7	41.7	47.1	46.8	45.5	42.7	45.7	47.2	42.1	48.5	47.2	45.8	43.7	46.3	47.5	41.5	49.6	46.8	47.5	43.3	46.7	47.9	41.4	48.7	46.3	49.5	45.2	47.1

農業畜産関係の職員数

(平成18年3月31日現在 単位：人)

区分	総務部	農業大学校	部長(企画調整・プロジェクト担当)	部長(農林水産環境担当)	部長(生物工学担当)	部長(普及担当)	部長(食品加工流通担当)	農業技術センター						畜産技術センター		北部農業技術センター			淡路農業技術センター		合計		
								作物部	原種農場	酒米試験地	園芸部	病害虫防除部	経営・機械部	家畜部	総務調整担当	農業部	畜産部	総務調整担当	農業部	畜産部			
事務職	13	3	1											4				3					24
技術職	3	9	3	(2) 13	9	14	5	6	2	1	10	15	3	7	1	4	4	1	6	4			(6) 120
技能労務職	2	5		1	1			6	2	1	8	2	4	16		6	19		7	10			90
計	18	17	4	(2) 14	10	14	5	12	4	2	18	(4) 17	7	23	5	10	23	4	13	14			(6) 234

臨時的任用職員											1								1	1		3	
非常勤嘱託員	6	29		1			3	1	1		1	107	6	2		4	3						164

合計	24	46	4	15	10	14	8	13	5	2	20	124	7	29	7	10	27	7	14	15		401
----	----	----	---	----	----	----	---	----	---	---	----	-----	---	----	---	----	----	---	----	----	--	-----

- (注) 1. ()内書は兼務職員である。
2. 非常勤嘱託員には、農業大学校非常勤講師 24 名、病害虫防除員 107 名を含む。

林業関係の職員数

(平成18年3月31日現在 単位：人)

	総務調整担当	資源部	木材利用部	普及部	緑化センター	合計
事務職	3					3
技術職	1	[2] 6	4	5	(2)	[2] 16
技能労務職	1	2	1	1	1	6
非常勤嘱託員	1	1	2		3	7
計	6	[2] 9	7	6	(2) 4	[2] 32

- (注) 1. 資源部[]外書は所長、主幹(農林水産環境担当)との兼務職員である。
2. 緑化センター()内書は資源部との兼務職員である。
3. 非常勤嘱託員には技術開発指導員(年4日程度勤務)を含む。

水産関係の職員数

(平成18年3月31日現在 単位：人)

		総務	資源部	増殖部	普及部	漁業 研修館	内水面 漁業 センター	但馬水 産技術 センター	計
行政職	事務吏員	3						1	4
	技能吏員				4		1		5
研究職	技術吏員	1	(1) 5	5			1	[1] 6	18
技能労務職	技術吏員	3		3				9	15
	技術員	3						4	7
	事務員	1							1
非常勤嘱託員						2	3	2	7
臨時的任用職員		1						1	2
計		12	(1) 5	8	4	2	5	[1] 23	(1)[1]59

(注) 1. 資源部()外書きは主幹(農林水産環境担当)との兼務職員である。

2. 但馬水産技術センター[]外書きは駐在職員(食品加工流通部)である。

7 収支の状況（平成 17 年度）

収入は 399 百万円に対し、支出は県庁負担人件費（正規職員に係る人件費）も含め 4,033 百万円となっている。

（単位：千円）

科 目	本所	北部農業	淡路農業	森林林業	水産	但馬水産	合計
歳 入							
使 用 料	6,952	10	4	394	26		7,388
手 数 料	299						299
財産運用収入	2,399	772	426	322			3,920
財産売払収入	150,495	96,410	39,049	229	4,960		291,145
諸 収 入	81,245	3,496	4,972	2,280	0		91,993
雑 入	809	734	2,537	159	532	115	4,889
合 計	242,200	101,424	46,989	3,386	5,519	115	399,635
歳 出							
報 酬	37,678	14,641	3,593	9,216	9,588	3,666	78,383
職員手当等	2,655	1,335	645	250	330	300	5,515
共 済 費	7,775	3,656	1,665	1,741	2,516	1,751	19,107
賃 金	42,402	15,302	10,534	6,436	7,939	8,551	91,166
報 償 費	1,321	18,664	150	717	715	1,311	22,879
旅 費	29,444	7,458	5,709	5,923	6,308	6,265	61,110
需 用 費	191,882	89,954	52,464	28,885	68,388	34,483	466,060
役 務 費	15,003	14,615	6,219	2,757	8,479	5,472	52,547
委 託 料	36,988	24,981	4,426	20,113	232,295	11,736	330,542
使 用 料 及び賃借料	4,774	2,779	1,356	3,704	3,361	1,656	17,634
工事請負費				18,464	1,732		20,196
備品購入費	28,874	58,854	2,940	5,723	1,381		97,775
負担金補助 及び交付金	2,636		165	272	70		3,144
補償、補填 及び賠償金	445	207	20				673
公 課 費	282	185	42	149	73	36	769
合 計	402,164	252,638	89,935	104,355	343,180	75,232	1,267,506
県庁負担人 件 費		2,087,588		189,238	489,633		2,766,460

8 他府県の試験研究機関との比較

農林水産技術総合センターの人員規模が全国都道府県の同様の試験研究機関と比べどのレベルにあるかを聴取したところ、総合農政課で平成 16 年度ベースで全国都道府県別に農林水産関係試験研究機関の総人員、研究員数、平成 16 年度農林水産粗生産高、研究員 1 人当たり粗生産額を算出されていた。この資料より兵庫県の総人員 329 名を中心に総人員 300 名～360 名の範囲の他府県及び兵庫県の粗生産額 1,840 億円を中心に 1,500 億円～2,200 億円の範囲の他府県と比較した。その結果は次のとおりであり、研究員 1 人当たり粗生産額（総額）でみると、熊本県・宮崎県は 29 億円と高く、秋田県・大分県は 12 億円と低い。兵庫県は 14 億円で上記 13 県中 10 番目であり、全国平均と比べても低いレベルにある。

県名	総人員	研究員数	粗生産額(億円)				研究員1人当たり粗生産額(億円)			
			総額	農業	林業	水産	総額	農業	林業	水産
秋田	331	164	1,947	1,788	116	43	12	13	11	2
山形	294	131	2,232	2,140	63	29	17	20	7	2
栃木	357	144	2,878	2,769	109	0	20	23	9	0
埼玉	286	125	1,994	1,968	26	0	16	18	5	0
長野	300	180	2,944	2,405	539	0	16	16	30	0
愛知	355	198	3,516	3,266	42	208	18	21	5	6
三重	195	93	1,864	1,236	87	541	20	22	11	19
高知	250	122	1,570	978	80	512	13	12	5	21
佐賀	253	110	1,600	1,306	11	283	15	15	2	16
熊本	315	123	3,602	3,084	138	380	29	31	17	25
大分	309	156	1,890	1,345	182	363	12	12	12	13
宮崎	303	130	3,737	3,153	215	369	29	35	10	22
兵庫	329	130	1,840	1,515	40	285	14	16	3	16
全国平均	307	143	2,304	1,897	92	381	16	18	7	15

注：平成 16 年度末総合農政課の全国照会結果

健康環境科学研究センターの概要

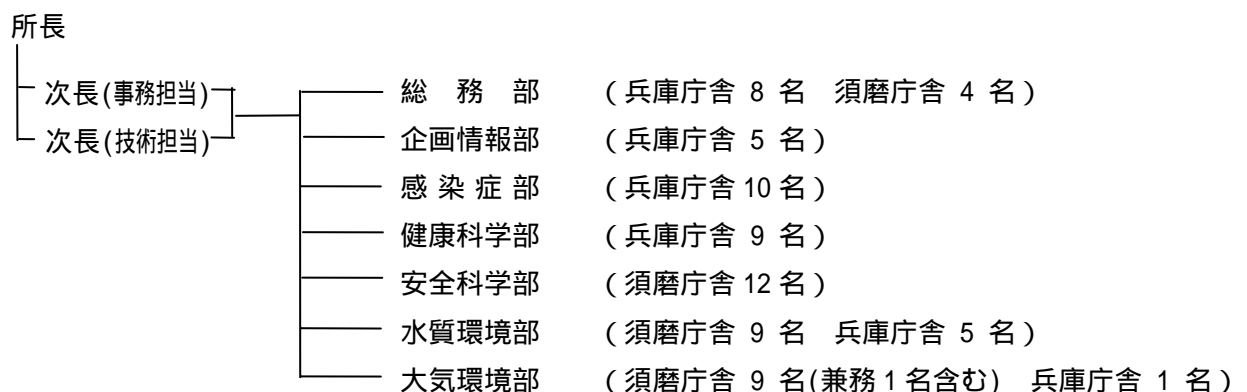
1 設立目的・根拠条例等

当研究センターは県の行政組織規則第 127 条において設置されており、その設立目的は健康と環境に関する科学的かつ技術的な調査研究及び試験検査等を総合的に行い、もって安全で安心な県民生活の実現に寄与することとなっている。

2 沿革

- 昭和 23 年 8 月 16 日 兵庫県衛生研究所規程（兵庫県規則第 78 号）が制定され、神戸市生田区下山手通 4 丁目 57 において衛生研究所として発足。
- 昭和 24 年 5 月 17 日 機構拡充に伴い、神戸市長田区大谷町 2 丁目 13 に移転。
- 昭和 43 年 4 月 1 日 昭和 40 年に衛生部および商工部に設置されていた公害部が一元化され公害研究所として発足。
- 昭和 43 年 4 月 20 日 保健衛生センター新築により、衛生研究所および公害研究所が神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1 番 29 号に移転。
- 昭和 50 年 8 月 1 日 公害研究所が新庁舎の施工により神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 27 号に移転。
- 昭和 62 年 4 月 1 日 行政組織規則の一部を改正する規則（昭和 62 年兵庫県規則第 44 号）により、県立衛生研究所、県立公害研究所に改称。
- 平成 14 年 4 月 1 日 機構改革により、県立衛生研究所と県立公害研究所が統合し、県立健康環境科学研究センターとなる。庁舎は[兵庫]及び[須磨]。

3 組織（人員配置）（平成 18 年 4 月 1 日現在）



上記には非常勤嘱託員 12 名は含まれていない。

4 施設の概要と所在地

1. 兵庫庁舎 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-29

(1)敷地面積(県有地)	2,318.04 m ²		
(2)建築面積	880.73 m ²	延面積	4,683.91 m ²
建面積内訳	本館(地上7階、地下1階建)		4,005.95 m ²
	別館(3階建)		576.00 m ²
	車庫・受水槽・ポンプ室		95.21 m ²
	危険物倉庫		6.75 m ²
(3)設備概要	特殊研究室	高度安全実験室(P3)、クリーンルーム、核種実験室	
		動物舎(自動水洗飼育機)	

2. 須磨庁舎 神戸市須磨区行平町3丁目1-27

(1)建面積内訳	本館(地上6階、地下1階建)	延面積	5,160 m ²
	車庫、危険物貯蔵庫	延面積	115 m ²
(2)設備概要	特殊研究室	特殊有害物質研究室(高分解能質量分析計)	
		騒音・振動研究室 共通機器室(第1~第5機器室)	

5 主要な業務内容

(1) 各研究部の主要な業務

研究部	主 要 な 業 務
企画情報部	業務の企画・調整（事業計画の調整等） 本庁との連絡調整 研究の評価・進行管理・調整、研究機能充実方策の検討 他機関との共同研究、プロジェクト型研究の企画調整 疫学的調査研究の実施と総括 研究所の危機管理機能の総括 食品衛生検査施設における食品検査の信頼性の点検 県民に対する情報収集、提供（広報誌の発行、公開セミナーの開催等） インターネット等を活用した情報ネットワークシステムの構築 健康教育や環境教育の促進、人材育成の支援 研修業務に係る企画調整（疫学研修を含む）
感染症部	細菌性疾患、ウイルス性疾患に関する試験研究 結核、エイズ等の検査 食中毒感染源・感染経路調査 感染症発生動向調査 県感染症情報センターの運営 衛生検査所の外部精度管理
健康科学部	食品中の、食品添加物、残留農薬および動物用医薬品等に関する試験研究 食品の毒性に関する試験研究 食品中の有害物質に関する試験研究 医薬品、化粧品および衛生材料等に関する試験研究 家庭用品および容器包装等に関する試験研究 遺伝子組換え食品に関する試験研究 衛生害虫、カビおよび花粉等に関する試験研究
安全科学部	特定の有害物質に関する試験研究（有害物質に関する公共用水域の水質等の測定、工場立入調査等を含む） 地下水・土壌汚染（有害物質）に関する試験研究 廃棄物及び廃棄物処分場に関する試験研究 ダイオキシン類に関する試験研究及び環境モニタリング調査
水質環境部	水質の汚濁に関する試験研究（公共用水域の水質の測定、栄養塩削減指導調査等） 地下水・土壌汚染（重金属等）に関する試験研究 広域総合水質調査 工場立入検査 沿岸域の環境保全・創造に関する研究 水道水等の安全性に関する試験研究 水道水の監視項目等の検査 水道水質検査機関の外部精度管理 河川流域の水環境の保全・創造に関する研究 温泉に関する試験研究
大気環境部	大気汚染に関する試験研究（ばい煙発生施設や一般環境等に係る測定調査、大気中微粒子等の自動車公害及び酸性雨や温室効果ガス等の越境大気汚染問題等を含む） 騒音・振動に関する試験研究 放射能分析及び研究 悪臭に関する試験研究 アスベストに関する試験研究 ヒートアイランドに関する調査研究

(2)業務の具体的内容

当研究センターの業務は大別して a . 調査研究、 b . 試験検査、 c . 普及啓発活動に分けられる。これら業務の比率はおおよそ人員の総業務量で見ると、 a . 調査研究業務 24%、 b . 試験検査業務 63%、 c . 普及啓発活動 13%である。

以下、平成 17 年度のこれらの業務内容の概要は以下のとおりである。

a . 調査研究

当研究センターは、人、環境、生態系を総合的に取り扱い、感染症対策、食の安全対策、環境汚染対策など県民が地域で安心して安全に暮らすための課題について試験研究を行うことにより、県の健康・環境行政を科学的、技術的に支援する中核研究機関の役割を担っている。

特に、感染症、毒物等による健康危機や不測の環境汚染事故発生時に、試験検査等で中心的な役割を果たし、本庁、健康福祉事務所と一体となった危機管理機能を発揮できるよう、迅速かつ適切な検査手法を開発することを、調査研究の基本方針とし、研究課題とすべき要件として次の 3 点を掲げている。

- ・ 県民等のニーズに沿った研究課題であり、健康環境行政施策の展開を支援するもの。
- ・ 健康、環境分野における先導的な研究課題であり、成果を各方面に発信していくもの。
- ・ 大学や民間研究期間等と連携しながら行政研究機関の役割を果たすもの。

平成 17 年度実施した調査研究課題は以下のものである。

研究部	調査研究課題	実施年度
企画情報部	県民の健康に関する疫学指標と生活習慣等の要因の関連性	14～17
	結核対策評価のための地域分類疫学モデルの開発に関する研究	14～17
	危機管理マネジメントに関する研究	15～17
感染症部	県下で発生した集団細菌感染症，特に細菌性集団食中毒における感染源及び感染経路の解明に関する調査研究	14～17
	淡路島南部で多発する日本紅斑熱（ダニ媒介性リケッチア症）の感染防止に関する研究	14～17
	発生すれば問題が大きい，重要な新興・再興感染症の検査法の導入と改良，及びそれを用いた病原体汚染実態調査	14～17
	食品を介した感染症の微生物学的リスクアセスメント	13～17
	流行防止のための感染症警報システムの活用に関する研究	14～17
	HIVの薬剤耐性株スクリーニング法の導入に関する研究	13～17
	ノロウイルス（SRSV）の感染疫学に関する調査研究	14～17
	結核菌のDNA解析による感染実態調査	13～17
	最近のインフルエンザの実態調査	13～17
健康科学部	新規規制物質に対応した残留農薬のモニタリング調査	13～17
	食品中異物としての衛生害虫，カビの迅速同定に関する研究	14～17
	食品等に含まれる有害物質の系統的試験法の確立	14～17
	花粉症の実態把握に関する調査研究	14～17
安全科学部	「兵庫県ダイオキシン類削減プログラム」に基づく各種対策の削減効果の数値的検証及び新たな施策の提言に関する研究	13～17
	生体試料によるダイオキシン類暴露モニタリング	13～17
	有害化学物質環境リスク評価の地域特化と総合化に関する研究	16～20
	PCB汚染物等の適正処理技術構築及び施設管理に関する研究	16～20
水質環境部	瀬戸内海沿岸の環境浄化能・汚濁蓄積特性の評価に基づく環境保全・創造施策の提言に関する研究	13～17
	河川水質の改善，水量の確保，水辺空間の保全に向けた面源負荷の削減対策や適切な土地形態の提言に関する研究	13～17
	高度浄水処理に伴う臭素系消毒副生成物の分析法の確立と副生成物の挙動	13～17
	水中環境ホルモン（外因性内分泌攪乱物質）の高感度一斉分析法の確立と水中濃度分布	13～17
	飲料水健康危機管理に関する有害物質の迅速で系統的な定量法の開発	14～17
	温泉地の適正揚場量の解析に基づく枯渇防止及び飲泉の安全対策の検討	14～17
大気環境部	酸性雨・酸性霧の生態系，林産物及び建築物・文化財への影響に関する研究	13～17
	自動車公害の実態把握と汚染特性の解明に関する研究	14～17
	兵庫県における温室効果ガスの削減対策と県民生活への影響予測に関する研究	14～17
	光化学スモッグの機構解明に関する研究	15～18

b. 平成 17 年度実施した試験検査等

試験検査業務は、当研究センターの総業務量の 63% 近くを占める業務で、そのほとんどが県の行政サイドからの依頼業務である。各研究部門で平成 17 年度実施した試験検査等の例を当センターの業務年報（第 5 号）によると概略は次のとおりである。

研究部	試験検査項目
企画情報部	「兵庫県アレルギー疾患実態調査」データの解析 兵庫県下の結核患者発生情報の解析 研究センターセミナーの開催 広報誌の発行 研究課題等評価調整会議の開催 他 5 項目
感染症部	鶏卵および液卵の細菌汚染実態調査 血液製剤の無菌試験 平成 17 年度新型インフルエンザウイルスの出現を想定した感染源調査 ウエストナイル熱に対する対応 兵庫県下の感染症患者発生情報の解析 他 13 項目
健康科学部	穀類，野菜，果実等の残留農薬試験 蓄水産食品等の残留医薬品試験 輸入食品における指定外添加物等の試験 食品用洗剤の規格試験 遺伝子組換え食品検査 他 15 項目
安全科学部	公共用水域及び地下水の水質測定 有害大気汚染物質環境モニタリング調査 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査 ゴルフ場農薬関係調査 化学物質環境汚染実態調査 他 9 項目
水質環境部	公共用水域の水質等の調査 窒素・燐削減指導調査（窒素・燐総量規制指導調査） 第 3 回瀬戸内海環境情報基本調査 飲料水水質試験 温泉成分試験 他 7 項目
大気環境部	金属物質環境汚染監視調査 ばい煙発生施設・特定粉じん発生施設に係る測定調査 アスベストに係る一般環境濃度測定調査 酸性雨監視調査 国道 43 号沿道等における騒音実態調査 他 16 項目

c . 普及啓発活動

当研究センターでは次のような普及指導活動を行っている。

- ・ 行政部門に対し行政検査やモニタリング分析等の実施を通じて技術的に支援する業務
- ・ 県の健康福祉事務所検査室、食肉衛生検査センター及び保健所政令市検査機関への研修指導
- ・ 県民に対し、広報誌・メールマガジンの発行、健康環境科学研究セミナーの開催、最新の感染症情報の提供

平成 17 年度実施した普及啓発活動は当センターの業務年報（第 5 号）によると概略は次のとおりである。

研究センターセミナー	1 件
県職員の研修指導	11 件
県職員以外の研修指導	12 件
他主催者の研修会等での講演	30 件

6 人員の状況・平均年令

平成 13 年度から平成 17 年度における職員数の推移は次のとおりであり、この間 17 名減少している。また、平均年令は平成 17 年度末で 48.8 才と相当高い構成になっている。

5 年間の職員数と平均年令

区 分		平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末	平成 16 年度末	平成 17 年度末
吏員	事 務	11	9	8	8	8
	研究員等	70	67	64	62	59
技 術 労務業務技師 そ の 他		7	5	5	4	4
合 計		88	81	77	74	71
職員の年齢別構成						
20 代		3	1		1	2
30 代		18	21	18	20	16
40 代		11	9	10	10	13
50 代		51	42	40	35	33
その他		5	8	9	8	7
合 計		88	81	77	74	71
平 均 年 令		48.9	48.8	50.1	48.7	48.8

(注) 1. 平成 13 年度末の人数は、旧公害研究所と旧衛生研究所の合計であり、平成 14 年度末以降の人数は、公害研究所と衛生研究所との組織統合後（現健康環境科学研究センター）の人数である。

2. 上記には非常勤嘱託員 12 名は含んでいない。

部門別職員数

平成 18 年 4 月 1 日現在

区 分		事務職	技術職	技 能 労務職	計	非常勤嘱託員	合 計
職 員 数	総務部総務課	8	1	3	12	機関業務 1	13
	企画情報部		5		5	疫学情報処理事務 1 企画情報事務 1	7
	感染症部		9	1	10	試験研究補助事務 2	12
	健康科学部		9		9	試験研究補助事務 2	11
	安全科学部		12		12	試験研究補助事務 1	13
	水質環境部		14		14	試験研究補助事務 2 再任用業務推進事務 1	17
	大気環境部		9 (兼 1)		9 (兼 1)	試験研究補助事務 1	10 (兼 1)
	合 計	8	59 (兼 1)	4	71 (兼 1)	12	83 (兼 1)

- (注) 1. 所長は、総務部総務課技術職欄に記載し、次長は総務部総務課事務職欄に記載した。
2. 大気環境部の(兼)外書きは、水質環境部からの兼務職員である。

7 収支の状況（平成 17 年度）

収入は 40 百万円に対し、支出は県庁負担人件費（正規職員に係る人件費）も含め 953 百万円となっている。

（単位：千円）

科 目	金 額
歳 入	
使 用 料	1,715
手 数 料	37,551
財 産 売 却 収 入	10
諸 収 入	1,576
合 計	40,854
歳 出	
報 酬	19,902
職 員 手 当 等	480
共 済 費	5,458
賃 金	6,661
報 償 費	62
旅 費	10,878
需 用 費	117,363
役 務 費	12,531
委 託 料	15,583
使用料及び賃借料	6,514
備 品 購 入 費	11,489
負担金、補助及び交付金	150
補償・補填及び賠償金	40
公 課 費	20
合 計	207,139
水産環境保全対策費	800
県 庁 負 担 人 件 費	745,745
再 計	953,684

生活科学研究所の概要

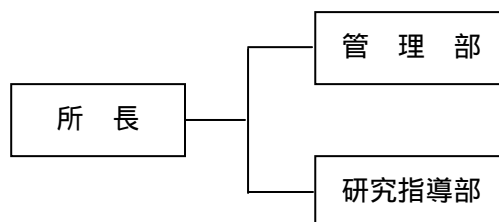
1 設立目的・根拠条例等

当研究所は昭和 53 年 3 月 25 日付条例第 5 号「兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例」において設置されている。その設立目的は県民の生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進に寄与するために試験研究、情報の収集、管理及び提供、指導者の養成等を行うことである。

2 沿革

昭和 52 年 2 月 4 日	第一期工事（研究棟）着工
昭和 52 年 2 月 7 日	第二期工事（多目的実験棟）着工
昭和 53 年 2 月 23 日	第一期工事完工
昭和 53 年 3 月 25 日	兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年兵庫県条例第 5 号）公布
昭和 53 年 4 月 1 日	一部業務開始
昭和 53 年 8 月 26 日	第二期工事完工
昭和 53 年 9 月 30 日	開所式
昭和 53 年 10 月 1 日	全館業務開始
平成 15 年 2 月 12 日	太陽光発電設備設置
平成 15 年 3 月 28 日	屋上緑化設備設置

3 組織



4 施設の概要と所在地

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 所在地 | 神戸市中央区港島中町 4 丁目 2 番 |
| (2) 敷地面積 | 3,480.99 m ² |

(3) 建物

建物種別	建築面積	延床面積	構造
研究棟	640.24 m ²	1,422.37 m ²	鉄筋コンクリート造一部3階建
多目的実験棟	415.05	601.63	鉄筋コンクリート造一部2階建
ポンプ室及び受水槽	42.48	42.48	鉄筋コンクリート造平屋建
ボンベ庫	20.54	20.54	〃
合計	1,118.31	2,087.02	

5 主要な業務内容

(1) 各部の主要な業務

部 名	主要な業務
管 理 部	庶務に関すること。 指導者養成に関すること。 情報の収集、管理及び提供に関すること。
研究指導部	試験及び研究に関すること。 試験及び研究に係る技術指導に関すること。

(2) 業務の具体的な内容

当研究所の業務は a . 調査・試験研究事業、 b . 普及指導事業に分けられる。これら業務の比率は、おおよそ人員の総業務量で見ると、 a . 調査研究事業 50%、 b . 普及指導事業 50%の割合になっている。

以下、平成 17 年度のこれらの業務内容の概要は以下のとおりである。

a . 調査・試験研究事業

当研究所では、「安全で快適な暮らし」の確保を図り、新しいライフスタイルの創造を支援するため、生活者の立場から商品の安全性、生活環境、生活技術等の具体的な課題について調査・試験研究を行っている。

また、商品苦情の原因究明のための試験や相談窓口への技術的な指導を行うことにより、消費者苦情の迅速な解決と消費者被害の未然防止に努めている。

ア) 調査・試験研究

平成 17 年度に実施した試験研究課題は次のとおりである。

試験研究項目		試験研究の期間
自主企画試験研究	ペットが室内環境に与える影響と家庭用掃除機によるハウスダスト除去特性に関する試験研究	平成16年度～平成17年度
	癒し系商品のストレス解消効果に関する調査・試験研究	平成17年度
	家電製品等の報知音と音声案内の実用効果に関する試験研究	平成17年度
	高齢者の自転車の安全利用に関する調査研究	平成17年度
	晴雨兼用傘の実用性能に関する試験研究	平成17年度
	洗濯物の効果的な室内干しに関する調査・試験研究	平成17年度
	着衣に視点をのこした温熱環境改善（防暑・防寒）に関する調査・試験研究	平成17年度
	ダイエット食品等に含まれるカフェインの量に関する試験研究	平成17年度
共同研究	コンビニ等で販売される弁当の栄養成分に関する試験研究[商品テストセンター-修了生との共同研究]	平成17年度
	電池式住宅用火災警報器の実用性に関する試験研究[商品テストセンター-修了生との共同研究]	平成17年度

イ) 苦情原因究明試験

当研究所では県の生活科学センターや市町の消費生活センター等に寄せられた苦情品等の原因究明試験や技術相談を行っている。平成17年度に実施した苦情品等の原因究明試験は例えば次のもので、合計件数は18件であった。

品目	内容	センター等
ガスファンヒーター	発火事故の原因	三田市消費生活相談センター
回転式キャスター付椅子	脚の破損原因	姫路生活科学センター
ガスバーナー	異常燃焼の原因	西宮市消費生活センター
スチームアイロン	水漏れと漏電の原因	神戸生活創造センター
汁碗	異臭原因	神戸生活創造センター
鯉のぼり	破れた原因	姫路生活科学センター
クリスタルピーリング用の粉	成分分析	神戸生活創造センター

ロ) 技術相談

当研究所は県内各地の生活科学センター、市町の消費生活センター等から被服品、食料品、住居品、雑貨品等の安全性確認等技術相談を受付け回答している。これらの平成17年度の回答件数は580件（被服品300件、食料品37件、住居品145件、雑貨品66件、その他32件）であった。

b. 普及指導事業

当研究所では普及指導事業として、次のような事業を行っている。

ア) 情報収集、管理

国民生活センター、全国の消費生活センター等の商品テスト関係の情報を重点的に収集・管理し、これらの情報をホームページに掲載し、県・市町の消費生活センター等の業務を支援するとともに消費者に広く提供している。商品テスト情報は平成 17 年度末現在 18,215 件になっている。

イ) 情報提供

「調査・試験研究報告書」の発行、「生活科学研究所だより」の発行その他雑誌への調査・試験研究結果の掲載、ホームページによる情報の発信。

ウ) 指導者の養成

消費者団体等において試験研究分野で活動できる指導者を養成するため商品テストセミナー等を開催している。

エ) シンポジウムの開催

生活の科学化に関して基礎的な知識や、研究所の調査・試験研究等について、広く県民に普及啓発を行うため、シンポジウムを開催している。

オ) 研究会の開催

近畿各府県の消費生活センター等と商品テストの実施状況、問題商品についての情報交換のための研究会の開催、情報交換会の開催等を行っている。

カ) 施設の開放

「開かれた試験研究施設」として県民の施設利用を促進するため研究所の施設や設備を開放し、県民の自主的な試験研究を促進するほか各種団体、学校等から施設見学を積極的に受入れている。

平成 17 年度の来所者は 4,539 名であった（その内訳は見学者 1,225 名、講座受講者 2,726 名、施設利用者 588 名である）。

6 人員の状況・平均年令

(1)最近5年間の職員数と平均年令

平成13年度から平成17年度における職員数の推移は次のとおりである。この間、職員数はほぼ一定しており、平均年令も平成17年度末で46歳と他の県立試験研究機関と比べ比較的若い職員構成になっている。

区 分		平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
行政職	事務	5	5	3	3	3
	技術	8	8	10	10	9
技能労務職		1	1	1	1	1
その他		4	3	3	3	4
合 計		18	17	17	17	17
職員の年齢別構成						
20代		2		1	2	3
30代		2	5	5	6	3
40代		5	5	5	3	4
50代		7	5	5	4	4
その他		2	2	1	2	3
合 計		18	17	17	17	17
平均年令		47.3	45.9	44.3	43.8	46

部門別職員数

区 分	事務職	技術職	技能労務職	非常勤嘱託員	日々雇用職員	合 計
管 理 部	3	2	1	1	1	8
研究指導部		7		2	0	9
合 計	3	9	1	3	1	17

所長は管理部(技術職)に含めて記載した。

7 収支の状況（平成 17 年度）

収入は 166 千円に対し、支出は県庁負担人件費も含め 147,238 千円となっている。

（単位：千円）

科 目	金 額
歳 入	
使 用 料	72
雑 入	93
合 計	166
歳 出	
報 酬	7,307
職 員 手 当 等	50
共 済 費	1,058
賃 金	1,548
報 償 費	211
旅 費	1,934
需 用 費	13,144
役 務 費	2,225
委 託 料	4,192
使用料及び賃借料	3,232
工 事 請 負 費	1,916
備 品 購 入 費	1,339
負担金・補助及び交付金	56
合 計	38,217
県 庁 負 担 人 件 費	109,021

福祉のまちづくり工学研究所の概要

1 設立目的・根拠条例等

当研究所は平成5年10月8日付条例第30号「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例」において設置されている。その設立目的は高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するための主として工学に関する総合的な研究開発を行うとともに、その成果を広く県民に提供することである。

2 沿革

(研究所設立前)

昭和39年7月	「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団」設立
昭和46年4月	補装具製作施設「義肢装具開発課」を県から受託
昭和52年7月	能力開発部生活科学課設立

(研究所設立に向けて)

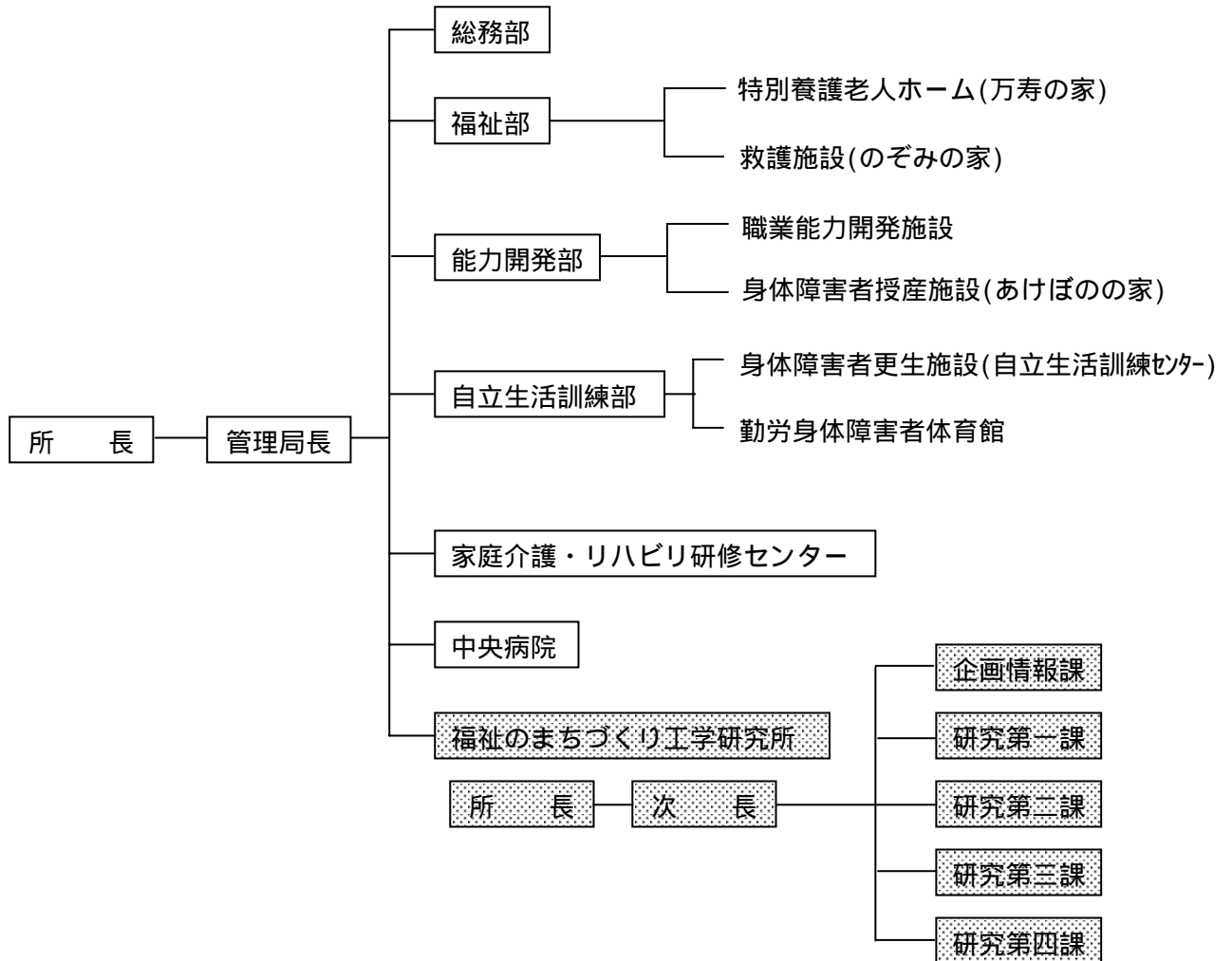
平成4年10月	(福祉のまちづくり条例制定・兵庫県)
---------	--------------------

(研究所の設立)

平成5年10月	(兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例制定・兵庫県) 義肢装具開発課及び生活科学課を発展的に吸収し、福祉のまちづくりについて工学的な観点から研究を行う「福祉のまちづくり工学研究所」を設置
平成5年10月	・企画情報課 ・研究第一課(道路、交通、建築、公共空間、人間工学等) ・研究第二課(義肢装具、福祉用具、リハビリテーション機器及びシステム等)の3課体制でスタート。
平成5年10月	「非常勤研究員」制度施行(任期制)
平成8年3月	「ウエルフェアテクノハウス神戸」竣工(付属施設)
平成8年4月	組織改正・企画情報課、研究第一課、研究第二課、研究第三課、研究第四課の5課体制に改正。
平成8年11月	「新研究所棟」完成
平成10年4月	「特別研究員」制度施行(任期制)

3 組織（平成 18 年 4 月 1 日現在）

福祉のまちづくり工学研究所は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が運営する総合リハビリテーションセンターの中の 1 部門として組織されている。



4 施設の概要と所在地

所在地 神戸市西区曙町 1070 番地
兵庫県立総合リハビリテーションセンター内

施設の概要

研究棟 3 階建（延床面積 6,450.84 m²
うち当研究所使用面積 4,437.91 m²）
カルデアテックハウス神戸（附属施設）（注） 2 階建（延床面積 196.58 m²）

（注）高齢者・障害者対応の先端在宅介護機器等を備えた家で、企業の新しい福祉機器開発の成果確認の場として活用するとともに、県民等が直接福祉機器に触れたり、操作することにより、これからの高齢化社会の在宅のあり方や介護・福祉機器の普及啓発の場として活用している。

5 主要な業務内容

(1) 各課の主要な業務

課 名	主要な業務
企画情報課	(情報収集・発信) 福祉のまちづくりに関する先進的な事例や国内外の情報を収集し、広く提供を行っている。 また、福祉のまちづくりに取り組む企業を含めた内外の研究者・実務者と研究協力を醸成し、その人的ネットワークの推進を図っている。
研究第一課	(まちづくり支援) 建築物、交通機関、歩道などを扱った地域環境での福祉のまちづくりの研究を担当している。 保健・医療・福祉施設等の配置計画や、高齢者および障害者を特に配慮した公共交通体系・防災避難システムの構築などを対象として、都市計画や交通工学分野における技術的見地から研究に取り組み、政策の提言やモデル実施の提案を行っている。
研究第二課	(コミュニケーション機器・システム開発) 高齢者や障害者（視覚・聴覚障害者など）が遭遇するコミュニケーションのバリアの解消研究、非常時の情報伝達手段を含むコミュニケーション機器・システムの研究を担当している。
研究第三課	(住宅・福祉用具) 暮らしやすさや介護のしやすさといった側面から調査・研究し、高齢者や障害者に配慮した住宅と施設の計画・設計に役立つ資料を作成している。 また、ニーズをもとに福祉用具の研究開発および試用評価をしている。
研究第四課	(義肢装具等) 手足を失った人のための義手・義足や、脳卒中後遺症などによる障害を持つ人のための装具について、高機能化を進める研究を行うほか、身体障害者福祉法にもとづく補装具製作施設として義手・義足・装具等の製作修理事業を行っている。

(2) 業務の具体的な内容

当研究所の業務は a . 研究事業、 b . 普及啓発事業に分けられる。試験検査事業は行っていない。これら業務の比率は、おおよそ人員の総業務量でみると、 a . 研究事業 76 %、 b . 普及啓発事業 24%の割合になっている。

以下、平成 17 年度のこれら業務内容の概要は以下のとおりである。

a . 研究事業

当研究所では、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安心していきいきと生活できる福祉のまちづくりを工学的に支援するため、「面的な福祉のまちづくりを支援する研究」、「高齢者・障害者等のコミュニケーション機器・システム開発」、「高齢者・障害者等の自立を支援する住宅・福祉用具」、「先端的な義肢装具等」の各分野における実践的な研究開発を、民間企業や行政、大学等関係研究機関との連携を緊密に図りながら、社会福祉

法人兵庫県社会福祉事業団の各施設が有する専門的機能を有効に活用して、総合的に推進している。

平成 17 年度は県から次の 18 の研究課題につき、委託を受け研究開発に取り組んでいる。

委託研究課題

研究分野	研 究 課 題
まちづくり支援 (研究第一課)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模購買施設等のバリアフリー化推進方策に関する研究(その2) ・障害者が活動しやすい運動公園の整備に関する研究 ・障害児が安心して就学できる義務教育施設整備のあり方に関する研究(その2) ・ユニバーサル社会実現に向けた環境整備に関する研究 (交通バリアフリー法に基づく基本構想策定の促進に関する研究及び移送サービスを必要とする身体障害者数の推計方法と現状の移送サービスの提供量に関する考察)
コミュニケーション機器・システム開発 (研究第二課)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚及び聴覚に障害を有する人(盲ろう者)のための生活支援機器、システムの開発研究 ・障害者の生活に応じて構築可能な支援機器、システムのモジュール化に関する開発研究 ・高齢者・障害者のための情報活用促進に関する研究開発 ・病院・施設利用者及び在宅要介護者の転倒、徘徊等における安全の確保を支援する機器、システムの開発研究 ・視覚障害者の夜間歩行を支援する小型電灯の調査開発研究
住宅・福祉用具 (研究第三課)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改造プロセスの評価に基づく住環境整備手法に関する研究(その2) ・車いすの操作性の評価に基づいた住環境整備に関する研究(その2) ・各種環境バリアが車いす使用者に強いる負担量の評価法およびバリア走破装置の開発に関する研究(続報) ・高齢者・障害者の生活支援用具と適合に関する研究
義肢装具等 (研究第四課)	<ul style="list-style-type: none"> ・小児切断リハビリテーションにおける筋電義手訓練システムの確立に関する研究 ・前額面上および水平面上での歩容改善機能を有する義足パーツの開発 ・高齢者・障害者の社会生活に適合した義肢装具等の開発 - 特殊ニーズのある義肢装具等の開発 - ・下肢関節特性に基づく短下肢装具処方支援システムに関する研究 ・インテリジェント短下肢装具 iAFO の開発研究

上記のほか、共同研究として次の 2 課題を実施している。

共同研究企業等	研 究 課 題
(財)新産業創造研究機構 神戸学院大学他	リハビリ支援型ロボット実用化技術の開発 - NEDO(21世紀ロボットチャレンジプログラム)による共同研究 -
(財)新産業創造研究機構 神戸学院大学他	高齢者・障害者の安全、安心、豊かな生活を支援するユニバーサル環境制御装置の開発 - 兵庫県 COE プログラムによる共同研究 -

b. 普及啓発事業

当研究所では、研究成果の公表・提言、福祉のまちづくりに関する工学的相談、内外の先進事例等の紹介等の普及啓発事業を行っている。

平成 17 年度の主要な実績は次のようなものである。

- ・「第 13 回福祉まちづくりセミナー」の開催 - テーマ「ユニバーサル社会の実現・研究所の果たす役割」
 - ユーザーから意見を聴取し、参加者と共に考え討議していくセミナー
- ・ユニバーサルものづくり養成研修の実施
 - 車いすについての基本的な知識と簡単な修理や手入れの仕方の研修会
- ・情報誌「アシステック通信」の発行（第 46 号～第 49 号）、平成 17 年度「福祉のまちづくり工学研究所報告集」の発行。その他ホームページによる研究活動等の紹介
- ・「アシステック 2005（研究報告）」の開催
 - 当研究所の研究開発の成果について、広く県民、関係機関に理解していただくための報告会
- ・「第 5 回公開講座」の開催 - テーマ「体験!!まちのバリアを知ろう～誰でもでかけやすいまちはどんなまち」
- ・展示会等への参加出展による情報発信
 - 「第 3 回ユニバーサルデザイン全国大会」「平成 17 年度兵庫自治学会」等への参加出展

6 人員の状況・平均年令

(1)最近5年間の職員数と平均年令

平成13年度から平成17年度における職員数の推移は次のとおりである。この間、職員数はほぼ一定しており、平均年令も42.2歳と他の県立試験研究機関と比べて比較的若い職員構成になっている。

人員の状況・平均年令

区 分	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
事 務	5	5	5	5	5
研 究 員	15	15	15	15	15
技 師	1	1	1	1	1
義肢装具士	1	1	1	1	1
日々雇用職員	2	2	2	2	1
合 計	24	24	24	24	23
職員の年齢別構成					
20代	4	6	4	5	3
30代	8	4	8	5	9
40代	3	5	3	5	4
50代	7	8	8	8	6
その他	2	1	1	1	1
合 計	24	24	24	24	23
平均年令	40.5	41.0	41.1	42.5	42.2

所長は事務を含む

部門別職員数

区 分	事務職		研究員		技師	義肢装具士	日々雇用職員	合計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	常勤		
企画情報課	3	所長1					1	5
研究第一課			(1) 2	2				(1) 4
研究第二課			2	3				5
研究第三課			2	2				4
研究第四課			(1) 2		1	1		(1) 4
総合リハビリセンター 総務部・経理課	1							1
合 計	4	1	(2) 8	7	1	1	1	(2) 23

()内は外数で兼務者

7 収支の状況（平成 17 年度）

当研究所会計は県立総合リハビリテーションセンターの会計の一部門となっており、事業活動収支計算書を作成されている。

平成 17 年度の当研究所の事業活動収支計算書は次のとおりであり、当期 4,818 千円の利益となっている。

（単位：千円）

科目	金額	
事業活動収入		
受託事業収入	181,166	
製産品収入	3,317	
特許権実施料収入	1,796	
雑収入	10	
計		186,290
事業活動支出		
人件費支出	106,277	
事務費支出	71,277	
減価償却費	1,706	
計		179,261
事業活動収支差額		7,028
総合リハビリテーション他部門への支出		4,296
その他特別収入		2,086
当期活動収支差額		4,818

8 その他

全国的にみて当研究所と同じような研究所がどの程度あるのか聴取したところ、神奈川県内の総合リハビリテーションセンター、横浜市の総合リハビリテーションセンター、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所等数ヶ所で、当研究所は全国的に先駆けて設置された研究所とのことである。

第三 監査結果と意見

．工業技術センター

1．収納事務

兵庫県立工業技術センターにおける直近5年間の収入の推移は、以下の通りである。

(単位；千円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
使用料	16,740	17,186	22,369	25,212	25,172
手数料	33,018	24,936	21,466	7,673	7,774
財産収入	127	127	127	127	127
財産売払収入	0	0	102	446	0
諸収入	12,897	14,482	12,240	0	2,566
雑入	52,110	51,275	54,998	52,778	62,018
合計	114,892	108,006	111,302	86,236	97,657

使 用 料 …… 財産使用料及び機械器具使用料収入である。漸増傾向にあるのは、中小企業に対する機械設備の開放を推し進め、機械器具使用料収入が増加していることによる。

手 数 料 …… 依頼試験・加工手数料収入である。減少傾向にあるのは、民間に任ずことのできるものは、民間に開放する方針に基づき業務を進めていることによる。

財 産 収 入 …… 建物賃貸料（職員住宅に係る家賃収入）

諸 収 入 …… 研究受託収入である。ただし、平成 13 年度～15 年度の収入の大半は尼崎市役所への出向者にかかる人件費負担収入によるものである。

雑 収 …… 特許使用料、中小企業管理者等研修受講料、研究費等負担金（共同研究）、技術開発指導員派遣事業負担金、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等負担金である。平成 17 年度については、研究費等負担金（共同研究）及び行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金が各々41 百万円、16 百万円と大半を占めている。

(1)使用料、手数料

使用料、手数料収入について

A．概 要

工業技術センターにおいて使用料及び手数料として計上されているもののうち、主要なものは、

機械器具使用料、試験手数料、行政財産使用料である。同センターにおいて設置しているほとんどの機器については、設備利用機器として企業に開放しており、所定の使用料を支払い企業の技術者が直接利用可能となっている。また、中小企業が抱える新製品開発等の技術的課題の解決を支援するため、依頼に応じ、工業技術センターの職員が手数料を取り製品などの試験・分析・加工を行っている。行政財産使用料は、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項の規定に基づき、(財)ひょうご環境創造協会等に土地建物等を賃貸しているものである。なお、機械器具使用料及び試験手数料の平成 17 年度の利用件数、金額、及び行政財産使用料の内訳を示すと、以下の通りである。

(機械器具使用料) (単位：千円)

センター名称	平成 17 年度	
	件数	金額
県立工業技術センター	6,128	12,081
機会金属工業技術支援センター	514	1,276
繊維工業技術支援センター	1,254	1,637
皮革工業技術支援センター	921	677
合 計	8,817	15,672

(試験手数料) (単位：千円)

センター名称	平成 17 年度	
	件数	金額
県立工業技術センター	484	1,417
機会金属工業技術支援センター	34	138
繊維工業技術支援センター	159	857
皮革工業技術支援センター	2,798	5,211
合 計	3,475	7,625

(行政財産使用料) (単位：千円)

区分	平成 17 年度
	金額
土 地	392
建 物	8,938
合 計	9,330

機械器具使用料、試験手数料等、については、「使用料及び手数料徴収条例」また、この条例に基づく「工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準」に基づき、1 件当たり或いは 1 時間当たりの利用料金が定められており、利用希望者は、この利用料金に依頼件数、使用時間数を乗じた金額を現金で支払うこととされている。

B. 実施した手続

平成 17 年度の取引の内、機械器具使用料、試験手数料、財産使用料の金額上位 2 件について、使用願い、試験依頼、行政財産使用許可に基づき取引がなされているか、また、財務規則に則り、適正な調定手続が行われているかにつき検証した。

機械器具使用料、試験手数料の金額上位 2 件につき、利用料金表の単価に一致しているか、また、利用料金表の単価が「使用料及び手数料徴収条例」「工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準」に基づき、適正に算出されているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、機械器具使用料、試験手数料、財産使用料の金額上位 2 件については、使用願い、試験依頼、行政財産使用許可書に基づき取引がなされていること、また財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。また、利用料金表の単価は上記条例及び基準に準拠して算出されているものと認められた。

D. 意見

「工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準」では、工業技術センターの機械器具使用料、試験手数料等は原価計算による実費を基礎として、下記の算式に基づき算出することとされている。

使用料 = 減価償却費 + 光熱水費 + 消耗品費 + 管理費

手数料 = 減価償却費 + 光熱水費 + 消耗品費 + 人件費

$$\cdot 1 \text{ 時間当りの減価償却費} = \frac{\text{評価額} \times (1 - \text{残存率})}{52 \text{ 週} \times 40 \text{ 時間} \times \text{耐用年数} (10 \text{ 年})}$$

・光熱費の単価 …… 工業技術センターにおけるそれぞれの平成 16 年度総使用料金から基本料金を減じた額を総使用量で除した額

・消耗品費 …… 当該試験等に使用される燃料、薬品、油脂及び記録用紙等の価格及び減価償却の対象とされない工具器具等の価格の合計額

・人件費 …… 人件費単価に当該依頼試験に従事する延べ実働時間を乗じた額

$$\text{人件費単価} = \frac{\text{平成 16 年度の人件費に要した経費}}{52 \text{ 週} \times 40 \text{ 時間} \times \text{職員数}}$$

・管理費 …… 人件費単価の 10%

また、これらの使用料・手数料は実績コストに基づき算出するものとし、毎年度見直しが行われている。

平成 16 年度の見直し（平成 17 年度の使用料等に反映）の基本方針は 現行料金が、上記原価計算に基づいたコストより高額のものについては現行料金のままとし、 現行料金がコストより

低額のものについては、今回コストアップ分が現行料金の10%を超えるときは10~20%分はその1/2を、20%を超えるときはその1/4を加えることとし、合計で3割を限度とする。また、今回コストを上回る改定は行わないとされている。

この基本方針に基づき行われている平成17年度に適用される使用料等の実際の改定作業について検討した結果、以下の点が指摘される。

実際の改定の手続きは、上記の方針に基づき“今回コスト”を算定しているが、以下の例にみられるように実質的にコストアップ分は使用料、手数料の料金に反映させていない。また、コストと料金との間に相当の乖離がみられる。

(例) 依頼試験手数料

種別	現行料金	料額決定年月日	15年度歳入決算額	改定時コスト	今回コスト	「方針」に基づく試算	結果
皮革定量分析	2,700円 (1成分)	H5.4.1	2,440千円	6,015円	7,555円	3,400円	現行どおり (改定はしない)
包装及び包装材料試験 (引裂試験)	1,900円 (1件)	H5.4.1	3千円	8,028円	10,082円	2,600円	現行どおり (改定はしない)

料金設定の過去の経緯は次のとおりであり、長期間、料金は据置きになっている。

平成8年	震災や経済状況等により据え置き
平成11年	本県の景気状況から、原則据え置くことを決定
平成13・14年	前回改正(H5)からの物価上昇率が低く(5%以下)、また、対前年の物価が下がっていることから現行据え置き
平成15~17年	物価上昇率が低かったため(5%以下)、現行据え置き

しかしながら、「現行料金」と「今回コスト」の乖離度が一様でなく、大幅に乖離している料金もみられる。コストと料金との乖離幅の大きいものは料金を見直すことが望まれる。

現金出納事務について

A. 概 要

工業技術センターにおいては、(1)使用料及び手数料に記載のとおり、同センターの施設及び設備を利用する者が支払う使用料と、同センターに製品などの試験・分析・加工を依頼する者が支払う手数料は、原則として現金で収納される。なお、この現金の取扱いについては、兵庫県財務規則第3条、第38条、第111条、「財務規則の運用について」、「財務会計事務処理要領」、「会計事務の手引」等に定められている。その概要を記載すると、次の通りである。

現金は収納の都度、即納書が作成され、その領収書が当該納入者に交付される。即納書については、会計年度ごとに別冊とされ、会計年度の終了等により不要となったときは未使用の部分は打ち抜き、裁断等がなされることとなっている。また、出納員の命を受けた分任出納員又は経理員が領収するときは、出納員及び取扱者の職氏名を記載し、押印することとされている。

収納された現金は、原則として即日金融機関へ払い込まれるが、50,000円未満の場合は、最大5日分をまとめて払い込むことができる。また、現金は、入出金の都度、現金出納簿に記録されることになっている。

以上のような現金出納事務につき、以下の監査手続を行った。

B. 実施した手続

県立工業技術センター（神戸センター）において、現金を実査し、現金出納簿と照合した。

平成18年3月度の現金出納簿の払い出し日、払い出し額について、金融機関への現金払込書と照合した。

領収書については、用紙の管理状況を担当者に質問し、平成18年3月使用の領収証用紙を閲覧した。

C. 監査の結果

上記の監査手続を実施した結果、（意見）

現金を実査したところ現金残高は、25千円あったが、出納簿上の残高は、0円であった。この現金は、つり銭口として用意しているものであり、親睦会費から立替えているものとのことである。業務上必要なつり銭を親睦会費から立替えることは適切でない。工業技術センターの資金を充当すべきである。

平成18年3月度の現金出納簿と金融機関への現金払込書と照合した結果、一部出納簿の日付と現金払込書の払い込み日に若干のずれが生じているものが見受けられたが、金額的には現金払込書と一致していた。出納簿への記入を実際の払い出し日とすることが必要である。

センターの発行する領収書用紙は、100枚が1冊として綴られているものと50枚が1冊として綴られているものがあったが、即納書受払簿がそれぞれ作成されており、冊数管理がなされていた。また、領収書には連番が打たれており、会計年度が終了したため不要となった残りについては、ルール通りに裁断されており、不正防止の上で、適切な管理がなされていると認められた。しかしながら、出納員の命を受けた分任出納員又は経理員により領収するときは、出納員及び取扱者の職氏名を記載し、押印することとされているが、即納書には、この取扱者の職氏名、押印のないものが見られた。

以上の結果、実施した監査手続の範囲内では、上記記載事項を除いては、工業技術センターにおける現金出納の事務は、財務規則及び会計事務の手引等に基づいて適正に処理されていると認められた。

(2)財産収入

A. 概要

工業技術センターでは、職員に公舎を賃貸し、この収入を財産収入として計上している。

なお、この賃貸は、「公舎管理規則」及び「公舎管理規則に基づく公舎1平方メートル当たりの入居料の基準額等」に則り賃貸されているものである。

B. 実施した手続

公舎が、適切な手続き（公舎入居申込書、公舎入居承認書、公舎借受書等必要な書類の授受）を経て、適正な金額で賃貸されているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、当該財産収入は、必要な手続き（公舎入居申込書、公舎入居承認書、公舎借受書等の必要な書類の授受）を経、「公舎管理規則に基づく公舎1平方メートル当たりの入居料の基準額等」に基づいた適正な入居料を徴収していることを確認した。

(3)諸収入

A. 概要

諸収入に計上されている収入は、受託研究事業のうち、工業技術センターが直接契約した受託研究に係る収入である。この受託事業については、地方機関庶務規程（昭和43年5月1日訓令甲第8号）第3条の規程に基づき、工業技術センター所長に委任され、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」の定めに基づき取り扱われることとされている。なお、平成17年度においては、15件、2,566千円の受託研究がなされている。

B. 実施した手続

平成 17 年度の取引の内、請負金額の上位 2 件について、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」に基づき、研究委託申込書、受託研究契約書（受託研究費の額が 50 万円以下の場合、受託研究請負書でも可）受託研究報告書が作成されているか、調定手続についても財務規則に則り適正に手続が行われているか、につき検討した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、上記 2 件の受託研究は、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」に基づき、必要な書類が作成され、また、調定手続についても財務規則に則り適正に行われているものと認められた。

D. 意 見

研究委託申込書により、研究の委託がなされた場合、担当者により受託研究計画書が作成される。この計画書には、受託研究費の内訳が記載されるが、この費用の算定については、「受託研究に係る受託研究費の算定基準」が別途作成されており、これに従い算定されることになっている。

これによれば、

研 究 費	当該研究の実施に必要な研究消耗品、旅費、備品費であって、当該研究の遂行に直接的に必要な費用
研究運営費	研究費、機械装置の使用に係る費用及び人件費を除く一般管理費、機器維持管理費、その他当該研究の遂行に間接的に必要な費用。具体的な算定式としては、研究費に一定率（15%）を乗ずることを原則とする。
機械装置の使用に係る費用	当該研究の実施に必要な工具、器具及び機械装置の使用に係る光熱水費、減価償却費とする。減価償却費は、当該研究に使用する工具、器具及び機械装置の 1 時間当たりの償却費に当該研究に要する見込時間を乗じた額とする。
人 件 費	契約前年度における県立工業技術センター職員の平均 1 時間当たり人件費に当該研究に従事する担当職員の延実働時間数を乗じた額とする。

とされている。また、「受託研究に係る受託研究費の算定基準」を実務に適用する場合、その考え方をより具体的に説明したものとして、「受託研究費の算定基準の考え方」が作成されている。この算定基準の考え方の要旨は、以下の通りである。

研究運営費	研究運営費は、研究費、機械装置の使用に係る費用および人件費を除く一般管理費、機器維持管理費であって、当該研究の遂行に間接的に必要な費用とするとされているが、実際の算定式としては、研究運営費 = 研究費 × 0.15 で計算する。
機械装置の使用に係る費用	機械装置の使用に係る費用は、当該研究の実施に必要な工具、器具及び機械装置の使用に係る光熱水費、減価償却費とするとされているが、実際の算定式としては、機械装置の使用に係る費用 = 機械器具使用料 × 使用時間で計算する。
人件費	契約前年度における工業技術センター職員の1時間当たりの平均給与額に実働時間を乗じたものとするが、この実働時間は、(試験等の準備や報告書作成等、機械装置の使用に係る作業以外の当該研究に要する時間) + (機械装置の使用に係る作業に要する時間 × 0.9) とされている。機械装置の使用に係る作業に要する時間の9掛けとした理由は、上記の機械器具使用料の中に人件費の10%相当額が含まれていることによる。

これらの規程に従い、受託研究業務に関する事務手続きが進められているが、この場合、受託研究費として外部資金提供者から徴収する費用は、研究費・研究運営費・機械装置の使用に関する費用・人件費とされている。研究に要した費用を受託研究費として徴収することについては受益者負担の原則、公平の観点から妥当なものと考え、現状、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」の第5条に基づく計画上の費用は収入しているが、同第8条に基づく、精算がされていない。受益者負担の考えに基づき、研究費を負担させるのであれば、本来は実際にかかったコストを把握することが必要であり、そのためには「受託研究の算定基準の考え方」に基づき、機械装置の使用時間、延実働時間を把握し、機械の使用にかかる費用及び人件費を把握しそれに基づき請求することが必要である。また、相手のいることであることから、実費を請求することが困難であるとしても、研究の評価（効率性、有効性）の判定に際して、成果に対するコストを把握し両者を対比する形で評価することが必要不可欠であると考えられる。この点からも実際のコストを把握することは必要であると考える。

(4) 雑入

A. 概要

雑入に計上されている収入の内訳としては、特許使用料、中小企業管理者等研修受講料、研究費等負担金（共同研究）、技術開発指導員派遣事業負担金、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等負担金がある。平成17年度における上記項目の金額及び内容は、以下の通りである。

(単位：千円)

項目	金額	内容
特許使用料	904	特許権及び著作権使用料に係る収入
中小企業管理者等 研修受講料	1,915	中小企業における技術開発の核となる中堅技術者の育成を目的に、研修生が自ら設定した課題について工業技術センターの研究員がマンツーマンで技術支援を行う研修の受講料
研究費等負担金 (共同研究)	41,070	中小企業への技術支援を促進するため、企業が抱える個別の技術課題について、企業と工業技術センターが共同して解決にあたるための研究における企業の研究費等負担金
技術開発指導員 派遣事業負担金	1,643	中小企業の新製品・新技術の開発等に際し、独自では解決困難な問題に対して専門技術者を企業に派遣し、技術助言を行う場合の企業の負担金
行政財産の目的外 使用許可に伴う 光熱水費負担金	16,485	「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等取扱要領」に基づき、使用団体に対し光熱水費等を請求し収入として計上しているもの。
合計	62,018	

B. 実施した手続

特許権使用料については、金額上位2件につき、特許権等の使用による実施料の請求に係る決裁書、請求書、調定決定書等を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているか、また、当初の契約書、企業からの実績報告書を基に使用料の再計算を行い、その妥当性を検証した。

中小企業管理者等研究受講料については、金額上位2件につき、中小企業中堅技術者養成事業研修生の決定についての決裁書、中小企業中堅技術者養成事業推進委員会の審査結果、調定決定書を閲覧し、財務規則に則り、適正な調定手続が行われているか、また、金額等につき、証憑間の整合性について検証した。

研究費等負担金(共同研究)については、金額上位2件につき、「兵庫県立工業技術センター共同研究業務取扱要綱」に基づき必要な書類(共同研究申込書、共同研究契約書(50万円以下の契約については共同研究受諾書))が作成されているか、また共同研究を実施することに係る決裁書、調定決定書を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているかにつき検証した。

技術開発指導員派遣事業負担金については、金額上位2件につき専門家派遣要請書に基づき取引が行われているか、アドバイザー有料派遣に伴う経費負担算定表、旅費請求書、調定決定書等を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているかにつき検証した。

行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金については、金額上2件に付き、「行政財産

の目的外使用許可に係る光熱水費等取扱要領」に基づき適正に徴収額が算定され、徴収額についての通知、調定決定書を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、

特許権使用料の金額上位 2 件については、特許権等の使用による実施料の請求に係る決裁書、請求書、調定決定書等に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われているものと認めた。また、当初の契約書、企業からの実績報告書を基に使用料の再計算を行ったところ、金額は一致し、妥当なものと認めた。

中小企業管理者等研究受講料の金額上位 2 件については、中小企業中堅技術者養成事業研修生の決定についての決裁書、中小企業中堅技術者養成事業推進委員会の審査結果及び調定決定書に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われているものと認めた。金額等についても、証憑間の整合性を確認した。

研究費等負担金（共同研究）の金額上位 2 件については、「兵庫県立工業技術センター共同研究業務取扱要綱」に基づき必要な書類（共同研究申込書、共同研究契約書（50 万円以下の契約については共同研究受諾書））が作成され、共同研究を実施することに係る決裁書、調定決定書に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。

技術開発指導員派遣事業負担金の金額上位 2 件については、専門家派遣要請書に基づき取引が行われており、アドバイザー有料派遣に伴う経費負担算定表、旅費請求書、調定決定書等に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。

行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金の金額上位 2 件については、「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等取扱要領」に基づき適正に徴収額が算定され、通知、調定決定書に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。

(5)外部資金

A. 概要

外部資金は、国からの補助金による技術開発研究（国庫補助事業）、外部競争資金獲得研究（国等からの委託による受託研究収入）、兵庫県COEプログラム推進事業、兵庫県ビジネスインキュベーター事業、企業との共同・受託研究に分けることができる。このうち、企業との共同・受託研究については、工業技術センターの収支決算の収入に反映されるが、他の収入については、本庁の収入として計上されるため、工業技術センターの収支決算には反映されない。また、兵庫県COEプログラム推進事業も資金の出し手が兵庫県であるため、工業技術センターにとっては外部資金と同じであるが、工業技術センターの収入、本庁の収入としても計上していない。収入と支出は

ネットして処理されている。

これらの過去3年間の金額、件数を示すと次の通りである。

国等の競争的資金等の外部資金の獲得実績

(単位：千円)

研究(事業)項目 (注)		平成15年度	平成16年度	平成17年度
国からの補助金による技術開発研究	件数	5	4	4
		56,985	30,261	4,000
外部競争資金獲得研究	件数	8	4	3
		10,510	6,169	3,470
兵庫県COEプログラム推進事業	件数	3	4	7
兵庫県ビジネスインキュベート事業	件数	7	4	8
		2,900	1,200	2,900
企業との共同・受託研究	件数	79	82	111
		34,120	30,970	43,640
合 計	件数	102	98	133
	実績	104,515	68,600	54,010

(注)

- ・国からの補助金による技術開発研究
国からの補助金による委託事業である。
- ・外部競争資金獲得研究
中小企業基盤整備機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等からの委託事業であるが、補助金の交付申請は(財)新産業創造研究機構が行い、工業技術センターは、(財)新産業創造研究機構からの委託を受けて行うものが多い。
- ・兵庫県COEプログラム
成長産業クラスターをはじめとした新産業・新事業の創出を促進するため、産学連携による立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトを兵庫県が支援する事業
- ・兵庫県ビジネスインキュベート事業
戦略的技術分野における新事業創出を促進するため、大学等のシーズ、アイデアから事業化が見込めるものを抽出・選定した上でテーマごとに短期間でフィージビリティ・スタディ調査を実施し、研究企画、事業化企画、必要な資金獲得の支援、技術アドバイス等を行うことにより 国の競争資金の獲得など事業家に向けた取り組みを兵庫県が推進する事業
- ・企業との共同・受託研究
中小企業への技術支援を促進するため、企業が抱える個別の技術課題について、企業と工業技術センターが共同して行う、または、企業から依頼されて行う研究事業。補助金等や受託研究収入が国等の補助事業等の実施を収入財源とするのに対し、共同研究分担金は、民間企業等との共同研究契約を前提とするものであり、その意味では、日頃の中小企業への支援事業(技術相談・指導、依頼試験等)を通して発案される技術的課題やシーズが研究テーマとして選ばれるケースが多い。

上記のうち、企業との共同・受託研究については、「兵庫県立工業技術センター受託研究取扱要綱」が定められ、これに基づき事務手続が行われることになっているが、他の外部資金に関する事務手続については、明文化されたものはない。実務上は、「兵庫県立工業技術センター受託研究

取扱要綱」を準用すると共に、国等資金を提供する側から要求される事務手続きを行っている。

B. 実施した手続

外部資金収入（企業との共同・受託研究は除く）については、平成17年度中に収納した上記各項目より任意に1件抽出し、事務手続、収入手続の合規性について、以下の監査手続を実施した。

国からの補助金による技術開発研究（国庫補助金）については、交付要綱を閲覧するとともに、交付申請書、交付決定通知、業務遂行状況報告書、事業実績報告書、補助金の額の確定通知、歳入調定決議書、納入通知書、本庁の収納済一覧表等を照合することにより、書類相互の整合性及び金額の妥当性、帰属年度等につき吟味し、調定事務及び収納事務の妥当性を検証した。外部競争資金獲得研究、兵庫県COEプログラム推進事業、兵庫県ビジネスインキュベーション事業については、資金の提供先から要求される申請書、計画書、契約書、請求書、報告書等を閲覧し、書類相互の整合性及び金額の妥当性、帰属年度等につき吟味し、調定事務及び収納事務の妥当性を検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、国からの補助金による技術開発研究（国庫補助事業）については、交付要綱、交付申請書、交付決定通知、業務遂行状況報告書、事業実績報告書、補助金の額の確定通知、歳入調定決議書、納入通知書、本庁の収納済一覧表等の書類相互間に整合性はあり、金額、帰属年度等についても特段の問題は認められなかった。また、調定事務及び収納事務についても妥当であることを確認した。外部競争資金獲得研究（国等からの委託による受託研究収入）、兵庫県COEプログラム推進事業、兵庫県ビジネスインキュベーション事業についても、資金の提供先から要求される申請書、計画書、契約書、請求書、報告書の書類相互間の整合性はあり、金額、帰属年度等についても特段の問題は認められなかった。また、調定事務及び収納事務についても妥当であることを確認した。

2. 支出事務

工業技術センターにおける直近3年間の支出の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

科 目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
報 酬	41,585	40,456	41,247
職 員 手 当 等	540	930	1,190
共 済 費	7,141	5,914	6,424
賃 金	18,777	15,282	16,057
報 償 費	2,343	1,996	1,759
旅 費	26,519	19,224	17,166
需 用 費	153,840	125,617	137,654
役 務 費	11,121	8,849	8,498
委 託 料	60,423	54,583	48,052
使用料及び賃借料	7,611	7,957	7,313
備 品 購 入 費	57,616	54,850	83,176
負担金、補助及び交付金	47	47	0
補償、補填及び賠償金	86	280	249
公 課 費	102	26	93
合 計	387,756	336,017	368,883

平成 17 年 4 月に兵庫ものづくり支援センター神戸が開設され、初期設備投資として備品購入費が増加し、支出額合計は増加したが、全体としての支出予算は減少する傾向にある。

(1)人件費

A. 概 要

工業技術センターの常勤職員の人件費は、本庁で予算計上され、工業技術センターの予算として令達されず、収支決算に反映されない(但し、常勤職員に対する児童手当についてのみ職員手当等で計上され、反映されている)。工業技術センターの収支決算に反映されるのは、非常勤嘱託員に対する報酬、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する賃金、非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する社会保険料及び労働保険料並びに非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する通勤交通費支給額である。

平成 15 年度から平成 17 年度までの過去 3 年間の人件費総額(予算として令達されない常勤職員に係る県庁負担人件費を含む)は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
県庁負担人件費 (人員)	982,870 (95)	908,707 (89)	876,394 (86)
常勤職員に対する児童手当 (職員手当等)	540	930	1,190
試験研究機関の人件費 (人員)	70,345 (111)	64,002 (97)	66,254 (104)

また、平成 17 年度の試験研究機関の人件費の支出額の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
報 酬	41,247
賃 金	16,057
共済費	6,424
職員手当等	1,190
小 計	64,919
通勤旅費(注)	2,525
合 計	67,444

(注) 節としては、旅費に計上されている。

非常勤嘱託員に対する報酬については、各種の非常勤嘱託員設置要綱に基づいて支出額を決定している。賃金については、臨時任用職員は職員給料表に、日々雇用職員については、兵庫県賃金単価に基づいて支出額を決定している。

B. 実施した手続

常勤職員の人件費については、原則として本報告書の対象としていないが、以下の手続については実施した。

- a. 超過勤務手当については、各センターにおける平成 18 年 3 月支出分のうち残業時間が多い上位 3 人に関して、時間外勤務命令簿及び給与支給明細書と照合し、時間外勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性について検討した。
- b. 特殊勤務手当については、各センターにおける平成 18 年 3 月支出分のうち、支出金額上位 3 位までの特殊勤務手当(放射線作業手当、有害物等取扱作業手当)について、特殊勤務実績表、特殊勤務手当支給明細書及び給与支給明細書を照合し、特殊勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性を検討した。

非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員の人件費については、以下の手続を実施した。

平成 18 年 3 月支出分の報酬及び賃金に関して、支出負担行為兼支出決定書、報酬支給明細書、賃金支給明細書等を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また上記検討分のうち、一部を抽出し、非常勤嘱託員のうち報酬が月額に基づく支給の人員については人事発令通知書と報酬支給明細書を、日額に基づく支給の人員については人事発令通知書、出勤簿と報酬支給明細書を、臨時的任用職員については人事発令通知書、技能労務職給料表と賃金支給明細書を、日々雇用職員については、県からの単価の通知文書、出勤簿と賃金支給明細書を照合し、資料相互間の整合性及び支出額の妥当性を検討した。

C. 監査の結果

常勤職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は、以下のとおりである。

a. 実施した手続の範囲において、工業技術センターの常勤職員に対する超過勤務手当に関する支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

b. 実施した手続の範囲において、工業技術センターの常勤職員に対する特殊勤務手当に関する支払事務は適切に処理されているものと認められた。

非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員の人件費に関する上記の監査手続の結果、実施した手続の範囲において、工業技術センターの報酬及び賃金に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

(2) 需用費及び備品購入費

A. 概 要

需用費とは、県の行政事務の執行上必要とされる物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に費消される（例外 修繕費、印刷製本費）性質のもので、具体的には消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費等が含まれる。

備品購入費とは、法 239 条に規定する物品のうち、需用費及び原材料費で購入する物品を除いたものの購入に要する経費である。

なお、平成 17 年度の工業技術センターにおける需用費支出額の細節内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

内 訳	金 額
消耗品費	60,588
燃料費	1,128
印刷製本費	2,262
光熱水費	58,665
修繕費	15,008
合 計	137,654

B. 実施した手続

需用費及び備品購入費について、以下の手続を実施した。

平成 17 年度に支出した需用費の各細節より任意に抽出し計 11 件について、また備品購入費については金額上位 3 件について、支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、見積結果表（見積書を含む）契約書（請書）、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）、請求書等を照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果と意見

需用費及び備品購入費について、上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

実施した手続きの範囲において、工業技術センターの需用費に関して、各証憑間に整合性があること及び内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。

備品購入費支出のうち、金額上位 3 件については、決裁書等の書類は整備され、資料間の整合性も確保され、形式的な手続面については問題はなかったが、競争性や経済性の確保の点については、結果としての落札率は下表の通りいずれも 99%を超えており、十分な競争性や経済性が確保されていたというには疑問が残ると言わざるを得ない。競争性や経済性が十分確保されている

か否か、検討しておくことが望まれる（意見）。

落札率一覧

物品名称	支出金額	予定価格(消費税込)	落札率(%)
キャビリ-電気泳動装置	5,985	6,000	99. ⁷⁵
三次元表面構造解析顕微鏡装置	29,820	29,925	99. ⁶⁵
高精度マイクロ放電加工装置	27,279	27,300	99. ⁹²

(3)旅費

A. 概 要

旅費は公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用を支給するものであり、鉄道等の運賃、日当及び宿泊料等からなる。

旅費については、「職員等の旅費に関する条例」(以下、「旅費条例」という)、「職員等の旅費に関する規則」(以下、「旅費規則」という)等が適用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が旅行命令簿を作成し旅行命令権者の承認を得る。国内旅費は旅費システムに、出張者、期間及び旅行先等基本的データを入力することにより、システムに予め記録されている上記「旅費条例」、「旅費規則」等に基づく経路、運賃等から旅費の計算が行われ、支出負担行為兼支出決定書に基づき財務会計システムに入力することにより支払が処理される。但し、海外旅行は旅費システムでは処理できず、旅費請求書により手計算により、旅費計算が行われる。なお、概算払いについては、旅行予定者の申出があった場合に依拠することとしている。

B. 実施した手続

旅費について、以下の手続を実施した。

平成 17 年度の旅費のうち、1 件あたり 10 万円以上のものを抽出し、旅費の支出を裏付ける旅行命令簿、出勤簿、旅費請求書、支出負担行為兼支出決定書、超過勤務命令簿、旅行命令に対する復命書と照合した。また、抽出した案件につき、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき支出額が適正に行われていたか再計算した。

平成 17 年度で旅費の精算手続が遅れている案件の有無及び該当案件がある場合のその理由について検討した。

C. 監査の結果

上記の監査手続の結果は、以下のとおりであった。

実施した手続の範囲において、工業技術センターの旅費について、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき適正に行われているものと認められた。

該当する案件はなかった。

(4) 役務費、報償費、使用料及び賃借料

A. 概 要

役務費とは、県がうけた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる費用であり、具体的には通信運搬費（切手代、電話代等）、保管料、広告料、手数料等が含まれる。

報償費とは、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼、人命救助者に対する謝礼等の提供された役務に対する反対給付のほかに純然たる奨励の意味をもつものが含まれる。

使用料及び賃借料とは、他者が所有する資産を使用し、その対価として支払われる経費である。主なものは、リース料である。

B. 実施した手続

役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、平成 17 年度に支出が行われた金額上位 3 件について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確認する為に、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）、請求書等と照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果

実施した手続の範囲において、工業技術センターの役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

3. 請負・委託契約事務

兵庫県立工業技術センターが平成17年度に締結した請負契約及び委託契約について、契約事務手続が契約に関する法令及び規定等に準拠していることを確認するとともに、コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。

(1) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

兵庫県立工業技術センターの平成17年度の委託料及び工事請負費の発生額は次の通りであり、同年度に締結した請負契約全件(注)及び委託契約のうち契約金額上位6件の契約について契約関係書類等と照合及び質問等の手続を実施した。

(単位：千円)

科目	平成17年度
委託料	48,052
工事請負費	-

(注)工事請負費の発生はないが、需用費に、請負契約取引が1件含まれていたため、当該取引についても監査の対象とした。

(2) 監査の結果

監査の対象として抽出した請負及び委託契約は下表の通りであり、契約事務手続については法令及び規定等に準拠して処理されており、問題は認められなかった。

しかし、コスト削減の観点から、監査人としての意見は次の通りである。

【請負契約】

契約業務名	契約締結方法	予定価格 (千円)	契約金額 (千円)	落札率 (%)	入札等 参加者数	備考
ものづくり支援センター 改修工事	指名競争入札	8,820	8,767	99.4	6	

【委託契約】

契約業務名	契約締結方法	予定価格 (千円)	契約金額 (千円)	落札率 (%)	入札等 参加者数	備考
工業技術センター機械・設備関係保守管理業務	指名競争入札	19,173	16,800	87.6	8	
工業技術センター 清掃業務	指名競争入札	9,051	9,030	99.8	8	
公害研究所・産業技術 センター棟エレベーター保守業務	随意契約(単独)	1,323	1,247	-	-	
定期清掃業務(繊維工業 技術支援センター)	随意契約 (見積合わせ)	990	984	-	3	
庁舎警備業務(皮革工業 技術支援センター)	随意契約(単独)	985	953	-	-	
一般廃棄物収集運搬 業務(センター神戸)	随意契約 (見積合わせ)	957	919	-	3	

(備考欄の は下記 参照)

指名業者の選定について(意見)

指名競争入札の入札参加者の選定プロセスについては、業者選定理由が決裁書等に記載されていないため確認することができなかったが、実際には過年度の指名競争入札において応札した業者を指名しているとのことであった。コスト削減の観点から、新規業者の指名についても検討すべきであろう。

単独随意契約の場合の見積書のチェックについて(意見)

当該委託契約については、見積書を契約先1者から徴収しているのみであり、見積合わせは行われていなかった(単独随意契約)。また、入手した見積金額が契約金額となっていたが、見積書の金額の妥当性を検討した資料が存在せず、その検討内容を確認することができなかった。

単独随意契約とした理由は下表の通りであり、単独随意契約としたことについて一定の合理性は認められるものと判断するが、随意契約は入札によることなく特定の者と契約を締結する方法であるため、特定業者との癒着等の危険性が高いことから、入手した見積書の金額が妥当かどうかについて検討した資料を残すなど、適正な運用に努める必要がある。

【単独随意契約とした理由及び過去5カ年の契約金額】

(単位：千円)

契約業務名	単独随意契約の理由	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
公害研究所・産業技術センター棟エレベーター保守業務 (注)1	安全性及び緊急時の迅速対応が可能であるため、メーカーに保守を委託している。	1,247	1,247	1,247	1,247	1,247
庁舎警備業務 (皮革工業技術支援センター)	当該業務は専用機器を必要とするもので、前年度契約者以外と契約する場合は、現在の機器の撤去と新業者による機器の設置が必要となるため、単独随意契約としている。	- (注)2	984	984	953	953

(注)1. 長期継続契約を締結した結果、平成18年度の契約金額は、平成17年度に比べ約10%減額した契約金額(1,121千円)となっている。

2. 平成13年度の契約金額については、資料がなく不明であった。

随意契約の見直しについて(意見)

「一般廃棄物収集運搬業務」契約については、見積合わせによる随意契約の方法により行われているが、少なくとも過去5カ年、同一業者が同一金額で契約していた。また、同契約以外にも、過去5カ年、継続的に同一業者と同一金額で契約しているものが下表の通りあった(契約金額50万円以上)。

立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限定されるといった事情もあると思われるが、予定価格や契約金額が妥当なものかどうか、特に単独随意契約については他の業者では実施できないのかどうか、継続的に検討しておくことが必要であろう。

(単位：千円)

契約業務名	契約金額	契約締結方法	単独随意契約の理由
開放研究棟エレベーター保守管理業務	907 (注)	随意契約 (単独)	安全性及び緊急時の迅速対応が可能であるため、メーカーに保守を委託している。
庁舎警備業務 (繊維工業技術支援センター)	504 (注)	随意契約 (単独)	当該業務は専用機器を必要とするもので、前年度契約者以外と契約する場合は、現在の機器の撤去と新業者による機器の設置が必要となるため、単独随意契約としている。
排水処理施設保守管理業務 (皮革工業技術支援センター)	529	随意契約 (見積合わせ)	-
空調設備保守管理業務 (皮革工業技術支援センター)	598	随意契約 (見積合わせ)	-

(注)長期継続契約を締結した結果、平成 18 年度の契約金額は、平成 17 年度に比べ、開放研究棟エレベーター保守管理業務が約 11%減額した契約金額(806 千円)、庁舎機械警備業務が約 65%減額した契約金額(176 千円)となっている。

4. 設備・機器、備品の管理事務

平成 18 年 3 月末時点における重要物品（車両）及びその他の重要物品の状況は以下のとおりである。

	工業技術センター		機械金属工業技術支援センター		繊維工業技術支援センター		皮革工業技術支援センター	
	数量 (台)	購入価格 (千円)	数量 (台)	購入価格 (千円)	数量 (台)	購入価格 (千円)	数量 (台)	購入価格 (千円)
車両	1	2,086	1	1,545	1	837	2	1,598
理化学機械 及び計測機械	109	2,028,103	12	221,627	17	198,663	9	120,149
工作機械	24	352,966	9	176,595	13	96,135	5	42,400
事務機械	1	25,000	-	-	-	-	-	-
500 万円未満の その他の重要物品	78	261,386	12	41,078	24	73,570	20	68,606
計	213	2,669,536	34	440,845	55	369,206	36	232,754

また、過去 5 年間の資産の取得及び廃棄の状況については以下のとおりである。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
取得件数(台)	5	5	5	3	6
金額(千円)	49,752	52,555	52,842	45,349	77,067
廃棄件数(台)	47	-	10	3	19
金額(千円)	425,774	-	88,338	20,424	217,699

(注)・上記の表は、1 件 2 百万円以上の重要物品等を対象としている。

- ・上記の他に平成 17 年度には管理換による取得 47,250 千円（1 件）及び受贈による取得 10,000 千円（1 件）がある。
- ・平成 14 年度以前は資料が各センター毎に把握されていなかったため、4 センター合計の数値で記載している。

資産管理については、使用耐用期間が概ね 1 年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格（以下、取得価格）が 20,000 円以上の備品については「備品管理要領」によることとなっている。また、車両、建設機械、購入価格 200 万円以上の機械等の重要物品及び準重要物品については「重要物品及び準重要物品の取扱いについて」によることとなっている。

そこで、当該要領等の遵守状況につき、関係帳簿等の査閲、現物調査等により検証した。その結果は以下の状況であり、要領等が遵守されていない部分もあり、資産管理が適切に行われていない。

(1) 備品管理について

管理簿の整備状況等について（指摘事項）

- ・ 備品の管理簿の作成については「備品管理要領」、第6条及び第7条において「出納員は備品出納簿により備品の出納状況を整理し、適正な管理を図るものとする」及び「物品管理者は、備品使用簿により責任者を明確にして使用させるものとする」と規定されている。しかしながら、現状では備品使用簿は作成されておらず、備品出納簿が作成されているのみであった（機械金属工業技術支援センターにおいては備品出納簿の記録が的確にできていない面があった）。
- ・ 各技術支援センターにおいては、備品使用簿の代用として備品一覧表を作成し、設置場所を記入しているが、使用責任者が記入されていなかった（機械金属技術支援センター、繊維工業技術支援センター）。皮革工業技術支援センターでは設置場所、使用責任者の両方を記入しているが一覧表へのリスト洩れがみられた。また、設置場所が異動した場合の更新記録が的確にできていないため備品一覧表上の設置場所で備品現品が確認できないもののがかなりみられた。よって、備品一覧表は備品使用簿の機能を十分果たしていない（機械工業技術支援センター、繊維工業技術支援センター）。
- ・ 「備品管理要領の取扱いについて」第4により、備品出納簿は「年度毎に出納状況を集計しておくものとする」と定められているが、年度毎の出納状況の集計は行われていなかった。
- ・ 「備品管理要領」では実地棚卸の規定は設けられていないが、年1回の現品実地棚卸を制度化することが望まれる。

備品整理票について

a. 備品整理票貼付洩れについて（指摘事項）

「備品管理要領」第5条により、物品管理者は備品整理票を各備品に貼付することが義務づけられている。そこで、工業技術センターにおいては、平成18年2月度及び3月度に商工費の備品購入費として支出されたものにつき、備品出納簿に購入記録が適正に記載され、かつ、現品に備品整理票が貼付されているか否かを確認したところ、全て適正に行われていた。但し、現物調査の際に、他の備品についても備品整理票の貼付状況を確認したところ、当該整理票が貼付されていないものが散見される状況であった。

b. 備品整理票のメンテナンスについて（意見）

工業技術センター以外の各技術支援センターにおいては、現物調査時に備品整理票の貼付状況を確認した。その結果、備品整理票は貼付されていた。但し、古いものの中には、

備品番号が消えかけており、判読しにくいものもみられた（機械金属、繊維工業、皮革工業各技術支援センター）。

c. 要管理備品の金額基準の見直しについて（意見）

使用耐用期間がおおむね 1 年以上で金額が 2 万円以上のものにつき、全て備品整理票を貼付することが実務的に管理効果と事務負担を考慮して、後者が上回るようであれば、備品整理票の貼付基準につき、検討する余地があると考えられる。

使用不能の備品について（意見）

現物調査を行ったところ、使用不能の備品が多くあり、廃棄処理手続を行っておくことが必要と認められた（機械金属工業技術支援センター）。

(2)重要物品等管理について

管理簿の整備状況について

重要物品等の管理簿の作成については「重要物品及び準重要物品の取扱いについて」において、重要物品整理カード及び準重要物品整理カード（以下、整理カード）を各々作成することと定めている。そこで、工業技術センターについては、平成 18 年 3 月末現在の所管事項報告書で個別に記載されている購入価格 5 百万円以上のものについて、整理カードと照合し、全件につき、当該整理カードが作成されていることを確認した。但し、整理カードの記載方法等については、改善すべき点がいくつか指摘されるため次項の<整理カードの記載方法等について>において後述している。

また、工業技術センター以外の各技術支援センターについては、整理カードは適正に作成されていた。特に、繊維工業及び皮革工業技術支援センターにおいては、整理カードに現品の写真を貼付しており、非常にわかりやすく工夫されていた。

整理カードの記載方法等について（指摘事項）

整理カードを閲覧したところ、以下に記載する事項が見受けられたため、改善しておく必要がある。

- ・整理カードに物件の概要として、品名・型式・機械番号・製作会社名・製作年を記載する様式になっているが、特に製作会社名・製作年につき記載されていないものが散見された。
- ・金額につき鉛筆による手書の修正があった。誤りを二重線で削除し、責任者が押印したうえで、ボールペン等により訂正しておくことが必要である。
- ・同一の物品につき、整理カードが 2 枚作成されているケースや、原本とコピーが綴られているケースが散見され、紛らわしいため、ファイルの整理を行っておく必要がある。

・廃棄されているにもかかわらず、整理カードに廃棄の旨が記載されていないものが散見された。整理カードの異動の状況欄に廃棄の旨を記載したうえで、廃棄されたものに係る整理カードは、現存する重要物品等に係るカードとは区別して、ファイルしておくことが望ましい。また、整理カードには廃棄の記載があるにもかかわらず、所管事項報告書に記載されているものがある。これは、廃棄決裁はとったものの未廃棄となっているものである。整理カード上においても、廃棄決裁の承認と実際に廃棄処分を行ったことにつき、明確に区分して記載しておくことが必要である。

現物調査について（指摘事項）

重要物品等及び備品については、購入・検収時に現品を確認して以降は、棚卸調査は一切行っていない状況である。棚卸調査は資産管理を行う上で、最も重要な管理活動の一つであり、棚卸しが実施されていない現状は問題がある。また、規程等においても、物品の現物調査に係る規程が設けられていない。上記のとおり棚卸調査は資産管理を有効に行なううえで、必要不可欠なものであると考えられることから、規程等によりその実施を義務づけておくことが必要である。

なお、平成 18 年 3 月末の所管事項報告書の重要物品等調に記載されている工業技術センターに係る重要物品のうち、昭和 63 年以前に取得された理化学機械及び計測機械並びに平成元年以降に取得された購入価格（評価額）が 50 百万円を超える重要物品等について現物調査を行ったところ 1 件（イオンクロマトグラフ（陰イオン・陽イオン・有機酸分析供用型 16,500 千円は平成 18 年 3 月末時点ですでに廃棄されており、現物はなかった））を除いて、全て現物は確認され、備品整理票も貼付されていた。但し、いくつかの備品整理票について、記載した分類コード番号等がほとんど消えてしまっているものが見受けられたため、これらのものについては再度記載しておくことが必要である。

また、現物調査を行ったもののうち、基準比較ゲージについては、相当多数の異なる規格の基準比較ゲージを、重要物品カード上は一括で記載していた。当該カード上に、いかなる規格の基準比較ゲージを保有しているかにつき明細を記載しておくことが、資産管理を行ううえでは必要となる。

工業技術センター以外の各技術支援センターにおいては、現品確認は問題なく実施できた。

使用状況について（指摘事項）

所管事項報告書によると工業技術センターが所有する重要物品等で、平成 17 年度の使用日数が 10 日未満のものは、下記のとおり 16 アイテム 取得価格総額 234,101,350 円であり、1 件（高速遠心機、購入価格 7,115,650 円）を除いて廃棄決定あるいは廃棄予定となっている。使用日数については任意に根拠資料の提出を求めたところ、様式は統一されていないものの、

いずれも日報が作成されており、日報と所管事項報告書の記載内容は一致していた。但し、機械金属工業技術支援センターでは、使用記録が的確に記入されていなかった。

機 器 名	取得年月日	購入価額	使用回数
(工業技術センター)			
雑音総合評価試験機	S59.11.20	7,500,000	0
検査システム	H5.12.27	13,997,700	0
1R(赤外分光)用顕微システム	H5.12.27	7,210,000	0
分子設計支援システム	H6.12.19 H7.11.30	23,164,000	0
近赤外フーリエ変換ラマン分光装置	H7.12.1	17,400,000	0
インターネット接続用システム	H8.3.22	25,000,000	0
デジタルミミック構造解析システム	H6.12.22	47,000,000	6
レーザー加工機	S60.1.11	31,200,000	6
レーザー裁断用加工台	S60.11.29	7,500,000	6
NC制御装置	S60.11.29	6,800,000	6
高速遠心機	H8.3.25	7,115,650	7
機械インピーダンス測定装置	S63.2.3	9,000,000	8
(繊維工業技術支援センター)			
エンジニアリングワークステーション	S63.12.21	13,000,000	0
画像処理システム	S63.12.21	8,000,000	0
光ディスクシステム	S63.12.21	5,000,000	0
(皮革工業技術支援センター)			
フーリエ変換赤外分光光度計	H2.3.5	14,214,000	0
合 計		243,101,350	

機器の外部使用について（意見）

平成13年2月に策定された「県立試験研究機関・中期事業計画」に基づき、依頼試験業務は、民間試験分析機関等との役割分担を踏まえ、民間で代替可能な依頼試験業務の外部化を平成14年度から順次進めている。それに伴い試験分析機器の大部分を開放し、企業技術者自らが機器を操作・使用する開放機器利用を行っている。また、試験分析機器の効果的な利用を促進するため、機器の使用方法や測定スキルなどを習得する機器利用研修を実施している。

過去5年間の利用実績は以下のとおりである。

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
依頼試験実施項目数	309	167	153	111	113
依頼試験(項数)	13,053	8,590	6,954	3,479	3,460
機器利用(項数)	3,595	3,676	6,327	8,074	8,817
機器利用研修(件数)	12	38	103	256	196

機器利用については、現在、利用者に対しては使用願に住所、氏名・名称、電話、使用室名又は機械器具名及び使用目的並びに使用期間、人員を記載させ、徴求しているのみである。これは、外部の者が利用しやすいようにするために利用手続をできるだけ簡略化していることによるものである。一方、責任の所在、資産保全等の観点から、万一事故が起こった場合の責任の所在や不正又は誤操作による機器の破損等に係る補償負担等を明確にしておくことを検討する必要があると考える。

火災保険等について（意見）

建物、重要物品等、備品については保険は一切掛けていないとのことであった。建物は勿論、重要物品等の中には購入価格が 50 百万円を超える高額なものもあるため、保険による資産保全の必要につき、一度検討しておくことが必要であると考え。

中・長期計画について（意見）

資産購入を効率的に行うため、過去においては中・長期的な整備計画を作成していたが、近年は老朽機器の更新も十分にできていない状況であり、現在は資産購入に関する中・長期計画は作成していない。

また、上述のように施設及び設備の老朽化により、修繕を要する箇所が多く発生しているが、長期修繕計画も作成しておらず、修繕については、毎年度 2 月補正予算で修繕の要求を行い、緊急を要するものから順次行っている状況である。

しかしながら、平成 20 年度から工業技術センター本館棟の建て替えが予定されており、当該整備を効率的に行うために、資産購入及び修繕並びに廃棄に関する中・長期計画を作成しておく必要がある。

5. 薬品の管理事務

試験研究用の薬品として、毒物及び劇物その他薬品を使用していることから、それらの取扱い、管理保管については「毒物及び劇物取締法」を遵守すべきはいうまでもなく、このため「兵庫県立工業技術センター薬品管理要領」「兵庫県立工業技術センター薬品管理要綱」並びに「EMS（環境マネジメントシステム）手順書に定める薬品保管手順書」「同薬品取り扱い手順書」「同不要薬品抽出保管手順書」に基づき管理することとなっている。この管理状況を検討した結果は以下の状況であり、薬品の適切な管理はできていない。

A. 工業技術センターにおける管理状況について

薬品の管理体制について（指摘事項）

「兵庫県立工業技術センター薬品管理要領」第1項により、薬品は消防法に基づく「危険物」、劇物取締法に基づく「劇物」、薬物取締法に基づく「毒物」及びその他「（一般）薬品」に区分されている。

しかしながら、管理簿の作成については同薬品管理要領第5項において、毒物につき「使用者は出納の都度、品名、使用量、残量を記録するとともに在庫量を確認すること。」と規定されているのみであり、危険物、劇物、一般薬品については管理簿の作成が義務づけられていなかったため、毒物以外は受払記録が作成されていない。劇物等についても受払記録を作成しておくことが必要である。

また、EMS 手順書に定める諸手順につき遵守状況を検討した結果は以下の状況であった。

- ・劇物保管薬品キャビネット利用簿が作成されていない。
- ・部所責任者は、四半期毎に1回、薬品保管状況点検表によりチェックを行い、薬品保管状況点検結果報告書を、環境管理責任者に提出することになっているが、いずれについても行われていない。
- ・部所責任者は、毒物、劇物、危険物、PRTR（化学物質排出移動量届出制度）対象物の保管数量の変化について、薬品異動状況点検表により点検し、薬品異動状況点検結果報告書を環境管理責任者に提出することになっているが、いずれについても行われていない。
- ・部所責任者は、毎年1回、不要とした薬品を不要薬品リストにまとめて、環境管理責任者に提出することになっているが、当該リストは平成15年度に作成して以来、作成していない。

薬品の現物調査について（指摘事項）

薬品についても、重要物品等と同様に規程等により棚卸調査を実施することが義務化されていなかったため、行われていない。棚卸調査を行い、受払記録と照合することにより、薬

品の紛失等の事実が把握されるものであり、受払記録の作成のみでは薬品管理は有効に機能せず、棚卸調査を行うことにより、はじめて、有効に機能するものであると考えられるため、薬品についても規程等により、薬品の棚卸調査を義務づけ、実施することが必要である。

なお、毒物について、その受払簿である毒物薬品類使用台帳に記載されているもの全件につき、現品調査を行ったところ、該当する毒物は全て適正に保管されていた。但し、現品として二酸化セレン 25g入 2本が存在していたが当該毒物は台帳には記載されていなかった。したがって、この二酸化セレンが盗難等にあつたとしても、その事実は把握されず、現状においては毒物の管理が有効に機能しているとは言い難い状況となっている。

また、毒物については、平成 17 年度において一度も使用実績がなかった。廃棄するためには多額の費用がかかるため、容易に廃棄できないとのことであるが、使用予定のない毒物を保管しておくリスクを考慮した場合、廃棄しておくことが必要であるとする。

セーフティキャビネットの鍵の保管について（指摘事項）

「兵庫県立工業技術センター薬品管理要領」第 4 項により、毒物は薬品庫内の施錠できるセーフティキャビネットに保管し、鍵は総務課長及び各支援センター主幹が保管し、貸出を行うことと規定されている。現在、薬品保管用のセーフティキャビネットが毒物保管用に 1 台、劇物等の保管用に 3 台あるが、後者について鍵の所在が不明であった。台帳に記載されている毒物については、唯一鍵があつたセーフティキャビネットに全て保管されており、鍵の所在が不明な 3 台のセーフティキャビネット内には、何も保管されていないとのことであるが、例えそうであっても、セーフティキャビネットの鍵の所在が不明である事実は重大である。また、開錠されたセーフティキャビネット内にも、空スペースが十分にあり、かつ、平成 17 年度において毒物の使用実績がないという状況から鑑みて、セーフティキャビネットがそもそも 4 台も必要であつたのかという疑問が呈されるものである。

B. 各工業技術支援センターにおける管理状況について

各工業技術支援センターにおいては、EMS 手順書に定める諸手続につき遵守状況を検討した結果は以下の状況であった。

(1) 機械金属工業技術支援センターにおける管理状況について（指摘事項）

- ・毒劇物、危険物受払簿（ハンドで記入分）を作成してはいるものの繰越が平成 7 年 5 月 1 日でそれ以前、以後の受払記録はほとんどない。事情を聴取したところ、平成 7 年 4 月末で一斉に棚卸し、不要分を処分したが、その時の在庫数を出発点として記入しており、それ以前の記録は記載していない。

また、薬品類は依頼試験分析（金属組織試験、引張り試験等）時に使用していたが、この

試験分析は近年実施していないため、ほとんど使用されていないとのことであった。受払記録に残っている硫酸 500 g の受払簿を査閲したところ、平成 3 年 6 月 24 日の残高 42 本が平成 7 年 3 月 20 日には 32 本になっており、その間の減少理由は記録されていないなど適正に記録されていない。

- ・一方、「EMS」ISO14001 の審査は平成 16 年度以降受けておらず、ISO14001 の認定は受けていないこともあり、この手順書も的確に遵守されていない。

このため、保管薬品の受払データも適時入力されておらず、監査日現在の在庫数量は把握できていない。従って、現品残数量の適否も検証できなかった。

- ・不要品が多いが、廃棄できないまま残っている状況であるが、不要品は速やかに廃棄すべきである。

(2) 繊維工業技術支援センターにおける管理状況について（指摘事項）

- ・毒劇物の受払簿（ハンド記入分）は作成していない（毒物は無いとのこと）。
- ・EMS の「薬品取扱手順書」に定める「劇物保管薬品キャビネット利用簿」は作成されていない。
- ・保管薬品の受払データも適時入力されておらず、平成 18 年 4 月 1 日現在のデータベース上の在庫数量からそれ以降監査日までの受払が無いにもかかわらず、現物残数量と合致しない薬品（劇物）がかなり見受けられる状況である。

(3) 皮革工業技術支援センターにおける管理状況について（指摘事項）

- ・毒劇物の受払簿（ハンド記入分）は作成していない（毒物は 1 件のみ）。
- ・EMS 手順書に基づき管理することとしているものの各担当者が受払データを的確に入力しない面があるので監査日現在の薬品残数量リストは作成できない。このため、現品との照合手順は実施できなかった。
- ・劇物、薬品の移動は多く、管理対象範囲を限定しなければ実務上の確な管理は困難であるとのことである。
- ・不要薬品も多くあるが、廃棄処理は進んでいない。

上記のとおり、各試験研究機関において薬品管理が的確に行われていない。資産管理の面だけでなく、事故を未然に防ぐ意味からも又「毒物及び劇物取締法」を遵守するコンプライアンス上の意味からも薬品の受払管理手続を見直すことが必要である。

現行の薬品管理規程が実務上レベルが高く、遵守することが困難な規定であると判断しているのであれば、各研究センターで必要かつ実行可能な薬品の管理規程を作成すべきであると考える。

6 . 人事管理事務

(1) 研究職を対象とした給与規程等について

研究職の全職員を対象とした給与規程等については、以下のものが定められている。

- ・ 職員の給与等に関する条例（以下、「給与条例」とする）
- ・ 職員の給与に関する規則（以下、「給与規則」とする）
- ・ 職員の給与に関する実施規則（以下、「給与実施規則」とする）

上記の「給与条例」第 8 条において、研究職給料表が別表第 2 として定められていることが規定され、「給与規則」第 4 条において、工業技術センターに勤務し、試験研究又は調査研究業務を行う者に適用されることが規定されている。

(2) 研究職を対象とする人事評価制度について

研究職を対象とする人事評価制度の改善として平成 14 年度から、行政サービス機関としての役割に対応した研究のみならず、普及指導やコーディネイト等の業務経験を適正に評価する仕組みとして研究職昇任審査会調書様式を改善し普及指導、コーディネイト業務等の実績一覧を記載することにした。

(3) 研究職に係る人事方針等について

工業技術センターでは、研究職を計画的に育成する方針、制度及び試験研究機関に応じた適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等につき、明文化したものはないが、各種の研修制度を活用した研究者の計画的な育成を行っている。現状では、研究員を対象とした研修制度として技術者養成事業を毎年、計画的に予算化し実施している。当該養成事業では、中小企業技術支援担当者として必要な高度な総合的技術支援知識、手法、共通技術ならびに各専門分野の新技术、周辺技術等を習得させるとともに指導・研究能力の充実強化を図ることで、研究員の資質向上を図ることを目的としている。目的に応じて、大学委託研究生派遣（産業労働部の制度を活用）、産業技術総合研究所派遣、中小企業基盤整備機構派遣等を設けており、研究員の年齢、業務等を考慮して毎年、計画的に派遣を行っている。なお、これ以外に一般県職員を対象とした大学委託研究生派遣（人事課制度）、民間派遣研修（人事課制度）、若手海外派遣（人事課制度）等の場合に応じて活用している。

なお、当該制度の活用状況については、(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度についてに記載している。

(4) 研究職等の職員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されてい

るなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関するものとして、「職員の職務発明等に関する規則」が定められており、平成 16 年度の改正により、登録補償に関しては 2 倍（特許権に関して 1 件につき 2 万円）に、実施補償に関しては一律 3 割にするとともに上限額を撤廃した。

なお、登録補償、実施補償の支給実績は次のようにごく僅かである。

	平成 16 年度				平成 17 年度			
	登録補償		実施補償		登録補償		実施補償	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
特 許	0	0	10	(998 千円) 280,914	7	80,000	6	(582 千円) 169,073
実用新案	0	0	0	0	0	0	3	(582 千円) 40

金額欄の上段（実施補償のみ）は収入額（千円）、下段が補償額（円）、人数は延べ人数

(5) 研究職の海外及び国内留学について

研究者を対象とした海外留学制度はなく、過去に(財)吉田科学技術財団等の外部の財団等の海外研究派遣助成制度を活用して 1 年間研究員の海外派遣を行った例はある。昭和 50～平成 4 年度で 6 名の海外派遣の実績があったが、平成 5 年からはまったく実績がない。

また、国内留学制度そのものはないが、民間派遣研修制度、大学院派遣制度等の各制度を逐次活用している（なお、当該制度の活用状況については、(6)研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度についてに記載している）。

(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について

工業技術センターの国内派遣制度の主なものには、週 2 日程度で 1 年間大学に研究員を派遣して、深くかつ総合的に研究させる工業試験研究機関を対象とした産業労働部の工業試験研究機関大学委託研究生制度及び県の人事課が一般職員を対象とした大学委託研究制度や 6 ヶ月範囲内で特定テーマについて、その解決手法を修得させるため、民間企業へ研究員を派遣する民間専門派遣研修制度があり、逐次活用している。

過去 5 年間における研究員の派遣実績は以下のとおりである。

派遣制度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
工業試験研究機関大学委託研究生制度	2人	1人	1人	1人	1人
大学委託研究制度(人事課制度)	0人	0人	1人	1人	1人
民間専門派遣研修制度(人事課制度)	0人	1人	0人	0人	1人

なお、各派遣制度には、それぞれ「工業試験研究機関大学委託研究生制度実施要領」「大学委託研究生制度実施要領」「民間専門派遣研修制度実施要綱」が作成されており、派遣者の選定過程につき、平成17年度分の申請書、決裁書等を閲覧したところ、手続は適正に行われていた。

(7)任期付研究員等外部人材の活用について

任期付研究員には、招聘型研究員と若手型研究員の二形態があり、前者は高度の専門知識と経験を必要とする研究業務に従事するものとし、任期は原則5年以内、後者は先導的役割を担う有意な研究者となるために必要な能力の涵養に資する研究業務に従事するものとし、任期は原則3年以内である。

登用実績については、招聘型研究員が平成14年4月1日から平成17年3月31日までを期間として採用された者が1名、若手型研究員が平成17年4月1日から平成20年3月31日(予定)までを期間として採用された者が1名である。

(8)アウトソーシング(民間委託)の活用について

工業技術センターにおいては、同センターの研究、技術相談・指導、試験分析等の業務は、ユーザーである企業の秘密保持の観点から、単純に民間へアウトソーシングすることには無理があると考えている。また、工業技術センターの使命である中小企業への技術支援は、研究、技術相談・指導、試験分析等をバラバラに行っているのではなく、これらを有機的にかつ結合して、はじめて企業支援に役立てることができるものと考えている。したがって、これらの理由からアウトソーシングの活用はしていない。ただし、工業技術センターで対応できない分野については、アウトソーシングするのではなく、他の大学・研究機関・産業支援機関との連携を強化することで、総合的かつ多彩な支援機能を活用していくこととしている。

なお、第1期中期事業計画における「試験分析の外部化の推進」方針を基に、定型的な試験分析業務について、民間で対応不可能または不十分な場合等を除いて、平成14~17年度で約66%の試験項目を廃止するとともに試験・分析連絡協議会設立や民間試験研究機関等への紹介を積極的に進めていった。ただし、これ以上の試験項目の削減は、工業技術センターのユーザーである

企業のニーズの収集力の低下や地場産業支援策の低下が生じるため、今後は毎年、技術支援策の一環として機能的、弾力的な対応を行っていくものである。

(9)研究マネジメント研修について

研究員のマネジメント能力の向上のため、研究マネジメント研修を科学振興課が平成 14 年度、平成 15 年度及び平成 16 年度に実施し、これに参加したとのことであった。

(10)その他の事項

休日出勤管理について（意見）

休日出勤による入館については、守衛室に氏名等を記載し、鍵を受け取り、退所時に再度退庁時間を記入し鍵を返却することとなっている。守衛室はその記録をもとに、休日出勤簿に転記し、休日出勤の管理記録としている。そこで、12月7日往査日時点における直近の休日出勤簿を閲覧したところ1名につき、9月以降の休日出勤状況が以下のとおりであることが確認された。

月度	休日出勤日（日・曜日）
9	3(日) 9(土) 16(土) 18(祝) 23(土)
10	1(日) 9(祝) 14(土) 15(日) 21(土) 22(日) 28(土) 29(日)
11	3(祝) 5(日) 11(土) 12(日) 18(土) 19(日) 23(祝) 25(土) 26(日)
12	2(土) 3(日)

上記からも判るとおり10月9日以降は11月4日以外は全て出勤している状況となっている。現状では特に本人に聴取等を行っていないが、休日出勤が多い特定の者に対しては、本人及び上司等に健康面はもとより、その合理性（必要不可欠な休日出勤であるのかどうか）等を確認しておく必要があると思われる。

また、現状では、休日出勤の際に、職員証の呈示までは求めていないが、本人確認を行う意味でも、職員証の呈示は義務付けておくことが望まれる。

7. 原価管理事務

(1)原価管理の状況

試験研究に関する原価管理に関して監査上は主に、研究開発事業の分類内容、研究開発事業の採算性、コスト管理（研究課題別原価計算）及び試験・検査単価の決定方法について質問を行った。

研究開発事業の分類内容

当センターで実施している試験研究の分類については、外部に説明する場合の一般的な分類として、公募型受託研究(競争的外部資金獲得研究)、国庫補助研究、県単研究(技術改善研究)、企業等との共同・受託研究、経常研究の5つの研究に分類している。

原価管理の視点からは、それぞれの研究に要する費用を事前、事後にどのように把握し、管理してゆくかが問題となるが、現在各々の研究で求められる原価管理の目的については契約等により多少の差がある。この原価管理の目的の視点からは、5つの研究事業を、公募型受託研究事業、国庫補助研究、企業等との共同・受託研究（以下、この3つの研究を受託研究等という）と県単研究、経常研究（以下、経常研究等という）の2つに分けられると考える。前者は、受託する研究事業に必要な費用（主として直接経費）を事前に把握し、外部資金提供者との間において交渉し、契約（合意）し、先方に請求することが必要であり、また、それらの費用については、外部資金の提供者に報告する義務があるため、実績をフォローすることが求められている研究である。これに対し、後者は、受託研究等のような制約はなく、コストの面からいえば、設定された研究予算の枠内に費用を抑えることが求められている研究といえる。以上のことから、原価管理の視点からの研究の分類としては、受託研究等と経常研究等の視点からみることとする。

受託研究等の採算性、コスト管理

受託研究等には公募型受託研究、国庫補助研究、企業等との共同・受託研究があるが、契約に際し、前二者については国等の外部資金提供者の意向を強く反映させざるを得ないため、当センターとしての取扱規程は定められていない(個々の契約の中で取り決められることになる)が、企業等との共同・受託研究については、当センターの意向を反映させることができることから、受託研究業務に関する事務の取扱規程として、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」を定めている。ここでいう受託研究業務とは、具体的には「1. 収納事務 (3) 諸収入」の項目に計上されている、工業技術センターが直接契約している受託研究業務である。この規程の5条6項においては、受託研究費の額を、研究費(直接経費)・研究運営費・機械装置の使用に係る費用・人件費とする旨を規定している。また、その詳細については、「受託研究に

係る受託研究費の算定基準」(具体的な規程の内容は、「1. 収納事務 (3) 諸収入 D 意見」を参照)に委ね、また、それを実務に適用する際の簡略化の方法を「受託研究費の算定基準の考え方」(具体的な規程の内容は、「1. 収納事務 (3) 諸収入 D 意見」を参照)で示している。

これらの規程に従い、受託研究業務に関する事務手続きが進められているが、企業等との共同・受託研究(「諸収入」の項目に計上されている工業技術センターが直接契約している受託研究収入)に関する事業の採算性、コスト管理の現状及び問題点については、「1. 収納事務 (3) 諸収入 D 意見」の項に記載しているので、参照願いたい。

工業技術センターが直接契約した受託研究収入以外の、本庁において契約され、収入の調定が行われる国等からの委託(受託)研究については、契約により直接経費の一定率を間接費として契約額に含めているものもあるが、基本的には直接経費(旅費、需用費、役務費等)について支弁する金額で契約されるものが多い。このため、報告が求められる直接経費についてのみ予算管理を行うと共に、実績を把握する(明細表にまとめる)ことができるようにしている。実務上の必要性から言えば、現在の原価の管理で十分とも言えるが、これら国等からの委託研究についても、支弁の対象となっていない研究者の人件費や、機器等の減価償却費などの間接経費がかかっており、これらすべての費用を把握することが研究の評価を行う上で必要と考える。即ち、工業技術センターが直接契約した受託研究と同様、兵庫県費用(税金)を用いて行なう研究である以上、説明責任を果たす上で兵庫県として研究の評価(効率性、有効性)をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比することができるようにすること(研究課題別原価計算)が必要不可欠であると考えます。

経常研究のコスト管理について

経常研究については、受託研究等のように直接費の把握が契約等において求められていないため、4 半期ごとに研究の報告をさせる等進捗管理は行われていても、原価の管理はほとんど行われていない。即ち、人頭研究費(100 千円/人)として予算配分はされているが、研究テーマごとの予算は作成されておらず、テーマごとの実績コスト(人件費、直接経費、原価償却費等の間接費)の把握も行われていない。しかしながら、受託研究等と同様、兵庫県として県民の税金を使って研究を行う以上、説明責任を果たす上で研究の評価(効率性、有効性)をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比できるようにすること(研究課題別原価計算)が必要不可欠であると考えます。研究課題別原価計算を行い、研究の評価を行うことは、人事評価や成果主義的要素を取り入れつつある給与制度がより公平に行われるための基礎データを提供すると共に、県民或いは議会、予算担当者に対し、限られた予算を適切に配分するための基礎資料を提供することにもなると考えられ、この面においても有用であると考えます。

使用料、手数料単価の決定について

工業技術センターで実施している依頼試験・機器利用に係る料金は、使用料・手数料料金規則に基づき徴収されている。この使用料、利用料金の単価については「工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準」に基づき算定されており、「1. 収納事務 (1) 使用料、手数料収入について」の項において適正に単価が算出されているかにつき検討した。その結果は、同項において「D.意見」として記載しているので、参照願いたい。

(2)原価管理に関する意見

上記の原価管理に関する意見を整理すると、以下の通りである。

研究課題別原価計算について（意見）

研究開発事業は、いくつかの観点から分類しうるが、いずれの研究開発事業においても、すべての費用（人件費、直接経費、減価償却費等の間接費を含む）を把握する課題別原価計算を行うことが必要であると考え。現在の研究開発事業については、受託契約金額を決める際、直接経費のみならず人件費や間接費をも必要な費用として一部認識しているものもあるが、研究課題別に全ての費用を実績として集計しているものはない。県民の税金を用い研究開発業務を行う以上、研究開発業務の有効性、効率性の判定をすることは必要であり、そのためには効果（成果）のみではなく、費用の面からも把握直すことが必要である。その基礎資料を提供する上で、研究課題別の原価計算が必要であると考え。

なお、現在の原価管理・コスト管理は、外部資金提供者に対する説明責任を果たすため、直接経費の把握を中心に行っているが、コストには人件費、間接費（減価償却費、その他諸経費）が含まれるため、これらもコストとして把握する事が必要である。特に、研究費の中で占める割合の高い人件費については、研究テーマ毎に日報等による時間管理をすることが必要になると考える。

料金に対応するコストについて（意見）

依頼試験・機器利用に係る料金については、毎年見直しを行っているが、「現行料金」と改定単価である「今回コスト」の単価の乖離度が依頼試験・機器利用料間で一様ではなく、公平の観点から疑問があると言わざるを得ない。このため、例えば、“実費の何割相当額を受益者に負担させる”等の方針を明確にし、少なくともこのような点に関し、公平の観点からの見直しをすることが必要ではないかと考える。

一般に原価計算の目的のひとつに価格設定目的が挙げられるが、「工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準」においても、依頼試験・機器利用に係る手数料は、原価計算による実費を基礎として算出することとされている。この基準の考え方は、少し粗いものの企業会計で

いう原価計算に近い考え方を採用しており、考え方の方向性については、概ね問題ないもの
と考えるが、企業会計のように原価計算基準、複式簿記に基づいた制度的なものでないため、算
定された結果の精度については、限界があるものと思われる。より精度を高め、また、分り易
くするためには、現在の官庁会計そのものの妥当性、有用性に踏み込まざるを得ないものと考
える。

農林水産技術総合センター

1. 収納事務

(1) 現金出納事務について

当センターにおいて、現金出納簿に出納記帳される取引は、主にセンターの施設を利用する者が支払う使用料と、物品及び生産物売払収入、不用物品売払収入及び農業大学の授業料等（1年生上半期分、入学料、入学考査料）が対象となる。

現金の取扱いについては、兵庫県財務規則 111 条に定められており、当該条文では、出納長又は出納員が直接収納した現金を即日又は翌日（その日が公金機関の休業日に当たるときは、その日の直後の公金機関の営業日）中に現金払込書により公金機関に払い込まなければならないようになっている（ただし、収納金額が 5 万円未満であるときには、毎 5 日分を取りまとめて公金機関に払い込むことができる）。

なお、当日公金機関に払い込めない現金は施錠のできる金庫へ収納されるようになっている。

また、総合センターの現金収納、保管に関する事務を取り扱う者は財務規則第 3 条により出納員、経理員及び分任出納員（出先機関に設置）と限定されている。

財務規則第 3 条に定める出納員、経理員及び分任出納員の設置状況は監査日現在、下記のとおりである。

事業所	出納員	経理員	分任出納員
農林水産技術総合センター	1 名	7 名	
北部農業技術センター		3 名	1 名
淡路農業技術センター		2 名	1 名
森林林業技術センター		4 名	1 名
水産技術センター		3 名	1 名
但馬水産技術センター		2 名	1 名

現金出納簿に記帳される直接収納取引については、即納書（財務規則様式第 15 号）をまず作成し、原則としてその即納書と一連になっている領収書を当該納入者に交付しなければならないようになっている（財務規則第 38 条）。

この即納書の取扱いについては、「財務規則の運用について」、「財務会計事務処理要領」及び「会計実務質疑応答」等に記載されており、即納書は会計年度ごとに別冊とし、会計年度の終了その他により不用となったときは、未使用の部分を打ち抜き、裁断又は廃棄の表示をしたうえで保存するようになっている（即納書の保存年限は年度経過後 3 年間である）。

現金は、入出金の都度、現金出納簿に記録される（財務会計事務処理要領第 35）が、具体的には、例えば、本所の生産物売払収入のうち職員向け販売をしている青果物の販売の場合であれば、

下記のようになる。

各部主幹が現金、生産物処分票、価格決定書を経理課に直接持ち込む際に経理担当者が現金確認等を実施し、その後に領収書を主幹に交付している（即納書は経理課で保管する）。この領収書は、職員の青果物等販売代金を、各部の主幹が集金し、経理課に収納するため、各職員には交付していない。このため、領収書に記載した金額を各部主幹に確認してもらった後に経理課が出納閉鎖期間まで1年間保管し、保管期間経過後は廃棄しているとのことである。この点について、他所の即納書の状況をヒアリングした結果、淡路農業技術センターは本所と同様、発行部署である総務課が保管しているとのことであるが、北部農業技術センターは所属部署で保管している処分決定書の写しに添付しているとのことである（なお、水産技術センター、但馬水産技術センター及び森林林業技術センターは、場内販売は実施していないので該当はないとのことである）。統一的な手続きを決めておくことが望まれる。

また、収納した現金は当日中に金融機関に回収してきてもらうか、あるいは金融機関まで出向き納金するようになっているが、金融機関に回収してきてもらう場合は、翌日に銀行員等が、現金払込書と一連になった領収書に収納印を押印して持ってくるので、それと現金出納簿と照合しているとのことである。現金収納時に経理課では生産物処分票に基づき財務経理システムにて調定決定書を作成し、このデータに基づきシステム上、現金払込書が作成されるので生産物処分金額が確かに収納されるようになっている。

ただし、銀行員等に現金を渡す際には手渡しした事実が確認できる確証（預り書等）を入手されていないので、今後は入手しておくことが望ましい。

なお、つり銭用資金は当該センターでは保管されていないとのことである（ただし、農業大学が開催されている外部向け販売はつり銭用資金（2万円）が用意されている。下記114頁参照）。

現金出納に関する監査手続としては、現金残高は上述のように毎日公金金融機関に収納されているので基本的にゼロとなっている。

従って、平成17年度において下記項目毎に一番多く収納がなされている日の収納の事実を確認した。

（単位：円）

項目	収納日	収納金額	収納の事実確認
歳入歳出外現金出納(*1)	H17/5/31	21,027	金融機関からの収納済通知書と照合
現金出納簿(*2)	H17/4/13	1,897,500	〃

(*1) 契約保証金の収納、健康・厚生年金保険料の収納（退職者の退職月の事後収納）

(*2) 生産物売払収入

即納書については過去3年間の保存がなされているかどうか、また適切な管理（連番管理、不

使用分の適切な裁断等)がなされているかどうかを質問し、適切にされているという回答を得た。

(2)自己検査について

財務規則第 190 条によれば、部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品の出納及び保管の事務並びに現金、物品（占有動産を含む）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならず、この実施については厳正でなければならないと定められている。また、この実施時期は「財務規則の運営について」第 13 において「少なくとも隔月に 1 回はこれを励行すること。」となっている（例えば、現金にかかる、かい長自己検査表は、現金出納簿に添付されており、この表にて、かい長印の押印および検査月日が把握できるようになっている）。

監査上、平成 17 年度にかかる自己検査表を入手し、かい長である所長が所掌される現金及び物品の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について適時に検査されているかどうか「かい長自己検査表」を閲覧した。

その結果、本所の現金出納簿については、監査時点（平成 18 年 11 月 22 日）では平成 18 年 7 月までしか検査がなされていなかった。適時に検査しておくことが必要である。

また、この自己検査の実施時の具体的な手続きを質問したが、特に明確になっていないとのことである。

このように現状では、例えば、出納簿だけを閲覧し、受払状況だけを把握すればよいのか、あるいは現物をチェックし、簿外の現金及び物品の有無あるいは帳簿に記載されている物品等の実在性の有無まで確認すべきなのかが明確になっていない。すくなくとも現金同等物あるいは換金でき、ある程度の保存が可能なもので、比較的多額になる可能性のあるものは定期的に現物確認をすべきではないかと考える。

本所の平成 17 年度にかかる自己検査表は往査時に内容を確認したが、本所以外の平成 17 年度の自己検査表を現地から取り寄せた（コピー含む）。その状況は下記のとおりである（印は自己検査表が確認できたものである）。

平成 17 年度 自己検査表の状況

	本所	森林	北部	水産	淡路	但馬水産
収入個別表		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
支出個別表		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
歳入歳出外現金個別表		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
歳入歳出外現金出納簿		該当なし				該当なし
基金に属する現金出納簿	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
現金出納簿				該当なし		該当なし
債権現在高簿	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
有価証券出納簿	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
備品出納簿						
消耗品出納簿	(即納書)	(即納書)	(即納書)	(即納書)	(即納書)	(即納書)
郵便切手出納簿						
材料品出納簿	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
基金に属する物品出納簿	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
生産品出納簿						該当なし
動物出納簿		該当なし		該当なし		該当なし
ハイウェイカード [*] 出納簿						該当なし
ETC カード [*] 出納簿	該当なし	該当なし			該当なし	該当なし

(3)延滞債権管理について

兵庫県立農林水産技術総合センターで調定を行った歳入について、収入がなされていないものは、毎月末単位で未納者一覧表が送付され、納入義務者に対し督促が行われ(財務規則第 41 条)、会計年度の出納閉鎖期間(5月31日)までに収納済とならなかった収入未済金は、歳入繰越調書に記入され、翌会計年度に繰り越される(財務規則第 45 条)。

平成 16 年度の当センターの出納閉鎖期日までに収納済みとならず、平成 17 年度へ繰り越された収入未済金の件数、収入未済金は次のとおりである。

科目	件数	金額
雑収入	1	38,986 円

(注)発生年度は平成 16 年度である。当センター内に設置されている自動販売機の光熱費が自販機設置業者の倒産により回収不能となったものである。

監査手続としては、平成 17 年度に繰り越された収入未済金について、財務規則第 45 条に基づく認定繰越決定書及び収入個別表、収入未済一覧表と照合し、歳入未済金が適正に繰り越されているか確かめた。

なお、上記案件は監査日現在も回収されておらず、上記状況から回収可能性は低いと思われるが、不納欠損(財務規則第 44 条)の要件を満たす状況となった場合には適時に不納欠損処理をさ

れることが必要となる。

(4) 簿外現金の有無について

他県にて裏金問題が発覚しており、卑近な例では新聞報道等によると、鳥取県の園芸試験場で果樹研究室長が生産品の販売収入などを私的な銀行口座で管理し、過去に懇親会経費や休日出勤時の弁当代などを不正に支出していたことが問題視されている。

このように裏金問題を初めとした不正が相次いでいる事態をうけて、総務省が平成 18 年 11 月 7 日に都道府県と政令市に対し異例の綱紀肅正を呼びかける文書を送達したことが公表されている。

当センターも上記他県と同じような事業を抱えており、生産品の販売収入が発生することから、センター所長宛に下記の質問を実施した。

上記のような不正事例（鳥取県の園芸試験場案件）と同様な事態が、当センターで発生しないためにどのような工夫（内部管理体制）を構築し、これを運用されているか。

上記のような綱紀肅正文書の送達をうけて、服務規律の確保を図るためにどのような指導監督を日頃からなされているか。

当センターでは不正及び問題事項が発生しているか。

その結果、下記の回答を得た。

内部管理体制について

- a. 生産物については、収穫作業から調査業務、販売用の調整、廃棄作業等、これに携わる作業は必ず担当者単独ではなく、複数人数で業務を行い、併せて生産物出納簿に記入整理をしている。
 - b. 在庫を伴う生産物については、入庫時、出庫時の作業は必ず複数人数で行い、担当研究員の確認のもとに係全体で在庫量を常に把握している。
 - c. 販売可能な生産物は、所定の対象市場の市況を参考に決裁のうえ販売価格を決定している。生産物の販売を行った際は即納している。
 - d. 生産物を調整、販売する担当者は直接集金には携わず、事務担当職員が担い、販売後は生産物出納簿に記入整理し、月末にはかい長により決裁を受けている。
 - e. 現金を伴う生産物販売については、生産品処分票で確認の上現金を受領し速やかに金融機関に入金しており、現金の確認等も複数の人数で行っている。
- また、現金を伴わない生産物販売については、生産品処分票で確認のうえ納入通知書を発行し、納入義務者あて送付し金融機関に収納している。
- なお、森森林業技術センター、水産技術センター、但馬水産技術センターは現金を取り扱う生産物はない。

f. 上記体制において、現時点では、特に不正及び問題事項は発生していない。

服務規律の確保について

総務省通達の有無にかかわらず、本県においては毎年、職員に対して公務員としての自覚を喚起するため「綱紀肅正等について」副知事依命通知が発出され、その都度各所属において職員に対し、公務員としての使命を自覚した上で職務に専念するよう指導している。

当センターにおいてもこの通知を受け幹部会等でその趣旨を伝達し、徹底を図るよう指示しており各職場においては職員会議等で、職員にその趣旨の周知徹底を図っている。

以上の回答から、当センターについては他府県と同様の裏金問題は発生しない環境下にあるのではないかと考えた。ただし、物品の定期的な残数チェックについては改善点があげられる（118頁参照）。

(5)本所および各所の収入について

A. 農林水産技術総合センター（本所）における収入について

農林水産技術総合センター(本所)における過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

農林水産技術総合センターにおける収入金額の推移

所属 農林水産技術総合センター（本所）

（単価：千円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	7,429	8,070	7,255	7,001	7,251
財 産 収 入	100,996	148,465	158,889	155,727	152,894
諸 収 入	18,489	24,028	18,757	55,390	82,054
合 計	126,914	180,563	184,901	218,120	242,200

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

< 内容 >

使用料及び手数料・・・ 財産の目的外使用料、農業大学の授業料

農業大学の入学料、考査料

財産収入・・・ 公舎使用料、不用物品・自動車売払、生産物売払、家畜売払

諸収入・・・ 試験研究受託費、特許権使用料、雇用保険個人負担金等

< 増減理由 >

- ・財産収入が平成 13 年度から平成 14 年度で増加している主な要因は、精液の売払を淡路農業技術センターから引き継いだためである。
- ・雑入が平成 15 年度から平成 16 年度及び平成 17 年度で増加している主な要因は試験研究受託費収入が平成 16 年度で 13 件 36,520 千円、平成 17 年度で 17 件 63,157 千円へと増加したためである。(平成 17 年度からは各センターの高度化事業を全て本所の収入とした)。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去 3 年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度 平成 16 年 6 月現在	平成 16 年度 平成 17 年 6 月現在	平成 17 年度 平成 18 年 6 月現在
使用料及び手数料	7,255	7,001	7,251
使用料	7,011	6,734	6,952
農林水産使用料	7,011	6,734	6,952
財産使用料	421	453	407
農業大学校授業料	6,472	5,848	6,259
農業大学校施設使用料	117	432	285
手数料	244	266	299
農林水産手数料	244	266	299
農業大学校入学料	158	192	169
農業大学校入学考査料	85	74	129
財産収入	158,889	155,727	152,894
財産運用収入	2,874	2,184	2,339
財産貸付収入	2,874	2,184	2,339
建物賃貸料	2,874	2,184	2,399
財産売払収入	156,014	153,543	150,495
物品売払収入	5	320	6
不用物品売払収入	5	5	6
自動車売払収入		315	
生産物売払収入	156,009	153,223	150,488
農林水産施設生産物売払収入	80,693	75,390	70,285
農林水産施設家畜売払収入	75,315	77,832	80,203
諸収入	18,757	55,390	82,054
受託事業収入	18,088	54,608	81,245
農林水産費受託事業収入	18,088	54,608	81,245
農業技術センター試験研究受託費収入	18,088	54,608	81,245
雑入	669	782	809
雑入	669	782	809
特許権使用料	27	26	28
雑入(農林水産部)	641	756	781
会計合計	184,901	218,120	242,200

上記のうち平成 17 年度の収入項目は各々下記のような内容であるが、これらについて必要と思われる項目について検討を行った。

使用料；農林水産使用料～財産使用料

主に電力会社からの電線の線下敷地使用料である。

使用料；農林水産使用料～農業大学校授業料、農業大学校施設使用料

この農業大学校授業料は当センターが所管する専修学校兵庫県立農業大学校に関する授業料である。

この授業料は、同大学の在校生（1、2 年生）にかかる授業料であり、平成 17 年度の調定決定書の金額の集計が年間の収入額と一致していることを確認し、収入個別表（月別歳入科目別調定額等の内訳表）と照合した。また、1 名あたりの授業料@9,600 円が「兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例」第 6 条に規定されている額と一致していることを確認した。

農業大学校施設使用料は、研修宿泊棟（和室 7、洋室 3）の宿泊室使用料及び研修室使用料である。平成 17 年度は 189 泊（@1,500 円）の宿泊があり、研修室の使用は年間 1 日（@1,500 円）だけである（使用実績が 1 日と少ないのは利用のほとんどが使用料免除を適用されているためであり、平成 17 年度では、管理規則第 26 条〔県が主催する農業に関係のある研修会等のためによる利用〕に基づく免除による利用が 33 回、授業によるものが 46 回ある）。

監査上は、年度末直近で収入があった 2 月の施設利用（宿泊数）について施設利用名簿と照合した。また、使用料は「兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例」第 7 条に規定されている額と一致していることを確認した。

手数料；農林水産手数料～農業大学校入学料及び入学考査料

農業大学校入学料及び考査料は、専修学校兵庫県立農業大学校に関する入学料（@5,650 円×30 名）及び入学試験に関する考査料であるが、入学料については、調定決定書及び収入個別表と照合した。考査料は内容（@2,200 円×59 名分）を確認した。各々の料金単価については「兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例」第 6 条に規定されている額と一致していることを確認した。

財産収入；財産運用収入；財産貸付収入～建物賃貸料（職員公舎使用料）

当該建物賃貸料は、朝妻職員公舎の使用料であり、平成 17 年度の賃貸料 2,399 千円について（仮称）年間使用料明細と収入個別表を照合し、3 月分の入居料内訳と入居料計算書と照合した。なお、本所管轄の職員公舎のうち、原種農場木造建屋は、平成 13 年 4 月から空室と

なっており、維持費用はかかっていないとのことであるが、今後の使用状況によっては維持の要否の検討が必要となる。

財産収入；財産売払収入；生産物売払収入～農林水産施設生産物売払収入

農林水産施設生産物売払収入の平成 17 年度の種類別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
精液	48,809	家畜人工授精事業実施に伴う家畜人工授精用精液の農業協同組合への譲渡。
米・麦・粳	7,057	原則として水稻原種、玄米、酒米、小麦の委託販売
野菜（園芸部、農大分）	4,224	原則として職員向け販売
果実	4,040	職員向け販売
花（園芸部、農大分）	3,827	職員向け販売及び(株)姫路生花卸売市場あるいは兵庫県生花(株)に委託販売。
その他（卵等）	2,325	
合 計	70,285	

上記種類毎に下記の検討を行った。

a. 精液の売払収入

これらは牛と豚の精液の売払に係る収入であるが、平成 17 年度の販売につき 3 百万円以上の案件について調定決定書と照合し、このうち一部について精液出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認し、生産品処分票と照合した。

また、売払単価については、平成 17 年度の牛の精液の売払は肉用種雄牛に係るものであり、この単価は@1,450 円となっている。これは、平成 16 年 4 月 1 日において①-1 本当たりの作成経費（作成に要する経費 - （廃用牛売払代金）÷配布本数）として算出されたものであり、過年度に算出されたものなので、これを平成 17 年度の実績で置き換え算定してもらったところ、約@1,400 円程度になるとのことであった。両者はそれほど乖離しておらず現時点でも見直しが必要な程度ではないと思われる。

また、平成 17 年度の豚の精液売払の単価は、@1,000 円であるが、この単価は昭和 48 年 4 月に当時の兵庫県農林部長から通知された「県有種畜精液配布（売払）価格の改正について」に基づくものとのことである。この積算方法に基づき、直近（平成 18 年度）ベースで単価を見直してもらったところ、@983 円になるとのことなので、これについても現時点で見直しが必要な程度ではないと思われる。

なお、精液の受払状況をみると、乳用牛の精液の使用実績が平成 13 年度から全くない状況である。

この点について淡路農業技術センターにおいて乳用牛の精液を県酪農農業協同組合連合

会を通じ、別途購入していることから上記（畜産技術センターで保存している）精液を利用できないのかどうか質問した結果、上記精液は乳用牛の系統維持や試験研究用に利用するため、保存しており、淡路農業技術センターの指示のもと、種雄牛の造成などの指定交配に利用するため、また、家畜伝染病の発生時の危機管理対策として、精液が県内に入らなくなったときに使用するための緊急備蓄としても保有しており、流用はできないとのことであった。冷凍保存しておけば半永久的に保管が可能であるとのことであるが、定期的に保存の要否を検討しておくことが望まれる。

b. 米・麦・粳の売払収入

米・麦・粳の売払収入については平成 17 年度の販売につき 1 件 1 百万円以上の案件について調定決定書及び販売代金精算書と照合し、このうち一部について生産品処分票および生産物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

なお、酒米、玄米の委託販売先である、みのり農協と兵庫みらい農協からの販売代金の収納は、委託先への支払手数料が控除されて入金されており、この手数料の計算根拠額が把握されていない。手数料が差引控除された販売代金を収納する場合は、「生産品等を委託販売した場合の収入の取扱いについて昭和 37 年 10 月 9 日 会第 2018 号関係部局長あて出納長、総務部長発」によれば、手数料等が差引控除された販売代金で調定及び収入するようになっているが、他方において、単価算定はできるだけ行い、販売代金の是非の検討を行うようになっているので手数料の計算根拠は把握しておくことが必要である。

c. 野菜（園芸部、農大分）

野菜（園芸部、農大分）の売払収入については平成 17 年度の販売につき 1 件 20 万円以上の案件について調定決定書と照合し、このうち一部について生産品処分票および生産物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

d. 花（園芸部、農大分）及び果実（園芸部）

花（園芸部、農大分）及び果実（園芸部）の売払収入については平成 17 年度の販売につき 1 件 20 万円以上の案件について調定決定書及び生産物価格決定書と照合し、このうち一部について生産品処分票および生産物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

なお、野菜、果実及び生花は量的に少なくまた鮮度が重要視されるので、主に職員向けに販売しているとのことである（ただし、年に 1 回、11 月の公開日には職員以外にも公開し販売している）。

これらの販売単価については、職員向け販売分については、原則として販売日前日の市

場価格（市場日報等から把握）委託分については委託先が市場で販売した価格である。水稲原種については、農林水産部農林水産局長から通知された「水稲種子最低買入価格及び最高配布価格について」に基づいて算出された単価に基づいている。

また、センター内での販売については、野菜、果実等の販売は、職員向けに行っており、この販売に関しては、（通常、つり銭が発生しないように職員が用意されるので）つり銭は特に用意していないとのことであるが、平成 18 年度から農業大学校における生産物の販売授業の一環として週 2 回実施される直売所「夢花菜」を開始されている。ここでは、職員以外の市民の方も来訪されるので、つり銭を用意しているとのことであるが、このつり銭は、保護者会の会費として収納した金額の中から学生活動促進費として 2 万円を一時的に充当（貸し出し）されている。保護者会の総会において当該金額を充当する旨の了解を口頭では得たとのことではあるが、農業大学の授業の一環として使用するのであれば、農業大学の資金で充当することが適切ではないかと考える。

財産売払収入；生産物売払収入～農林水産施設家畜売払収入

農林水産施設家畜売払収入の平成 17 年度の種類別内訳は下記のとおりである。

（単位：千円）

種 類	金 額	摘 要
豚	24,236	主に姫路畜産荷受(株)に委託販売
牛	54,981	主に肉牛は、全農連兵庫に、子牛は兵庫みらい農協に委託販売
鶏	985	
合 計	80,203	

上記種類毎に下記の検討を行った。

a. 豚

豚の売払収入については 1 件あたり、100 万円以上のものについて、調定決定書、物品処分決定書及び売買仕切書と照合し、このうち一部について動物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

b. 牛

牛の売払収入については、1 件あたり、200 万円以上のものについて、調定決定書、物品処分決定書、肉畜出荷販売成績報告書と照合し、このうち一部について動物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

c. 鶏

鶏の売払収入については、1件あたり、10万円以上のものについて、認定決定書、物品処分決定書と照合し、このうち一部について動物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

上記の売渡価格は基本的には委託先が市場でせり売りを実施した結果、ついた価格であるが、種豚の場合は、せり売りせず、配布するため、年に1回、4月に決裁された評価額（注）を使用している。

（注）前年度の大阪枝肉市場相場の年間平均価格に基づき、算出される肉値を評価額の基礎とし、体格審査成績等による加算額を加えて評価額としている

なお、牛の売り払いの委託先である兵庫みらい農業協同組合との間では契約書が締結されていない。「生産物等を委託販売した場合の収入の取扱いについて（昭和37年10月9日会第2018号）」の1.契約書等の作成には「委託販売により販売しようとするときは、受託者から契約書又は請書等を徴すること。ただし、商慣習上契約書等を徴することができないときは、委託販売することについての決議を記録しておくこと」と記述されており、これを鑑みると、今後は契約書を締結すべきか、また、現在、兵庫みらい農業協同組合から提出されている「子牛出荷に関する申し合わせ事項」が、上記の“委託販売することについての決議を記録したもの”として相当なものかどうか再検討しておくことが望まれる。

以上が本所の財産収入に関する事項であるが、財産の処分及び残高管理について検討した結果、下記の留意事項があげられる。

a. 生産品処分決定書の押印洩れについて

財務規則第150条によれば「物品管理者は、物品の売払、廃棄、貸付け、法第237条第2項の規定による譲与若しくは減額譲渡、又は物品の公有財産への編入をしようとするときは、物品処分決定書によりこれを決定しなければならない。ただし、生産品については、生産品処分票によるものとする」と記述されている。この物品処分決定書及び生産品処分票には、決定者の押印がなされるような様式（様式第59号及び61号）になっているが、本所における17年度の各部署の生産品目録処分票及び種畜等譲渡申請書を通査したところ、処分決定者の押印が洩れていた案件が下記のようにあった。処分を決定する最終承認者の押印は洩れなく押印しておくべきである。

部 署	処分品目、数量	処分決定日
環境部	粉 14.8 kg	H18/5/8
園芸部	イジク 66 kg他	H17/10/26
畜産部	種豚 2 頭	H17/6/8
園芸部	トマト	H17/5/18
〃	仔ゴ	H17/5/18

b. 受払（出納）管理簿について

本所における生産物の受払管理簿は往査時に現物を確認できたが、時間的制約もあり、各所の受払管理簿の状況を下記のようにヒアリングした。

北部農業技術センター

部 署	出納帳の有無	出納簿名称	出納帳の管理対象物	定期的な現物照合の実施方法(頻度含む)
農業部	有	生産品出納簿 (園芸)	ヤマノイモ	収穫後、大半はすぐに処分(試験用・販売)し、一部来年の種子用に保存している。現物照合は収穫・販売等異動のある時と月末に行っている。
			トマト	収穫後、すぐに処分(試験用・販売)している。現物照合は収穫・販売等異動のある時と月末に行っている。
			枝豆	"
			白ネギ	"
農業部	有	生産品出納簿 (果樹)	二十世紀梨	"
			見本梨	"
			柿	"
			クリ	"
			リンゴ	"
			サクランボ	"
農業部	有	生産品出納簿 (作物)	籾うるち	現物照合は、収穫時・処分(試験用)時・月末に行っている。
			籾もち	"
			玄米うるち	現物照合は、収穫時・出荷前(週1回)・月末に行っている。
			屑米	"
			小麦	現物照合は、収穫時・処分(試験用)時・月末に行っている。
			大豆	現物照合は、収穫時・出荷前(週1回)・月末に行っている。
			小豆	"
畜産部	有	動物出納簿	種雄牛	牛舎、牛房が決まっており、毎日確認を行っている。
			種雄候補牛	"
			後代検定牛	"
			原種成牛	分娩時より全国统一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、廃用等による処分時には処分決定書により処理を行っている。
			原種育成牛	分娩時より全国统一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、原種牛への組替時・出荷時には組替決定書又は処分決定書により処理している。
			原種雄子牛	分娩の度に全国统一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、出荷時・後代検定牛、種雄候補牛への組替時等には物品処分決定書又は組替決定書等により処理を行っている。
			原種雌子牛	分娩の度に全国统一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、出荷時・育成牛への組替時等には物品処分決定書又は組替決定書等により処理を行っている。
			モダン成牛	分娩時より全国统一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、廃用等による処分時には処分決定書により処理を行っている。
			モダン育成牛	分娩時より全国统一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、モダン成牛への組替時・出荷時には組替決定書又は処分決定書により処理している。
			モダン雄子牛	分娩の度に全国统一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、出荷時、後代検定牛・種雄候補牛への組替時等には物品処分決定書又は組替決定書等により処理を行っている。
モダン雌子牛	分娩の度に全国统一耳標を装着し、毎日個体確認を行っている。また、出荷時・育成牛への組替時等には物品処分決定書又は組替決定書等により処理を行っている。			
畜産部	有	精液出納簿	種雄牛の精液	精液の採取日に種雄牛ごとに作成本数を記入し、精液保存容器に保存している。また、場内使用はその日ごとに引き落とししている。なお、月に一度は現物照合を行っている。

淡路農業技術センター

部 署	出納帳の有無	出納帳の管理対象物	出納簿名称	定期的な現物照合の実施方法(頻度含む)
農業部	有り	カーネーション スイトピー ストック ミカン ピワ 米 トマト レタス キャベツ タマネギ 白菜	生產品出納簿	生産してすぐに払い出し
畜産部	有り	牛乳 受精卵 供卵牛、試験牛 飼料(トウモロコシ・ソルゴ-混播) 飼料(ソルゴ-)	牛乳出納簿 受精卵出納簿 動物出納簿 飼料出納簿 "	生産してすぐに払い出し 日常の現物管理 " 使用数量で差し引きする(サ内)

森林林業技術センター

部 署	出納帳の有無	出納帳の管理対象物	出納簿名称	定期的な現物照合の実施方法(頻度含む)
森林林業技術センター	有	乾燥しいたけ	有	随時

水産技術センター

部 署	出納帳の有無	出納帳の管理対象物	出納簿名称	定期的な現物照合の実施方法(頻度含む)
水産技術センター	有	ヒラメ・ズワイガニ・アガレイ	種苗等出納簿	1ヶ月に1度照合し決裁

上記のように事業所及び種類によって、受払(出納)管理簿と現物との照合方法がばらばらであり、統一されていないが、果物、野菜等のような生鮮物を除き、長期の保存が可能なものは、少なくとも年に1回は受払(出納)管理簿と現物とを照合し、その結果をかい長が確認することが望まれる。また、農産物(豆、麦)は現物照合を年に1回されているとのことであったがその照合結果が残されておらず、実施状況が確認できないので照合結果を一定期間残し、かい長等が事後的にも把握できるようにしておくことが望まれる。

c. 未登録農薬を使用した収穫物等について

本所にて農薬登録を目的に試験を行っている農薬(未登録農薬)を使用した収穫物や作物残渣の処分について質問したところ、米等のようにある程度の期間、保存できるものは産業廃棄物に準じて業者に処理を委託しているが、野菜等の生鮮食品については残留する

未登録農薬が少量であり、次作には影響を与えないので現地にて収集し腐敗させるか粉砕しているとのことであった。

確かに野菜等は長期の保存はできないが、未登録農薬を使った作物の種類と処理結果は作業日誌等に担当者が記録し、責任者が処分状況を把握できるようにしておくことが必要ではないかと考える。

諸収入；受託事業収入；農林水産費受託事業収入～農林技術センター試験研究受託費収入
農林技術センター試験研究受託費収入の平成 17 年度の種別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額
本所調定（国庫受託）	56,204
各地契約（本所分）	25,041
計	81,245

農林水産費受託事業収入については、1 件あたり、300 万円以上のものについて、調定決定書、決裁書及び契約書と照合した。

また、このうち、下記の受託契約について兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要領第 5 条 6 項に記述されている方法に準拠して積算されているかどうか確認した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構農業環境技術研究所	農林水産生態系における有害化学物質の総合的管理技術の開発	4,800 千円	研究員旅費 600 千円 賃金 500 千円 消耗品費 2,420 千円 間接経費 880 千円
(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構近畿中国四国農業研究センター	不耕栽培を活用した麦・大豆輪作体系における苗立ち安定化のための排水対策法の確立	3,500 千円	職員旅費 680 千円 消耗品費 1,770 千円 賃金 900 千円 雑役務費 150 千円

B. 北部農業技術センターにおける収入について

北部農業技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 北部農業技術センター

(単価：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	35	17	17	14	10
財産収入	62,873	83,059	83,462	95,375	97,183
諸収入	2,348	2,898	7,633	4,801	4,231
合計	65,256	85,974	91,112	100,190	101,424

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

<内容>

使用料及び手数料・・・財産の目的外使用料

財産収入・・・公舎使用料、不用物品売払、生産物売払、家畜売払

諸収入・・・試験研究受託費、特許権使用料、雇用保険個人負担金等

<増減理由>

・財産収入が平成13年度から平成14年度で増加している主な要因は、平成13年度は国内のBSEの影響で牛の価格が下がったため収入が少なかったが、平成14年度以降回復してきたためである。また、平成15年度から16年度で増加している主な要因はBSE(アメリカ産牛肉)の影響で国内産牛肉の価格が上がったためである。

・諸収入が平成15年度で増加している主な要因は試験研究受託費1件4,468千円が収入として計上されたためである。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度 平成 16 年 6 月現在	平成 16 年度 平成 17 年 6 月現在	平成 17 年度 平成 18 年 6 月現在
使用料及び手数料	17	14	10
使用料	17	14	10
農林水産使用料	17	14	10
財産使用料	17	14	10
財産収入	83,462	95,374	97,182
財産運用収入	915	872	772
財産貸付収入	915	872	772
建物賃貸料	915	872	772
財産売払収入	82,546	94,501	96,410
物品売払収入	0	0	1,170
不用物品売払収入			1,170
生産物売払収入	82,546	94,501	95,240
農林水産施設生産物売払収入	8,150	6,090	5,182
農林水産施設家畜売払収入	74,396	88,411	90,058
諸収入	7,633	4,800	4,230
受託事業収入	6,442	2,801	3,496
農林水産費受託事業収入	6,442	2,801	3,496
農業技術センター試験研究受託費収入	6,442	2,801	3,496
雑入	1,191	1,999	734
雑入	1,191	1,999	734
特許権使用料	947	1,760	394
雑入(農林水産部)	244	239	340
会計合計	91,112	100,189	101,424

平成 17 年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

財産収入；財産運用収入；財産貸付収入～建物賃貸料

建物賃貸料は職員公舎等の使用料であり、4 月から 7 月は@74,600 円、8 月から 3 月は@59,200 円となっており、それぞれの金額について職員公舎入居料一覧表と照合した。

財産収入；財産売払収入；物品売払収入～不用物品売払収入

不用物品売払収入は、ショベルローダー、ホイールローダーの売払収入であり、調定決定書、物品処分決定書と照合した。

財産収入；財産売払収入；生産物売払収入～農林水産施設生産物売払収入及び農林水産施設家畜売払収入

農林水産施設生産物売払収入の平成 17 年度の種別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
米	1,084	たじま農協に委託販売
雑穀物	119	
野 菜	763	
果樹類	2,972	
受精卵	214	
その他	28	
合 計	5,182	

上記の内の1件あたり、300千円以上のものについて、調定決定書、生産品処分票、生産物価格決定書と照合し、このうち一部について生産品出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

また、農林水産施設家畜売払収入の平成17年度の種類別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
牛	90,058	子牛、現場後代牛等の売払収入

上記の内の1件あたり、500万円以上のものについて、調定決定書、物品処分決定書、肉畜出荷販売成績報告書と照合し、このうち一部について動物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

諸収入；受託事業収入；農林水産費受託事業収入～農業技術センター試験研究受託費収入

農業技術センター試験研究受託費収入について平成17年度に一番多額の収入となっている下記案件について調定決定書、決裁書、契約書を照合した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
兵庫県植物防疫協会	平成17年度新農薬実用化試験の受託	2,545千円	水稲、豆類、野菜殺菌・殺虫剤 2,118千円 無人刈り水稲殺菌剤 323千円 果樹生育調節剤 104千円

C. 淡路農業技術センターにおける収入について

淡路農業技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 淡路農業技術センター

(単価：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	87	8	8	98	4
財 産 収 入	71,715	36,439	35,906	40,154	39,477
諸 収 入	5,076	5,367	6,432	8,505	7,509
合 計	76,878	41,814	42,346	48,757	46,990

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

< 内容 >

使用料及び手数料・・・ 財産の目的外使用料

財産収入・・・ 公舎使用料、不用物品・自動車売払、生産物売払、家畜売払

諸収入・・・ 試験研究受託費、雇用保険個人負担金等

< 増減理由 >

財産収入が平成 14 年度で減少している主な要因は精液の売払を 14 年度から農林水産技術総合センター（本所）で実施することになったためである。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度 平成 16 年 6 月現在	平成 16 年度 平成 17 年 6 月現在	平成 17 年度 平成 18 年 6 月現在
使用料及び手数料	7	98	4
使用料	7	98	4
農林水産使用料	7	98	4
財産使用料	7	98	4
財産収入	35,905	40,154	39,476
財産運用収入	789	559	426
財産貸付収入	789	559	426
建物賃貸料	789	559	426
財産売払収入	35,116	39,594	39,049
物品売払収入	0	0	10
自動車売払収入			10
生産物売払収入	35,116	35,594	39,039
農林水産施設生産物売払収入	32,352	36,714	34,846
農林水産施設家畜売払収入	2,763	2,880	4,193
諸収入	6,432	8,504	7,509
受託事業収入	3,433	6,025	4,972
農林水産費受託事業収入	3,433	6,025	4,972
農業技術センター試験研究受託費収入	3,433	6,025	4,972
雑入	2,999	2,479	2,537
雑入	2,999	2,479	2,537
雑入(農林水産部)	2,999	2,479	2,537
会計合計	42,345	48,757	46,989

平成 17 年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

財産収入；財産運用収入；財産貸付収入～建物賃貸料

建物賃貸料は職員公舎等の使用料であり、4月～12月までが31,200円、1月～3月までが44,400円であり、12月に途中入居分12,774円が発生している。この各々の金額につき公舎使用料と照合した。

財産収入；財産売払収入；生産物売払収入～農林水産施設生産物売払収入

農林水産施設生産物売払収入の平成 17 年度の種別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
牛乳、野菜、果樹、花き等の売払収入	34,846	主な売払収入は牛乳である(24,211千円)
合 計	34,846	

上記のうち牛乳の売払収入のうち4月分について調定決定書、決裁書、生産物処分票及び乳代金精算書と照合し、それ以外のもの(野菜、果樹、花き等)については1件40万円以上

の案件について調定決定書、生産物処分票、玉葱販売精算書、一時払金支払額通知書兼検査結果通知書と照合し、このうち一部について生産物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

財産収入；財産売払収入；生産物売払収入～農林水産施設家畜売払収入

農林水産施設家畜売払収入の平成 17 年度の種別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
牛	4,193	試験牛成牛等の売払収入

上記の内の 1 件あたり、40 万円以上のものについて、調定決定書、物品処分決定書、見積結果表（価格決定資料）と照合し、このうち一部について動物出納簿に払い出しが適切に記帳されているかどうか確認した。

雑収入；受託事業収入；農林水産費受託事業収入～農業技術センター試験研究受託費収入及び雑収入

平成 17 年度の農業技術センター試験研究受託費収入 4,972 千円のうち、1 百万円以上の収入となっている下記案件について調定決定書、決裁書、契約書と照合した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
兵庫県植物防疫協会	平成 17 年度新農薬 実用化試験の受託	3,624 千円	殺菌・殺虫 3,278 千円 除草剤、生育調節剤 346 千円

平成 17 年度の下記雑収入について、調定決定書、契約書と照合した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
兵庫県酪農農業(協)連合会	優良乳用雌牛効率 生産推進対策事業 に係る受託	2,440 千円	

D. 森林林業技術センターにおける収入

森林林業技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 森林林業技術センター

(単価：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	673	777	522	421	395
財 産 収 入	875	824	836	388	551
諸 収 入	169	1,130	857	591	2,440
合 計	1,717	2,731	2,215	1,400	3,386

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

< 内容 >

使用料及び手数料・・・ 財産の目的外使用料、林業研修館の使用料

財産収入・・・ 公舎使用料、生産物売払

諸収入・・・ 試験研究受託費、雇用保険個人負担金等

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度 平成 16 年 6 月現在	平成 16 年度 平成 17 年 6 月現在	平成 17 年度 平成 18 年 6 月現在
使用料及び手数料	521	420	394
使用料	521	420	394
農林水産使用料	521	420	394
財産使用料	349	273	280
林業研修館使用料	171	147	114
財産収入	836	388	551
財産運用収入	633	167	322
財産貸付収入	633	167	322
建物賃貸料	633	167	322
財産売払収入	202	221	229
物品売払収入	0	50	0
不用物品売払収入		50	
生産物売払収入	202	170	229
農林水産施設生産物売払収入	202	170	229
諸収入	857	591	2,424
受託事業収入	700	300	2,280
農林水産費受託事業収入	700	300	2,280
農業技術センター試験研究受託費収入	700	300	2,280
雑入	157	291	144
雑入	157	291	144
自動車損害賠償責任保険料還付金			
雑入(農林水産部)	138	273	144
技術開発指導員派遣事業負担金	18	16	
会計合計	2,215	1,400	3,370

平成 17 年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

使用料及び手数料；使用料；農林水産使用料～財産使用料及び林業研修館使用料

財産使用料は行政財産使用許可に伴う使用料であり、調定決定書、算定基礎が記載されている内訳明細書及行政財産使用許可書等と照合した。

林業研修館使用料は林業研修館の年間使用料である(宿泊料@1,500円×76件)。

財産運用収入；財産貸付収入～建物賃貸料

建物賃貸料は職員公舎等の使用料である。

受託事業収入

平成 17 年度に計上された受託費収入は 3 件あるが、そのうち一番多額な収入となっている下記案件について調定決定書、決裁書、契約書を照合した。

相手先	受託内容	受託金額	摘 要
(有)ウッズ	森林管理データベースおよび森林保全シュミレーション構築に係る調査研究	1,980 千円	

E. 水産技術センターにおける収入

水産技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 水産技術センター

(単価：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
分担金及び負担金					
使用料及び手数料	24	24	24	24	27
財 産 収 入	4,000	4,250	4,490	5,175	4,960
諸 収 入	547	263	267	4,249	532
合 計	4,571	4,537	4,781	9,448	5,519

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

< 内容 >

使用料及び手数料・・・ 財産の目的外使用料

財産収入・・・ 船舶売払、生産物売払

諸収入・・・ 試験研究受託費、雇用保険個人負担金等

< 増減理由 >

平成16年度の諸収入が増加している主な要因は試験研究受託費1件3,850千円を収入したためである。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度 平成 16 年 6 月現在	平成 16 年度 平成 17 年 6 月現在	平成 17 年度 平成 18 年 6 月現在
使用料及び手数料	24	23	26
使用料	24	23	26
農林水産使用料	24	23	26
財産使用料	24	23	26
財産収入	4,490	5,175	4,960
財産売払収入	4,490	5,175	4,960
不動産売払収入	0	525	0
船舶売払収入		525	
生産物売払収入	4,490	4,650	4,960
農林水産施設生産物売払収入	4,490	4,650	4,960
諸収入	266	4,249	532
受託事業収入	0	3,850	0
農林水産費受託事業収入	0	3,850	0
農業技術センター試験研究受託費収入		3,850	
延滞金、加算金及び過料			190
延滞金			190
雑入	266	399	532
雑入	266	399	532
雑入（農林水産部）	266	399	532
会計合計	4,781	9,447	5,519

平成 17 年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

財産収入；販売売払収入；生産物売払収入～農林水産施設生産物売払収入

(単位：千円)

種 類	金 額	摘 要
サザエ	3,260	種苗生産物代金
アワビ	1,700	"
計	4,960	

上記の内の 1 件あたり、50 万円以上のものについて、調定決定書、水産種苗配布受渡書、平成 17 年度種苗生産出来高報告書と照合した。なお、水産種苗生産等業務は財団法人ひょうご豊かな海づくり協会に委託しており、兵庫県栽培漁業センター及び但馬栽培漁業センターにて業務が行われている。これらの栽培漁業センターでは、水産技術センターとの委託契約に基づき、委託計画のとおり種苗生産を行っている。アワビ・サザエは、但馬栽培漁業センターで種苗生産を行い、親貝は、親魚台帳により管理している。種苗については、規定サイズに達した時点で計数し、出来高報告書が水産技術センターに提出される。それに基づく業務指示書により、供給先に配布される。生産確認には、水産技術センター職員もしくは、但馬水産技術センターの職員が立会い、現物確認をされている。規定サイズの種苗は、報告し

た全数量を配布するので出納簿という簿冊管理はしていないとのことである。

また、このサザエ・アワビの売払単価は10円であるが、これは平成7年4月に農林水産部長にて承認されたものであり、そこから改定がされていない。見直しをしなかった理由は、下記のとおりとのことである。

- ・但馬栽培漁業センターに対する業務委託額に大きな変化が生じていない。

	業務委託額	指数
平成8年度	97,718千円	100%
平成17年度	106,430千円	108.9%

- ・消費者物価指数が下降しており、値上げする環境にない。特に生鮮魚介類については下落の幅が大きい（総務省統計局）

F. 但馬水産技術センターにおける収入について

但馬水産技術センターにおける過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

所属 但馬水産技術センター

（単価：千円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
分担金及び負担金	71,658				
使用料及び手数料	20,249				
財産収入					
諸収入	1,624	43	44	6,102	116
合計	93,531	43	44	6,102	116

各収入科目の主な内容、増減理由は下記のとおりである。

< 内容 >

諸収入・・・試験研究受託費、雇用保険個人負担金等

< 増減理由 >

平成16年度の諸収入が増加している主な要因は試験研究受託費2件6,000千円を収入したためである。

上記項目をより詳細にみた場合の、過去3年間の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度 平成16年6月現在	平成16年度 平成17年6月現在	平成17年度 平成18年6月現在
諸収入	44	6,102	115
受託事業収入	0	6,000	0
農林水産費受託事業収入	0	6,000	0
農業技術センター試験研究受託費収入		6,000	
雑入	44	102	115
雑入	44	102	115
雑入(農林水産部)	44	102	115
会計合計	44	6,102	115

上記のように平成17年度は特に大口の収入がないので特段の手続きは実施していない。

(6) 収入に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の収入についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

場内販売にかかる職員集金代金への領収書交付方法について(意見)

生産物売払収入のうち職員向け販売をしている青果物の販売の場合、職員の青果物等販売代金は、各部の管理者が集金し、経理課に収納するため、領収書は各職員には交付できない。この領収書の交付、保管方法が各事業所によりバラバラであり統一されていない。統一的な手続きを決めておくことが望まれる。(105頁参照)

生産物受払収入等の現金納付時の書面について(意見)

生産物受払収入等で収納した現金は当日中に金融機関に回収してきてもらうか、あるいは金融機関まで出向き納金するようになっているが、銀行員等に現金を渡す際には手渡しした事実が確認できる確証(預り書等)が入手されていないので、入手しておくことが望まれる。(105頁参照)

自己検査表の検査時期及び検査手続について(指摘事項)

本所の現金出納について、監査時点(平成18年11月22日)では平成18年7月までしか検査がなされていなかった。適時に検査しておくことが必要である。

また、この自己検査の実施時の具体的な手続きを質問したが、具体的な実施手続きは特に明確になっていないとのことである。

すくなくとも現金同等物及び換金でき、ある程度の保存が可能なもので、比較的多額にな

る可能性のあるものは定期的に現物確認をするように明確化しておくべきではないかと考える。(106 頁参照)

延滞債権について(意見)

平成 16 年度の当センターの出納閉鎖期日までに収納済みとならず、平成 17 年度へ繰り越された収入未済金(1 件、38,986 円)は監査日現在も回収されておらず、上記状況から回収可能性は低いと思われるが、不納欠損(財務規則第 44 条)の要件を満たす状況となった場合には適時に不納欠損処理をされることが必要となる。(107 頁参照)

未使用資産・物品について(意見)

a. 原種農場木造建屋は、平成 13 年 4 月から空室となっており、維持費用はかかっていないとのことであるが、今後の使用状況によっては維持の要否の検討が必要となる。(111 頁参照)

b. 乳用牛の精液の使用実績が平成 13 年度から全くない状況である。

当該精液は乳用牛の系統維持や試験研究用に利用するため、保存しており、種雄牛の造成などの指定交配に利用するため、また、家畜伝染病の発生時の危機管理対策として、精液が県内に入らなくなったときに使用するための緊急備蓄としても保有しているとのことである。冷凍保存しておけば半永久的に保管が可能であるとのことであるが、定期的に保存の要否を検討しておくことが望まれる。(112 頁参照)

販売手数料の計算根拠の把握について(指摘事項)

酒米、玄米の委託販売先である、みのり農業協同組合と兵庫みらい農業協同組合からの販売代金の収納は、委託先への支払手数料が控除されて入金されており、この手数料の計算根拠額が把握されていない。手数料が差引控除された販売代金を収納する場合は、「生産品等を委託販売した場合の収入の取扱いについて昭和 37 年 10 月 9 日 会第 2018 号関係部局長あて出納長、総務部長発」によれば、手数料等が差引控除された販売代金で調定及び収入するようになっているが、他方において、単価算定はできるだけ行い、販売代金の是非の検討を行うようになっているので手数料の計算根拠は把握しておくことが必要である。(113 頁参照)

農業大学校における生産物販売時のつり銭等について(意見)

農業大学校における生産物の販売授業の一環として週 2 回実施される直売会「夢花菜」を開始されている。ここでは、職員以外の市民の方も来訪されるので、つり銭を用意しているとのことであるが、このつり銭は、保護者会の会費として収納した金額の中から学生活動促進費として 2 万円を一時的に充当(貸し出し)されている。農業大学校の授業の一環として

使用するのであれば、農業大学校の資金で充当することが適切ではないかと考える。(114 頁参照)

委託先との契約書締結等について(意見)

牛の売り払いの委託先である兵庫みらい農業協同組合の間では契約書が締結されていない。今後、契約書を締結すべきか、また、現在、兵庫みらい農業協同組合から提出されている「子牛出荷に関する申し合わせ事項」が、契約書の代替とされる“委託販売することについての決議を記録したもの”として相当なものかどうか再検討しておくことが望まれる。(115 頁参照)

物品処分決定書・生産品処分票への処分決定者の押印について(指摘事項)

物品処分決定書及び生産品処分票には、決定者の押印がなされるような様式(様式第 59 号及び 61 号)になっているが、本所における 17 年度の各部署の生産品目録処分票及び種畜等譲渡申請書を通査したところ、処分決定者の押印が洩れていた案件があった。処分を決定する最終承認者の押印は洩れなく押印しておくべきである。(115 頁参照)

受払(出納)管理簿と現物との照合について(意見)

事業所及び種類によって、受払(出納)管理簿と現物との照合方法がばらばらであり、統一されていないが、果物、野菜等のような生鮮物を除き、長期の保存が可能なものは、少なくとも年に 1 回は受払(出納)管理簿と現物とを照合し、その結果をかい長が確認することが望まれる。また、農産物(豆、麦)は現物照合を年に 1 回されているとのことであったがその照合結果が残されておらず、実施状況が確認できないので照合結果を一定期間残し、かい長等が事後的にも把握できるようにしておくことが望まれる。(118 頁参照)

未登録農薬を使った作物の処分状況把握について(意見)

農薬登録を目的に試験を行っている農薬(未登録農薬)を使用した収穫物や作物残渣の処分については米等のようにある程度の期間、保存できるものは産業廃棄物に準じて業者に処理を委託しているが、野菜等の生鮮食品については残留する未登録農薬が少量であり、次作には影響を与えないので現地にて収集し腐敗させるか粉碎しているとのことであった。

未登録農薬を使った作物の種類と処理結果は作業日誌等に担当者が記録し、責任者が処分状況を把握できるようにしておくことが必要ではないかと考える。(119 頁参照)

2. 支出事務

農林水産技術総合センターの平成15年度から平成17年度までの過去3年間の節別の支出の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
報 酬	77,041	74,386	78,383
職 員 手 当 等	3,845	5,310	5,515
共 済 費	14,778	18,903	19,107
賃 金	81,428	96,947	91,188
報 償 費	22,398	22,530	22,857
旅 費	77,375	61,141	61,110
需 用 費	472,930	552,311	466,060
役 務 費	36,293	52,366	52,547
委 託 料	316,527	331,814	330,542
使 用 料	17,967	17,222	17,634
及 び 賃 借 料			
工 事 請 負 費	9,854	447,813	20,196
備 品 購 入 費	92,632	115,607	97,775
負担金補助及び交付金	3,182	3,222	3,144
補償、補填及び賠償金	462	1,173	673
公 課 費	866	696	769
合 計	1,227,583	1,801,449	1,267,506

(1)人件費

A. 概 要

農林水産技術総合センターの常勤職員の人件費は、本庁で予算計上され、農林水産技術総合センターの予算として令達されず、収支決算に反映されない(但し、常勤職員に対する児童手当についてのみ職員手当等で計上され、反映されている)。農林水産技術総合センターの収支決算に反映されるのは、非常勤嘱託員に対する報酬、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する賃金、非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する社会保険料及び労働保険料並びに非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する通勤交通費支給額である。

平成15年度から平成17年度までの過去3年間の人件費総額(予算として令達されない常勤職員に係る県庁負担人件費を含む)は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
県庁負担人件費 (人員)	2,980,217 (318)	2,842,419 (316)	2,766,460 (303)
常勤職員に対する児童 手当(職員手当等)	3,845	5,310	5,515
試験研究機関の人件費 (人員)	178,727 (265)	194,820 (265)	194,636 (243)

また、平成 17 年度の農林水産技術総合センターの収支計算に反映されている常勤職員に対する児童手当及び試験研究機関の人件費の支出額の各センター毎の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	本所	北部	淡路	森林	水産	但馬水産	合 計
報酬	37,678	14,641	3,593	9,216	9,588	3,666	78,383
賃金	42,402	15,302	10,534	6,458	7,939	8,551	91,188
共済費	7,775	3,656	1,665	1,741	2,516	1,751	19,107
職員手当等	2,655	1,335	645	250	330	300	5,515
小 計	90,511	34,935	16,438	17,665	20,373	14,269	194,194
通勤旅費(注)	2,392	1,273	476	379	1,156	277	5,956
合 計	92,903	36,208	16,915	18,045	21,530	14,547	200,151

(注)節としては、旅費に計上されている。

非常勤嘱託員に対する報酬については、各種の非常勤嘱託員設置要綱に基づいて支出額を決定している。賃金については、臨時的任用職員は職員給料表に、日々雇用職員については、兵庫県賃金単価に基づいて支出額を決定している。

B. 実施した手続

常勤職員の人件費については、原則として本報告書の対象としていないが、以下の手続については実施した。

- a. 超過勤務手当については、本所分の人員に係る平成 18 年 3 月支出分の残業時間が多い上位 3 人に関して、時間外勤務命令簿及び給与支給明細書と照合し、時間外勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性について検討した。
- b. 特殊勤務手当については、平成 18 年 3 月支出分のうち、支出金額上位 3 位の特殊勤務手当(教務手当、家畜ふん尿取扱作業手当及び種雄牛取扱作業手当)について、勤務証明書、特殊勤務手当支給明細書及び給与支給明細書を照合し、特殊勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性を検討した。

非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員の人件費については、以下の手続を実施した。

- a.平成 18 年 3 月支出分の報酬及び賃金のうち本所分に関して、支出負担行為兼支出決定書、報酬支給明細書、賃金支給明細書等を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また上記検討分のうち、一部を抽出し、非常勤嘱託員のうち報酬が月額に基づく支給の人員については人事発令通知書と報酬支給明細書を、日額に基づく支給の人員については人事発令通知書、勤務実績証明書と報酬支給明細書を、臨時的任用職員については人事発令通知書、技能労務職給料表と賃金支給明細書を、日々雇用職員については県からの単価の通知文書、勤務実績証明書と賃金支給明細書を照合し、資料相互間の整合性及び支出額の妥当性を検討した。
- b.平成 18 年 3 月支出分の共済費のうち本所分に関して、支出負担行為兼支出決定書と社会保険料の計算資料を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また、平成 17 年度の本所分の概算精算額と労働保険概算・確定保険料申告書を照合し、資料相互間の整合性を検討した。

C. 監査の結果と意見

常勤職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a.実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの常勤職員に対する超過勤務手当に関する支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b.実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの常勤職員に対する特殊勤務手当に関する支払事務は適切に処理されているものと認められた。

非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a.実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの報酬及び賃金に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b.実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの共済費に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

D. 意見

報酬、賃金の支給方法について（意見）

非常勤嘱託員に対する報酬、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する賃金については、現状では、口座振込だけでなく現金支給も認められている（財務規則第 66 条）。

これら報酬、賃金の支給方法の状況を問い合わせたところ、11 月支給ベースでは、以下のとおりであった。

	支給方法	現金支給の場合の理由
本 所（加西）	全員口座振込	-
北 部	口座振込 16 名 現金支給 4 名	本人希望による
淡 路	口座振込 1 名 現金支給 8 名	本人希望による
森 林	口座振込 3 名 現金支給 8 名	本人希望による
水 産	全員口座振込	-
但馬水産	全員口座振込	-

順次口座振込への切り替えは進めているとのことであるが、依然として現金支給が行われている状況である。現金にて支給する場合は、現金の引出し及び職員別に仕分ける作業は各所の総務調整担当者の負担になる。業務の効率性及び安全性の観点からも、早急に全ての職員に対して、報酬、賃金の支給について口座振込への切り替えを進めることが望まれる。

(2)需用費及び備品購入費

A. 概 要

需用費とは、県の行政事務の執行上必要とされる物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費される（例外 修繕費、印刷製本費）性質のもので、具体的には消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費等が含まれる。

備品購入費とは、法 239 条に規定する物品のうち、需用費及び原材料費で購入する物品を除いたものの購入に要する経費である。

なお、平成 17 年度の農林水産技術総合センターにおける需用費支出額の細節内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
消耗品費	119,842
燃料費	30,875
食糧費	16
印刷製本費	6,323
光熱水費	100,344
修繕費	89,336
賄財材料	5,292
飼料費	82,977
医薬材料費	10,040
その他	23,354
合 計	468,403

B. 実施した手続

需用費及び備品購入費について、以下の手続を実施した。

- a. 平成 17 年度に支出した 100 万円以上のもの(但し、需用費については同年度の支出金額上位 3 細節(消耗品費、光熱水費及び修繕費)を対象)について、支出事務が適正に実施されていること(契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む)を確かめるため、決裁書、見積書、入札・契約に必要な関係書類、予定価格調書、開札結果表、契約書(請書)、支出負担行為書、支出決定書(支出負担行為兼支出決定書を含む)、検査調書、請求書等を照合し、内容を検討した。
- b. 検収日(物品等の購入日)から支払日までの期間が長いもの(3ヶ月以上)のもの案件、金額及び理由について確認した。

C. 監査の結果と意見

需用費及び備品購入費について、上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

随意契約基準違反について(指摘事項)

検討した案件のうち、1 件については、財産の買入れに関して予定価格が 160 万円を超えているものであるにもかかわらず随意契約を行っているものが見受けられた。それ以外については、実施した手続きの範囲において、農林水産技術総合センターの需用費及び備品購入費に関して、各証憑間に整合性があること及び内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。検収日から支払日までの期間が 3 ヶ月を超えるものについては、各所において散見されたが、その理由を確認したところ、全て相手先の請求書の発行が遅延しているものばかりとのことであり、支払事務としては問題ないものと認められた。

支払遅延の管理について（意見）

上記監査の結果に記載のとおり、農林水産技術総合センターの各所において、検収日から支払日まで、3ヶ月を越えるものが散見されたが、いずれも上記のとおり相手先の請求書の発行に遅延に基づくものであり、結果として、支払事務としては問題ないものと認められた。そして、支出事務に関しては、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用され（同法第14条）支払時期については、工事代金以外のその他の給付に対する対価については30日以内としなければならない（同法第6条）ともされており、支払に当たって遅延することのないように適期に行うことが必要とされている。

出納閉鎖の関係もあることから、支払事務担当者は特に年度末に向け、請求書が到着していない案件に関しては、相手先等に確認は行っているとのことであるが、特段明確にルール化はされていないとのことであった。

検収日から一定期間支払事務担当者において請求書の到着が確認出来ない場合には（例えば検収日から3ヶ月以上請求書の到着が確認できないもの等）、相手先に請求書発行の状況を確認することに関する明確なルールを定めておくことが望ましい。

(3)旅費

A. 概要

旅費は公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用を支給するものであり、鉄道等の運賃、日当及び宿泊料等からなる。

旅費には、常勤職員が公務のために旅行するのに要する経費（以下、(3)においては「旅費」とする）と、非常勤嘱託員等の非常勤職員が職務上旅行に要する経費（以下、(3)においては「費用弁償」とする）がある。旅費については、「職員等の旅費に関する条例」（以下、「旅費条例」という）、「職員等の旅費に関する規則」（以下、「旅費規則」という）等が適用され、また、費用弁償については、「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」、「非常勤職員の給与等に関する規則」等が適用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が旅行命令簿を作成し旅行命令権者の承認を得る。国内旅費は旅費システムに、出張者、期間及び旅行先等基本的データを入力することにより、システムに予め記録されている上記「旅費条例」、「旅費規則」等に基づく経路、運賃等から旅費の計算が行われ、財務会計システムに入力して作成した支出負担行為兼支出決定書より支払が処理される。但し、海外旅行は旅費システムでは処理できず、旅費請求書により手計算により、旅費計算が行われる。なお、概算払いについては、各所毎の金額基準に基づき、旅行予定者の申出があった場合に応じることとしている。

B. 実施した手続

旅費について、以下の手続を実施した。

- a. 平成 17 年度の旅費のうち、1 件あたり 10 万円以上のものを全件抽出し、旅費の支出を裏付ける旅行命令簿、出勤簿、旅費請求書、支出負担行為兼支出決定書、受領書、超過勤務命令簿、旅行命令に対する復命書と照合した。また、抽出した案件につき、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき支出額が適正に行われていたか再計算した。
- b. 平成 17 年度で旅費の精算手続が遅れている案件の有無及び該当案件がある場合のその理由について検討した。

C. 監査の結果

上記の監査手続の結果は、以下のとおりであった。

- a. 実施した手続の範囲において、以下の点を除き、農林水産技術総合センターの旅費について、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき適正に行われているものと認められた。
- b. 該当する案件はなかった。

(復命書の提出について)(指摘事項)

復命書とは、職員が上司から調査、会議への出席などを命じられ出張した場合などに、その結果を上司に報告するために用いる文書をいう。これに関しては、職員服務規程第 12 条第 1 項で 5 日以内に復命書を旅行命令権者に提出しなければならないとされている。上記で抽出した旅行命令に関する復命書を閲覧したところ、1 件について提出が 7 日後となっているものが見受けられた。

(4) 役務費、報償費、使用料及び賃借料

A. 概要

役務費とは、県がうけた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる費用であり、具体的には通信運搬費(切手代、電話代等)、保管料、広告料、手数料等が含まれる。

報償費とは、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼、人命救助者に対する謝礼等の提供された役務に対する反対給付のほかに純然たる奨励の意味をもつものが含まれる。

使用料及び賃借料とは、他者が所有する資産を使用し、その対価として支払われる経費である。主なものは、リース料である。

B. 実施した手続

役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、平成 17 年度に支出が行われた金額上位 3 件について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確認する為に、決裁書、見積書、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）請求書等と照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果

実施した手続の範囲において、農林水産技術総合センターの役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

なお、農林水産技術総合センターで保有している漁業・環境調査船 2 隻（「新ひょうご」及び「たじま」）に係る損害保険については、それぞれ兵庫県内海漁船保険組合及び但馬漁船保険組合と保険契約を締結している。これらの契約については、少なくとも平成 14 年度からは民間の損害保険会社等からの見積等は入手していなかった。当センターからの回答では、損害保険会社も海上の船を対象にしているが、100 トン未満の特に漁船については保険会社としてのメリットが少ないため引き受けてくれる会社が少ないこと、国の政策として全ての漁業者を救済する目的をもって、公的資金を漁船保険中央会に出しており、兵庫県内海漁船保険組合及び但馬漁船保険組合もそこに属しており、民間の損害保険会社が補填しない全漁船を対象として、相互扶助の意味合いを持っているため全ての漁業者に推奨する意味からも、兵庫県の船も当該組合と保険契約を締結しているとのことであった。当該組合と契約する理由としての合理性はあると思われる。

3. 請負・委託契約事務

農林水産技術総合センターが平成 17 年度に締結した請負契約及び委託契約について、契約事務手続が契約に関する法令及び規定等に準拠していることを確認するとともに、コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。

(1) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

各部局（6 箇所）における、平成 17 年度の発注契約上位 6 件（請負及び委託契約各々上位 3 件ずつ。どちらかが 6 件に満たない場合は他方の抽出件数を増やし合計で 6 件）について契約関係書類（起案、業者選定、入札、契約、支出、検査までの一連の事務手続きに関する書類、すなわち決裁書、予定価格調書、入札書、開札結果表等）を提示いただき、契約管理状況を検討した。

(2) 監査の結果

上記監査の結果、以下のような事項がみられた。

A. 契約管理状況に関する事項

作業完了報告書の入手について（指摘事項）

部局	契約内容	契約金額（千円）
本所	センター施設内緑地管理業務委託	2,625

シルバー人材センターに対してセンター施設内緑地管理業務を委託しているが、作業完了報告書を入手しておらず、作業の遂行状態については目視により行っているとのことであった。作業完了報告書を入手し、その内容を検討した上で支出することが必要である。

少額入札参加者選定委員会について（指摘事項）

部局	契約内容	契約金額（千円）
水産技術センター	海水ろ過槽ろ材入替工事	1,732

農林水産技術総合センター少額入札参加者選定委員会設置要綱によると、契約予定額が 2,500 千円以下の場合には少額入札参加者選定委員会は不要であるが、上記契約に関しては予定価格が 2,187 千円と 2,500 千円以下であるにもかかわらず同委員会が開催されている。その業務の特殊性に鑑み、同委員会を開催したとのことであるが、特段業務の特殊性が委員会開催要件になっていない。この規定の趣旨は、効率性の観点から少額のものについてまでこのような委員会を開催しないということであろうから、遵守すべきである。

見積り金額について（意見）

部 局	契約内容	契約金額（千円）
但馬水産技術センター	平成 17 年度沖合漁場開発調査 (胃 内容物分析用データ作成調査)	496

見積り合わせの際の見積結果表は通常は消費税抜きの金額にて作成されているが、当案件は消費税込みの金額にて作成されていた。同じ案件の見積り結果表上で消費税込みと消費税抜きが混在して比較されているわけではなかったが、混乱する可能性があるののでいずれかに統一することが望ましい。

B. 契約状況に関する事項

長期間の契約継続先について（意見）

5 年間同一の業者と継続して請負・委託契約を行っている案件は以下のとおりである。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまうといった事情もあるとは思われるが、指名競争入札制度については有効に機能しているのかどうか、随意契約については他の業者では実施できないのかどうか、契約金額は妥当なものかどうか、といったことを継続的に検討しておく必要がある。

部局	案件名	業者	年度	金額(千円)	契約の方法	落札率
本所	生活排水処理施設 及び家畜排水処理 施設の維持管理業 務委託	A社	13年度	8,715	指名競争入札	
		A社	14年度	8,715	指名競争入札	
		A社	15年度	8,190	指名競争入札	
		A社	16年度	8,820	指名競争入札	
		A社	17年度	8,568	指名競争入札	93.8%
本所	通勤バス運行管理 業務委託	B社	13年度	6,728	随意契約	
		B社	14年度	6,728	随意契約	
		B社	15年度	6,388	随意契約	
		B社	16年度	6,388	随意契約	
		B社	17年度	5,909	指名競争入札	97.5%
本所	空調設備機器、冷 凍機の保守管理業 務委託	C社	13年度	5,145	指名競争入札	
		C社	14年度	5,145	指名競争入札	
		C社	15年度	4,725	指名競争入札	
		C社	16年度	4,410	指名競争入札	
		C社	17年度	4,410	指名競争入札	97.7%
北部	庁舎警備	I社	13年度	5,607	随意契約	
		I社	14年度	5,607	随意契約	
		I社	15年度	5,551	随意契約	
		I社	16年度	5,551	随意契約	
		I社	17年度	5,041	随意契約	99.0%
北部	畜産排水処理施設 保守点検	D社	13年度	1,732	指名競争入札	
		D社	14年度	1,764	指名競争入札	
		D社	15年度	1,764	指名競争入札	
		D社	16年度	1,764	指名競争入札	
		D社	17年度	1,764	指名競争入札	98.8%
北部	空調機器等 保守点検	E社	13年度	1,197	指名競争入札	
		E社	14年度	1,239	指名競争入札	
		E社	15年度	1,344	指名競争入札	
		E社	16年度	1,344	指名競争入札	
		E社	17年度	1,344	指名競争入札	98.5%
北部	庁舎清掃	F社	13年度	815	指名競争入札	
		F社	14年度	1,048	指名競争入札	
		F社	15年度	1,113	指名競争入札	
		F社	16年度	1,113	指名競争入札	
		F社	17年度	1,113	指名競争入札	98.1%
淡路	汚水処理槽中和槽 維持管理業務委託	G社	13年度	786	随意契約	
		G社	14年度	786	随意契約	
		G社	15年度	786	随意契約	
		G社	16年度	786	随意契約	
		G社	17年度	756	随意契約	95.5%
淡路	電話設備保守点検 業務委託	H社	13年度	378	随意契約	
		H社	14年度	378	随意契約	
		H社	15年度	378	随意契約	
		H社	16年度	378	随意契約	
		H社	17年度	378	随意契約	100%
森林	本館警備	I社	13年度	1,050	随意契約	
		I社	14年度	2,755	随意契約	
		I社	15年度	2,755	随意契約	
		I社	16年度	2,755	随意契約	
		I社	17年度	2,617	随意契約	95.0%

水産	水産種苗生産等 業務委託	J社	13年度	217,841	随意契約	
		J社	14年度	220,441	随意契約	
		J社	15年度	210,772	随意契約	
		J社	16年度	213,600	随意契約	
		J社	17年度	208,236	随意契約	99.8%
水産	水産技術センター 庁舎等警備委託	I社	13年度	1,857	随意契約	
		I社	14年度	1,857	随意契約	
		I社	15年度	1,857	随意契約	
		I社	16年度	1,764	随意契約	
		I社	17年度	1,764	随意契約	100%
水産	エレベーター 保守委託	J社	13年度	1,612	随意契約	
		J社	14年度	1,612	随意契約	
		J社	15年度	1,612	随意契約	
		J社	16年度	1,612	随意契約	
		J社	17年度	1,612	随意契約	100%
水産	吸収冷温水器 保守委託	K社	13年度	1,464	随意契約	
		K社	14年度	1,464	随意契約	
		K社	15年度	1,464	随意契約	
		K社	16年度	1,464	随意契約	
		K社	17年度	1,464	随意契約	100%

なお、随意契約としているものの理由は以下のとおりである。

淡路 G社・・・近隣業者

淡路 H社・・・近隣業者

森林 I社・・・近隣に機械警備業務を行っている適当な業者がない

水産 J社・・・地方自治法施行令 167 条の 2 第一項第 2 号該当。当該水産種苗生産等業務は、水産種苗の生産や種苗量産技術の開発等を内容とする。そうした特殊な技能及び施設を有する団体は当該協会しかないため。

水産 I社・・・地方自治法施行令 167 条の 2 第一項第 2 号該当。当該機械警備の設備を設置し、警備を受託している業者であり、新規設備投資を必要とせず、有利価格で契約できるため。

水産 J社・・・地方自治法施行令 167 条の 2 第一項第 2 号該当。エレベータは同社製であり、施工も同社であるため、安全面からも同社が管理することが望ましいため。

水産 K社・・・地方自治法施行令 167 条の 2 第一項第 2 号該当。当該温水器の設置業者であり、保守管理を信頼して委託できるのは同社だけであるため。

落札率について

平成 17 年度の指名競争入札案件の予定価額総額、契約価額総額、落札率、は以下のとおりであった。

(請負契約)

	件 数	予定価格総額 (千円)	契約価額総額 (千円)	落札率
本 所	なし	-	-	-
北 部	なし	-	-	-
淡 路	なし	-	-	-
森林林業	なし	-	-	-
水 産	1	2,187	1,732	79.2%
但 馬	なし	-	-	-

(委託契約)

	件 数	予定価格総額 (千円)	契約価額総額 (千円)	落札率
本 所	5	22,215	20,757	93.4%
北 部	4	15,201	14,721	96.8%
淡 路	なし	-	-	-
森林林業	なし	-	-	-
水 産	2	11,428	10,288	90.0%
但 馬	なし	-	-	-

4 . 設備・機器、備品の管理事務

重要物品計算書によると、平成 18 年 3 月末日時点における重要物品（車両）及びその他の重要物品の状況は以下のとおりである。

	本 所		北 部		淡 路		森 林		水 産		但 馬	
	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)	数量 (台)	購入価額 (千円)
車 両	13	28,082	7	14,107	2	4,023	6	12,889	8	11,684	2	2,290
建設機械	26	57,165	9	30,158	6	16,155	2	3,052	-	-	-	-
医療器機	-	-					-	-	-	-	-	-
理化学機器 及び計測機械	52	278,272	10	54,149	6	23,865	23	203,831	28	131,753	2	9,430
工作機械	-	-	-	-	-	-	9	76,256	-	-	-	-
事務機械	1	2,690	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美術品等	2	5,710	-	-	1	1,000	-	-	-	-	-	-
そ の 他	20	88,428	6	25,046	7	18,216	3	23,054	7	97,786	7	76,099
動 物	29	39,172	14	17,265	-	-	-	-	-	-	-	-
計												

また、当センターから提示を受けた、過去 5 年間の資産の取得及び廃棄の状況は以下のとおりである。

			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
本 所	取得	件数	182	92	76	94	93
		金額（千円）	25,253	28,099	34,482	37,021	28,875
	廃棄	件数	118	109	368	74	23
		金額（千円）	26,512	18,235	98,184	38,372	17,402
北 部 農 業	取得	件数	64	69	74	65	73
		金額（千円）	38,810	45,290	45,676	47,131	58,855
	廃棄	件数	0	3	135	85	42
		金額（千円）	0	不明	7,606	12,935	14,712
淡 路 農 業	取得	件数	0	0	1	2	1
		金額（千円）	0	0	4,725	1,848	2,940
	廃棄	件数	6	0	1	2	1
		金額（千円）	88	0	0	0	11
森 林	取得	件数	3	4	9	7	11
		金額（千円）	376	3,005	1,281	2,512	5,723
	廃棄	件数	-	4	10	7	273
		金額（千円）	-	8,247	1,726	15,043	36,590
水 産	取得	件数	-	2	-	3	1
		金額（千円）	-	3,559	-	418,308	892
	廃棄	件数	-	1	-	3	2
		金額（千円）	-	850	-	127,771	89,476
但 馬 水 産	取得	件数	-	6	4	14	-
		金額（千円）	-	2,437	881	2,757	-
	廃棄	件数	-	5	5	-	-
		金額（千円）	-	2,526	2,490	-	-

(1)備品の管理について

A 本所における管理状況

備品管理要領第 6 条において、出納員（当センターにおいては経理課長）は、備品出納簿により備品の出納状況を整理し、適正な管理を図るものとする、とされている。備品出納簿については、備品担当者（経理課員）が、物品が納入された際にシール（備品整理票）を貼り、この時点で備品出納簿に記載するようにしている。この備品出納簿への記載状況を検討したところ、以下のような点が見られた。

備品出納簿の記入について（指摘事項）

備品出納簿については各年度ごとの締め切りの記載が必ずしも実施されておらず、年度末にどの資産が何点残っているのかが一覧して把握しづらくなっている。「備品管理要領の取扱いについて」第 4 備品の出納に関する事項 において、「備品出納簿は、年度毎に出納状況を集計しておくものとする」とされており、年度終了時には締め切りを実施し、年

度末における備品有り高を確定する必要がある。なお、現行の財務規則等によると特に備品関係に関しては定期的に実地棚卸を実施するようには規定されていない。コストとの兼ね合いもあるが、受払い記録を確実に実施し、この継続記録による理論残高と現物とを照合することは資産管理の基本であり、実施することが望まれる。

備品廃棄の記録について（指摘事項）

備品が廃棄された際に、その旨が備品出納簿の該当備品の箇所に漏れなく記載されているかどうかを検証するため、平成 17 年度における本所管轄の「物品処分決定書」において記載されている備品と備品出納簿との照合を実施したところ、以下のような不備が見られた。なお、「物品処分決定書」上に、備品出納簿に廃棄の記載をした旨を付記しておくことにより転記の漏れがチェックできるようになるため検討いただきたい。

- ・取得時あるいは移管時の備品出納簿への記載が適切でなかったことから、当該資産を処分するときの物品処分決定書の「購入年月日及び価格」の欄が不明となっているものが散見された。
- ・物品の処分を実施する際には当該処分対象物品の備品整理票（シール）を剥がし、物品処分決定書に添付することとされているとのことであるが、これが添付されていないものが散見された（添付されていないものの中で、その理由として「備品整理票に関しては、長期間農作業に使用していたため消失しています」といったようなコメントを付しているケースもあった）。
- ・廃棄に関して適切に備品出納簿に記載されていないと認められたものは以下のとおりである。

廃棄年月日	資産内容	金額（千円）	内 容
H18.3.30	リソグラフ	824	備品出納簿上、廃棄金額が 1,165 千円の別の物品として誤って記載されていた。
H18.3.30	自動変温恒湿機	取得時の台帳記載なしのため不明	廃棄記載なし（出納帳上、この物件の取得時の記載がなかったため数量だけ 1 台と記載し、今回買い替え物件とあわせて残数量 2 台と記載されている。本来は買い替えのため 1 台と記載されるべきである）
H17.10.3	カラーテレビ	32	出納帳上は廃棄物件の金額は 34 千円と記載されている。

H17.8.5	デスクトップ PC	400	出納帳上は左記物件(11-106-1-1-5)は平成17年3月25日に既に廃棄と記載されている。今回の廃棄は(11-106-1-1-4)と記載されており、物品処分決定書の記載と異なる。
H.17.7.1	耕耘機	269	左記物品は備品出納簿上は平成15年8月27日に既に廃棄(売り払い)の旨が記載されていた。
H17.6.16	ショベルローダー	5,850	(重要物品整理カードには平成17年6月23日売り払いの旨記載されていたが、出納簿上は廃棄の記載がされていなかった。)
H17.7.19	高速液体クロマトグラフ	4,800	(重要物品整理カードには平成17年8月5日廃棄の旨記載されていたが、出納簿上は廃棄の記載がされていなかった。)
H17.9.8	小型自動車(バン)	916	(準重要物品整理カードには平成17年10月21日廃棄の旨記載されていたが、出納簿上は廃棄の記載がされていなかった。)

備品出納簿の整理について(意見)

本所においては、以下のような区分にて備品出納簿を14冊のファイルに綴じている。下記区分は現在の本所内の組織区分とは一致しておらず、以前の一定時期に、組織あるいは場所別にこのような体系をとったものであろうとのことである。今日までに何度か組織の統廃合等があり、現在、下記の14区分にて備品出納簿を分けて把握していることに関しては積極的な意義はないように思われる。組織の統廃合にあわせて、機動的に組織にあわせた資産管理が実施できるよう改善が望まれる。

G	環境部化学	L	経営実験室
H	環境部病虫	C	生工二研
D	作物部	B	生工一研
K	家畜部	W	酒米試験地
S	原種農場	R	防除所
M	普及指導室	A	事務局
E	園芸部	T	農業大学校

備品出納簿への記載もれチェックの仕組みについて(意見)

備品出納簿は手書きにて記載されるのみであり、仮に記載もれがあった場合等に発見されるような仕組みにはなっていない。例えば、備品購入の際の負担行為書上に備品整理票番号及び備品出納簿へ記載した旨を記載しておけば、この負担行為書を通査することにより転記

が漏れなく実施されたかがチェックできるようになるため検討いただきたい。また、パソコンを利用し、データベース化すればより適切な管理が可能であると思われる。

自己検査手続の見直しについて（意見）

財務規則 190 条（自己検査）では、「部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品の出納及び保管の事務ならびに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」とされており、これに従いかい長（センター長）が備品出納簿の裏表紙に毎月押印されている。しかし、実際にはかい長が備品の取得、処分一点一点について備品出納簿に記載されているかを詳細にチェックするのは困難であると思われる。より実務的な取扱いに改めることが望ましい。

備品整理番号について（意見）

現行の備品出納簿は、先述の 14 区分ごとに備品の分類（大分類 - 中分類 - 小分類）ごとに一枚の備品出納簿に記載している。例えば、分類コード番号 11 - 103 - 102 はスチール製書庫であるが、K 家畜部において取得されたスチール製書庫は全てこの番号の備品出納簿に記載される。取得一点ごとに確実に枝番（整理番号）を付与し、管理できていれば問題は生じないが、何点かを一度に購入し、備品出納簿上の一つの行にこの複数点を記載し、その後にこのうちの一部を処分したような場合においては備品出納簿の記載が煩雑になる可能性がある。

備品整理票の貼付について（指摘事項）

備品管理要領第 2 条によると、備品とは使用耐用期間がおおむね一年以上にわたり、かつ取得価格が 20,000 円以上のものをいうとされており、備品については備品整理票を各備品に貼付し、備品出納簿に記載するなどの管理を実施する必要がある。現状では、適切な管理ができていたとは言いがたい状況であった。

備品使用簿の作成について（指摘事項）

備品管理要領第 7 条において、「物品管理者は、職員から備品交付の請求を受けたときは、備品使用簿により責任者を明確にして使用させるものとする」とされているが、現状ではこの備品使用簿は必ずしも作成されていない。遵守の必要がある。

付保基準の検討について（意見）

保険の加入方針は特になく、建物、動産その他に関して火災保険には一切加入していない。これは、火災の可能性が低いものに対してまで付保するとコストがかさんでしまうためとのことであったが、付保基準を検討することが望ましい。

(2)重要物品の管理について

重要物品計算書の記載誤りについて（指摘事項）

重要物品に分類される備品とは、特定の車両、建設機械、医療機械等、あるいはこれら以外で購入価格が2,000千円以上のものをいうが、これら重要物品については重要物品整理カードにて一点ごとの管理を実施することとされている。また、前年度末の残数量及び残金額、当年度中の増減、当年度末の残数量及び金額、を記載した重要物品計算書を作成し、所属長を経て所管の部局長に提出しなければならないこととされている。ただし、この残高の明細は作成されておらず、また一定時点での実地棚卸も実施されていないため、この重要物品計算書に記載された当年度末の残数量が実在するかどうかは直接的には確認されていない状態となっている。

今回、平成18年3月末現在の重要物品計算書における前年度末残高の数字が誤っていた(3点 計23,685千円過少に記載されていた)。これは、前期末の数字にそのまま当期増加及び当期減少分を反映させ当年度末残高を計算するというフロー計算により算出されていたため、当年度末においても誤ったままとなっていたものである。各期末等の一定時点において残高の明細を作成し、さらにこれらに関して現物実査を行うという方法により、フロー計算によって算出された数字の妥当性を確認することが必要である。

(3)備品の現物確認

備品の現物と帳簿の不一致について（指摘事項）

本所管轄の重要物品及び備品について重要物品一覧表及び備品出納簿から抽出し、各10点ずつ、計20点に関して現物照合を実施した。その結果、主な問題点は以下のとおりである。

管理区分	大分類 - 中分類 - 小分類	摘 要
L 経営実験室	17-171-106 施肥、消毒用散布機器	備品出納簿上は3台と記載されている。現場において左記物品であると説明を受けたものは2台しかなく、うち1台はシールは18-182-101(ア-1)となっており、もう1台はシールの記載面が磨耗しており確認できなかった。
K 家畜部	13 - 135 - 106 攪拌機器	備品出納簿上は9台あると記載されているが、当初は所在は確認できず、不明とのことであった。後日、このうちの1台についての所在を確認したが、備品整理票(シール)が貼付されておらず、出納簿に記載されているものと同一のものかどうかは確認できなかった。
M 普及指導室	11 - 105 - 109 写真機	備品出納簿上は3台あると記載されているが、現物は4台あった。これは、1台は廃棄記載漏れ、2台は取得記載漏れが発生していることにより生じた差異であった。

(4) 試験研究機器の使用状況について

使用頻度の少ない試験研究機器について(意見)

試験研究機器の使用状況の調査を依頼したところ、平成17年度の使用回数が1ケタ台、中には0回という試験研究機器が存在した。試験研究機器という性質上、頻繁に使用するようなものばかりではないとは思われるが、当初の使用計画と乖離がないかどうか、また、より有効に利用することはできないのか、あるいは今後の使用可能性を考えた場合、廃棄を検討すべきではないかということも検討の必要がある。

主なもの(取得価額2,000千円以上、平成17年度における使用実績が10日間以内のもの)は以下のとおりである。

所属	備品名	取得年月	購入価格 (千円)	平成17年度 使用日数	備 考
環境	原子吸光光度計	S49.12	3,086	4	ヒ素分析専用機であり、ヒ素の測定は特殊な事案(公害事案等)が生じた場合にのみ行っている
	陽イオン分析装置	H11.3	2,079	3	新しい分析装置(高周波プラズマ発光分析装置)で、陽イオンを測定できるようになったため
	三軸圧縮試験機	S62.3	2,070	0	農業土木研修が終了のため
	形態別窒素測定装置	H元.3	3,700	0	イオンクロマトで形態別窒素が測定可能になったため
	赤外分光光度計	S62.3	6,750	9	有機定性分析に用いる装置で、測定を要する課題が少ないため
	イオンクロマトグラフ	S60.3	7,830	0	有機酸を測定する必要がなくなったため
生物工学部	超遠心分離機	S62.3	3,850	5	ウイルスを純化・精製する実験が少なかったため
	倒立型顕微鏡	S60.10	2,370	6	培養細胞の観察検体が少なかったため
作物・経営機械部	小麦粘度測定器	H4.3	7,086	0	この機械を使用する試験研究課題が終了
	近赤外分析装置	H16.3	8,990	5	1年間に必要な調査数がこの日数で処理できる
	アミノ酸分析機	H元.9	5,150	5	1年間に必要な調査数がこの日数で処理できる
	自動面積計	S60.3	2,200	0	この機械を使用する試験研究課題が終了
園芸部	携帯用光合成蒸散測定装置	H4.1	2,935	9	試験研究課題の終了。有効利用をするため他の課題で利用を図っているが一部の使用に限定されている
病虫害防除部	ガスクロマトグラフ	H3.3	5,515	10	特殊な農薬の残留分析に使用しているため使用回数が少ない
	角型高圧蒸気滅菌機	S61.3	2,600	9	試験に使用した病原菌汚染土を貯留し、まとめて滅菌しているため使用回数が少ない
家畜部	蛍光分光光度計	S62.3	2,170	6	試験研究においてサンプル数が少なかった
	ガスクロマトグラフ	H4.11	3,852	8	試験研究においてサンプル数が少なかった
	オーブン	H3.3	3,074	0	試験研究の課題が終了したため
	近赤外分析計	H11.2	14,958	6	自給飼料の減少に伴い分析数が減少した
	原子吸光分光光度計	S62.3	4,290	8	分析数が全体的に減少したため、使用日数は少なかった。件数は50点ある
	テクニカルメーター	S62.4	2,673	3	試験研究において肉質検査件数が減少し、使用日数は少なかった(16年度12件)

淡路	ミルクタン	H2.3	7,416	5	現在の機器は、検査項目が少なく、精度も悪いため、生乳検査を三原酪農に依頼しているため。12月には廃棄処分協議中
	窒素蒸留装置	H5.3	3,337	10	効率よく分析するため、検体を凍結し、集中して分析を行っているため
	自動熱量計	S51.10	2,490	2	検査対象が少なかったため
森林	耐火試験機	H10.3	7,087	9	炉体が劣化し温度が安定しにくい状態が続いており、かつ試験方法が新たなものに移行中であるため、新機種の更新を検討中
	木材多能試験機	S47.10	2,000	5	工業技術センターからの移管。衝撃試験の出来る唯一の機器。曲げ試験等は木材万能強度試験機で対応
	パル材性能試験機	S57.10	2,500	5	工業技術センターからの移管。現在はグループ試験機等で対応（廃棄を検討中）
	画像解析装置一式	H7.3	2,008	5	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため（メカ倒産により保守点検できない状態なので更新を検討中）
	反狂度計自動計測器	S57.10	3,500	5	工業技術センターからの移管。現在は恒温恒湿機を用いた手動測定で対応（廃棄を検討中）
	軟X線装置	H10.1	2,152	10	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため
	紫外可視分光光度計	H10.1	3,822	5	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため
	熱伝導率測定装置	H10.2	2,940	10	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため
	α-リ-マイクロム	H10.3	3,227	5	技術相談等で使用しているが、現在、研究課題としては対応していないため
水産	淡水魚用濾過装置及び水温コントロールシステム	H4.3	8,240	7	淡水魚に関する試験研究課題がない
但馬水産	高温高圧調理殺菌装置	H14.4	5,600	6	食品の持込が少なく、機器を使用する機会が少なかった
	液体加圧装置	H14.4	5,840	2	同上

使用日報の統一について（意見）

上記調査の使用日数について任意に抽出して使用日報等の根拠資料と照合したところ、記載内容と一致していた。ただ、各部署によってその様式がまちまちであるため、業務の標準化のためには統一が望ましい。また、鉛筆書きにて記載されているものが見られたが、修正の証跡が残るよう、ペン書きにて記載するよう改善が望まれる。

B 水産技術センター及び森林林業技術センターにおける管理状況

(1) 備品の管理について

県では使用耐用期間が概ね1年以上にわたり、かつ取得価額20千円以上の備品は「備品管理要領」に従って管理すべきことになっている。当管理要領によれば、第5条で「備品整理票を各備品に貼付し、整理するものとする。」、第6条で「出納員は備品出納簿により備品の出納状況を

整理し、適正な管理を図るものとする。」、第7条で「物品管理者は備品使用簿により責任者を明確にして使用させるものとする。」と定められており、「備品管理要領の取扱いについて」において第4条で「備品出納簿は年度毎に出納状況を集計しておくものとする」と定められている。以上から、これらの規定が遵守されているかどうかについて備品出納簿、備品使用簿の査閲、備品現物の実査等により検証した。その結果は以下の状況であり、必ずしも規定が遵守されておらず、適切に備品が管理されていない面がみられた。

備品整理票が各備品に貼付し、整理されているかについて（指摘事項）

水産技術センター、森林林業技術センター共に備品整理票は貼付されていないケースがみられた。また、古いものの中には、備品番号が消えかけており、判別しにくいものもみうけられた。

備品出納簿により備品の出納状況を整理されているかについて

水産技術センター、森林林業技術センター共、適正に記録、整理されていた。

備品使用簿を作成し、責任者を明確にして使用させているかについて（指摘事項）

水産技術センターでは備品使用簿は作成されているが、使用場所、責任者名の記入が洩れているケース、退職者がそのまま責任者となっており、更新記録がなされていないケース、使用場所が異動しているも更新記録がなされていないケースが多々あり、備品使用簿の使用場所に現品はなく、備品現品の確認できないものがかかりみられた。

また、森林林業技術センターでも、備品使用簿は作成されているが、使用場所が記入できていないものがかかりみられた。

備品出納簿上、年度毎に出納状況を集計しているかについて

水産技術センター、森林林業技術センター共、適正に処理されていた。

使用不能備品について（意見）

水産技術センターでは使用不能の備品が多くあり、産廃処理手続が必要と認められた。

(2)重要物品の管理について

県では、重要物品及び準重要物品（自動車、建設機械、購入価額200万円以上の機械器具、種雄牛、馬等）については、「重要物品及び準重要物品の取扱いについて」に基づき管理すべきことになっている。

この取扱いによれば、重要物品、準重要物品は各々物品管理カードにより管理することになっているので、この物品整理カードが的確に作成されているかどうかについて検討した。

その結果、水産技術センター、森林林業技術センター共に、重要物品整理カードは的確に作成されているものと認められた。また、現品実査したが特に問題はなかった。ただ、次の点に指摘された。

重要物品整理カード上の記入洩れについて（指摘事項）

水産技術センターにおいて備品 13-132-106-1 ソフテックス CUBV 型について、これの付属品(備品 13-132-106-2 ソフテックス TV-PBC-I 型)と合せて記録しておくべきところ、重要物品整理カード上記入洩れになっていた。

5 . 薬品の管理事務

A 本所における管理状況

当センターにおいては環境部、家畜部、病虫害防除部、園芸部等において試薬、劇物、毒物等の薬品を使用している。当センターにおいて統一された共通の管理規程のようなものは存在せず、各部署にて受払台帳を作成し、管理しているが、このうち任意に抽出し、管理状況を検討した。その結果は以下のとおりである。

(1)家畜部

管理台帳の適時記入について（指摘事項）

人工受精棟において、薬品の管理状況をヒアリングしたところ、試薬に関しては使用頻度の高いもの、劇物に関してはすべてについて管理台帳を作成し、管理を行っているとのことであった。実際にこれらの管理台帳を閲覧したところ、平成 17 年度に入ってから受払いの記載が行われておらず、適切に受払管理されているようには見受けられなかった（購入記録等から今後記載していく予定であるとのことである）。受払いの都度記載し、定期的に現品残高との照合を実施する必要がある。

(2)環境部

毒物は他の劇物、試薬とは別管理し、保管庫は施錠してその鍵は上席者（部長）の管理下にあるように管理されている。なお、毒物に関しては使用の都度受払い記録を記載することを徹底しているとのことであり、それほど頻繁に使用があるわけではないとのことであった。また、帳簿記載数量と実際の数量とは以下のとおりであった（なお、それぞれに関して若干差異が発生しているが、いずれも最終記帳日以降使用実績はなく、重量を計測する際の秤の違い等による誤差の範囲であろうとのことであった）。

品 目	最終記帳日（H18/2/27）残	実査時残	差 異
原子吸光標準液 水銀	210.50 g	209.54 g	-0.96 g
原子吸光標準液 ヒ素	204.24 g	203.31 g	-0.93 g
ICP 汎用混合液 XSTC-8	122.91 g	122.14 g	-0.77 g
ICP 汎用混合液 XSTC-331	98.34 g	97.67 g	-0.67 g

なお、劇物は他の試薬と同等の管理であるとのことであった。受払簿は各研究班ごとに作成しており、班ごと、担当者ごとに記載状況が異なっているようであった。このうち農薬残留班、水質化学班のものを閲覧、管理状況をヒアリングした。

劇物の管理不備について（指摘事項）

- ・ 農薬残留班・・・n ヘキサンについて平成 18 年 5 月以降の受払記録が記載されておら

ず、適時に受払管理がなされていないようであった。業務多忙等がこの理由であるとのことである。購入記録等を参考にして今後記載していく予定とのことである。

- ・水質化学班・・・例えば硝酸について、最終記載は平成 18 年 12 月 5 日となっておりこの時には未開封のもの 1 本、開封済みのも 0 本と記載されていたが、実際に現物を確認したところ、それぞれ 3 本及び 4 本存在した（記載日以降に購入したものが受払簿上記入もれになっていた）。なお、劇物保管庫にはそれぞれの品名を記載したパレット（ケース）があり、本来は所定のパレットに保管しておくべきものと思われるが、硝酸を多量に使用する実験中であり、他の空きケースに保管していた状況であったため、容易に把握できにくいような状況であった。

薬品受払簿の記載要件について（意見）

現行の薬品受払い簿は「様式第 87 号」のものを使用している。この「様式第 87 号」は財務規則第 192 条（備付帳簿）「次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる帳簿を備えてその所掌に属する事務について必要な事項を記録しなければならない」において、出納員が記録すべきとされている消耗品出納簿及び郵便切手出納簿と同一の様式のものであり、摘要、受入高、払出高及び残高を簡潔に記載するような様式である。別途の通知「毒物及び劇物の保管管理について」等において毒物及び劇物の管理に関する通知はなされているが、消耗品及び郵便切手と、このような毒物及び劇物は管理レベルの異なるものであるから、その出納簿の記載要件（例えば使途を記載する等）等に関してはより詳細に定めた方が望ましいと思われる。

劇物の管理強化について（意見）

「毒物及び劇物取締法」第 11 条（毒物又は劇物の取扱い）において「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない」とされている。これを受けた「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日 各都道府県あて厚生省薬務局長通知）によると、

- () 毒劇物を貯蔵・陳列等する場所は、その他のものを貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備などのある堅固な施設とすること。
- () 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

と記載されている。

当センターはこの「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者」には該当はしないとのことではあるが、先述のとおり、劇物は、実験中、あるいは大量購入時を除いて、劇物表示した施設保管庫に保管・管理されているが、実験中あるいは大量購入に伴う保管・管理について今後検討が必要と思われる。

B 水産技術センターにおける管理状況

水産技術センターでは薬品の管理は、平成10年8月に制定された「薬品類取扱い要領」により行なわれている。これによると 毒物は2階薬品庫の倉庫に保管し、受払簿に使用量をグラム単位で記録すること。また、劇物は使用中のもの以外は2階薬品庫で保管する。使用するため薬品庫から持ち出す場合、本数単位で帳簿に記載すること。研究室において使用中の劇物等薬品類は薬品リストを作成し管理することと定めている。

以上から、上記 について、取扱が適切に行われているかどうか検討した。

劇物の受払記録の不備について（指摘事項）

劇物で使用中のもの以外は、2階薬品庫に保管されてはいるが、この受払簿の受払記録は的確になされていない。

薬品リストの不備について（指摘事項）

研究室において使用中の劇物等薬品類の薬品リストは、各研究者が各自パソコン等で管理しているとの事であったが、その受払データは保存されておらず、監査日現在の残数量は把握できていない。

薬品類取扱い要領の8.(1)「研究室において使用中の薬品類は薬品リストを作成し管理する」との規定は、薬品リストと薬品受払簿との関係が明確でなく、薬品リストの作成のタイミングが不明であるため、定期的に作成されていない。薬品類取扱い要領を見直す必要がある。

C 森林林業技術センターにおける管理状況

当技術センターでは「安全管理マニュアル」の中に「薬品等保管、管理要領」が設けられている。これによると、劇毒物は専用受払簿を備え、各部長が出納管理する。農薬類は森林資源部長の農薬受払簿で出納管理すると定められている。この受払簿の査閲、現品実査等管理状況を検討した結果、次の点が指摘された。

一般農薬の管理について（意見）

農薬受払簿で出納管理しているのは劇毒物のみで、それ以外の農薬については管理していない。「薬品等保管、管理要領」では、特段、農薬を劇毒物に限定していないので、現状の管理で問題ないのか否か疑問である。規定の改訂要否を検討することが必要である。

劇毒物の受払簿の記入不備について（指摘事項）

a. 劇毒物の受払簿の残数量をもとに現物を実査した結果、資源部においては受払簿上総重量は記録されているが、瓶の本数が何本あり、各瓶ごとの残量がどれだけあるのか記録されていないため、総重量の適否が容易に判断出来ない。劇毒物であるので、瓶の本数と各瓶ごとの残量がわかるよう記録すべきである。

また木材利用部では、廃棄待ちの水銀につき、受払簿上記録されていなかったが、廃棄待ちといえども毒物であるので記録しておくべきである。

b. 資源部において劇物の水酸化ナトリウム 1 点につき、受払簿における受払計算にミスがあり、現物数量と不一致になっていた。

6 . 人事管理事務

(1)研究職を対象とした給与規程等について

研究職の全職員を対象とした給与規程等については、以下のものが定められている。

- ・ 職員の給与等に関する条例（以下、「給与条例」とする）
- ・ 職員の給与に関する規則（以下、「給与規則」とする）
- ・ 職員の給与に関する実施規則（以下、「給与実施規則」とする）

上記の「給与条例」第8条において、研究職給料表が別表第2として定められていることが規定され、「給与規則」第4条において、農林水産技術総合センターに勤務し、試験研究又は調査研究業務を行う者に適用されることが規定されている。

(2)研究職を対象とした人事評価制度について

研究職を対象とした人事評価制度の改善として平成14年度から昇任審査の評価調書の研究実績欄に普及指導やコーディネート等の実績も記入することとし、農林水産行政推進への貢献も評価に加えたとのことであった。

(3)研究職を計画的に育成する方針、制度及び試験研究機関に応じた適切な勤続年数、

ローテーションといった方針、ルール等について

農林水産技術総合センターにおける研究員の育成に関しての質問に対し、総務部庶務課からの回答は以下のとおりである。

- 1 . 新たなニーズに対応し、高度化する課題を解決していくために、研究員の研究能力、マネジメント能力等の向上を図り研究活動を活性化することが重要である。
- 2 . そのため、大学や独立行政法人研究機構へ派遣し、最新の研究動向や技術の習得向上を図るとともに、部門ごとの研究会等に参加していくほか、他府県との情報交換を積極的に行うなど、研究能力の向上に努めている。また、大学において一定の研究テーマに対して研究を行う大学委託研究制度を活用するなど、研究能力の向上に努めている。
- 3 . 一方、新たなニーズを的確に把握し研究に活かすため、普及活動を通じて生産現場における課題等の情報を取り入れるシステムを構築するとともに、試験研究課題の設定にあたっては、生産現場への技術移転の視点も重視するなどマネジメント能力の向上に努めている。また、一般生産者等を対象にした成果発表を行うことにより、プレゼンテーション能力等の向上も図っている。
- 4 . さらに、研究部門以外の企画調整部門や普及部門との人事交流を行うとともに、平成19年4月からは神戸大学との連携大学院を開始するなど、研究員の能力向上の更なる充実

を図っている。

なお、適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等については、特に確立したものはないとのことであった。

(4) 研究職等の職員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関するものとして、「職員の職務発明等に関する規則」が定められており、平成 16 年度の改正により、登録補償に関しては 2 倍（特許権に関して 1 件につき 2 万円）に、実施補償に関しては一律 3 割にするとともに上限額を撤廃した。

なお、登録補償、実施補償の支給実績は次のようにごく僅かである。

	平成 16 年度				平成 17 年度			
	登録補償		実施補償		登録補償		実施補償	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
特許	2	20,000	6	(1,787 千円) 529,742	3	20,000	1	(423 千円) 115,897
実用新案	2	10,000	0	0	0	0	0	0
品種登録	5	20,000	15	(51 千円) 10,038	0	0	7	(55 千円) 4,800

金額欄の上段（実施補償のみ）は収入額（千円）、下段が補償額（円）、人数は延べ人数
平成 17 年の登録補償は平成 16 年度（平成 17 年 2 月）登録分

(5) 研究職の海外及び国内留学について

研究職の海外及び国内留学制度に関しては、制度そのものがないとのことであった。

(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について

人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度の有無及び平成 17 年度以前の 5 年間の派遣実績について質問したところ、次のような制度及び派遣実績があるとのことであった。

- ・ 独立行政法人試験研究機関等派遣研修（派遣実績は下記参照）
- ・ 大学委託研究研究生制度（平成 16 年度に 1 名を兵庫県立大学大学院へ派遣）
- ・ 民間専門派遣研修制度（5 年間の派遣実績はなし）
- ・ 課長級海外派遣研修（5 年間の派遣実績はなし）
- ・ 若手職員海外派遣研修（5 年間の派遣実績はなし）

- ・ 政策課題海外派遣研修（5年間の派遣実績はなし）
- ・ 主査級海外派遣研修（5年間の派遣実績はなし）

独立行政法人試験研究機関等派遣研修派遣実績

年 度	人数	研 修 先
平成 13 年度	2 名	独立行政法人農業技術研究機構果樹研究所 独立行政法人農業技術研究機構畜産草地研究所
平成 14 年度	2 名	独立行政法人農業技術研究機構農業環境技術研究所 独立行政法人農業技術研究機構果樹研究所
平成 15 年度	2 名	2 名とも独立行政法人農業技術研究機構農業環境技術研究所
平成 16 年度	1 名	独立行政法人食品総合研究所
平成 17 年度	なし	-

(7)任期付研究員等外部人材の活用について

任期付研究員等外部人材の活用制度及び任用実績について質問したところ、農林水産部では、外部人材の活用制度等定まったものは特にないが、平成 18 年度より一部、必要な人材を非常勤嘱託員（顧問（産学官連携担当）及び知的財産相談事務嘱託）として設置しているとのことであった。

(8)アウトソーシング（民間委託）の活用について

業務の効率性、経済性の観点から試験研究のアウトソーシング（民間委託）の活用実績の有無について質問したところ、共同研究はおこなっているが、アウトソーシングの活用実績はないとのことであった。アウトソーシングを活用していない理由としては、企画調整・産学官連携部からの回答は次のとおりである。

農林水産業は自然条件等の地域的な制限が大きく、また農林漁家は通常研究機能を有していないことから、農林水産分野の研究においては、公立の試験研究機関が中心的な役割を果たす必要がある。このため、農林水産技術総合センターは幅広いユーザーのニーズ把握に努め、産学官連携を強化しながら、ニーズに直結型の課題解決を目的とした技術開発やそのためのシーズ開発研究、実証試験等に重点的に取り組み、地域における農林水産振興を主導している。

第 1 期中期事業計画期間（平成 13～17 年度）において、民間では提供が不可能又は不十分である場合や適正に提供できないものは、行政で提供するという公民の役割分担を踏まえ、農作物ウイルス検定、病害虫の診断、米の食味・成分分析など 7 つの試験分析業務について民間への外部化をおこなった。なお、従来上記業務をおこなっていたが、行政改革の一環として業務をうけないこととしたものであり、試験研究のアウトソーシングではない。

農林水産分野においては、肥料・農薬・農機具等の資材、農林漁業用機械・船舶等、民間企業の研究開発機能に大きく依存するところもあるが、農作物の栽培管理技術、森林造成技術、漁業資源管理技術など、生産現場のニーズに直結した課題については、営利を追求する民間企業では取り組めない分野が多く、また、それらの開発技術は基本的に無償で農林漁家に普及させることが求められていることから、総合センターで行っている試験研究の民間企業等への外部委託はなじまないと考えている。

(9) 研究マネジメント研修について

研究員のマネジメント能力の向上のため、研究マネジメント研修を科学振興課が平成 14 年度、平成 15 年度及び平成 16 年度に実施し、これに参加したとのことであった。

7. 原価管理事務

(1) 原価管理の状況

試験研究に関する原価管理の監査は主に、研究開発事業の分類内容をヒアリングし、受託事業の採算性、コスト管理（研究課題別原価計算）及び試験・検査単価の決定方法について検討を行った。

研究開発事業の分類内容

当センターで実施している試験研究の分類は「県立試験研究機関の研究課題等の評価要領」上の分類によれば次のようになることである。

< 分類 1 >

- ・ 自主研究；総合センターの自発的な研究で、総合センターのみで行う研究
- ・ 共同研究；他の試験研究機関と共同で行う研究
- ・ 受託研究；独立行政法人、企業など他の機関からの委託により行う研究

< 分類 2 >

- ・ 国庫補助；国費が投入されている研究（補助事業、受託事業など）
- ・ 県単独；県費のみで行う研究
- ・ その他；企業など国以外の外部資金が投入されている研究

上記分類に基づいて平成 17 年度の試験研究費予算額を分類すると下記ようになる。

< 分類 1 ; 研究の主体による分類 >

(単位：千円)

分類項目	試験研究費
自主研究	306,991
共同研究	
受託研究	108,528
計	415,519

< 分類 2 ; 研究費の出所による分類 >

(単位：千円)

分類項目	試験研究費
国庫補助・受託	69,586
県単独	306,991
その他	38,942
計	415,519

(注) その他は、国庫以外の諸機関（都道府県、団体、企業等）からの委託研究である。

受託事業の採算性、コスト管理

受託研究業務は、平成 18 年度から「兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日から実施）」及び「兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要領（平成 18 年 4 月 1 日から実施）」に基づき実施しているところであり、受託研究費の額については、要綱第 5 条の 6 に定める「受託研究に係る受託研究費の算定基準」により算定し、契約を行うことを基本とされている（ただし、独立行政法人等からの受託研究（国費）については、国予算の範囲内で委託されることから、この限りではない）。当該「受託研究に係る受託研究費の算定基準」は下記のとおりである。

）研究費

当該研究の実施に必要な研究消耗品費、旅費、備品費であって、当該研究の遂行に直接的に必要な費用とする。

ア) 研究消耗品費

当該研究に使用する薬品等の消耗品一切をいい、その価格は契約時の通常市場価格とする。

イ) 旅費

当センターの研究員が当該研究を実施するために要する調査研究旅費であって、「職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年条例 44 号）」の定める額とする。

ウ) 備品費

当該研究を遂行するために必要な機器等の借入価格および機器参考図書の購入価格とする。

）研究運営費

研究費、機器装置の使用に係る費用及び人件費を除く一般管理費、機器維持管理費、その他当該研究の遂行に間接的に必要な費用とする。算定は研究費に一定比率を乗じて行うことを原則とする。

ア) 一般管理費

当該研究を遂行するために必要な光熱水費、通信運搬費、事務用品費とする。

・光熱水費

当該研究を遂行するために必要な電力料金、水道料金、ガス料金とする。ただし、工具、器具および機械装置の使用に係るものを除く。

・通信運搬費

当該研究を遂行するために必要な電話代、切手代、物品の運搬の費用とする。

・事務用品費

当該研究を遂行するために必要な文具等の費用とする。

1) 機器維持管理費

当該研究を遂行するために必要な機器の保守・修理費とする。

) 機器装置の使用に係る費用

当該研究の実施に必要な工具、器具及び機械装置の使用に係る光熱水費、減価償却費とする。

ア) 光熱水費

当該研究を遂行するために必要な工具、器具および機械装置の使用に係る電力料金、水道料金、ガス料金とする。

イ) 減価償却費

当該研究に使用する工具、器具及び機械装置の 1 時間当たりの償却費に当該研究に要する見込時間数を乗じた額とする。

$$\frac{1 \text{ 時間当たりの償却費}}{\text{(定額法)}} = \frac{\text{評価額} \times (1 - \text{残存率})}{52 \text{ 週} \times 40 \text{ H} \times \text{耐用年数}}$$

耐用年数	工具	3 年
	機械及び装置	10 年
	その他	5 年
評価額	購入価格	

なお、上記のように受託研究に係る受託研究費の算定基準の減価償却費について、各研究に要する見込時間数を乗じる 1 時間当たりの償却費を算出する場合に、評価額 × (1 - 残存率) を 52 週 × 40H × 耐用年数で除しているが、52 週 × 40H というのは土・日曜日を除き、営業時間中ほとんど稼働していることを意味すると思われたため、実際にこのような稼働状況にあるのかどうかについて質問した。その結果、研究備品である機器類の稼働時間については、その機器類の性格上、実質の作業時間 稼働時間となるもののほか、稼働させるためのウォーミングアップが必要な機器類であれば、実作業時間 < 稼働時間となり、気象観測機器などのように常時稼働している機器類もあるが、一般に研究用機器類は研究員等が勤務時間内に操作・使用するものであるため、年間の減価償却費相当額を正規の勤務時間(52 週 × 40 時間)で除した額を便宜上 1 時間あたりの額として算出しているとのことであった。

) 人件費

契約前年度における当センター職員の平均 1 時間あたり人件費に当該研究に従事する担当職員の延実働時間数を乗じた額とする。

なお、上記の受託研究に係る受託研究費のうち人件費（平成17年度）の平均1時間当たり人件費をもとに算定された1日（8時間）あたりの単価は6,400円であり、この人件費単価@6,400円の根拠については、臨時的任用職員の平均給料月額を日額単価に計算し直して決定しているとのことである。

この平均1時間当たり人件費には、本庁負担の人件費は含まれていないが、平成18年4月1日に施行された兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要綱の別記1「受託研究に係る受託研究費の算定基準」では、人件費は「契約前年度における総合センター職員の平均1時間あたり人件費に当該研究に従事する担当職員の延べ実働時間数を乗じた額とする」と明記されていることから、本庁負担の人件費（正規職員の職員費）は含むべきと考える。また、この研究に従事する担当職員の研究テーマ毎の個々人の従事状況の把握（日報等による時間管理）については、統一的に日報等による時間管理が行われていないため根拠が作成されてない。研究課題別原価計算は、経済性や効率性の観点から研究の成果を測定するための有効な情報を提供すると考えられるが、このためには、テーマ毎の時間集計が必要であり、また、作業の進捗管理上も有用ではないかと考える（この点、日報等による時間管理は行ってはいないが、現状においても、各部長が部内の各研究員から随時研究の進捗状況、問題点等の報告を受けるとともに、研究補助や出張等の調整を行い、適切な作業配分がなされるように管理し、また、毎月1回定期的に部内会議を開催し、担当ごとに研究業務の推進状況を確認しているとのことである）。

また、このコスト計算上、一般管理費としての光熱水費等の間接経費については、国庫を資金源とする競争的資金は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省申し合わせ）によれば「間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること」と規定されていることから、国庫由来の競争的資金については、直接経費の30%を間接経費として積算されているとのことである。

この点に関して平成17年度に実施された件「不耕起麦・大豆輪作体系における大区画ほ場に対応した排水性改善技術の確立（受託収入3,500千円）」では、この間接経費（直接経費の30%）が盛り込まれていないため理由を聴取したところ、当該案件には光熱水費等の間接経費の積算が盛り込まれておらず、対応に統一性がとれていない場合があるとのことであった。

平成18年4月から施行されている「兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要綱」においても、「一般管理費」として光熱水費等を計上するような基準が示されているため、今後、高度化事業も含めて、競争的資金を財源とした研究を受託する際には、高度化事業に準じた取扱いを行うよう徹底していく必要がある。

また、機器類の減価償却費の積算は平成17年度までは、機器類の等の減価償却費をコストとして積算していなかったのが実態であり、これは地方自治体が単年度会計（決算）であることから、機器類などの備品類は整備した年度の予算に計上されており、その年度以降の使用期間においては減価償却費として計上されることはなく、このため、当該機器類の使用に際しては、自主研究、受託研究の如何を問わず、従来から減価償却費としてコストに積み上げるといった概念を持ち得なかったため、実態として減価償却費もコスト計算をしていなかった。しかし、上記の「兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要綱」第5条の6において、受託研究費には機械装置の使用にかかる費用も含まれるという規程があり、要綱の別記1の「受託研究に係る受託研究費の算定基準」においても減価償却費の算定方法が示されていることから、これらについても当センター内の研究員に徹底を図っていくことが必要である。

試験・検査単価の決定方法について（研究課題別原価計算について）

当センターにおいては、実施している試験・検査は森林・林業技術センターの「木材試験」のみであるとのことであり、当該試験は兵庫県の「使用料および手数料徴収条例」において「1件あたり3,000円」と定められている。

この積算は平成7年度の以下の算式により算定されているとのことである。

手数料 3,000円 減価償却費(865円)+光熱水費(70円)+消耗品費(200円)+人件費(1,996円)
3,131円

減価償却費；20百万円（森林林業技術センターが平成7年度に導入した木材強度万能試験機の購入価格）の試験機器使用で定額法により1時間あたりの償却費を算出
光熱水費；使用機器の電気料から算出
消耗品費；試験に使用する油脂、記録用紙、工具器具等の合計額
人件費；平成6年度の技術センター職員の1時間あたりの平均給与額(3,993円)×0.5(作業時間は0.5時間) 1,996円

上記のように積算が平成7年度に行われているため直近のデータに基づいて積算を依頼した結果、平成17年度決算額により、上記人件費を算出してみると4,145円となり、これにより手数料を算出し直すと3,208円となり、過年度に算出された単価3,000円とそれほど乖離していないとのことであった。現時点でも見直す程度の乖離は発生していないと考えられる。

なお、平成17年度の収入は3,000円×361件=1,083千円となっている。

(2)原価管理に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の原価管理についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

研究課題別原価計算等について（意見）

研究課題別原価計算は、経済性や効率性の観点から研究の成果を測定するための有用な情報を提供するものと考えられる。また、研究課題の選定段階で見積もりコストを把握することができれば研究課題の必要性や有効性、効率性などの評価にあたって、重要な情報を提供することになるのではないかと考える。

現在、直接人件費のうち研究員及び技術員分、間接人件費及び間接経費は算定されていないこともあり、研究課題別原価計算は実施できていない。原価の大きな部分を占める職員の人件費を把握するためには、研究者の研究課題別時間の管理が必要となるが、今後、研究課題別の原価管理のための具体的な検討が必要である。

受注事業のコスト管理について（意見）

受託事業の収入については、契約段階で費用の積み上げをして、これに基づいた金額で契約をし、収入を受け取っているが（ただし、独立行政法人等からの受託研究（国費）については、国予算の範囲内で委託されることから、この限りではない）この費用の積み上げ方針に対して、現状は下記のような改善事項があげられる。

- a. 積算時に盛り込まれる平均1時間あたり人件費には、本庁負担の人件費（正規職員の職員費）は含まれていない。本庁負担の人件費は含むべきと考える。また、この研究に従事する担当職員の研究テーマ毎の個々人の従事状況の把握（日報等による時間管理）については、統一的に日報等による時間管理が行われていないため根拠が作成されていない。研究課題別原価計算は、経済性や効率性の観点から研究の成果を測定するための有効な情報を提供すると考えられるが、このためには、テーマ毎の時間集計が必要であり、また、作業の進捗管理上も有用ではないかと考える。
- b. 一般管理費としての光熱水費等の間接経費については、直接経費の30%に当たる額とすることと規定されているが対応に統一がとれていない。
- c. 機器類の減価償却費の積算はコストに積み上げるという概念を持ち得なかったため、実態として減価償却費もコスト計算をしていなかった。しかし、受託研究費には機械装置の使用にかかる費用も含まれるという規程があるので徹底を図っていくことが必要である。

健康環境科学研究センター

1. 収納事務

兵庫県立健康環境科学研究センターにおける直近5年間の収入の推移は、以下の通りである。

(単位：千円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
使用料	7	7	3	1,715	1,715
手数料	27,827	23,824	20,983	47,177	37,551
財産売却収入					10
雑入	232	246	374	1,635	1,576
合 計	28,067	24,078	21,361	50,528	40,854

使用料……財産使用料である。平成16年度より大幅に増加したのは、当研究センター建物を財団法人兵庫県健康財団に、賃貸し始めたことによる。

手数料……依頼試験・検査手数料収入である。平成16年度以降大幅に増加したのは、水道法の改正により、検査項目が増加したことによる。

雑入………特許を受ける権利の売却、雇用保険料個人負担金、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金。

(1)使用料

A. 概 要

健康環境科学研究センターでは、(財)兵庫県健康財団に建物の一部を賃貸し、この収入を財産使用料収入として計上している。なお、この賃貸は、「行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の減免」の通達に基づき、50%の減免が行われている。

B. 実施した手続

行政財産が、適切な手続を経て妥当な金額で賃貸されているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、「行政財産使用許可申請書」及び「使用料減免申請書」が財団法人兵庫県健康財団より提出され、これに対し、所定の決裁印のある決裁書に基づき「行政財産使用許可書」が兵庫県立健康環境科学センター所長名で出されていることを確認した。また、年額使用料の計算が適切に行われていることを再計算し確認した。

(2)手数料

A. 概 要

健康環境科学研究センターにおいては、試験検査を行っているが、収入を伴うもの（一般依頼検査）と収入を伴わないもの（行政検査）に分けることができる。前者については、水質検査、温泉分析試験、生物学的検査、保険点数に掲げる名称の手数料、等があり、後者については、水質検査、細菌学的検査、ウイルス学的検査、食品等の理化学的検査、医薬品等の検査、環境関係の検査がある。

これらの昨年度の実績は、以下の通りである。

一般依頼検査

（単位：件、千円）

名 称	検 査 件 数				金 額
	感染症部	健康科学部	水質環境部	計	
水質検査料			9,901	9,901	36,019
温泉分析試験料			13	13	1,153
生物学的検査料	6			6	210
保険点数に掲げる名称の手数料	150			150	168
検査成績謄本再渡料			1	1	0
合 計	156	-	9,915	10,071	37,551

行政検査件数

（単位：件）

試験検査項目	検 査 件 数					計
	感染症部	健康科学部	安全科学部	水質環境部	大気環境部	
水質検査				179		179
細菌学的検査	215					215
ウイルス学的検査	2,288					2,288
食品等の理化学的検査	51	684			35	770
医薬品等の検査		21				21
環境関係の検査			4,115	2,138	5,089	11,342
合 計	2,554	705	4,115	2,317	5,124	14,815

一般依頼検査の試験手数料については、「使用料及び手数料徴収条例」また、この条例に基づく「健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則」に基づき 1 件当たりの利用料金が定められており、利用希望者は、この利用料金に依頼件数を乗じた金額を支払うこととされている。

B. 実施した手続

利用料金表の単価が「使用料及び手数料徴収条例」、「健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則」に基づき定められており、また、単価が「健康環境科学研究センター手数料算定基準」に基づき算出されているかにつき検証した。

平成 17 年度の取引の内、任意に 4 件抽出し、試験検査依頼書、試験結果書（試験成績書）、出納済通知書、調定決定書を閲覧し、証憑間の整合性を確認すると共に金額等の関連項目を照合した。また、財務規則に則り調定手続が行われているかにつき検証した。

C. 監査の結果及び意見

上記手続を実施した結果、利用料金表の単価は「使用料及び手数料徴収条例」、「健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則」に基づき定められていることを確認した。また、単価の算出については、以下の点が指摘される。

- ・一般依頼検査の試験手数料の単価の算定は、「健康環境科学研究センター手数料算定基準」に基づき算定されているが、この算定基準は、算定基準の名称も付されておらず、またいつ作成されたのかも明確でない手書の基準である。その内容及び作成当事者と思われる者による問題点等のメモは、下記の通りである。

区 分	積算表の計算方式	摘 要（問題点等）
1.人 件 費	厚生省公衆衛生局地域保険課長発地方衛生 主管部長あて(昭和51.9.10付衛地第36号) 通達の参考資料により、1 件当りの所要時 間を次により算出した。 (検査要員の算定に用いた係数×8 時 間)……(A) なお、検査項目により係数に該当しない場 合の算出方法も本資料に準じて算出した。	当所における検査は、主として行政検査で あり、民間からの一般依頼検査は、補助的 業務として行っているため、表に示された 年間延仕事時間からの算出はできない。検 査依頼の都度その検体数に合せて実施し ている。(専門的に従事する職員はいない))。従って、所要時間については、左の 算出方法を採用したが、人件費については計 上しなかった。以下、各項目とも1件当り で算出した。
2.印刷製本費	検査成績書及びゼロックスの用紙代1件当り計 上していたが、算出額不可能のため計上せ ず。	
3.減価償却費	(1)(器機購入費×0.9)÷耐用年数=年間償 却額 (2)年間償却額÷(250×8時間)=1時間当 りの償却額 (3)1時間当りの償却額×(A)=1時間当り の減価償却額として算出した。 (4)(3)の加算額÷備品の使用台数=1件当 り減価償却費	器機類は、手数料検査専用でないため、積 算表適用はできない。又それぞれの機械に 1検体ずつ使用することもない。従って算 出方法も非常に難しいので、1つの基準 としてAの時間帯には何かの機械を使用し ているものとして左の方法によることと した。
4.光熱水費	次により1時間当りの所要額を算出しAを 掛けた。 年間使用料金÷(1週間要勤務時間42h× 52週)×1/5×1/2=(a)	1件当りの光熱水費の厳密な算定は困難で ある。基準として左の算式により、光熱水 費の1時間当り合計額で算出した。 維持費2/5 調査研究費2/5 試験検査1/5と

	電気料 $11,284,623 \div 2,184 \text{ h} \times 1/5 \times 1/2 = 516.69$ ガス料 $693,185 \div 2,184 \text{ h} \times 1/5 \times 1/2 = 31.74$ 水道料下水料 $5,310,676 \div 2,184 \text{ h} \times 1/5 \times 1/2 = 243.16$ 光熱水費(1件当たり)1時間当たり (参照)次ページに消費税算入分の計算あり	して試験検査の1/2を一般依頼検査として単純計算したものである。更に電気、ガス、水道毎に各単価を掛けるより、その合計額を1/3にすることにより、光熱水費料の平均値を求め、それに従事時間(A)を掛けた。
5. 通信運搬費	昨年度と同様計上せず。	資料や検体に関する打合せ電話等は省いた。
6. 修繕費	臨時的出費であり、1件当たりの算出不可能のため計上せず。	
7. 材料費	検査項目中の比較的標準的なものを選んでその標準検査に要する1件当たりの経費を総合して、次の要領で算出した。 1. 材料、試薬、ガラス器具その他消耗品名 2. 単価(試薬類和光紙薬KK、ガラス器具小倉ガラスの各販売価格表から算出した) 3. 1件検査に要する数量 4. 消耗率 5. 1件検査に要する経費 6. 経費合計により算出した。(様式は添付のとおり)	(1)材料費と消耗品の区分は難しいので総合的に算出した。試薬類や添加剤等も100%使用するとは限らず、またガラス器具等消耗的備品等の各消耗度のとり方にも問題がある。 (2)基礎資料は各個別の研究員が当たっているため、非常に個人差がある。各部によってまた各担当者によって、算出方法の差があるが、これを補充して平均化することは難しい。 (3)積算資料として比較的標準的なものを基準に選んだか検査件数の少ないものもあり、また同一試験項目でも用いる試薬や分析方法も異なるため算出資料はあくまで参考資料である。

上記基準に関する問題点は、以下の通りである。

人件費について(意見)

人件費については、摘要に記載されているように、現在試験手数料単価の中に反映されていないが、他の研究センターとのバランス上も、一定の基準を設け、試験手数料単価に反映させることが必要と考える。一定の基準については、積算表の計算方式に示された係数を用いるのも一法と考えるが、昭和51年当時の係数については、30年も経過していることから、見直すことが必要と思われる。

減価償却費について(意見)

1 検査当たりの減価償却費を厳密に算定するのは困難と思われるため、仮定を置いての算定にならざるを得ないと考えられる。その意味では、積算表の計算方法も一法と思われるが、実際の算定は積算表の計算方式と異なり、次の算式で行われている。

(例)温泉分析試験(中分析)

(ア)使用機器12種について $\frac{\text{購入価額} \times 0.9}{\text{耐用年数}(5 \text{年})}$ を算定し、その結果を12で除し、12機

種の平均の年間減価償却費を算定。

(イ)この平均の減価償却費 × 利用率(0.9) ÷ 年間処理件数(小分析換算 100 件)

(ウ)この結果を利用し、中分析(小分析 × 1.5)1 件当りの減価償却費を 2,646 円と算定している。

しかしながら、(ア)の算式の中で 12 で除すことの意味が理解できなかったため、理由について聴取したが、十分な回答をいただけなかった。

単純に検査 1 件当り減価償却費 2,646 円を回収したとすると 5 年間で 1,323 千円(2,646 円/件 × 100 件/年 × 5 年)回収できるが、12 機種 of 購入価額合計 15,102 千円の概そ 1/12 となり、12 機種 of 機器類 of 購入価額は回収できないこととなる。上記算式の合理性について、検討していただくことが必要と思われる。

水道光熱費について(意見)

減価償却費と同様厳密な算定が困難であることは理解できるが、簡便法とはいえ積算表の計算方式では、検査の件数が考慮されていないため、1 検査当りの単価を算定する上での合理性につき、疑問が残る。

印刷製本費、通信運搬費、修繕費について(意見)

上記費用はいずれも検査の単価に反映されていないが、実費を算定する目的であれば、加えておく必要がある。また、健康環境科学研究センターにおける依頼検査の試験手数料単価には、健康福祉事務所が定める手数料単価をそのまま利用しているもの(水質検査等)がある。この単価の算定根拠については、検討していないが、算定根拠の内訳項目を比べてみると差が認められた(光熱水費、通信運搬費、旅費、修繕費について所要経費に含めるか否か違っている)。試験内容により項目に差が出ているのか否か明確ではないが、算定方法そのものが異っているのであれば、公平の観点からは統一的な算定方法とすることが望ましいものとする。

任意に抽出した 4 件については、試験検査依頼書、試験結果書(試験成績書)、収納済通知書、調定決定書間に整合性があり、金額等の関連項目は一致していた。また、調定手続についても財務規則に則り手続が行われているものと認められた。

(3) 雑入

A. 概要

雑入に計上されている収入の内訳としては、特許使用料、行政財産の目的外使用許可に伴う光

熱水費等負担金他である。平成 17 年度における上記項目の金額及び内容は、以下の通りである。

(単位：千円)

項 目	金額	内 容
特許を受ける権利の譲渡収入	136	民間会社に特許を受ける権利を売却したもの
行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金	1,186	「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等取扱要領」に基づき、使用団体に対し光熱水費等を請求し収入として計上しているもの。
その他	264	
合 計	1,576	

B. 実施した手続

特許を受ける権利の譲渡収入については、譲渡に係る決裁書、譲渡契約書と調定決定書を照合し内容を検討すると共に、財務規則に則り適正な調定手続が行われているかを検証した。行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金については、「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等取扱要領」に基づき適正に徴収額が算定されているか、徴収額についての通知、調定決定書を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、

特許を受ける権利の譲渡収入については、譲渡に係る決裁書、譲渡契約書と調定決定書を照合し内容を検討した結果、職務発明審査会の判断に基づき契約されているものであり、特に問題はないものと認めた、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。

行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金については、「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等取扱要領」に基づき適正に徴収額が算定され、また、財務規則に則り、適正な調定手続が行われていることを確認した。

(4)外部資金の導入

A. 概 要

健康環境科学研究センターにおいては、外部資金を国等からの委託事業と共同研究等に分類し把握している。しかしながら、これらの収入は、本庁の収入として計上されるため、健康環境科学研究センターの収支決算においては、収入としては反映されない。なお、これら外部資金は、健康環境科学研究センターの予算（支出）のなかにおいては、特定財源分として、別途手当てされているため資金的には自ら獲得した収入を自らが使用できる性格を持っているといえる。

これらの過去3年間の金額、件数を示すと、次の通りである。

国等の競争的資金等の外部資金の獲得実績

(単位：千円)

年度	国等からの委託事業		共同研究等(注)	
	件数	金額	件数	金額
15	8	27,332		
16	8	34,647	10	6,200
17	8	33,208	8	5,400

(注) 国庫補助制度に基づく国等の調査(研究)に対する協力収入である。

外部資金の導入については、積極的に進める方針を採用しており、平成18年度からは文部科学省科学研究費補助金の指定研究機関として指定されている。また、財団その他外部の機関から、受託研究費又は設備・用品を受け入れて行う研究につき、「兵庫県立健康環境科学研究所外部資金導入研究取扱規程」を定め、事務手続き等に関する基本的な事項を定めている。

B. 実施した手続

外部資金収入については、平成17年度中に収納した上記各項目より任意に2件抽出し、事務手続、収入手続の合規性について、以下の手続を実施した。

国等からの委託事業については、委託契約書、業務完了報告書、調定決定書、納入済通知書等を見直し、書類相互の整合性及び金額の妥当性、帰属年度等につき吟味し、調定事務及び収納事務の妥当性を検証した。

その他の外部資金導入研究については、外部資金導入研究審査会の決裁及び採択通知、外部資金導入調書、請求書等送付についての決裁書等を見直し、書類相互の整合性及び金額の妥当性、につき吟味し、収納事務の妥当性を検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、国等からの委託事業については、委託契約書、業務完了報告書、調定決定書、納入済通知書等の書類相互の整合性はあり、また金額、帰属年度等についても妥当なものと認められた。また、調定事務及び収納事務についても妥当であることを確認した。

その他の外部資金導入研究については、外部資金導入研究審査会の決裁及び採択通知、外部資金導入調書、請求書等送付についての決裁書等の書類相互の整合性はあり、金額の妥当性についても問題ないものと認められた。

2. 支出事務

健康環境科学研究センターにおける直近3年間の支出の推移は以下の通りであり、全体としては減少する傾向にある。

(単位：千円)

科 目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
報 酬	19,706	18,195	19,902
職 員 手 当 等	190	370	480
共 済 費	5,168	3,792	5,458
賃 金	10,430	8,516	6,661
報 償 費	125	150	62
旅 費	12,063	10,948	10,878
需 用 費	134,087	119,483	117,363
役 務 費	17,045	15,072	12,531
委 託 料	15,383	15,078	15,583
使用料及び賃借料	2,917	4,760	6,514
儀 品 購 入 費	32,713	48,971	11,489
負担金、補助及び交付金	150	150	150
補償、補填及び賠償金	0	0	40
公 課 費	32	32	20
合 計	250,012	245,520	207,139

(1)人件費

A. 概 要

健康環境科学研究センターの常勤職員の人件費は、本庁で予算計上され、健康環境科学研究センターの予算として令達されず、収支決算に反映されない(但し、常勤職員に対する児童手当についてのみ職員手当等で計上され、反映されている)。健康環境科学研究センターの収支決算に反映されるのは、非常勤嘱託員に対する報酬、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する賃金、非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する社会保険料及び労働保険料並びに非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員に対する通勤交通費支給額である。

平成15年度から平成17年度までの過去3年間の人件費総額(予算として令達されない常勤職員に係る県庁負担人件費を含む)は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
県庁負担人件費 (人員)	751,396 (77)	800,714 (74)	745,745 (71)
常勤職員に対する児童手当 (職員手当等)	190	370	480
試験研究機関の人件費 (人員)	27,854 (17)	32,263 (17)	34,033 (18)

また、平成 17 年度の試験研究機関の人件費の支出額の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
報 酬	19,902
賃 金	6,661
共済費	5,458
職員手当等	480
小 計	32,502
通勤旅費(注)	2,009
合 計	34,512

(注) 節としては、旅費に計上されている。

非常勤嘱託員に対する報酬については、各種の非常勤嘱託員設置要綱(「試験研究補助事務嘱託員設置要綱」等)に基づいて支出額を決定している。賃金については、臨時任用職員は職員給料表に、日々雇用職員については、兵庫県賃金単価に基づいて支出額を決定している。

B. 実施した手続

常勤職員の人件費については、原則として本報告書の対象としていないが、以下の手続については実施した。

- a. 超過勤務手当については、本所分の人員に係る平成 18 年 3 月支出分の残業時間が多い上位 3 人に関して、時間外勤務命令簿及び給与支給明細書と照合し、時間外勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性について検討した。
- b. 特殊勤務手当については、平成 18 年 3 月支出分のうち、支出金額上位 3 位までの特殊勤務手当(医師手当、衛生検査作業手当)について、医師免許証等担等職種を判断できる資料、特殊勤務実績表、特殊勤務手当支給明細書及び給与支給明細書を照合し、特殊勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性を検討した。

非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員の人件費については、以下の手続を実施し

た。

平成 18 年 3 月支出分の報酬及び賃金に関して、支出負担行為兼支出決定書、報酬支給明細書、賃金支給明細書等を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また上記検討分のうち、一部を抽出し、非常勤嘱託員のうち報酬が月額に基づく支給の人員については人事発令通知書と報酬支給明細書を、日額に基づく支給の人員については人事発令通知書、出勤簿と報酬支給明細書を、臨時的任用職員については人事発令通知書、技能労務職給料表と賃金支給明細書を、日々雇用職員については、県からの単価の通知文書、出勤簿と賃金支給明細書を照合し、資料相互間の整合性及び支出額の妥当性を検討した。

C. 監査の結果

常勤職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は、以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、健康環境科学研究センターの常勤職員に対する超過勤務手当に関する支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、健康環境科学研究センターの常勤職員に対する特殊勤務手当に関する支払事務は適切に処理されているものと認められた。

非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び日々雇用職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は、以下のとおりである。

実施した手続の範囲において、健康環境科学研究センターの報酬及び賃金に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

(2) 需用費及び備品購入費

A. 概要

需用費とは、県の行政事務の執行上必要とされる物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に費消される（例外 修繕費、印刷製本費）性質のもので、具体的には消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費等が含まれる。

備品購入費とは、法 239 条に規定する物品のうち、需用費及び原材材料費で購入する物品を除いたものの購入に要する経費である。

なお、平成 17 年度の健康環境科学研究センターにおける需用費支出額の細節内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
消耗品費	79,944
燃料費	599
印刷製本費	788
光熱水費	26,345
修繕費	10,086
合 計	117,363

B. 実施した手続

需用費及び備品購入費について、以下の手続を実施した。

平成 17 年度に支出した需用費の各細節の金額上位 2 件について、支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、見積結果表（見積書を含む）契約書（請書）、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）、請求書等を照合し、内容を検討した。

検収日（物品等の購入日）から支払日までの期間が長いもの（3 ヶ月以上）のもの案件、金額及び理由について確認した。

C. 監査の結果

上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

実施した手続きの範囲において、健康環境科学研究センターの需用費及び備品購入費に関して、各証憑間に整合性があること及び内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。

検収日から支払日までの期間が 3 ヶ月を超えるものについては、認められなかった。

(3) 旅費

A. 概 要

旅費は公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用を支給するものであり、鉄道等の運賃、日当及び宿泊料等からなる。

旅費については、「職員等の旅費に関する条例」（以下、「旅費条例」という）、「職員等の旅費に関する規則」（以下、「旅費規則」という）等が適用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が旅行命令簿を作成し旅行命令権者の承認を得る。国内旅費は旅費システムに、出張者、期間及び旅行先等基本的データを入力することにより、システムに予め記録されている上記「旅費条例」、「旅費規則」等に基づく経路、運賃等から旅費の計算が行われ、支出負担行為兼支出決定書に基づき財務会計システムに入力することにより支払が処理される。但し、海外旅行は旅費システムでは処理できず、旅費請求書により手計算

により、旅費計算が行われる。なお、概算払いについては、旅行予定者の申出があった場合に應じることとしている。

B. 実施した手続

旅費について、以下の手続を実施した。

平成 17 年度の旅費のうち、1 件あたり 10 万円以上のものを抽出し、旅費の支出を裏付ける旅行命令簿、出勤簿、旅費請求書、支出負担行為兼支出決定書、受領書、超過勤務命令簿、旅行命令に対する復命書と照合した。また、抽出した案件につき、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき支出額が適正に行われていたか再計算した。

平成 17 年度で旅費の精算手続が遅れている案件の有無及び該当案件がある場合のその理由について検討した。

C. 監査の結果

上記の監査手続の結果は、以下のとおりであった。(指摘事項)

実施した手続の範囲において、下記の点を除き、健康環境科学研究センターの旅費について、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき適正に行われているものと認められた。

出張復命書の復命日につき、平成 17 年 10 月 4 日とすべきところを平成 16 年 10 月 4 日と誤記入されていた。また、職員服務規程では 5 日以内に復命書を旅行命令権者に提出しなければならないとされているが、14 日目に提出されていた。

該当する案件はなかった。

(4) 役務費、報償費、使用料及び賃借料

A. 概要

役務費とは、県がうけた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる費用であり、具体的には通信運搬費(切手代、電話代等)、保管料、広告料、手数料等が含まれる。

報償費とは、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼、人命救助者に対する謝礼等の提供された役務に対する反対給付のほかに純然たる奨励の意味をもつものが含まれる。

使用料及び賃借料とは、他者が所有する資産を使用し、その対価として支払われる経費である。主なものは、リース料である。

B. 実施した手続

役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、平成 17 年度に支出が行われた金額上

位 2 件について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確認する為に、決裁書、見積書、契約書（請書）、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）、請求書等と照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果

実施した手続の範囲において、健康環境科学研究センターの役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

3. 請負・委託契約事務

兵庫県立健康環境科学研究所センターが平成17年度に締結した請負契約及び委託契約について、契約事務手続が契約に関する法令及び規定等に準拠していることを確認するとともに、コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。

(1) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

兵庫県立健康環境科学研究所センターの平成17年度の委託料及び工事請負費の発生額は次の通りであるが、請負契約の契約実績がないため、委託契約のみを監査の対象とすることとし、同年度に締結した委託契約のうち契約金額上位6件の契約について契約関係書類等と照合し、質問等の手続を実施した。

(単位：千円)

科目	平成17年度
委託料	15,584
工事請負費	-

(2) 監査の結果

監査の対象として抽出した委託契約は下表の通りであり、契約事務手続については法令及び規定等に準拠して処理されており、問題は認められなかった。

しかし、コスト削減の観点から、監査人としての意見は次の通りである。

契約業務名	契約締結方法	予定価格 (千円)	契約金額 (千円)	落札率 (%)	入札等 参加者数	備考
吸収式冷温水機 保守点検業務	指名競争入札	1,102	1,050	95.2	3	
庁舎清掃業務	指名競争入札	1,330	1,251	94.0	6	
庁舎機械警備業務	随意契約(単独)	1,927	1,927	-	-	
質量分析装置等 保守点検業務	随意契約(単独)	2,350	2,350	-	-	
高度安全実験室 保守点検業務	随意契約(単独)	1,586	1,586	-	-	
水質底質浄化過程にお ける細菌群集構造解析 業務	随意契約(単独)	997	997	-	-	

(備考欄の は下記 参照)

指名業者の選定について(意見)

指名競争入札の入札参加者の選定プロセスについては、業者選定理由が決裁書等に記載されていないため確認することができなかったが、実際には過年度の指名競争入札において応札した業者を指名しているとのことであった。コスト削減の観点から、新規業者の指名についても検討すべきであろう。

単独随意契約の場合の見積書チェックについて（意見）

当該委託契約については、見積書を契約先1者から徴収しているのみであり、見積合わせは行われていなかった（単独随意契約）。また、入手した見積書の金額が予定価格となり、かつ、契約金額となっていたが、予定価格の妥当性を検討した資料が存在せず、その検討内容を確認することができなかった。

単独随意契約とした理由は下表の通りであり、単独随意契約としたことについて一定の合理性は認められるものと判断するが、随意契約は入札によることなく特定の者と契約を締結する方法であるため、特定業者との癒着等の危険性が高いことから、予定価格の妥当性を検討した資料を残すなど、より適正な運用に努める必要がある。

【単独随意契約とした理由及び過去5カ年の契約金額】

（単位：千円）

契約業務名	単独随意契約の理由	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
庁舎機械警備業務 (注)2	当該業務は専用機器を必要とするもので、前年度契約者以外と契約する場合は、現在の機器の撤去と新業者による機器の設置が必要となるため、単独随意契約としている。	2,142	2,142	2,142	2,142	1,927
質量分析装置等 保守点検業務	導入している機械装置製造会社の兵庫県下における唯一の保守代理店であるため、単独随意契約としている。	2,548	2,548	2,548	2,350	2,350
高度安全実験室 保守点検業務	実験室内装置の製造会社の兵庫県下における唯一の代理店であるため、単独随意契約としている。	1,900 (注)1	1,586	1,586	1,849 (注)1	1,586
水質底質浄化過程 における細菌群集 構造解析業務	当該解析業務における国内唯一の調査会社であるため、単独随意契約としている。	-	-	-	-	997

(注)1. 仕様変更により契約額が増額している。

2. 長期継続契約を締結した結果、平成18年度の契約金額は、平成17年度に比べ約48%減額した契約金額（999千円）となっている。

4. 設備・機器、備品の管理事務

平成 18 年 3 月末時点における重要物品（車両）及びその他の重要物品の状況は以下のとおりである。

	兵 庫 庁 舎		須 磨 庁 舎	
	数量(台)	購入価格(千円)	数量(台)	購入価格(千円)
車両	1	1,320	1	1,764
理化学機械及び計測機械	37	527,559	33	517,174
500 万円未満の その他の重要物品	38	109,020	46	143,783
計	76	637,901	80	662,721

また、過去 5 年間の資産の取得及び廃棄の状況については以下のとおりである。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
取 得 件 数 (台)	52	83	29	38	30
金 額 (千 円)	62,142	73,214	32,713	48,971	12,810
廃 棄 件 数 (台)	42	7	-	66	16
金 額 (千 円)	42,512	6,673	-	61,138	12,360

(注) 上記の表は、1 件 20,000 円以上のものを対象としている。

資産管理については、使用耐用期間が概ね 1 年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格（以下、取得価格）が 20,000 円以上の備品については「備品管理要領」によることとなっている。また、車両、建設機械、購入価格 200 万円以上の機械等の重要物品及び準重要物品については「重要物品及び準重要物品の取扱いについて」によることとなっている。

そこで、当該要領等の遵守状況につき、関係帳簿等の査閲、現物調査等により検証した。その結果は以下の状況であり、要領等が遵守されていない部分もあり、資産管理が適切に行われていない。

(1) 備品管理について

管理簿の整備状況について

a. 備品管理簿の不備について（指摘事項）

備品の管理簿の作成については「備品管理要領」、第 6 条及び第 7 条において「出納員は備品出納簿により備品の出納状況を整理し、適正な管理を図るものとする」と及び「物品管

理者は、備品使用簿により責任者を明確にして使用させるものとする」と規定されている。そこで、備品出納簿及び使用簿の内容の正確性につき検討したところ、次の点が指摘された。

- ・備品出納簿は作成されている（兵庫・須磨）。ただし、須磨ではその受払記録が正確に記入されていない面があり、残っている備品の整理番号別内訳、所在場所、管理担当者が明確になっていない。
- ・須磨では備品使用簿は作成していない。また、上記のように備品出納簿の記録にも問題があり、残っている備品がどこに所存しているのか正確に把握出来ていない状況である。
- ・兵庫では、備品使用簿は作成されており、備品出納簿との整合性は確保されているものと認められたが、備品使用簿上所在場所の不明と記録されているものが多数見受けられた。調査を徹底し、不明分は除去手続を取っておくべきである。
- ・光測定機器（分類コード番号；13-134-109）については、備品使用簿の摘要欄に、一旦、廃棄と記載されているものが二重線により取消されているもの（備品出納簿及び使用簿上では、当該物品は在高として計上されている）であったため、現物を確認しようとしたところ、実際には廃棄されており、現物は存在しなかった（兵庫）
- ・使用不能の備品が多々あり、廃棄処理手続が必要と認められた（兵庫、須磨）
- ・「備品管理要領の取扱いについて」第4により、備品出納簿は「年度毎に出納状況を集計しておくものとする」と定められているが、年度毎の出納状況の集計は行われていなかった（兵庫）

b. 要管理備品の金額基準の見直しについて（意見）

取得価額が20千円以上の備品については「備品管理要領」により備品出納簿等に記載して管理すべきことになっているが、現実的に的確に管理できていない状況にあること、及び費用と効果の面を考え合わせると、備品出納簿による管理対象資産の金額基準を見直しすることも検討すべきである。

備品整理票について

「備品管理要領」第5条により、物品管理者は備品整理票を各備品に貼付することが義務づけられている。そこで、平成18年5月度に衛生費の備品購入費として支出されたものにつき、備品出納簿に購入記録が適正に記載され、かつ、現品に備品整理票が貼付されているか否かを確認したところ、全て適正に行われていた。なお、次の点検討されたい。

a. 備品整理票貼付基準の見直しについて（意見）

使用耐用期間がおおむね 1 年以上で金額が 2 万円以上のものにつき、全て備品整理票を貼付することが実務的に管理効果と事務負担を考慮して、後者が上回るようであれば、備品整理票の貼付基準につき、検討する余地があると考えられる。

b. 備品整理票のメンテナンスについて（意見）

また、備品整理票は貼付されているが、古いものの中には、備品番号が消えかけており、判読し難いものがみられた。貼付し直すか、備品番号を再記入しておくべきである（兵庫、須磨）。

(2)重要物品等管理について

管理簿の整備状況について（指摘事項）

重要物品の管理簿の作成については「重要物品及び準重要物品の取扱いについて」において、重要物品整理カード及び準重要物品整理カード（以下、整理カード）を各々作成することと定めている。そこで、平成 18 年 3 月末現在の所管事項報告書で個別に記載されている購入価格 5 百万円以上のものについて、整理カードと照合したところ、1 件につき所管事項報告書に記載もれとなっている物品（品名：2 チャンネル原子吸光炎光共用分光分析装置 型式：AA-8200A）があった。

整理カードの記載方法等について（指摘事項）

整理カードを閲覧したところ、以下に記載する事項が見受けられたため、改善しておく必要がある。

- ・須磨では物品整理カードに現品の写真を貼付している点は評価できるが、物品整理カードに保管場所が記入されていなかった。保管場所は記入しておくべきである。
- ・廃棄されているにもかかわらず、整理カードに廃棄の旨が記載されていないものがあった。整理カードの異動の状況欄に廃棄の旨を記載したうえで、廃棄されたものに係る整理カードは、現存する重要物品等に係るカードとは区別して、ファイルしておくことが望ましい。
- ・整理カードに物件の概要として、品名・型式・機械番号・製作会社名・製作年を記載する様式になっているが、特に製作年につき記載されていないものが散見された。
- ・平成 14 年度に組織変更が行われたが整理カードの使用場所の記載においては、それ以前の取得のものについては変更前の旧名称のままとなっている。記載内容に変更が生じた場合には直ちに台帳上也記載内容を変更しておくことが必要である。

現物調査について（指摘事項）

現物調査については、年に一度、監査時前に購入価格（評価額）が2百万円を超えるものを対象として、実施しているとのことであった。しかしながら、現物調査を確実に実施したことが裏づけられる証拠が保存されていない。現物調査の実施記録を残しておくことが必要である。また、現物調査をどのような手順により実施するのかという要領の類も文書として定められていない。現物調査をより効率的にすすめるためにも、現物調査に係る要領を作成しておくことが必要である。

また、現物調査の結果と所管事項報告書の照合を行っていないため、調査結果が当該報告書に反映されていない。なお、反映されていない内容は判明した限りにおいては以下の2点であった。

- ・前掲している通り、2チャンネル原子吸光炎光共用分光分析装置が所管事項報告書に記載もれとなっている。
- ・5百万円未満のその他の重要物品につき、所管事項報告書では両庁舎合算で295,714,624円（115件）となっているが、整理カードを集計した結果（直近の現物調査では、整理カードと現物は全て一致したとのことであり、当該前提に立てば、整理カードの集計が現物の集計となる）は252,804,498円（84件）であった（差額については両庁舎が再編統合された際に誤って過大に集計されたものであると思われ、その後は每期この誤った数字を基に取得・廃棄分を加減して算定していたことによる）。

なお、平成18年3月末の所管事項報告書に記載されている兵庫庁舎に係る重要物品等のうち、購入価格（評価額）が20百万円を超える重要物品について現物調査を行ったところ、全て現物は確認された。

備品整理票について（指摘事項）

現物調査を行ったところ、機械類等で複数の機材からなるもので、台帳上は一式として計上されているものにつき、備品整理票は主要な機械に一枚貼付されているのみであった。「備品管理要領の取扱いについて」第3、2において「2以上の物品に分かれる装置等は、整理番号に枝番を付して、それぞれに貼付すること。」となっており、この規定に従い、備品整理票を貼付しておくことが必要である。

使用時間の把握について（意見）

所管事項報告書の重要物品等調において、購入価格5百万円超のものにつき、年間の使用日数が記載されているが、当該記載事項の把握は各担当者への聴取によっているとのことである。

あった。各担当者レベルにおいては、使用の都度実績に基づいた日報等の管理記録を作成しているケースもあれば、検証可能な記録を残していないケース（この場合は、所管報告書の記載日数は主観的な概算によっているとのことであった）もある。使用日数は、購入物品が有効に利用されているか、遊休状態のものはないか等を調査するためにも、日報等の検証可能な管理記録を作成し、それに基づき把握されることが望ましいものである。

火災保険等について（意見）

建物、重要物品等、備品については保険は一切掛けていないとのことであった。建物は勿論、重要物品等の中には購入価格が50百万円を超える高額なものもあるため、保険による資産保全の必要につき、一度検討しておくことが必要であるとする。

機種選定委員会について

「兵庫県立健康環境科学研究所センター機種選定委員会規程」においては、財務規則第132条第2項に規程された重要物品又は総額が200万円以上となる物品の購入の際に機種選定事務の円滑化を図るため、機種選定委員会を開催することとしている。平成17年度においては該当する物品の購入はなく、平成16年度及び15年度において200万円を超える物品の購入につき、それぞれ一度ずつ開催された機種選定委員会に関する資料（主に議事録及び決裁書）の内容を検討したところ、今後、検討を要すると考えられる事項は以下のとおりである。

a. 機種選定委員会の開催遅れについて（指摘事項）

同規程第2条により「委員会は、その物品を調査しようとする日の1ヶ月前までに機種の選定を行う。」こととされている。しかしながら、平成15年度第1回（平成16年3月1日）の機種選定委員会で機種選定が行われた4件のうち2件については、その取得が委員会開催日より1ヶ月以内に行われていた。当該事案の背景には、2月県議会で議案とする当該年度の補正予算の決定又は予算提案の確定が、例年2月中旬から下旬にかけて行われ、機種購入のための追加予算がつけば、それから機種の調査を開始するというところにある。すなわち、2月中下旬から、データを集め、検査内容等から最も適切な機種を選定し、これら一連の作業が完了した時点で委員会を開催するため、年度末中に必要な物品の購入に係わる委員会の開催が3月1日を過ぎて行われ、結果として、物品調査日の1ヶ月前までに機種の選定が行われていないという事態を発生させていると考えられる。前掲の第2条の主旨は、機種選定については十分に時間をかけて検討する必要があるが、規程により、そのことを担保しようとしているものであると考えられるが、現状ではその実効性を確保することが制度面から困難となっているものと思われる。

なお、議事録を閲覧した限りにおいては、機種選定過程は適正に行われているものと判断されたが、形式面において以下の事項が発見された。

b. 機種選定委員会議事録について（意見）

選定委員会の議事録の内容を確認するものとして、決裁書を作成しており、当該決裁書には本庁の者を除く出席者全員による押印がなされているが、規程第3条(3)により、1件の契約予定金額が1千万円以上の場合、本庁健康生活部総務課長（代理人可）の出席が定められていることから、議事録の内容を承認するという意味合においては本庁からの出席者も押印を行うことが望ましいものであると考える。

平成16年度第1回（平成17年2月23日）開催の機種選定委員会に係る事項の決裁書に決裁日付が記載されていない。

また、規程第2条及び第3条において、委員会には所長が出席しかつ委員長を務めることとされているが、平成16年度第1回開催の委員会においては所長が出席していない。このこと自体は規程第4条第3項に基づき適正に次長兼総務部長を代行に指名しており問題はないが、平成16年度の機種選定委員会の開催は、この回だけであり、出来る限り所長が出席できるよう日程調整しておくことが望まれるものであったと考える。

5. 薬品の管理事務

薬品の管理に関しては当センターでは「兵庫県立健康科学研究センター化学薬品適正管理規程」に基づき管理することとなっている。

当管理規程によると、5.2 化学薬品の管理簿の項の(1)で毒物について「毒物管理簿(1)出入記録」及び「毒物管理簿(2)保有量一覧表」を毒物保管庫ごとに配備し管理する。

(2)で毒物以外の化学薬品について「研究室薬品管理簿(1)出入記録」及び「研究室薬品管理簿(2)保有一覧表」を配備し管理する。

(4)で、化学薬品の購入や他の研究室への移動、薬品の消費等の際には、担当者は「研究室薬品管理簿(1)出入記録」に内容を記入する。この記録に基づいて、随時「研究室薬品管理簿(2)保有量一覧表」を更新する。

(5)で毎年3月に行う棚卸点検の結果は「毒物管理簿(2)保有量一覧表」及び「研究室薬品管理簿」にその結果を記録するものとする。

(6)で薬品管理簿類の電子ファイル化として、「毒物管理簿(2)保有量一覧表」、「研究室薬品管理簿(2)保有量一覧表」及び「危険物屋内貯蔵所薬品管理簿」(「須磨」)は、電子化して、「兵庫」の内部サーバー、或いは「須磨」のISOコンピューターに、それぞれ保存し、化学薬品の使用者等が閲覧可能なようにする。また、それぞれの管理簿の管理者は、最新情報が維持されるように内容を随時更新するものとする。

と規定されている。これら管理規程5.2の(1)、(2)、(4)、(5)、(6)が遵守されているかどうか検討した結果は、以下のとおりであり、的確に管理はできていない。

A. 須磨庁舎における管理状況

(1)毒物管理簿の記入不備について(指摘事項)

毒物管理簿は作成されているが、安全科学部の毒物管理簿(1)と管理簿(2)を照合したところ、数量は僅かであるが不一致の品目が多数みられた。これは管理簿(1)の数量を実地棚卸数量に修正していないことが原因とのことであった。実地棚卸数量に修正しておくべきである。

(2)と(4)薬品管理簿の記入不備について(指摘事項)

毒物以外の化学薬品について、「研究室薬品管理簿(1) 出入記録」と「研究室薬品管理簿(2)保有一覧表」が的確に作成されているか、随時「研究室薬品管理簿(2)保有一覧表」が更新されているか検討したところ、監査の対象として選んだ安全科学部においては、「研究室薬品管理簿(1)出入記録」は的確には作成されておらず、また「研究室薬品管理簿(2)保有一覧表」も随時的確に作成されていなかった。

この為、劇物の44点につき現品数量と「研究室薬品管理簿(2)保有一覧」の平成18年3月31日現在のものから監査日までの「研究室薬品管理簿(1)出入記録」を調整した帳簿残数量と照合した結果14件で不一致がみられた。

これは「研究室薬品管理簿(1)出入記録」の記入洩れかあるいは平成18年3月31日の実地棚卸数量の誤りであろうとのことであった。

また、薬品の保管棚が特定されていない為、担当者でさえ薬品をさがすのに時間がかかり、容易に見つからない状況であった。薬品棚に保管されている薬品名が一覧できるような棚札を設ける等の工夫が必要である。

(5) 棚卸点検結果の記録について（指摘事項）

毎年3月に行う棚卸点検結果は「研究室薬品管理簿」にその結果を記録することになっている。これは「研究室薬品管理簿(2)保有一覧表」及び「研究室薬品管理簿(1)出入記録」に共に記録することであると考えられるが、上記の状況でもあり、適正に実施されているとは認め難い。

(6) 在庫最新情報のメンテナンスについて（指摘事項）

薬品管理簿は電子化して、それぞれの管理簿の管理者は、最近情報が維持されるよう内容を随時更新するものとするとしているが、随時更新されていない。

B. 兵庫庁舎における管理状況

薬品の管理について（指摘事項）

兵庫庁舎においても本来は、「兵庫県立健康環境科学研究所 化学薬品適正管理規程」(以下、薬品管理規程)により管理することになっているが、もともと当管理規程は須磨の管理をベースとして作成されたという事情もあり、兵庫庁舎ではこの規程に準拠した管理はできていないとのことである。従って「研究室薬品管理簿(1)出入記録」は作成されていない。また3月末の棚卸数量も各担当者がパソコンで作成しているだけで、内部のサーバーには入れないとのことであった。

薬品の種類が多く、期末に実地棚卸して作成している「研究室薬品管理簿(2)保有量一覧表」には毒物と劇物しか記録していない状況である。従って、随時薬品の保有残量は明らかになっておらず、現物を見てみないと判らない状況である。

また不要の薬品数も相当多数残っているが、廃棄できていない状況である。

以上の状況に鑑み、兵庫庁舎においては主に毒物について管理状況を検討した。結果は以下のとおりである。

毒物の使用状況管理について（意見）

毒物の管理簿としては薬品管理規程 5.2.(1)により「毒物保管庫（鍵）受渡記録簿」、毒物に係る継続記録簿である「毒物管理簿(1)出入記録」、現物調査時点における在高記録である「毒物管理簿(2)保有一覧表」を作成することとされている。当センターにおいては、平成 17 年 4 月に不要品の見直し作業が終了し、処分したことを機に、平成 17 年 7 月 7 日に一斉に現物調査を行い、それぞれの毒物の残量を確定させ、「毒物管理簿(1)出入記録」も平成 17 年 7 月 7 日をスタートとして、新たに作成しているため、その取得年月日は不明であった。当該出入記録によると平成 17 年 7 月 7 日以降一度も使用された記録がない毒物が相当程度あった。なお、現状では各部署より廃棄申請がなければ、当該毒物は必要であるという程度の判断を行っているとのことであるが、今後は一定期間以上未使用のものにつき把握したうえで、各部署に対して要・不要の調査を行っておくことが必要である。

毒物に係る現物調査について（意見）

毒物の現物調査については薬品管理規程 5.2.(5)及び 5.6 により、毎年 3 月に棚卸を行い、「毒物管理簿保有一覧表」に当該結果を記載することとしている。当センターは例年 4 月から 5 月にかけて、毒物を含む薬品全般につき、標準溶液調査を行うため、当該作業が終了した 6 月頃に現物調査を行っている（当年度は平成 18 年 6 月 14 日及び 16 日）。規程を厳正に遵守するのであれば、本来は 3 月に棚卸を行うべきであるが、その必要がない（現物調査は年 1 回行えば良い）というものであれば、薬品管理規程を実務にあわせておくことが望ましい。なお、「毒物管理簿(2)保有一覧表」は適切に作成されていた。

毒物に係る現物調査の証跡について（意見）

現物調査においては全ての毒物につき重量を計測しているが、その証跡が残されていない。「毒物管理簿(1)出入記録」の備考欄に現物と照合した日及び責任者印を記入、押印しておくことが望まれる。

毒物の返却時の処理について（指摘事項）

毒物は専用の毒物保管庫において保管されており、使用の都度、使用者が「毒物管理簿(1)出入記録」に使用目的、使用量、残量を記載し、返却時に管理責任者が残量を確認のうえ、確実に返却されたことを証するために押印することとなっているが、管理責任者の押印が行われていないものが見受けられた。

特定毒物の使用者について（意見）

薬品管理規程 5.5 化学薬品の使用の項に、特定毒物に関しては、特定毒物研究者でなければ使用することができない旨が定められている。しかしながら、「毒物管理簿(1)出入記録」によると、特定毒物研究者の資格を有するもの以外の者が使用者名として記載されているものがあつた。実際は特定毒物研究者の管理のもとに作業が行われているとのことであるが、特定毒物に関しては規程の趣旨に鑑み、厳密に規程に準拠する必要があると考える。

6 . 人事管理事務

(1) 研究職を対象とした給与規程等について

研究職の全職員を対象とした給与規程等については、以下のものが定められている。

- ・ 職員の給与等に関する条例（以下、「給与条例」とする）
- ・ 職員の給与に関する規則（以下、「給与規則」とする）
- ・ 職員の給与に関する実施規則（以下、「給与実施規則」とする）

上記の「給与条例」第 8 条において、研究職給料表が別表第 2 として定められていることが規定され、「給与規則」第 4 条において、健康環境科学研究センターに勤務し、試験研究又は調査研究業務を行う者に適用されることが規定されている。

(2) 研究職を対象とする人事評価制度について

研究職を対象とする人事評価制度の改善として平成 14 年度から、行政サービス機関としての役割に対応した研究のみならず、普及指導やコーディネイト等の業務経験を適正に評価する仕組みとして、研究職昇任審査会調書様式を改善し普及指導、コーディネイト業務等の実績一覧を記載することにした。

(3) 研究職に係る人事方針等について

健康環境科学研究センターにおいては、研究職を計画的に育成する方針、制度及び試験研究機関に応じた適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等につき、特に明文化されているものはないが、研究員の高齢化、減員が進むなか、優秀な人材の確保、職員間の調査分析業務等の技術移転を必要としていることを認識しており、本庁、県下行政機関職員のうち、該当資格取得者等から研究員として受け入れ、養成を行っている。また、新たなニーズに対応し、今後ますます高度化する課題を解決していくためには、研究員の研究能力、マネジメントの能力の向上を図るとともに、研究活動を活性化させることが重要であると考え、大学委託研究生制度（人事課制度）を活用し、大学との人事交流を推進している。

なお、当該制度の活用状況については、(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度についてに記載している。

(4) 研究職等の職員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関するものとして、「職員の職務発明等に関する規則」が定められており、平成 16 年度

の改正により、登録補償に関しては2倍（特許権に関して1件につき2万円）に、実施補償に関しては一律3割にするとともに上限額を撤廃した。

なお、登録補償、実施補償の支給実績は次のようにごく僅かである。

	平成 16 年度				平成 17 年度			
	登録補償		実施補償		登録補償		実施補償	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
特 許	0	0	0	0	0	0	1	(136 千円) 40,800

金額欄の上段（実施補償のみ）は収入額（千円）、下段が補償額（円）、人数は延べ人数

(5) 研究職の海外及び国内留学について

海外派遣については、論文発表等必要に応じて出張程度を行っているのみであり、留学については海外、国内ともに留学制度はない。

(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について

当センターの派遣制度の活用実績は大学委託研究制度のみであり、過去5年間の実績は以下の通りである。

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
2 人	1 人	1 人	0 人	1 人

なお、派遣者の選定過程につき、平成 15 年度及び 17 年度を対象として申請書、決裁書等を開覧し、「試験研究機関大学委託研究生制度実施要領」の遵守状況を検討した結果、手続は適正に行なわれていた。

(7) 任期付研究員等外部人材の活用について

任期付研究員等外部人材の活用については、当センターにおいては実績がない。

(8) アウトソーシング（民間委託）の活用について

調査研究・分析等を外部委託するか否か、すなわち、調査研究・分析等を当センターが行うのか、民間に委託するののかについての決定は、本庁の各主務課が行うため、現状では、当センターにおいて業務の効率性、経済性の観点から、アウトソーシングの可否を決定することはない。

実績としては本庁環境局がダイオキシン類の水質・底質・土壌の環境調査、公共用水の水質監視調査の一部について外部委託しており、また、来年度より騒音調査について外部委託する予定

である。

(9)研究マネジメント研修について

研究員のマネジメント能力の向上のため、研究マネジメント研修を科学振興課が平成 14 年度、平成 15 年度及び平成 16 年度に実施し、これに参加したとのことであった。

7. 原価管理事務

(1) 原価管理の状況

試験研究に関する原価管理に関して監査上は主に、研究開発事業の分類内容、研究開発事業の採算性、コスト管理（研究課題別原価計算）及び試験・検査単価の決定方法について質問を行った。

研究開発事業の分類内容

当センターで実施している試験研究の分類については、明確に文書化されたものはなく、各部の必要に応じて分類されているとのことであったが、外部に説明する場合のひとつの分類としては、補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同事業としての研究、経常研究に分類される。

原価管理の視点からは、それぞれの研究に要する費用を事前、事後にどのように把握し、管理してゆくかが問題となるが、各々で求められる原価管理の目的については多少の差がある。原価管理の目的の観点からは4つの研究を、補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同事業としての研究（以下、この3つの研究を受託研究等という）と経常研究に分けられると考える。前者は、外部資金提供者との間において、受託する研究事業に必要な費用（主として直接経費）を事前に把握し、交渉し、契約（合意）し、先方に請求することが必要であり、また、それらの費用については、外部資金の提供者に報告する義務があるため、実績をフォローすることが求められているものである。これに対し、後者は、受託研究のような制約はなくコストの面からいえば、設定された研究予算の枠内に費用を抑えることが求められている研究といえる。以上のことから、原価管理の観点からの研究の分類としては、受託研究と経常研究の観点からみることとする。

受託研究等の採算性、コスト管理

受託研究等には補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同研究があるが、当センターでは「兵庫県立健康環境研究センター外部資金導入研究取扱規程」を定め、財団その他外部の機関から、受託研究費又は設備・用品を受け入れて行う研究に関し、基本的なことを定めている。このなかでは、受け入れの原則として、外部資金導入研究は、県民の健康、環境行政に成果が期待できるなど、業務上有意義であり、かつ、本来の業務に支障をきたすおそれがないと認められる場合において、受け入れるものとされている。この原則の下、申請、審査会による受け入れの可否の決定、採択通知と契約の締結、外部資金の受給方法等に関し手続きが定められている。しかしながら、受託研究費の算定方法、基準等については、独自の規程は定められていない。

このため、現状の原価管理としては、受託研究等において報告が求められる直接経費につい

てのみ予算管理を行うと共に、実績を把握する（明細表にまとめる）ことができるようにしている。実務上の必要性から言えば、現在の原価の管理で十分とも言えるが、これら受託研究等には、支弁の対象となっていない研究者の人件費や、機器等の減価償却費などの間接費がかかっており、これらすべての費用を把握することが研究の評価を行う上で必要と考える。即ち、兵庫県の費用（税金）を用いて行なう研究である以上、説明責任を果す上で兵庫県として研究の評価（効率性、有効性）をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比することができるようにすること（研究課題別原価計算）が必要不可欠であると考える。

経常研究のコスト管理について

経常研究については、受託研究等のように直接費の把握が契約等において求められていないため、GLP(優良試験基準)に基づいた運営管理はなされているが、原価の管理はほとんど行われていない。即ち、人頭研究費（100千円/人）として予算配分はされているが、研究テーマごとの予算は作成されておらず、テーマごとの実績コスト（人件費、直接経費、原価償却費等の間接費）の把握も行われていない。しかしながら、受託研究等と同様、兵庫県として県民の税金を使って研究を行う以上、説明責任を果す上で研究の評価（効率性、有効性）をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比できるようにすること（研究課題別原価計算）が必要不可欠であると考え。研究課題別原価計算を行い、研究の評価を行うことは、人事評価や成果主義的要素を取り入れつつある給与制度がより公平に行われるための基礎データを提供すると共に、県民或いは議会、予算担当者に対し、限られた予算を適切に配分するための基礎資料を提供することにもなると考えられ、この面においても有用であると考え。

試験検査単価の決定について

健康環境科学研究センターで実施している依頼試験に係る料金は、「使用料・手数料料金規則」に基づき徴収されている。この使用料、利用料金の単価については「健康環境科学研究センター手数料算出基準」に基づき算定されており、「1. 収納事務（2）手数料」の項において適正に単価が算出されているかに付き検討した。その結果は、同項において「C. 監査の結果及び意見」として記載しているので、参照願いたい。

(2)原価管理に関する意見

上記の原価管理に関する意見を整理すると、以下の通りである。

研究課題別原価計算について（意見）

研究開発事業は、いくつかの観点から分類するが、いずれの研究開発事業においても、すべての費用（人件費、直接経費、減価償却費等の間接費を含む）を把握する課題別原価計算を行うことが必要であると考え。現在の研究開発事業については、受託契約金額を決める際、直接経費のみならず人件費や間接経費をも必要な費用として一部認識しているものもあるが、研究課題別に全ての費用を実績として集計しているものはない。県民の税金を用い研究開発業務を行う以上、研究開発業務の有効性、効率性の判定をすることは必要であり、そのためには効果（成果）のみではなく、費用の面からも捉え直すことが必要である。その基礎資料を提供する上で、研究課題別の原価計算が必要であると考え。

なお、現在の原価管理・コスト管理は、外部資金提供者に対する説明責任を果たすため、直接経費の把握を中心に行っているが、コストには人件費、間接費（減価償却費、その他諸経費）が含まれるため、これらもコストとして把握する事が必要である。特に、研究費用の中で占める割合の高い人件費については、研究テーマ毎に日報等による時間管理をすることが必要になると考える。

手数料に対応するコストについて（意見）

健康環境科学研究センターにおける依頼検査の試験手数料単価は、温泉分析試験のように当研究センターが独自に単価設定を行うものと、水質検査等の手数料のように健康福祉事務所が単価設定を行い、当研究センターがその単価を利用するものがある。しかしながら、両センターが単価設定をする際の設定方法、積算対象となる費用項目に差がある。公平の観点からは、算定方法に統一性を持たせることが望ましい。

また、当研究センターの算定基準として、「健康環境科学研究センター手数料算定基準」があるが、作成後 30 年は経過しているものと思われる。内容的にも合理性にかけるとされるもの（人件費、光熱水費）基準に準拠せず算定されているもの（減価償却費）、状況の変化に対応し変更されていないと思われる箇所（年間の勤務日数、1 週間の要勤務時間）があり、作成基準そのものの見直しをする必要があると考え。

生活科学研究所

1. 収納事務

(1) 現金出納事務について

当研究所において、現金出納簿に出納記帳される取引は、主に研究施設を利用する者が支払う使用料が対象となる。

現金の取扱い事務については、農林水産技術総合センターと基本的に同様であり、詳細を述べるのは省略するが、監査手続として平成 17 年度にかかる現金出納簿を閲覧し、受入額（収入）については即納書、利用許可申請書及び施設使用料調定明細書と照合した。また、払い出し（指定金融機関納付）については現金出納簿を閲覧することにより、払い出しが適時に行われているかどうか確認した（現金残高は毎日公金金融機関に収納されているので基本的にゼロとなっており、平成 17 年度の現金出納は年間累計で受入及び払出額が 72,600 円と比較的少額となっている）。

いずれもまた、即納書については過去 3 年間の保存がなされているかどうか、また適切な管理（連番管理、不使用分の適切な裁断等）がなされているかどうかを質問し、適切にされているという回答を得た。

また、かい長である所長が所掌される現金及び物品の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について適時に検査されているかどうか「かい長自己検査表」を閲覧した。

(2) 収入金額の推移

生活科学研究所における過去 5 年間の収入額の推移は下記のとおりである。

（単位：千円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
使用料	144	127	58	80	72
雑入	37	40	77	286	93
合計	181	168	136	366	166

上記の主な内容は下記のとおりである。

1. 使用料 ...生活科学研究所の施設（研究室、耐火耐爆室、テストキッチン等）の使用料
2. 雑入 ...太陽光発電による電力の電力会社買い上げ料金及び雇用保険個人負担金等

監査上は、平成 17 年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

使用料

平成 17 年度の収入個別表と現金出納簿の受入額年間累計額と照合し、（現金出納事務の項

においても記載したが)現金出納簿に記帳された各受入額の金額について即納書、利用許可申請書及び施設使用料調定明細書と照合した。

なお、各施設の利用実績については「施設利用実績表」が作成されており、平成16年度～平成18年度の利用状況は下記のとおりである。

(上段;即納分、下段;減免分)

		振動発生装置	機器分析室	理化学実権室	研修室	耐火耐爆室	屋内再現室	恒温恒湿室	無響室	多目的実験室	テストキッチン	合計
平成16年度	回数	-	-	-	16回	2回	-	3回	1回	-	2回	24回
	金額	-	-	-	50	16	-	9	2	-	1	80
	回数	-	-	2回	1回	-	-	-	-	1	-	4回
平成17年度	回数	1回	-	1回	12回	1回	-	-	1回	2回	2回	18回
	金額	19	-	2	43	5	-	-	1	1	0	72
	回数	-	-	8回	5回	-	-	-	-	-	2回	17回
平成18年度	回数	-	-	-	17回	2回	1回	-	3回	-	1回	24回
	金額	-	-	-	58	16	1	-	2	-	0	80
	回数	-	-	-	6回	-	-	-	-	-	3回	9回

(注1) 回...利用回数、金額は千円単位で端数は切り捨て、収納(即納)金額を意味する。

(注2) 平成18年度は11月までの実績である。

この施設利用実績表によれば、利用実績が全くない施設があるように見えるが、この点について確認したところ、本来的な使用目的である生活科学研究所の職員が試験研究に使用しており、全く利用されていない施設はないとのことであった。

また、「兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例」第12条2項によれば、「使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立生活科学研究所使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。」と記述されている。このため、これらの案件(上記表(下段)の使用料が減免された案件)について漏れなく使用料免除申請書が提出されているかどうか質問した結果、提出されているとのことであった。

2. 支出事務

生活科学研究所の平成 15 年度から平成 17 年度までの過去 3 年間の節別の支出の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
報 酬	8,926	8,824	7,307
職 員 手 当 等	-	-	50
共 済 費	1,023	1,031	1,058
賃 金	-	-	1,548
報 償 費	267	316	211
旅 費	1,790	2,019	1,934
需 用 費	19,279	12,577	13,144
役 務 費	2,556	2,146	2,225
委 託 料	5,939	5,438	4,192
使用料及び賃借料	3,850	3,705	3,232
工 事 請 負 費	-	-	1,916
備 品 購 入 費	4,730	1,612	1,339
負担金・補助及び 交 付 金	56	56	56
合 計	48,420	37,707	38,217

(1)人件費

A. 概 要

生活科学研究所の常勤職員の人件費は、本庁で予算計上され、生活科学研究所の予算として令達されず、収支決算に反映されない(但し、常勤職員に対する児童手当については職員手当等として処理され、反映されている)。生活科学研究所の収支決算に反映されるのは、非常勤嘱託員(参与及び研究専門員)に対する報酬、日々雇用職員に対する賃金、非常勤職員及び日々雇用職員に対する社会保険料及び労働保険料(専門研究員については、労働保険料のうち、労災保険料のみ)並びに非常勤嘱託員及び日々雇用職員に対する通勤交通費支給額である。

平成 15 年度から平成 17 年度までの過去 3 年間の人件費総額(予算として令達されない常勤職員に係る県庁負担人件費を含む)は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
県庁負担人件費 (人員)	128,510 (14)	123,490 (14)	127,738 (14)
常勤職員に対する児童 手当(職員手当等)	-	-	50
試験研究機関の人件費 (人員)	10,520 (3)	10,746 (3)	10,514 (4)

また、平成 17 年度の生活科学研究所の収支計算に反映されている常勤職員に対する児童手当及び試験研究機関の人件費の支出額の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
報酬	7,307
賃金	1,548
共済費	1,058
職員手当等	50
小 計	9,963
通勤旅費(注)	600
合 計	10,564

(注) 節としては、旅費に計上されている。

非常勤嘱託員に対する報酬については、各種の非常勤嘱託員設置要綱に基づいて支出額を決定している。日々雇用職員の賃金については、兵庫県賃金単価に基づいて支出額を決定している。

B. 実施した手続

常勤職員の人件費については、原則として本報告書の対象としていないが、以下の手続については実施した。

- a. 超過勤務手当については、平成 18 年 3 月支出分の残業時間が多い上位 3 人に関して、時間外勤務命令簿及び給与支給明細書と照合し、時間外勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性について検討した。
- b. 特殊勤務手当については、平成 18 年 3 月支出分の特殊勤務手当(有害物等取扱作業手当)について、特殊勤務作業実績表、特殊勤務日誌及び超過勤務手当等支給明細書を照合し、特殊勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性を検討した。

非常勤嘱託員及び日々雇用職員の人件費については、以下の手続を実施した。

- a. 平成 18 年 3 月支出分の報酬及び賃金に関して、支出負担行為兼支出決定書、報酬支給明細書、賃金支給明細書等を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また上記検討分のう

ち、非常勤嘱託員の報酬が月額に基づく支給の人員については人事発令通知書と報酬支給明細書を、月額に基づく支給の人員については人事発令通知書、勤務実績証明書と報酬支給明細書を、日々雇用職員については、県からの単価の通知文書、勤務実績証明書と賃金支給明細書を照合し、資料相互間の整合性及び支出額の妥当性を検討した。

- b. 平成 18 年 3 月支出分の共済費に関して、支出負担行為兼支出決定書と社会保険料の計算資料を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また、平成 17 年度の概算精算額と労働保険概算・確定保険料申告書を照合し、資料相互間の整合性を検討した。

C. 監査の結果

常勤職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の常勤職員に対する超過勤務手当に関する支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の常勤職員に対する特殊勤務手当に関する支払事務は適切に処理されているものと認められた。

非常勤嘱託員及び日々雇用職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の報酬及び賃金に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の共済費に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

(2) 需用費及び備品購入費

A. 概要

需用費とは、県の行政事務の執行上必要とされる物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に費消される（例外 修繕費、印刷製本費）性質のもので、具体的には消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費等が含まれる。

備品購入費とは、法 239 条に規定する物品のうち、需用費及び原材材料費で購入する物品を除いたものの購入に要する経費である。

なお、平成 17 年度の生活科学研究所における需用費支出額の細節内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
消耗品費	1,549
燃料費	534
食糧費	20
印刷製本費	1,309
光熱水費	3,093
修繕費	3,465
研究材料費	1,939
その他	1,232
合 計	13,144

B. 実施した手続

需用費及び備品購入費について、以下の手続を実施した。

- a. 平成 17 年度に支出した 20 万円以上のもの(但し、需用費については同年度の支出金額上位 3 細節(光熱水費、修繕費及び研究材料費)を対象)について、支出事務が適正に実施されていること(契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む)を確かめるため、決裁書、見積書、入札・契約に必要な関係書類、予定価格調書、改札結果表、契約書(請書)、支出負担行為書、支出決定書(支出負担行為兼支出決定書を含む)、検査調書、請求書等を照合し、内容を検討した。
- b. 検収日(物品等の購入日)から支払日までの期間が長いもの(3ヶ月以上)のもの案件、金額及び理由について確認した。

C. 監査の結果

需用費及び備品購入費について、上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a. 実施した手続きの範囲において、生活科学研究所の需用費及び備品購入費に関して、各証憑間に整合性があること及び内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。
- b. 該当案件はなかった。

(3)旅費

A. 概 要

旅費は公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用を支給するものであり、鉄道等の運賃、日当及び宿泊料等からなる。

旅費には、常勤職員が公務のために旅行するのに要する経費(以下、(3)においては「旅費」とする)と、非常勤嘱託員等の非常勤職員が職務上旅行に要する経費(以下、(3)においては「費用

弁償」とする)がある。旅費については、「職員等の旅費に関する条例」(以下、「旅費条例」という)、「職員等の旅費に関する規則」(以下、「旅費規則」という)等が適用され、また、費用弁償については、「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」、「非常勤職員の給与等に関する規則」等が適用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が旅行命令簿を作成し旅行命令権者の承認を得る。国内旅費は旅費システムに、出張者、期間及び旅行先等基本的データを入力することにより、システムに予め記録されている上記「旅費条例」、「旅費規則」等に基づく経路、運賃等から旅費の計算が行われ、支出負担行為兼支出決定書に基づき財務会計システムに入力することにより支払が処理される。但し、海外旅行は旅費システムでは処理できず、旅費請求書により手計算により、旅費計算が行われる。なお、概算払いは行っていないとのことであった。

B. 実施した手続

旅費について、以下の手続を実施した。

- a. 平成 17 年度の旅費のうち、支出金額上位 3 位のものを抽出し、旅費の支出を裏付ける旅行命令簿、出勤簿、旅費請求書、支出負担行為兼支出決定書、受領書、超過勤務命令簿、旅行命令に対する復命書と照合した。また、抽出した案件につき、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき支出額が適正に行われていたか再計算した。
- b. 平成 17 年度で旅費の精算手続が遅れている案件の有無及び該当案件がある場合のその理由について検討した。

監査の結果

上記の監査手続の結果は、以下のとおりであった。

- a. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の旅費について、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき適正に行われているものと認められた。
- b. 該当する案件はなかった。

(4) 役務費、報償費、使用料及び賃借料

A. 概要

役務費とは、県がうけた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる費用であり、具体的には通信運搬費(切手代、電話代等)、保管料、広告料、手数料等が含まれる。

報償費とは、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼、人命救助者に対する謝礼等の提供された役務に対する反対給付のほかに純然たる奨励の意味をもつものが含まれる。

使用料及び賃借料とは、他者が所有する資産を使用し、その対価として支払われる経費である。主なものは、リース料である。

B. 実施した手続

役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、平成 17 年度に支出が行われた金額上位 3 件について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確認する為に、決裁書、見積書、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）請求書等と照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果

実施した手続の範囲において、生活科学研究所の役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

3. 請負・委託契約事務

生活科学研究所が平成 17 年度に締結した請負契約及び委託契約について、契約事務手続が契約に関する法令及び規定等に準拠していることを確認するとともに、コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。

(1) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

当研究所における平成 17 年度の発注契約上位 6 件（請負及び委託契約各々上位 3 件ずつ。どちらかが 6 件に満たない場合は他方の抽出件数を増やし合計で 6 件）について契約関係書類（起案、業者選定、入札、契約、支出、検査までの一連の事務手続きに関する書類、すなわち決裁書、予定価格調書、入札書、開札結果表等）を提示いただき、契約管理状況を検討した。

(2) 監査の結果

上記監査の結果、以下のような事項がみられた。

A. 契約管理状況に関する事項

業者選定過程の明確化について（指摘事項）

契約形態	契約内容	契約金額（千円）
随意契約	ユニバーサル化整備工事	1,706
指名競争入札	庁舎清掃委託	1,159
随意契約	空調設備点検委託	787

これらの契約について、それぞれ3社、5社、3社が入札あるいは見積り合わせに参加しているが、どのような基準でこれらの業者が参加対象として選定されたのかに関して決裁書上には明確な記載がなく、確認できなかった（ただし、庁舎清掃委託に関しては、メモ書きにて「入札参加資格者名簿のうち清掃業者として県の実績のある5社」と記載されていた）。選定過程を明確に記載しておく必要がある。

契約締結資料一覧表の作成について（意見）

契約締結において入手あるいは作成しておくべき資料の一覧表は作成されていない。一覧表を作成し、これをチェックリストとして活用することにより必要書類の入手・作成漏れが防止しえると思われるため検討いただきたい。

B. 契約状況に関する事項

長期間の契約継続先の適否検討について（意見）

5年間同一の業者と継続して委託契約を行っている案件は以下のとおりである。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまうといった事情もあるとは思われるが、他の業者では実施できないのかどうか、契約金額は妥当なものかどうか、といったことを継続的に検討しておく必要がある。

案件名	業者	年度	金額(千円)	契約の方法	備考
空調設備等保守点検委託	A社	13年度	819	随意契約	
	A社	14年度	819	随意契約	
	A社	15年度	819	随意契約	
	A社	16年度	787	随意契約	
	A社	17年度	787	随意契約	イ
消防設備等維持点検委託	B社	13年度	100	随意契約	
	B社	14年度	100	随意契約	
	B社	15年度	100	随意契約	
	B社	16年度	100	随意契約	
	B社	17年度	100	随意契約	イ
ホイスクレーン保守点検委託	C社	13年度	201	随意契約	
	C社	14年度	201	随意契約	
	C社	15年度	201	随意契約	
	C社	16年度	201	随意契約	
	C社	17年度	201	随意契約	□
エレベータ保守管理	D社	13年度	778	随意契約	
	D社	14年度	693	随意契約	
	D社	15年度	693	随意契約	
	D社	16年度	693	随意契約	
	D社	17年度	693	随意契約	□
自家用電気工作物保守点検	E社	13年度	340	随意契約	
	E社	14年度	340	随意契約	
	E社	15年度	352	随意契約	
	E社	16年度	308	随意契約	
	E社	17年度	308	随意契約	□
廃液処理施設保守点検	F社	13年度	693	随意契約	
	F社	14年度	693	随意契約	
	F社	15年度	693	随意契約	
	F社	16年度	693	随意契約	
	F社	17年度	693	随意契約	□

イ 複数社から見積り合わせを入手した結果、前年度と同じ業者と同じ契約金額にて決定したもの。
□ いずれも一社随契であり、基本的に前年度と同じ契約金額にて決定したもの。

落札率について

平成17年度の指名競争入札案件の予定価額総額、契約価額総額、落札率、は以下のとおりであった。

(請負契約)

該当なし

(委託契約)

	件数	予定価格総額 (千円)	契約価額総額 (千円)	落札率
本所	1	1,301	1,159	89.1%

4. 設備・機器、備品の管理事務

重要物品計算書によると、平成 18 年 3 月末日時点における重要物品の状況は以下のとおりである。

	数量（台）	購入価額（千円）
理化学機器及び計測機械	24	102,414
工作機械	1	4,530
その他	2	4,425

また、当研究所から提示を受けた、過去 5 年間の資産の取得及び廃棄の状況は以下のとおりである。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
取得件数（台）	19	28	16	10	18
金額（千円）	2,072	2,941	4,730	1,612	1,339
廃棄件数（台）	2	33	15	11	9
金額（千円）	137	3,271	12,377	3,167	2,495

(1) 備品管理について

備品管理要領第 6 条において、「出納員（当研究所においては管理部長）は、備品出納簿により備品の出納状況を整理し、適正な管理を図るものとする」、と規定されている。備品出納簿へは、備品担当者が物品納入時に物品に対してシール（備品整理票）を貼り、この時点で記載するという事になっている。この備品出納簿への記載状況を検討したところ、以下のような点が見られた。

備品出納簿の不備等について（指摘事項）

a. 備品出納簿については各年度ごとの締め切りの記載が必ずしも実施されておらず、年度末にどの資産が何点残っているのかが一覧して把握しづらくなっている。「備品管理要領の取扱いについて」第 4 備品の出納に関する事項 において、「備品出納簿は、年度毎に出納状況を集計しておくものとする」とされており、年度終了時には締め切りを実施し、年度末における備品有り高を確定する必要がある。なお、現行の財務規則等によると、特に備品関係に関しては定期的に実地棚卸を実施するようには規定されていない。コストとの兼ね合いもあるが、受払い記録を確実に実施し、この継続記録による理論残高と現物とを照合することは資産管理の基本であり、実施することが望まれる。

b. 下記に関しては、同一物品に対して手書きとパソコン(ワープロソフト)の 2 枚の備品出納簿が重複して作成されていた。(同備品は 9 月に廃棄されているが、このうちのパソコン

分にのみ廃棄の旨が記載され、手書きの分はそのままとなっている)。これは、従来は備品出納簿は手書きであったが、動きのあったものから順次パソコンに移行していったところ、パソコン移行済みの物品に関して手書きのものが残ったままとなっていたものである。移行時に、移行した旨を明確にしておく必要がある。

(単位：千円)

資産コード	摘要	金額
13-132-105	自動熱分析装置	4,310

備品出納簿の電算化について(意見)

現状、備品出納簿は新規のものから順次ワープロソフトにて作成している。表計算ソフトを利用し、データベース化すればより適切な管理が可能であると思われる。

備品出納簿の整理番号の付け方について(意見)

現行の備品出納簿は、備品の分類(大分類 - 中分類 - 小分類)ごとに一枚の備品出納簿に記載している。取得一点ごとに確実に枝番(整理番号)を付与し、管理できていれば問題は生じないが、何点かを一度に購入し、備品出納簿上の一つの行にこの複数点を記載し、その後このうちの一部を処分したような場合など、備品出納簿の記載が煩雑になる可能性がある。

要管理備品の金額基準の見直しについて(意見)

備品管理要領第2条によると、備品とは使用耐用期間がおおむね1年以上にわたり、かつ取得価格が20,000円以上のものをいうとされており、備品については備品整理票を各備品に貼付し、備品出納簿に記載する等の管理を実施する必要がある。金額基準を見直すことにより、より重要な備品に対してより重点的な管理ができる可能性もあることから、金額基準の見直しも検討すべきである。

付保基準の検討について(意見)

保険の加入方針は特になく、建物、動産その他に関して火災保険には一切加入していない。これは、火災の可能性が低いものに対してまで付保するとコストがかさんでしまうためとのことであったが、付保基準を検討することが望ましい。

(2) 備品の現物確認

重要物品から 10 点、その他の備品から 10 点、計 20 点を抽出し、現物照合を実施した。その結果、以下の点が指摘される。

所在不明のものについて（指摘事項）

備品出納帳には記載されているが、所在の確認ができないものが存在した。

廃棄記載漏れのものについて（指摘事項）

備品出納帳には記載されているが、実際には平成 7 年に廃棄されており、既に現品はないものが存在した。廃棄時における廃棄記載漏れであった。

現物は存在しているが、現在ではほとんど使用されていないものについて（意見）

重要物品の中でも特に昭和 50 年代に取得されたようなものも多く、これらの中には故障中等現在ではほとんど使用されていないようなものも存在する。この中には、本来は廃棄すべきであるが、多額の費用がかかるため廃棄されていないといったものも存在するとのことである。

(3) 試験研究機器の使用状況について

使用頻度の少ない試験研究機器について（意見）

試験研究機器の使用状況の調査を依頼したところ、中には平成 17 年度の使用回数が 1 ケタ台という試験研究機器も存在した。試験研究機器という性質上、頻繁に使用するようなものばかりではないとは思われるが、当初の使用計画と乖離がないかどうか、また、転用等を含めもっと利用することはできないのか、あるいは今後の使用可能性を考えた場合、廃棄すべきではないかということも検討の必要がある。

主なもの（取得価額 5,000 千円以上、平成 17 年度における使用実績が 10 日間以内のもの）は以下のとおりである。

備品名	取得年月	購入価格 (千円)	平成 17 年度 使用日数	備 考
ｲﾝｽﾄﾛﾝ型 万能引張試験機	S53.9	11,500	8	交換用の部品がなく、使用不可 (平成 18 年度更新予定)。

5. 薬品の管理事務

当研究所においては劇物、毒物の安全で適正な管理・使用を行うため「兵庫県立生活科学研究
所毒物及び劇物の安全管理に関する規程」を制定している（なお、現在は毒物の使用はない）。

この規程に定められた様式にて「毒劇物保管管理台帳」を作成し、管理している。この中から
任意に抽出し、管理状況を検討した。その結果は以下のとおりである。

台帳への記載ミスについて（指摘事項）

台帳から任意に抽出し、現物との照合を実施した（なお、規程上、年一回以上自己点検を
実施することとされており、これに従って実施されているとのことである）。一部について
記載ミス（未開封のものが2ケのところ1ケと記載）がみられたものの、概ね良好に記載さ
れているものと認められた。

取得後長期間経過している薬品について（意見）

中には取得してから長期間経過し、使用期限の関係から実験用に使用するの是不適当であ
るというものも存在した。他用途に転用できるものもあるとのことではあるが、不要ではあ
っても廃棄にコストがかかるため積極的に廃棄は実施していないとのことであった。劇物と
いう性格上、盗難等の事故防止あるいは管理コストの観点からも、明らかに使用見込みのな
いものについては廃棄を検討する必要がある。

毒劇物保管庫（鍵）受渡し台帳の記載ミスについて（指摘事項）

規程上、毒劇物の保管庫の鍵に関しては、その受け渡し状況を明確にするため、管理部に
おいて「毒劇物保管庫（鍵）受渡し台帳」を記載・備付することとされている。この「毒劇
物保管庫（鍵）受渡し台帳」を閲覧したところ、「毒劇物保管管理台帳」における劇物の払
い出し日と一部不整合があったため質問したところ、「毒劇物保管庫（鍵）受渡し台帳」へ
の記載漏れが生じていたものとのことであった。規程に則り、厳格に運用する必要がある。

6 . 人事管理事務

(1) 研究職を対象とした給与規程等について

研究職の全職員を対象とした給与規程等については、以下のものが定められている。

- ・ 職員の給与等に関する条例（以下、「給与条例」とする）
- ・ 職員の給与に関する規則（以下、「給与規則」とする）
- ・ 職員の給与に関する実施規則（以下、「給与実施規則」とする）

但し、生活科学研究所には研究職の職員は在籍していない。

(2) 研究職を対象とした人事評価制度について

生活科学研究所には研究職の職員は在籍していない。

(3) 研究員を計画的に育成する方針、制度及び試験研究機関に応じた適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等について

生活科学研究所における研究員の育成に関しての質問に対する回答は以下のとおりである。

当研究所は、生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進のための消費者行政機関として、「消費者救済」、「消費者啓発」、「製品事故防止」を主たる業務としており、その業務の性格として消費者問題に対して短期間で結果を出し、事業者への改善要請や消費者啓発を行う即時的な要素が大きい。

また、試験・研究の対象は生活用品全般にわたるため、食品化学・農芸化学・機械工学・電気工学・住生活学・被服学・環境工学・薬学・人間工学等の幅広い試験・研究知識をベースとしながら、消費者行政の観点からの取り組みが必要である。

このため、試験研究・苦情処理テストに携わる職員は行政職技術吏員（生活科学技師）であり、研究職の職員はいない。

また、新たなニーズに対応し、高度化されていく商品等に対応するためには、試験・研究に携わる職員の技術、研究能力の向上を図るとともに研究活動を活性化させることが重要であると考え、毎年、県立試験研究機関等実務責任者会議を開催して技術交流を図るとともに、（独）製品評価技術基盤機構や（独）農林水産消費技術センターとの連携を行っている。

なお、適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等については、特に確立したものはないとのことであった。

(4) 研究職等の職員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関するものとして、「職員の職務発明等に関する規則」が定められており、平成 16 年度の改正により、登録補償に関しては 2 倍（特許権に関して 1 件につき 2 万円）に、実施補償に関しては一律 3 割にするとともに上限額を撤廃した。

なお、登録補償及び実施補償の実績は未だない状況である。

(5) 研究職の海外及び国内留学について

研究職の海外及び国内留学制度に関しては、制度そのものがないとのことであった。

(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について

人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度の有無及び平成 17 年度以前の 5 年間の派遣実績について質問したところ交流実績はなく、研究職は在籍していないことから派遣実績もないとのことであった。

(7) 任期付研究員等外部人材の活用について

任期付研究員等外部人材の活用制度及び平成 17 年度以前の過去 5 年間の任用実績について質問したところ、非常勤嘱託員としての研究専門員制度（「県立生活科学研究所研究専門員設置要綱」に基づく）があり、いずれの年度においても 1 名を任用しているとのことであった。

(8) アウトソーシング（民間委託）の活用について

業務の効率性、経済性の観点から試験研究のアウトソーシング（民間委託）の活用実績の有無について質問したところ、アウトソーシングの活用実績はないとのことであった。アウトソーシングを活用していない理由についての回答は次のとおりである。

試験研究においては、消費者・生活者の観点から専門的な知識や技術と多くの経験を有する職員が、実際の使用に即した条件や想定される使用方法などを考慮したテスト方法を創意工夫しながら行う必要があるため、画一的な測定しか行わない外部委託は行えない。しかし、試験・研究のうち JIS などの既定法によるテストを行う場合については、部分的に外部委託を行うことも考えられるため、効率性を検討しながら、実施していく予定である。

苦情原因究明テストにおいては、材質や強度等を調べれば原因を特定できるといった単純なものではなく、苦情品の材質や形状・品質・性能等や使用時の状況、取扱説明書等を精査したうえで、苦情原因の仮説を立てることが重要である。仮説の検証により苦情原因が絞られた場合でも、

苦情原因がその商品の使い方に起因するものであれば、それが「正常使用」なのか、あるいは「誤使用」であるのか、誤使用でも「事故を予見できる誤使用」なのか「非常識な誤使用」なのかを見極める必要がある。こうした仮説を立てたり、使い方が正常使用か誤使用かの判断は、職員の経験・知識・技術等に頼るところが大きい。テスト過程において新たな仮説を発見することもあり、単純に効率性を求めて外部委託することは困難である。

また、他の試験研究機関の機器利用については、当該試験研究機関の固有業務があり、長期にわたる試験・研究での利用は難しい。苦情原因究明テストにおいても突発的・緊急的に必要なときに割り込むのが難しいという事情がある。もし、割り込みで借用できた場合でも、試験条件の設定変更等が必要であり、元の状態にして返すまでには相当な時間や経費がかかるため、相手側の研究を阻害することになり、實際上、他の試験研究機関の機器利用は困難である。

(9) 研究マネジメント研修について

研究員のマネジメント能力の向上のため、研究マネジメント研修を科学振興課が平成 14 年度、平成 15 年度及び平成 16 年度に実施し、これに参加したとのことであった。

7. 原価管理事務

(1) 研究テーマ別原価計算

当研究所では、研究テーマごとのコストについて予算配分は行っていないが、各テーマごとに各職員が調査試験研究企画書を作成し、その研究内容と経費を調整し、所内決定を行い、進行管理を行っているとのことである。

研究テーマごとのコストの実績は、「試験研究実施経費一覧」を年度毎に作成しており、平成17年度は下記のとおりであるとのことだが、このコストには人件費及び光熱費や設備の償却費などの間接的に発生するコストは含まれていない。

(単位：千円)

	研究課題	需用費	役務費	備品その他	計
自 主	ダイエット食品等に含まれるカフェイン量に関する研究	368	-	-	368
	室内環境に対するペットの与える影響と家庭用掃除機によるハウスダスト除去特性に関する研究	453	-	409	862
	報知音と音声案内の実用効果に関する研究	72	-	33	105
	癒しをねらいとした商品と感情コントロールに関する研究	131	-	110	241
	高齢者の自転車の安全利用に関する調査研究	-	54	-	54
研 究	電子レンジの利用実態と食品の加熱等に関する研究	29	-	-	29
	晴雨兼用傘の実用実態に関する研究	95	-	-	95
	洗濯物の部屋干しに関する調査、研究	25	106	85	217
共 同 研 究	着衣も視野に入れた温熱環境改善に関する研究	17	20	85	122
	電池式住宅用火災報知器の実用性に関する研究	73	-	-	73
計	コンビニ等で販売される弁当の栄養分に関する研究	334	-	135	470
		1,601	180	859	2,641

上記表に基づき以下の手続きを実施した。

調査試験研究企画書が作成されているかどうかの検討

決裁書が作成されているかどうかの検討

実績経費について仮称「担当者別・研究課題別支出経費一覧」と照合し、一部について支出負担行為連絡伝票と照合

その結果、決裁書における決裁日が記載されていないものが散見された。

(2)原価管理に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の原価管理についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

研究テーマごとのコスト集計について（意見）

研究課題別原価計算は、経済性や効率性の観点から研究の成果を測定するための有効な情報を提供すると考えられ、また、研究課題の選定段階で見積もりコストを把握することができれば研究課題の必要性や有効性、効率性などの評価に当たって重要な情報を提供することになると考える。当研究所では、研究テーマごとのコストについて予算配分は行っていないが、各テーマごとに各職員が調査試験研究企画書を作成し、その研究内容と経費を調整し、所内決定を行い、進行管理を行っているとのことであるが、この企画書に記載されている経費には人件費及び光熱費や設備の償却費などの間接的に発生するコストは含まれておらず、実績についてもこれらの間接的に発生するコストが含まれていない。

当研究所の規模で厳密に原価計算を実施する意義は乏しいと思われるが、調査試験研究企画書作成段階における研究課題の見積もりコストの中に人件費及び光熱費や設備の償却費などの間接的に発生するコストを盛り込んでおくようにした方が、より有効な情報提供ができるのではないかと思われる。

また、実績についても研究員がどのようなテーマにどれだけ従事しているか日報等により時間管理はされていないとのことだが、テーマ毎に費やした時間の把握はできるようにしておくことが望まれる。

試験研究に関する決裁書（指摘事項）

平成 17 年度にかかる試験研究について決裁書を入手したところ、決裁日が記載されていないものが散見された。決裁日は各試験研究の実行が承認された時点を示す重要な記載項目だと思われるので記載漏れがないようにしておくよう留意が必要である。

．福祉のまちづくり工学研究所

1．収納事務

福祉のまちづくり工学研究所における直近5年間の収入の推移は、以下の通りである。

(単位：千円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
県受託事業収入	200,203	203,956	190,457	181,616	167,328
その他の受託事業収入	45	32	0	1,191	13,838
製産品収入	3,247	5,324	5,498	3,642	3,317
特許実施料収入	2,292	2,018	1,610	1,925	1,797
雑収入	4,132	770	19	11	10
合計	209,919	212,100	197,584	188,385	186,290

県受託事業収入 …… 兵庫県より受託している研究事業、普及啓発事業の受託事業収入（平成 13 年度には、新産業創造機構からの 3,656 千円の受託事業収入が含まれている）

その他の受託事業収入 …… 外部資金獲得事業（実習謝金、研修受託、国等からの受託事業）からの収入

製産品収入 …… 義肢装具制作販売による収入

特許実施料収入 …… インテリジェント義足の特許料収入が主なもの

雑収入 …… 公衆電話手数料、助成金等収入

(1) 県受託事業収入

A. 概 要

福祉のまちづくり工学研究所では、平成 17 年度に、福祉のまちづくりを推進するため、兵庫県より 18 の研究課題（福祉のまちづくり工学研究所の概要、5 主要な業務内容(2)業務の具体的内容、a. 研究事業 参照）につき研究を委託され、主として工学に関する総合的な研究開発を行い、その成果を広く県民に提供することが求められている。契約は、兵庫県と社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団との間において、県立社会福祉施設の管理及び業務の委託として「県立社会福祉施設管理等委託契約書」により一括契約がなされている。ただし、契約は 3 度の変更契約を経た後に、第 7 条（委託料の精算）の規程に基づき、精算が行われている。平成 17 年度に計上されている県受託収入 167,328 千円は、この委託契約の内、兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所に係る委託料 164,860 千円と、別枠で認められている施設整備費のうちから、まちづくり工学研究所に

認められた「非常電源用蓄電池の更新」費 2,467 千円を計上したものである。

B. 実施した手続

受託事業収入の内訳を把握し、契約書、変更契約書、委託料の精算通知、施設整備事業の執行通知等の計上根拠資料と照合し計上金額の妥当性を検証すると共に、計上手続が事業団会計規則に則り、適正に行われているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続と実施した結果、受託事業収入 167,328 千円は、施設管理に係る受託料 164,860 千円（人件費 89,453 千円、管理費 75,407 千円）及び「非常電源用蓄電池の更新」に係る施設整備費 2,467 千円の合算された金額であり、兵庫県との間における「県立社会福祉施設管理等委託契約書」及び変更契約に基づくものであることを確認した。また、計上手続きも必要な決裁がとられ、調定・収入決議書に基づき計上されており、妥当なものと認められた。

D. 意見

受託事業収入に係る受託研究費について（意見）

県から受託している 18 件の研究事業費及び普及啓発事業費（管理費を含む）は総額で 164,860 千円であるが、この 18 件の研究テーマ別にどの程度の費用が発生したのか確認したところ、費用は直接経費を除き、把握されていないとのことであった。直接経費については、各研究テーマ別に研究番号を採り、この研究番号毎に謝金、旅費、材料、図書、雑費等の科目毎の支出が把握され、「研究テーマ別月別執行状況一覧」が作成されていた。これは、月別に予算の執行状況を管理するために作成されているものとのことであった。しかしながら、兵庫県として県民の税金を使って研究を行う以上、説明責任を果す上で研究の評価（効率性、有効性）をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比できるようにすること（研究課題別原価計算）が必要不可欠であると考え。また、直接経費に加え、各テーマ毎に間接費をも含む総費用を研究事業費として把握することは、次の点においても有用になるのではないかと考える。

- イ. 人事評価や成果主義的要素を取り入れつつある給与制度がより公平に行われるための基礎データを提供する
- ロ. 県民或いは議会、予算担当者に対し、まちづくり工学研究所の研究活動を説明する際、研究テーマ・内容、その成果を説明するだけでなく、個々のテーマの費用をも開示することにより、研究活動を費用と効果の視点からも観ることができるようになり、限られた予算を適切に配分するための基礎資料を提供できるようになる

(2)その他受託事業収入

A. 概 要

その他受託事業収入では、国等の競争的資金、受託研究・共同研究などの外部資金が収入として計上されている。外部資金に係る研究開発については、「研究開発事業実施要綱」、「共同研究取扱要綱」が定められており、これらに基づき事務手続が行われることとされている。県立試験研究機関の課題のひとつとして、国等の競争的資金などの外部資金の積極的獲得が挙げられており、当研究所においても募集状況情報の入手及び周知に努め、収入の増大を図っている。平成 17 年度の金額的に上位 2 件のその他受託事業の内訳は、次の通りである。

(単位：千円)

研究テーマ	契約相手先	収入金額
人間支援型ロボット実用化基盤技術開発 (リハビリ支援ロボット及び実用化技術開発)	(財)新産業創造研究機構 (NIRO)	11,012
LED照明を用いた夜間の歩行誘導システムの活用に関する研究	(財)国土技術研究センター	1,990

B. 実施した手続

その他受託事業収入のうち金額的に上位にある 2 件につき、上記関係要綱、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、会計処理及び手続が適正になされているかにつき検証した。

C. 監査結果（指摘事項）

上記手続を実施した結果、「人間支援型ロボット実用化基盤技術開発」については、左記開発に係る研究開発業務の再委託契約締結に係る決裁書、再委託契約書、同委託業務実施計画書、経費発生調書、調定・収入決議書、請求書等を閲覧し、各書類、証憑間の整合性を確認したが、金額を含め整合性につき問題ないものと認めた。又、(財)新産業創造研究機構に請求することとなる経費発生調書のうち、金額の大きい呼気ガス分析器（呼吸代謝測定装置）3,342 千円の購入手続につき検討したが、機種選定委員会による機種決定後、理事長の承認が採られ、社会福祉事業団の決裁規則第 4 条 2 項に基づき入札が行われ（予定価格に対する落札額の割合は 88.4%）これに基づき契約がなされていること確認した。

「LED照明を用いた夜間の歩行誘導システムの活用に関する研究」については、(財)国土技術研究センター研究開発助成申請書（研究計画書（その 1）（その 2）研究費予定内訳書と含む）及び国土技術研究センター研究開発助成審査結果通知書を閲覧し、又、調定・収入決議書との整合性を確認したが、金額を含め整合性については問題はないものと認めた。しかしながら、(財)国土技術研究センター研究開発助成審査結果通知書によれば、当該研究の助成期間は平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間とされ、また、研究成果、決算報告書等は平成 19 年 6 月末日までに提出が求められていることから、実質的な研究活動は平成 18 年度に行われるものと考えられる。この研

研究活動に対する助成金を平成 17 年度の事業活動収支計算書に計上することについては、イ. 研究活動が終了していないにも拘らず事業活動の収入の部に計上する自体の問題（事業活動の期間帰属が実態と異なる開示になっているという問題）、ロ. 当該研究活動に係る収入と費用が対応表示されないという問題（収入は平成 17 年度に計上され、費用は平成 18 年度に計上されることとなるため、収入と費用が対応されず、有効性、効率性判定の基礎データとして利用し難くなるという問題）がある。また、この会計処理は社会福祉法人の会計基準にも合致しないものとする。

上記指摘事項を除き、収入に係る関係要綱に準拠し、また社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、会計処理及び手続がなされているものと認めた。

(3) 製産品収入

A. 概要

福祉のまちづくり工学研究所では、研究のみならず身体障害者の社会参加を支援するため、手足を失った人のための義手・義足や、脳卒中後遺症などによる障害を持つ人のための装具について、高機能化を進める研究を行うほか、身体障害者福祉法にもとづく補装具製作施設として義手・義足・装具等の製作修理事業を行っている。

製産品収入は、この義手・義足・装具等を製作又は修理をしたときに対価として収受する市町村より受取る公費負担額及び自己負担額からなる。平成 17 年度は製作・修理等 6 件 3,317 千円の収入が計上されている。

B. 実施した手続

収入として計上された 6 件の内、任意に 2 件抽出し、補装具交付（修理）の事務手続において入手することとされている補装具交付（修理）委託通知書、補装具交付券、公費負担額請求書を閲覧すると共に各証憑間の整合性を検証し、また調定・収入決議書と照合し、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、会計処理及び手続が適正に行われているかにつき検証した。

公費負担額請求書の一部請求単価につき、義肢・装具及び座位保持装置給付事務取扱要領における単価表と照合し、金額の妥当性を確認した。

平成 18 年 5 月末までに納付されていない未入金口について、滞留理由、回収可能性につき検証した。

C. 監査結果

上記手続を実施した結果、

任意に抽出した 2 件については、補装具交付（修理）の事務手続において入手することとされている補装具交付（修理）委託通知書、補装具交付券、公費負担額請求書が入手され、下

記事項を除き、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、適正に処理されているものと認められた。

・義足等の収入の計上時期について（指摘事項）

平成 18 年 5 月末までに納付されていない未収入金 4 件 1,058 千円の内容について聴取したところ、義足等にかかわる未収入金であったが、1 件を除き、監査日現在（11 月 16 日）においても入金されていない。このように入金が遅い理由について聴取したところ、当研究所では、交付金が確定した段階で収入を計上（収入調定）しており、義足等の製作において利用者等との間で調整に日数を要する場合には、完成するまでの期間が長期となり、この間入金しないためとのことであった。しかしながら、会計的に収入を計上する時期は、実現主義（義足等が完成し先方に引き渡し先方が検収してくれた時点で収入に計上すべきとする考え方）に基づくべきであり、現行の交付金確定時点では早期に過ぎると考えられる。

なお、実現主義に基づき収入を計上する時には、対応すべき費用についても、その収入計上時点で計上する必要があるため、翌期に費用計上を繰り越すことが必要になる。このためには、製作依頼案件ごとに費用がいくらかかったかの集計（原価計算）をしておかなければならないが、現在、個々の案件ごとに費用がいくらかかったかの集計はなされていない。これを厳格に行うには、原価管理、原価計算の仕組みを構築することが必要になる。公費負担額請求書の一部請求単価と義肢・装具及び座位保持装置給付事務取扱要領における単価表と照合した結果、両者は一致していた。

平成 18 年 5 月末までに納付されていない未入金口は以下の通りである。

（単位：千円）

相手先	金額	内 容	収入調定日	
相生市福祉事務所	250	大腿義足製作費	H18/3	H18 年 10 月調整終了
西宮市福祉事務所	379	膝義足製作費	H18/3	監査日(11月17日)現在調整中
垂水福祉事務所	223	股義足製作費	H18/3	同 上
尼崎市福祉事務所	204	下腿義足製作費	H18/3	同 上
合 計	1,058			

義肢装具製作については、利用者が医師の処方をもって製作者に見積書作成を依頼し、その見積書を各福祉事務所へ提出し、それを受け福祉事務所から各製作者あてに交付金額を含めた交付委託通知が行われる。委託費の交付については、義肢装具が完成し利用者に引き渡された後に製作者からの請求をもって各福祉事務所から支払われることとなる。

当研究所では、交付金額が確定した段階で収入調定をしているため、義肢装具製作過程において、利用者との適合調整にかなりの日数を要する困難な事例の場合は、上記のような未収状

況が発生することとなる。

ただし、監査結果 において指摘しているように、交付金額が確定した段階で収入調定をし、収入計上することは会計処理上問題と考える。

(4)特許権実施料収入

A. 概 要

知的財産の創出と有効活用が、県立試験研究機関の第2期中期事業計画の中においても「機関の自主性、効率性を高める業務運営の展開」の一項目として取挙げられている。

特許料実施料収入はこの知的財産の創出と有効活用の結果、成果として位置づけられる収入である。平成17年度における特許料収入1,797千円の内訳は、次の2件である。

(単位：千円)

特許権の内容	相手先	特許料
インテリジェント義足	(株)神戸製鋼所	1,748
福祉の医療介護サービス安全確認トレーニングシステム	(有)サテライト	49
合 計		1,797

なお、平成13年度から2百万円前後の収入が計上されているが、大半はインテリジェント義足(相手先(株)神戸製鋼所)に係る特許料収入である。

また、各年度の特許権の収入件数は、平成13年度より順に1件 1件 1件 3件 2件と傾向としては増加傾向にある。

B. 実施した手続

特許実施料収入のうち、インテリジェント義足に係る実施料収入1,748千円について、契約書、契約先企業からの売上報告、特許料計算書を開覧し各証憑間の整合性を検証し、また、調定・収入決議書と照合し、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、会計処理及び手続が適正に行われているかにつき検証した。

C. 監査結果

上記手続を実施した結果、インテリジェント義足に係る特許実施料収入は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、規定通りに事務手続きが行われ、また契約書等の証憑間の整合性についても問題となる事項は認められなかった。

2. 支出事務

福祉のまちづくり工学研究所における直近3年間の支出の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

事業活動支出	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費支出	116,305	116,083	106,277
事務費支出	75,509	65,725	71,277
減価償却費	1,482	655	1,706
合計	193,296	182,465	179,261

(1)人件費

A. 概要

福祉のまちづくり工学研究所の常勤職員の人件費は、他の研究機関と異なり兵庫県より委託された18の研究課題の委託料によりまかなわれている。人件費は、正規職員、特別研究員、県派遣職員に対し支給される給与・手当（県派遣職員については管理職手当、通勤手当、時間外手当、勤勉手当のみ）、研究所所長、非常勤研究員に支給される報酬、日々雇用職員に対し支給される賃金、及び法定福利費よりなる。

平成15年度から平成17年度までの過去3年間の人件費総額（兵庫県からの派遣職員を含む）は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正規職員に係る人件費 (人員)	23,294 (3)	23,115 (3)	16,383 (2)
試験研究機関の人件費 (人員)	116,305 (21)	116,083 (21)	106,277 (21)

また、平成17年度の試験研究機関の人件費の支出額の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
給与	44,644
職員手当等	31,424
嘱託員報酬	1,248
報酬(非常勤)	15,087
賃金	1,674
法定福利費	12,196
合 計	106,277

手当については、正規職員及び特別研究員の諸手当で兵庫県社会福祉事業団給与規則に定められている。研究所所長の報酬は、総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり工学研究所所長(非常勤嘱託員)設置要綱に基づき定められている。賃金については、事業団で定めている賃金単価をもとに、総合リハビリテーションセンターで定めて職種ごとに基準額を定めている。

B. 実施した手続

常勤職員の人件費については、次の手続を実施した。

- a. 超過勤務手当については、正規職員の平成 18 年 3 月支出分の中から任意に 3 名抽出し、時間外勤務命令簿及び給与支給明細書と照合し、時間外勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性について検討した。また、このうち 2 名については超過勤務手当の単価について規定どおりに算定されているか、確認した。
- b. 特殊勤務手当については、平成 18 年 3 月に支給されている 2 名につき、社会福祉業務手当が支給される職員であることを辞令により確認した。また、支給額については、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団資格手当、職務手当及び業務手当支給規則」の別表「資格手当、職務手当及び業務手当表」と給与支給明細書を照合した。

非常勤研究員、及び日々雇用職員の人件費については、以下の手続を実施した。

平成 18 年 3 月支出分の報酬及び賃金に関して、支出負担・支出決議書、報酬支給明細書、賃金支給明細書等を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また、上記検討分のうち、一部を抽出し、非常勤嘱託員のうち報酬が月額に基づく支給人員については辞令と報酬支給明細書を、日々雇用職員については、任用伺い(承諾書を兼ねる)、出勤簿と賃金支給明細書を照合し、資料相互間の整合性及び支出額の妥当性を検討した。

なお、派遣職員の人件費については、本報告書の対象としていない。

C. 監査の結果

常勤職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は、以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、福祉のまちづくり工学研究所の常勤職員に対する超過勤務手当に関する支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、福祉のまちづくり工学研究所の常勤職員に対する特殊勤務手当に関する支払事務は適切に処理されているものと認められた。

非常勤嘱託員及び日々雇用職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は、以下のとおりである。

実施した手続の範囲において、福祉のまちづくり工学研究所の報酬及び賃金に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

(2) 需用費

A. 概要

福祉のまちづくり工学研究所は、社会福祉法人であり、他の兵庫県所管の研究機関とは異なる「社会福祉法人会計基準」に則った会計を行っている。このため需用費という括りはないが、他の兵庫県所管研究機関とのバランス上、平成 17 年度の需用費として、以下の勘定科目を対象としている。

(単位：千円)

勘定科目	金額
消耗品費	1,093
印刷製本費	2,468
水道光熱費	11,072
燃料費	6
修繕費	3,009
合計	17,650

B. 実施した手続

過去 3 年間の推移をとり、著増減している項目の理由を聴取し、その合理性、根拠資料を確認した。

平成 17 年度需用費のうち、金額的ウエイトが大きく、見積的要素があり、かつ、他の月に比し 3 月度の支出のウエイトが大きい印刷製本費、修繕費の 3 月度計上金額 20 万円以上のものにつき、決裁書、見積結果表（見積書を含む）、請求書、支出負担・支出決議書等と照合し、支出事務（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）が適正になされているか、3 月度購入の合理性について検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、

過去 3 年間の推移における著増減項目の理由について聴取した結果は、合理的でありかつ妥当なものと認められた。

実施した手続の範囲において、各証憑間の整合性があること及びその内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。

(3)旅費

A. 概 要

旅費は、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団旅費規則」(以下、旅費規則という)に従い、職員が旅行命令により出張し、又は赴任した場合、及び職員以外の者が旅行依頼により業務の遂行を補助するために旅行した場合において、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされている。また、外国旅行の旅費については、県の例に準じてそのつど理事長が定めるとされている。なお、兵庫県の旅費規程と異なる点としては、日当は支給されないこととされている点が挙げられる。

B. 実施した手続

平成 17 年度旅費のうち 1 件当たり 10 万円以上のものを抽出し、旅費の支給を裏付ける旅行命令簿、概算旅費精算請求書、旅行計画書、復命書と支出負担・支出決議書と照合し、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ旅費規則に則り適正な事務手続きが行われていること、旅行の実態があることを確認した。また、旅費の明細と領収書等と照合し、旅費の支出が適正に行われていることを確認した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費規則」等に則り、適正に行われているものと認められた。

(4)役務費、報償費、賃借料について

A. 概 要

役務費は当社会福祉法人の勘定科目にはないが、純粹に人的なサービスの提供に支払われる費用であり、勘定科目としては通信運搬費(電話料金,送料,郵便料金等)、手数料(振込手数料,各種作業手数料等)からなり、報償費の内容としては委員会委員・講演会講師等の費用であり、

賃借料にはリース料が含まれている。

B. 実施した手続

役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、平成 17 年度に支出が行われた金額上位 3 件について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確認する為に、決裁書、支出負担・支出決議書、請求書等と照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、福祉のまちづくり工学研究所の役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

3. 請負・委託契約事務

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団の一機関であるが、県立試験研究機関として位置づけられているため、同研究所が平成17年度に締結した請負契約及び委託契約について、地方自治法、同施行令及び財務規則等の契約に関する規程等に照らし、契約事務手続が適正に実施されているか検討し、さらにコスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても検討することとした。

(1) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の平成17年度の業務委託費及び工事請負費の発生額は次の通りであり、請負契約の契約実績がないため、委託契約のみを監査の対象とすることとし、同年度に締結した委託契約のうち契約金額上位6件の契約について契約関係書類等と照合し、質問等の手続を実施した。

(単位：千円)

科目	平成17年度
業務委託費	17,222
工事請負費	-

(注)業務委託費以外の科目に委託契約取引が3件含まれていたため、当該取引についても選定対象に含めている。

(2) 監査の結果

監査の対象として抽出した委託契約は下表の通りであり、契約事務手続については契約に関する規程等に照らし、適正に処理されていた。

しかし、コスト削減の観点から、監査人としての意見は次の通りである。

契約業務名	契約締結方法	予定価格 (千円)	契約金額 (千円)	落札率 (%)	入札 参加者数	備考
遠隔パナメータ書込システム 制作業務	随意契約 (見積合わせ)	2,050	1,930	94.1	3	
下肢状態センサ加工・ 組付業務	随意契約 (見積合わせ)	1,700	1,580	92.9	3	
非常電源用蓄電池 更新工事業務	随意契約 (見積合わせ)	2,468	2,467	99.9	5	
清掃業務	随意契約 (見積合わせ)	-	2,267	-	3	
冷暖房空調設備保守 点検業務	随意契約 (単独)	-	2,697	-	-	
昇降機保守業務	随意契約 (単独)	-	1,562	-	-	

(備考欄の は下記 参照)

単独随意契約について(意見)

「冷暖房空調設備保守点検業務」契約については、平成14年度は入札を実施しているが(6者による指名競争入札)それ以外の年度は見積書を契約先1者から徴収しているのみであり、見積合わせは行われていなかった(単独随意契約)。

単独随意契約とした理由は下表の通りであり、単独随意契約としたことについて一定の合理性は認められるものと判断するが、随意契約は入札によることなく特定の者と契約を締結する方法であるため、特定業者との癒着等の危険性が高いことから、適正な運用に努める必要がある。

また、「昇降機保守業務」契約については、少なくとも過去5カ年、同一業者が同一金額で契約しているが、平成17年度については見積書の提示がなかった。契約時には必ず入手しているとのことであるが、整理保存しておくべきである。

【単独随意契約とした理由及び過去5カ年の契約金額】

(単位：千円)

契約業務名	単独随意契約の理由	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
冷暖房空調設備保守 点検業務	受注業者は、施設内の大部分の設備の保守管理を担当しており、設備内容を熟知していることから、安全性及び効率性を重視したため、単独随意契約としている。	3,999	3,900	3,900	3,783	2,697
昇降機保守業務 (注)	安全性及び緊急時の迅速対応が可能であるため、メーカーに保守を委託している。	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562

(注)長期継続契約を締結した結果、平成 18 年度の契約金額は、平成 17 年度に比べ約 52%減額した契約金額 (756 千円) となっている。

4. 設備・機器、備品の管理事務

平成 18 年 3 月末時点の貸借対照表に計上されている固定資産の帳簿価額は 9,033 千円であり、過去 5 年間の資産の取得及び廃棄の状況については以下のとおりである。

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
取 得 件 数 (台)	10	2	3	1	6
金 額 (千 円)	2,291	982	377	378	1,123
廃 棄 件 数 (台)	94			2	
金 額 (千 円)	28,430	0	0	86	0

(注)上記の表は、取得原価 1 件 100 千円以上のものを対象としている。但し、平成 16 年度の廃棄金額については償却後の帳簿価格によっている。

資産管理については、消耗品以外の物品である固定資産物品（自動車、金庫[手提を除く]、計算機[会計機、電子計算機に限る]及び 1 個の取得価格が概ね 100 千円以上の物品）及び備品（1 個の価格が 10 千円以上で使用することにより原形を変ざることなく、比較的長期の反復使用に耐える物品）につき、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団物品管理施行細則」によることとなっている。

そこで、当該細則の遵守状況につき、関係帳簿等の査閲、現物調査等により検証した。その結果は以下のとおりであり、資産管理が的確に行われていないところがある。

管理簿の整備状況について（指摘事項）

管理簿の作成については、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団物品管理施行細則」以下、物品管理施行細則）によっている。すなわち、物品管理施行細則第 14 条では物品管理簿を、第 15 条では物品出納簿、物品供用明細書、備品台帳を作成するよう規定されている。しかしながら、現状では取得価額が 1 件 10 万円以上のものにつき市販ソフトによる固定資産管理台帳を作成し、それ以外の 1 件 1 万円以上のものにつき備品台帳を作成しているのみであった。

備品台帳の記載方法について（指摘事項）

平成 14 年 4 月 1 日より、取得価額が 1 件 10 万円以上のものについては市販ソフトを利用し固定資産台帳を作成することになったため、当時において物品の一斉点検を行い、平成 13 年度において 28,430 千円（94 件）の廃棄を行った。

備品台帳を閲覧したところ、当時廃棄されているものについても備品台帳上においては廃棄処理されておらず、依然、台帳上に記載されているままとされているものが多数散見された。すなわち、現状の備品台帳においては廃棄の事実が記録されていないことにより、台帳

上に記載されている物品が本来は管理すべきもの（存在しているもの）であるという、台帳本来の機能が発揮されていない。また、現状の備品台帳は、備品番号及び保管場所を記載する様式とはなっていない。資産の管理簿とは、そもそも現物を容易に特定できることにより、管理に資することを目的に作成されるべきものである。その意味においては、備品台帳は有効に機能していないものであった。なお、資産番号及び保管場所の記載が行われていないという点については、固定資産管理台帳についても同様の指摘がされる。

物品標示票の貼付について（指摘事項）

物品管理施行細則第 10 条により、固定資産及び備品には当該物品の分類、品名、番号を記載した物品標示票を作成しておくことになっているが、備品については物品標示票が作成、貼付されていないものが散見される。固定資産については様式に則った、統一されたシール様式の物品標示票が連番により作成されている。

しかしながら、固定資産についても、物品標示票の現状の最終採番は 60 番であるが、固定資産管理台帳上に記載されている固定資産の件数は 75 件あることから、物品標示票が貼付されていないものがあることは明らかである。

現物調査について（指摘事項）

物品管理施行細則第 17 条により、毎年度末に現在保管高を確認し、物品保管現在高調書を作成することになっているが、現物調査は行われておらず、物品保管現在高調書も作成されていない。また、第 19 条により、毎年度末における物品現在高調書を作成し、翌年度の 4 月 30 日までに理事長に提出することとなっているが、当該報告書についても作成されていない状況となっている。

なお、固定資産管理台帳より、取得価額が大きいもの上位 3 件について、往査日当日に現物確認を行ったところ、いずれの物品についても現物は存在しており、かつ物品標示票が貼付されていた。

使用状況の確認について（意見）

物品管理施行細則第 18 条により、使用中の物品について使用状況を調査し、使用数量等を確認することになっているが、使用実績の把握がなされていない。固定資産の平成 18 年 3 月末の償却後の期末価額は 9 百万円であり、重要性は小さいが、使用実績の把握は、資産が有効に活用されているか否かを測る一つの尺度であり、使用実績の記録を残しておくことが望まれるものである。

廃棄処理手続について（指摘事項）

平成 17 年度については廃棄がなかったため、平成 16 年度に廃棄処理された 2 件につき、廃棄処理手続を検討したところ、物品管理施行細則第 13 条により、物品を廃棄しようとする場合には理事長の承認を得なければならないことになっているが、当該廃棄に係る決裁書においては理事長承認とはなっていない。なお、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団決裁規則」においては、理事長決裁が必要となる場合を、1 件 300 万円以上の物件の処分としているにもかかわらず、物品管理施行細則により、上記の例外規定を設けているが、当該細則が現状に即していないのであれば、条文の内容を見直すことが必要である。

受託財産について（指摘事項）

受託財産とは「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団受託財産管理規程（以下、受託財産管理規程）」にいう、兵庫県知事と社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団理事長が締結した施設管理等委託契約書に基づき管理を委託された財産である。

受託財産管理規程第 5 条により、受託財産取扱者は受託財産の現状を常時明確にしておく必要があるが、備品については、現物調査を行っていないのが実態であった。そこで、平成 18 年 11 月に受託備品一覧に基づき、金額 10 万円以上のものにつき、一斉調査を行ったところ、2 件につき所在が不明（すでに廃棄したと思われる）であった。

さらに、10 万円以上のものについては受託財産を示すシールを現物に貼付しているが、10 万円未満のものについては、そのような管理を行っていないため、受託財産であるのかそうでないのが判別できない状況となっている。金額的には重要性はないとはいえ、受託財産については明確に区分しておくことが必要である。また、10 万円以上のものについては別途資料より、保管場所が明確になっているが、10 万円未満のものについては、保管場所が判る資料が作成されておらず、実際明確に認識されていないものもあった。

なお、平成 18 年 11 月時点において、1 件 10 万円以上の受託財産（不動産を除く）は 62,440 千円（うち廃棄済と思われるもの 755 千円）であり、10 万円未満のものは、センター作成の資料によると 4,571 千円である。

機種選定委員会について

「総合リハビリテーションセンター機種選定委員会設置要綱」において 1 品（契約）の予定価格が 200 万円以上の医療機器等の購入について、購入の可否、機種選定等につき同委員会で協議することとなっている。当該要綱は平成 7 年 9 月 1 日より施行（最終改訂は平成 17 年 4 月 1 日より施行）されているが、当該案件は現在までで 1 件のみとなっている。

5 . 人事管理事務

(1) 研究職を対象とした給与規程等について

研究職を対象とした給与規程等については、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団職員給与規則」第6条(1)により、研究員は、同規則第5条で定める給料表のうち、年齢給給料表及び職能給給料表（表）によることとされている。

(2) 研究職を対象とした人事評価制度について（意見）

人事考課については、「人事考課要綱」において、目的、被考課者の範囲、考課の種類、考課の時期等が定められており、実際の考課は人事考課表を記入していくことにより行われている。当該人事考課表は、職員の職務と責任の度合いに応じて、分類（注）されており、それぞれの職において、各々評価のための着眼点及び評価基準が定められている、但し、当該着眼点等は事務職、研究職共通のものとなっている。一般に研究職には、事務職にない職能が求められていることから、人事考課の際にも、研究者等の職員の発明等への意欲を増進させる一方策として、研究職独自の評価のための着眼点等を設けることを検討する余地があると考える。

（注）

区 分	範 囲	
	職能給給料表適用者	医師職給料表適用者
第1の職 (様式第1号)	9級・8級 (7級の施設長を含む。)	4級
第2の職 (様式第2号)	7級・6級 (7級の施設長を除く。)	3級・2級
第3の職 (様式第3号)	5級～1級	1級

(3) 研究職の人事方針等について

福祉のまちづくり工学研究所においては、研究職を計画的に育成する方針、制度及び試験研究機関に応じた適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等につき、明文化したものはないが、同研究所は、兵庫県社会福祉事業団の中で唯一の研究機関であり、研究員の採用方針は、正規の研究員については、大学、企業及び研究機関に在籍（職）歴のある博士の学位を有する者、または同等の専門知識と実績を有する者を採用条件としている。

また、研究員17名のうち約半数は特別、非常勤研究員であり、正規以外の特別研究員は最長任期5年、非常勤研究員は最長任期3年の研究員として、当面の課題解決に必要な期間において、

専門的知識を有する優秀な人材を企業や大学院及び試験研究機関に在籍、在職者等を対象に任期制により採用し、人材の効率的活用を図っている（なお、当該研究員の活用状況については、(7) 任期付研究員等外部人材の活用についてに記載している）。

そのうえで、長期的視点にたつて研究開発を進めるべきテーマについては正規職員を、当面の課題としての研究テーマについては、その課題解決に必要な専門知識を有する特別、非常勤研究員等を担当させることとしている。

さらに、研究員の育成にあたっては、学会、論文発表、関係プロジェクト等への委員等での参画や大学、企業との共同研究などにより、資質、知識、技術の向上に努めている。

(4) 研究職等の職員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関するものとして、「職員の職務発明等に関する規程」が定められており、平成 16 年度の改正により、登録補償に関しては 2 倍（特許権に関して 1 件につき 2 万円）に、実施補償に関しては一律 3 割にするとともに上限額を撤廃した。

なお、登録補償、実施補償の支給実績は次のとおりである。

	平成 16 年度				平成 17 年度			
	登録補償		実施補償		登録補償		実施補償	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
特 許	0	0	11	(1,926 千円) 262,546	0	0	8	(1,797 千円) 539,063

金額欄の上段（実施補償のみ）は収入額（千円）、下段が補償額（円）、人数は延べ人数

(5) 研究職の海外及び国内留学について

海外及び国内留学に関しては制度そのものがなく、実績はない。

(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について

当研究所では、職員自らが研修内容を選び、その研修に参加する等で職員の自律性を高めるとともに、業務に関する専門的知識・技術の向上、事業団運営や組織の活性化に資することを目的として、大学等での福祉をテーマとした専門研究、福祉施設等でのサービス技術の修得、施設経営等マネジメントに関する知識・技術の修得、IT（情報技術）に関する知識・技術の修得、接客に関する技術の修得、その他事業団の活性化に寄与する知識・技術の修得の 6 つ

の研修項目の中から1つを選択できる「選択研究制度」を平成16年度より導入している。但し、平成16年度及び17年度については参加実績はない。

(7)任期付研究員等外部人材の活用について

特別研究員、非常勤研究員の過去5年間における各年度末の状況は以下の通りである。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特別研究員	2	2	2	2	2
非常勤研究員	8	8	7	8	8

なお、当該研究員の活用状況を検討した結果は以下の通りである。

要綱と決裁規則の整合性について（意見）

特別研究員及び非常勤研究員の任期等については、それぞれ「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団特別研究員の給与等に関する規則」及び「福祉のまちづくり工学研究所非常勤の研究員及び技師雇用等の取扱いに関する要綱」に定められており、当該研究員の雇用状況に係る遵守状況につき各人への辞令や決裁書等から検討した結果、雇用期間については規則等に違反するものはなかった。

但し、「福祉のまちづくり工学研究所非常勤の研究員及び技師雇用等の取扱いに関する要綱」第2条により、非常勤研究員は雇用期間は原則1年であるが、理事長が必要と認めた場合、再雇用できるものとなっており、その際には、理事長の辞令を交付（同条第2項）することになっている。しかしながら、平成17年4月1日付の再雇用者に係る決裁及び雇用通知書は理事長により行われているものではなかった。「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団決裁規則」においては、施設の期限付任用職員、嘱託員及び非常勤嘱託員の任免に関する事項を、施設長の専決事項としているものを、同要綱により、理事長が関与するものとしているが、当該要綱が現状に即していないのであれば、条文の内容を見直す必要がある。

非常勤研究員の勤務対価について

非常勤研究員には、福祉のまちづくり工学研究所（兵庫県立総合リハビリテーションセンター）が直接雇用し、本人に報酬を支払う形態のものと民間企業と派遣協定書を結び、当該企業に対し委託料として支払う形態（以下、企業派遣）のものがある。そこで、平成17年度の非常勤研究員の勤務状況につき雇用通知書、派遣協定書及び覚書との整合性を検討した結果は以下の通りであった。

a. 勤務条件の不備について（指摘事項）

勤務条件が「原則週3日」となっているにもかかわらず、出勤簿上は明らかにその要件

を満たしていない(年間出勤日数 96 日)ケースがあった。

b. 勤務対価の適否について(意見)

勤務条件は「原則週 3 日」であっても、「原則週 2 日」であっても、報酬又は委託料(税抜)は、いずれも月額 160 千円と同額であった。

現状では非常勤研究員については、勤務内容、勤務時間等の労働条件にかかわらず、対価は一律 160 千円に決定されているというのが実情のようであり、合理的なものとは言い難い。勤務に対する対価は労働条件により、当然に異なるものであり、非常勤研究員の報酬等につき見直すことが必要である。

(8)アウトソーシング(民間委託)の活用について

福祉のまちづくり工学研究所においては、研究業務の一部を外部委託し、効果的に研究開発を行う業務の取り扱いにつき、「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所 研究委託取扱要綱」を設けており、過去に研究所内において、研究を進めていく課程でノウハウを持ち合わせていない課題の解決や、研究員数が少なく実施困難なアンケート調査等多数の人員や労力等によるデータ収集などを外部の専門家や大学、団体等に業務の一部として委託している。

今後も、必要が生じれば、アウトソーシングを実施する予定である。

(9)研究マネジメント研修について

研究員のマネジメント能力の向上のため、研究マネジメント研修を科学振興課が平成 14 年度、平成 15 年度及び平成 16 年度に実施し、これに参加したとのことであった。

(10)その他の事項

職員採用時の受験資格等の例示列举について(意見)

平成 17 年度実施の職員採用試験案内に受験資格等として「大学、企業及び試験研究機関に在籍(職)した実績のある博士課程修了者、又は同等の専門的な知識を有する研究実績が 20 年以上の者」とあるため、同等の専門的な知識とはどのようなものかにつき質問したところ、明確な定義はないとのことであった。確かに定義付けは困難であると思われるが、例示列举等によりガイドラインのようなものを作成しておくことが望まれる。

6 . 原価管理事務

(1)原価管理の状況

試験研究に関する原価管理に関して監査上は主に、研究開発事業の分類内容、研究開発事業の採算性、コスト管理（研究課題別原価計算）、生產品収入の採算性、コスト管理について質問を行った。

研究開発事業の分類内容

当センターで実施している試験研究の分類については、外部に説明する場合のひとつの分類として、補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同事業としての研究、経常研究に分類される。

原価管理の視点からは、それぞれの研究に要する費用を事前、事後にどのように把握し、管理してゆくかが問題となるが、各々で求められる原価管理の目的については多少の差がある。原価管理の目的の視点からは4つの研究を、補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同事業としての研究（以下、この3つの研究を受託研究等という）と経常研究に分けられると考える。前者は、外部資金提供者との間において、受託する研究事業に必要な費用（主として直接経費）を事前に把握し、交渉し、契約（合意）し、先方に請求することが必要であり、また、それらの費用については、外部資金の提供者に報告する義務があるため、実績をフォローすることが求められているものである。これに対し、後者は、受託研究のような制約はなくコストの面からいえば、設定された研究予算の枠内に費用を抑えることが求められている研究といえる。以上のことから、原価管理の視点からの研究の分類としては、受託研究等と経常研究の視点からみることとする。

受託研究等の採算性、コスト管理

受託研究等には補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同研究があるが、当センターでは「研究開発事業実施要綱」、「共同研究取扱要綱」を定め、主として工学に関する総合的な研究開発、企業、大学又は試験研究機関と共同して行う研究開発業務の取扱いについて必要な事項を定めている。しかしながら、受託研究費の算定方法、基準等については、独自の規程は定められていない。このため、現状の原価管理としては、受託研究等において報告が求められる直接経費についてのみ予算管理を行うと共に、実績を把握する（明細表にまとめる）ことができるようにしている。実務上の必要性からいえば、現在の原価の管理で十分ともいえるが、これら受託研究等には、支弁の対象となっていない研究者の人件費や、機器等の減価償却費などの間接費がかかっており、これらすべての費用を把握することが研究の評価を行う上で必要と考える。即ち、兵庫県の費用（税金）を用いて行う研究である以上、

説明責任を果す上で兵庫県として研究の評価（効率性、有効性）をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比することができるようにすること（研究課題別原価計算）が必要不可欠であると考える。

経常研究のコスト管理について

福祉のまちづくり工学研究所における経常研究は、県から受託している 18 件の研究事業がその内容となるが、これについては、「1. 収納事務（1）県受託事業収入 D 意見」の項において、コスト管理の状況、問題点について記載しているのので、御参照願いたい。

製産品収入の採算性、コスト管理について

福祉のまちづくり工学研究所では、身体障害者の社会参加を支援するため、身体障害者福祉法にもとづく補装具製作施設として、手足を失った人のための義手・義足や、脳卒中後遺症などによる障害を持つ人のための装具の製作、修理を行っている。

製産品収入は、この義手・義足・装具等を製作又は修理をしたときに対価として収受する市町村より受け取る公費負担額及び自己負担額である。

現在この生産品収入に関しては、案件毎には直接経費をはじめ一切の費用が把握されていない。しかしながら、決算書類として作成している事業活動計算書は、その年度の事業活動に係る収入とその事業活動に係る費用とを対応させ表示しなければならず、この製産品収入に関していえば、製産品に係る収入と費用を同時期に計上することが求められている。即ち、収入については、「(3) 製産品収入」に記載しているように実現主義の考えに従い、装具等を身体障害者に引き渡し、検収してもらった時点で計上し、費用については、製作にかかわるすべての費用（人件費、材料費、直接経費、間接費）を、収入が計上される時期に対応させて計上しなければならない。この費用の集計については、受託研究の課題別原価計算と同様の方法による必要がある。

(2) 原価管理に関する意見

上記の原価管理に関する意見を整理すると、以下の通りである。

研究課題別原価計算について（意見）

研究開発事業は、いくつかの観点から分類しうるが、いずれの研究開発事業においても、すべての費用（人件費、直接経費、減価償却費等の間接費を含む）を把握する課題別原価計算を行うことが必要であるとする。現在の研究開発事業については、受託契約金額を決める際、直接経費のみならず人件費や間接費をも必要な費用として一部認識しているものもあるが、研究課題別に全ての費用を実績として集計しているものはない。県民の税金を用い研究開発業務を行う以上、研究開発業務の有効性、効率性の判定をすることは必要であり、そのためには成果のみではなく、費用の面からも把握直す必要がある。その基礎資料を

提供する上で、研究課題別の原価計算が必要であると考える。

なお、現在の原価管理・コスト管理は、外部資金提供者に対する説明責任を果たすため、直接経費の把握を中心に行っているが、コストには人件費、間接費（減価償却費、その他諸経費）が含まれるため、これらもコストとして把握する事が必要である。特に、研究費用の中で占める割合の高い人件費については、研究テーマ毎に日報等による時間管理をすることが必要になると考える。

製産品の個別原価計算について（意見）

製産品収入についても、研究開発事業と同様、案件別の費用（材料費、人件費、直接経費、間接費を含む）を把握する個別原価計算を行うことが、必要であると考える。

これは、効率性、有効性を判定する上での基礎資料を提供するという利用目的と共に、社会福祉法人としての会計処理上の要請（事業活動収支計算書上、製産品の収入と費用を期間対応させ計上することが求められている）によるものである。

知的財産権の管理事務

県の各試験研究機関の特許料関係収入は、平成 11 年度から平成 17 年度でみると次表のとおりであり、若干増加傾向にあるものの、金額的にも未だ少額である。しかしながら、試験研究機関が限られた予算の中、研究成果を権利化し、実施料収入を得て、次の試験研究予算に充当していくことは今後一層重要となる。ただ、そのためには専門的知識が必要であり、知的財産権の創出、管理、活用に当り、県の試験研究機関共通の支援体制及び知的財産権に関する諸規程が整備され、適切に運営されているかについて、検討することとした。

機 関 名	特許収入（千円）						
	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
健康環境科学 研究センター	0	0	0	0	0	0	136
工業技術センター	0	0	0	1,505	246	998	582
農林水産技術 総合センター	0	393	624	248	975	1,787	423
福祉のまちづくり 工学研究所	2,194	2,167	2,292	2,018	1,610	1,925	1,797
計	2,194	2,560	2,917	3,770	2,831	4,711	2,934

別途、実用新案、意匠、品種登録、プログラム著作権にかかる実施許諾収入がある。

1. 知的財産権の管理要点

知的財産権の管理が適切に行われているか否かを検討するため、次の要点について質問等を行った。

- (1) 知的財産に係る規程・要領の作成状況とその内容
- (2) 特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制の有無
- (3) 知的財産の創出と有効活用の促進策の内容
- (4) 取得した特許に係る経済計算の内容
- (5) 保有する知的財産、出願中の知的財産、実施許諾を与えている知的財産の状況
- (6) 過去 5 年間の知的財産の取得・出願状況
- (7) 知的財産の実施（活用）状況

(注) 知的財産とは、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条によれば、以下のように定義されている。「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいい、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

(1) 知的財産に係る規程・要領の作成状況とその内容について

知的財産の認定から取得するまでの一連の手続き、発明の対価、権利帰属、処分ルール、実施許諾に係る手続き等に関しては「知的財産取扱指針」に記述されている。

この「知的財産取扱指針」以外にも実務上の規程・要領として「職員の職務発明等に関する規則」「同規則の施行について（例規）」、「各機関職務発明審査会設置要綱」及び「各機関職務発明審査会実施要領」が策定されており、県有知的財産の創出と効果的な活用を図ろうとされている。

「知的財産取扱指針」の中の 知的財産の適切な管理 3 知的財産権の適切な審査・管理では、下記のように知的財産の適切な管理を行うための記述がなされている。

知的財産の権利に関する判断は、各機関に設置された職務発明審査会の審査を基に、各機関の長が行う。

県立試験研究機関で試験研究に従事する職員及び県立大学の教員（以下「研究員等」という。）以外の職員が行った発明等については、当該発明等の内容に最も適切な所管を定め管理する。また、審査会については、既存の審査会の活用又は必要に応じて設置する。

職務発明審査会では、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄に至るまで一貫して、審査する。なお、審査項目に「出願の可否」を追加することで、権利化せずに公知の事実と判断することや、出願時期のタイミングを判断することを可能とする。

審査にあたっては、新規性や有効性など必要な審査項目を厳密に審査するとともに、保有した知的財産権については概ね 3 年ごとに見直しを行う。

共同研究から生じた知的財産権については、持分割合を発明の貢献度に応じたものとし、維持管理にあたっては、原則として、持分に応じた維持管理費を負担する。ただし、優先実施権の付与によって相手方が独占的便宜を受ける場合は、相手方の全額負担とする。

さらに同指針では知的財産の管理及び活用に係る、より具体的な取扱いが記載されており、この取り扱いによれば、知的財産の取得までの流れ（概略）は、下記のとおりである。

職員が発明等を行ったときは直ちに、知事あて所属長に発明届を提出する。

発明届の提出を受けるなど審査の必要が生じたときは、各機関はできるだけ速やかに職務発明審査会を開催する。

職務発明審査会では以下の基準に従って審査する。

・職務発明の認定の基準

)職員がその勤務に関連してした発明であること

)発明の内容が、その職員が現に所属している機関の所掌業務の範囲に属するものであること

)発明をするに至った行為が、当該職員の現在又は過去の職務に属する場合のものであること

・権利の承継の基準

)今後の需要に期待が持てるもの

)特許権等の有効な運用により終局的に県民に利益が還元できると思われるもの

)発明の内容に新規性・進歩性があること

・出願の基準

)出願時期が適当と認められること

)権利の承継の基準) ~)が満たされていること

)公知の事実とすべきでないこと

・審査請求の基準

)審査請求時期が適当と認められること

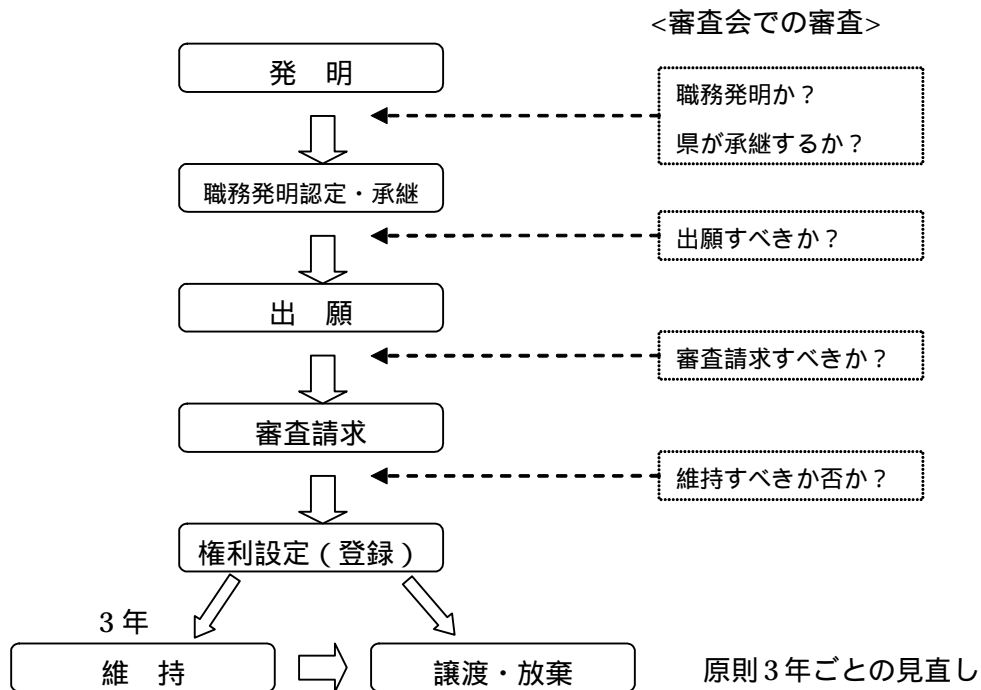
)権利の承継の基準) ~)が満たされていること

・維持継続の基準

)権利の承継の基準) ~)が満たされていること

この審査会の手順を簡単に図式化すると下記のとおりである。

【職務発明審査会の流れ(特許の場合)】



このように職務発明審査会で職務発明と認定され、当該発明について県が特許を受ける権利又は特許を承継することが決定されたものは職務発明審査会の受審後に特許出願を行い、権利設定（登録）がなされた後の知的財産の権利の維持継続についても実施見込みなどを踏まえて、原則として概ね3年ごとに審査を継続的に行うようになっている（ただし、職務発明審査会で必要と判断した場合は、見直し期間を変更できる）。

また、知的財産権の活用（実施）としては、対象が特許権、実用新案権、意匠権、プログラム等著作権、回路配置利用権及び品種の登録による権利を対象として、実施権付与期間は相手方の実施意欲に応じ、原則として5年間の優先実施を認め、更新も可能となっている。実施料は販売価格等を基にした算定基準が当該指針に明記されている。

出願中の知的財産の期限は、「特許権等継続審査時期一覧表」によって管理されており、当該一覧表には案件毎に有効期間、有効期限年月日、出願年月日、審査請求期限、登録年月日、至近継続期限（それぞれの知的財産権の直近の登録更新の日）が記載されている。

なお、知的財産に関する規程は、現在「職員の職務発明等に関する規則」及び「職務発明審査会設置要綱」は作成されているが、知的財産の定義や知的財産権の範囲、審査及び管理に関する事項等は「兵庫県知的財産取扱指針」に盛り込まれてはいるもののこれは指針であり、実務上、

準拠していくべき手続きを定めた規程があってもよいのではないかとされる。当該知的財産取扱指針をベースにし、規程として整備しておくことが必要ではないかと考える。

(2)特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制の有無について

平成 17 年度迄は専門家によるサポート体制が確立していなかったため、平成 18 年度より、県立試験研究機関における知的財産の創造・活用を促進するため、特許を含む知的財産に関する相談に応じる知的財産アドバイザー制度を設けた。

これは、県内弁理士の中からアドバイザーを委嘱し、依頼に応じて、県有知的財産の権利化や係争案件の処理対応、企業等との共同研究やライセンス契約に係る契約条件などについて、相談・助言を依頼するものであるとのことである（なお、平成 18 年度における知的財産アドバイザーの設置状況については 251 頁参照）。

(3)知的財産の創出と有効活用の促進策の内容について

知的財産の創出と有効活用の促進は以下、各試験研究機関における実績をみてもわかるように必ずしも十分な成果はあがっていない。このため、県立試験研究機関・第 2 期中期事業計画（平成 18～22 年度）では「知的財産の創出と有効活用の促進」として、県立試験研究機関が県民生活の向上や産業活性化などを図るため、ユーザーへの技術移転を効果的かつ円滑に実施する必要があり、このため、知的財産を効果的かつ円滑に創出、管理、活用し、普及させていくための体制の整備充実を下記のように図ることが記述されている。

知的財産アドバイザー（仮称）の設置

各機関が研究成果の権利化に係る専門的な助言やユーザーとのマッチング、共同研究におけるアドバイスなどを弁理士等外部の専門家に相談できる「知的財産アドバイザー」制度を創設する。これは、県内弁理士の中からアドバイザーを委嘱し、依頼に応じて、県有知的財産の権利化や係争案件の処理対応、企業等との共同研究やライセンス契約に係る契約条件などについて、相談・助言を依頼するものである。

知的財産マネジメント人材の育成・配置

各機関において知的財産の適切な管理を行う「知的財産戦略推進主任」及び実務上の補助を行う「知的財産推進専門員」を育成、配置する。

知的財産に関する知識の習得と意識啓発

職員が知的財産の重要性を認識し、その創出、管理、活用にあたって必要となる基礎知識を習得するための研修機会を確保する。

上記体制の整備に加え、下記の制度の充実等を図るとされている。

知的財産に関する関係機関との連携強化

知的財産の迅速かつ適切な技術移転を図るため、大学シーズの特許化や県内中小企業等とのマッチングに関して実績を有する（財）新産業創造研究機構との連携を強化するとともに県有特許等の事前調査等の情報収集にあたっては、兵庫県発明協会との連携を図る。

職員へのインセンティブの充実

職員の知的財産の取得、活用に対する意欲を高めるため、実施補償金の対象となる知的財産の拡大を検討するなど、職員の知的財産活用に係るインセンティブの充実を図る。

上記の第 2 期中期事業計画における、平成 18 年度の取組み状況につき、農林水産技術総合センターにおいてヒヤリングした結果は次のとおりであった。

知的財産アドバイザーの設置状況と今後の予定について

知的財産アドバイザーについては、以下に示しているとおり、産業労働部科学振興課により平成 18 年 9 月に関連規程が整備され、10 月に全県立試験研究機関を対象に設置されたところである。現在、弁理士 5 名が知的財産アドバイザーとして委嘱されているとのことである。

- ・「県有知的財産創出・活用推進要綱」（施行：平成 18 年 9 月 15 日）
- ・県立試験研究機関知的財産アドバイザー設置要綱（施行：平成 18 年 9 月 15 日）
- ・知的財産アドバイザーの委嘱（平成 18 年 10 月 2 日）

また、今後の予定としては知財関係の相談や研修会等で積極的に制度を活用していく予定とのことである。

知的財産マネジメント人材の育成・配置にかかる知的財産戦略推進主任・知的財産推進専門員の認定及び配置状況と今後の予定について

知的財産戦略推進主任・知的財産推進専門員については、以下のとおり平成 18 年 9 月に関連規程が整備され、その規定に基づき当センターにおいてそれぞれ選定されたとのことである。

- ・「県有知的財産創出・活用推進要綱」（施行：平成 18 年 9 月 15 日）
- ・知財推進主任：田中 萬紀穂（企画調整・産学官連携部研究主幹）平成 18 年 11 月 7 日付けで選定
- ・知財専門員：八瀬 順也（企画調整・産学官連携部主任研究員）平成 18 年 11 月 7 日付けで選定

今後の予定としては当センターの研究員等関係職員に対し、知財関係の必要な知識や情報を周知し、実務的な助言・サポートを行うとともに、当センターにおける知的財産の創出・活用の促進に努めるとのことであった。

知的財産の知識の習得と意識啓発にかかる研修の実施状況と研修機会の確保手段について
職員が知的財産の創出・管理・活用に当たって必要となる基礎知識を習得するため、以下のとおり研修会を開催されたとのことである（一部予定を含む）。

【一般・職員対象】

平成 18 年 8 月 8 日（火）	農林水産技術総合センター
平成 18 年 10 月 3 日（火）	北部農業技術センター
平成 18 年 11 月 28 日（火）	淡路農業技術センター
平成 19 年 2 月 27 日（火）	兵庫県中央労働センター

【職員対象】

平成 19 年 2 月 15 日（木）	農林水産技術総合センター
---------------------	--------------

知的財産に関する関係機関との連携強化の具体的な実施事項と今後の予定について(財)新産業創造研究機構（N I R O）とは、現在 2 件の F S 研究（1．ライブコートの生物農薬への有効利用 2．薬効植物の高度利用と新規用途開発に関する調査研究）について連携して取り組んでいる。また、兵庫県発明協会とは知的財産の現地相談会（実績：平成 18 年 8 月 21 日、豊岡市）を共同で実施するなどの連携を図っている。

今後とも、知的財産の迅速かつ適切な技術移転を図るため、N I R O 及び発明協会とはさらなる連携強化を図っていく予定である。

* F S : feasibility study の略で「可能性調査」とも表現される。プロジェクトや研究などを開始する際に、その可能性や妥当性、投資効果等 について事前に調査することをいう。

職員へのインセンティブの充実にかかる今後の予定について

知的財産権のうち、プログラム等著作権及び回路配置利用権以外の知的財産権については、職員へのインセンティブの充実化策として実施補償の対象としているが、プログラム等著作権及び回路配置利用権については対象となっていないため、これらについて、職員の知的財産の取得・活用に対する意欲を高める目的で何らかのインセンティブ付与が可能かどうかについて、科学振興課で検討を行っているとのことである。

これらは、根拠法の違いにより特許等産業所有権と同様の考え方では実施補償を行うことができないため、インセンティブ付与の考え方や方法について時間をかけて検討していく予定としているとのことである。引き続き方針に沿って整備充実を図られたい。

(4)特許に係る経済計算について

特許権等の知的財産権を保有するためには、それに対応する費用（開発に携わった者の人件費、試験機の購入、審査費用、維持費用等）が発生することになるが、現状においては、各知的財産（審査不請求等としたものも含めて）毎に対応する費用の把握がなされていない。公立の試験研究機関としての使命、役割からすると県民生活の向上や産業活性化のためにユーザーへの技術移転・利用を効果的かつ円滑に実施することが主目的であり、特許権収入の取得・維持のための費用の把握をすることは主目的ではないと考えられるが、他方において、特許権を取得、維持するためにどの程度の資金が投下され、実施料収入や、特許権等の売却により、どの程度回収されたのかを把握しておくことは、知的財産に係る研究活動の経済的側面からの有効性の判断のうえで、有用であるとも考えられる。

この様な経済性計算を行うためには、各知的財産毎に直接関連づけられないような費用をどのように扱うかなどの技術的な問題があり、また、試験研究活動を経済性の優劣により決定して良いものかどうか等の論点も生じるので、一朝一夕にできるものではないと思われるが、少なくとも、知的財産についても経済性計算が必要であるという認識をもち、例えば、知的財産権を取得・維持する際意思決定時には人件費も含め必要な費用がどの程度かかるのかの情報が提供できるようにしておくことが望まれる。

2. 工業技術センターにおける状況

(1) 知的財産権の状況

平成 18 年 3 月末における知的財産権に係る状況（件数）は以下のとおりである。

権利の種類	登 録	出 願 中	実施許諾
特 許 権	12	43	8
実用新案権	1	0	1
意 匠 権	1	0	1
著 作 権	2	0	2

登録済の知的財産権の内容は以下の通りである。

権利の種類	名 称	登録日
特 許 権	レーザ加工装置	平成 6 年 9 月 26 日
	艶消し電着塗装用組成物を製造するためのコア・シェル型樹脂水性エマルジョンおよびその製造方法	平成 8 年 10 月 3 日
	ゲラト共重合体の製造方法《皮革》	平成 8 年 11 月 7 日
	タングステン基金属材と銅基金属材との摩擦圧接方法	平成 10 年 3 月 6 日
	レーザ加工装置	平成 10 年 11 月 13 日
	ポリマ-基盤の表面改質法	平成 13 年 6 月 8 日
	回転円板刃《機械金属》	平成 15 年 3 月 20 日
	磁気浮上体の位置決め装置	平成 15 年 7 月 18 日
	識別コードの読取装置および表示用カーディスプレイ	平成 17 年 4 月 22 日
	金属間の摩擦攪拌接合方法	平成 17 年 5 月 13 日
	リチウム二次電池用負極及びこれを用いたリチウム二次電池《機械金属》	平成 17 年 11 月 11 日
液晶シャッターを用いた距離計測方法及び装置、並びに形状認識方法及び装置	平成 17 年 11 月 25 日	
意 匠 権	包丁	平成 11 年 8 月 6 日
実用新案	角度調整機能付き包丁《機械金属》	平成 12 年 12 月 13 日
著 作 権	鋼材の火花試験学習 CD-ROM	-
	アレンジワインダ-用システム	-

また、過去 5 年間ににおける知的財産権の出願等の状況は以下のとおりであり、平成 17 年度の実施料収入は 903 千円と僅かである。

権利の種類		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
特 許 権	出 願 件 数(件)	5	6	5	12	13
	取 得 件 数(件)	2	1	1	0	4
	実施許諾件数(件)	0	1	1	1	6
	実施料収入(千円)		5	144	552	582
実用新案権	出 願 件 数(件)	0	0	0	0	0
	取 得 件 数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	1	1	1	1	1
	実施料収入(千円)	4	0	1	0	0
意 匠 権	出 願 件 数(件)	0	0	0	0	0
	取 得 件 数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	1	1	1	1	1
	実施料収入(千円)	9	1	1	1	1
著 作 権	申 請 件 数(件)	0	0	0	0	0
	登 録 件 数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	0	1	1	2	2
	実施料収入(千円)		125	141	269	320

(2)規程等の遵守状況の検討

職務発明に係る事項及び実施料収入に係る事項について、当該規程等の遵守状況を検討した手続及び結果は以下の通りであり、特に問題は認められなかった。

職務発明に係る事項

「兵庫県知的財産取扱指針」によると、発明届の提出を受けるなどの審査の必要が生じたときは、職務発明審査会を開催することになっており、当該審査会において、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄に至るまで一貫して審査することとなっている。なお、当該審査会に係る規程として「兵庫県立工業技術センター職務発明審査会設置要綱」及び同「要領」がある。そこで、平成 17 年度に職務発明として認定された案件及び審査請求を行った案件につき、審査会に係る報告資料と照合を行った結果は以下の通りである。

- ・平成 17 年度に職務発明の認定を受けたものについては、全て審査会において、審査結果は可となっていた。
- ・平成 17 年度に審査請求を行ったものについては、全て、審査会において、審査結果が可となっていた。
- ・審査会は要綱により定められている委員で、適正に構成・組織されていた。

実施料収入に係る事項

平成 17 年度の実施料収入のうち、10 万円以上のものについて、請求書・契約書等の関係書類と照合した結果、問題は認められなかった。なお、平成 17 年度の実施料収入の内容は以下の通りである。

特許等の名称	実施料収入
回転円板刃	557 千円
識別コードの読取装置	5 千円
表面加工方法（クラッシュ加工）	0 千円
レーザー加工装置	19 千円
包丁（意匠）	1 千円
角度調整機能付き包丁（実用新案）	0 千円
鋼材の火花試験学習 CD-ROM	247 千円
レンジワインダ用システム	72 千円

但し、実施料収入の算定方法については、今後の課題として、以下に記載する事項が挙げられる。

a. 県単独所有の知的財産に係る実施料の算定について（意見）

実施料の算定については「兵庫県知的財産取扱指針」により、該当する特許権等を利用している製品の販売価格や利益金額等を基準としている（注）。すなわち、販売数量が少なければ、実施料収入も多くは見込めないため、場合によっては収入額を、維持費等に係わる支出額が上回るケースも生じている（平成 17 年度を例にとれば、包丁の意匠権につき、実施料収入は 1,271 円であるのに対し、登録料が 27,400 円かかっている）。県単独で知的財産を所有しているものについては、県の発明に係るものを特定の者だけでなく、誰でもが利用できることを前提としていることから、単に現在の利用者に売却してしまえば良いというものではないという側面がある。そこで、実施料の算定方法の一つの考え方として、該当する知的財産を保有するための年間維持費相当額等の支出額を収入により賄えない場合には、当該費用相当額を実施料収入とするという考え方を採り入れることを検討する余地があると考える。

（注）兵庫県知的財産取扱指針 ．知的財産の活用 (5)実施料の算定より抜粋

実施料 = 「基本額（ 1 ）×実施料率（ 2 ）」

（ 1 ）基本額

ア) 販売価格を基礎とする場合

a 販売数量が明確なもの：基本額 = 販売価格 × 販売数量

b 生産数量が明確なもの：基本額 = 販売価格 × 生産数量

1) 特許等の実施によって得た価値又は価値の増加を基礎とする場合

a 販売数量が明確なもの：基本額 = 付加価値 × 販売数量

b 生産数量が明確なもの：基本額 = 付加価値 × 生産数量

c 利用件数が明確なもの：基本額 = 付加価値 × 利用件数

り) 製品の販売によって得た利益金額を基礎とする場合

基本額 = 利益金額

(2) 実施料率

基準率 (3) × 利用率 (特許がその製品に占める割合) × 増減率 (公共性等により 50% の増減が可能) × 開拓率 (製品化への費用を考慮し 50% の減額が可能)

(3) 基準率

販売価格の場合：2 ~ 4%

価値又は価値の増加あるいは利益金額の場合：10 ~ 30%

3 . 農林水産技術総合センターにおける状況

(1) 知的財産権の状況

平成 18 年 3 月末における知的財産権等に係る状況 (件数) は下記のとおりである。

(件数)

権利の種類	登録完了	出願中	出願準備中	実施許諾
特許権	11	19	1	6
特許権 (海外)	2	-	-	-
実用新案権	1	-	-	-
登録品種	7	5	1	1

また、過去 5 年間ににおける知的財産権の出願等の状況は以下のとおりである。

権利の種類		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
特 許 権	出願件数* (件)	2	0	4	2	6
	取得件数* (件)	1	1	1	2	0
	実施許諾件数 (件)	2	7	7	7	7
	実施料収入 (千円)	624	248	975	1,787	423
実 用 新 案 権	出願件数* (件)	0	0	1	0	0
	取得件数* (件)	0	0	0	1	0
	実施許諾件数 (件)	0	0	0	0	0
	実施料収入 (千円)	0	0	0	0	0
品 種 育 成 者 権	出願件数* (件)	2	1	2	0	3
	取得件数* (件)	2	2	0	2	1
	実施許諾件数 (件)	4	4	3	2	2
	実施料収入 (千円)	104	100	77	51	55

* 当該年度において、新たに出願または取得のあったものの件数

(2)特許保有数の他府県比較

総合農政課が独自に全国の都道府県宛に照会した調査（調査時点：平成 16 年度末）によれば各都道府県の特許権の状況は下記のとおりである（ただし、回答のなかった 4 県（福島、富山、鳥取、広島）は含まれていない）。

農林水産関係試験研究機関に係る特許保有状況等

（単位：件）

都道府県名	特許保有数	出願中特許数
北海道	39	-
青森県	4	12
岩手県	4	59
宮城県	6	10
秋田県	7	59
山形県	1	12
新潟県	22	26
石川県	1	8
福井県	2	5
茨城県	7	10
栃木県	15	8
群馬県	10	11
埼玉県	10	10
千葉県	8	12
東京都	1	6
神奈川県	11	4
山梨県	2	5
長野県	18	3
静岡県	14	46
岐阜県	3	33
愛知県	8	16
三重県	6	20
滋賀県	5	6
京都府	7	13
大阪府	10	16
奈良県	10	12
和歌山県	4	3
島根県	3	10
岡山県	4	0
山口県	4	6
徳島県	2	4
香川県	3	17
愛媛県	0	5
高知県	8	40
福岡県	6	18
佐賀県	3	2
長崎県	3	12
熊本県	8	6
大分県	2	15
宮崎県	9	11
鹿児島県	5	10
沖縄県	4	15
兵庫県	11	11
合計	310	607
平均	7.21	14.45

注：特許関係データは、平成 16 年度末総合農政課からの全国照会結果（H17.6）

当該資料をみる限りでは、農林水産関係試験研究機関に係る県の特許保有状況は特許保有数では平均以上であるが、出願特許数では平均以下となっている。

(3)知的財産権の実施（活用）状況

知的財産権の実施（活用）状況は「県立農林水産技術総合センター所有特許権の収支状況について（平成8年～平成17年度までの状況）」によると下記のとおりである。

（単位：千円）

特許等名称	出願日	登録日	H8～H17 収入合計
周年調理できる調理グリの製造方法	H4.8.11	H8.4.30	26
蛍光性細菌の活性維持法及び保存法並びにこの培養物からなる微生物資材	H5.12.10	H9.6.13	2
抗菌性物質 2,4-ジ'アセリロログ'リノールの製造法	H5.12.24	H8.5.31	2
青枯病防除方法	H7.3.31	H10.9.18	2
青枯病防除資材	H7.3.31	H10.9.18	2
育苗培土及びその製造方法並び耐病性菌の育成方法	H8.5.20	H10.10.9	80
空気式混合による植物苗の吹付け緑化工法	H9.10.22	H12.7.14	4,334
合計			4,450

監査上は、上記のうち一番金額が多額である北部農業技術センターにて計上されている「空気式混合による植物苗の吹付け緑化工法」の平成17年度分の収入394,692円について、調定決定書、実績報告書、特許権等実施報告書及び特許権等実施契約書と照合し、なおかつ「公有財産規則の運用について」に則って作成された実施料算定基礎資料どおりの単価が採用されているかどうか確認したところ適正に処理されていると認められた。

(4)知的財産に関する委員会等について

知的財産に関する委員会としては、上述のように職員の職務発明に関するものとして職務発明審査会が開催されるようになっており、これは、職員の職務発明に関する規則第16条「職務発明審査会の設置」の規定に基づき、職員が行った職務発明の認定から権利の承継、出願、出願の審査請求、譲渡、放棄に至る各段階で審査を行うために「兵庫県立農林水産技術総合センター職務発明審査会設置要領」に基づき設置されたものである。

この職務発明審査会は開催されるごとにその議事録が作成されており、監査上は平成17年度において開催された議事録（2回分）を入手し、承認状況を確認するとともに特許出願時期との関係を確認した。

その結果、共同研究者の意向（先願権の確保）や公開等（学会発表など）の都合により、早急に出願しなければならない場合は（審査会の開催準備に2か月程度を要するため、共同研究者等

の意向に添うためにも)、職務発明審査会の開催を待たずに出願している案件があるが、その際には、当センター内においてセンター所長の決裁を得て出願しているとのことである。ただし、このような案件は、職務発明の認定及び県への権利の承継がなされていないため、共同出願者には県ではなく研究者個人の名前が記載されており、出願後に開催した審査会において、職務発明及び県への権利の承継が認定されれば、共同出願者の名義を研究者個人から兵庫県へ変更する手続きをとる必要があるとのことである。

この変更手続きの実施状況を確認したところ、共同出願者の種々の都合により現在のところ名義変更手続きが完成していない案件が1件あるとのことである。今後、手続きを実施しておくことが必要である。

4. 健康環境科学研究センターにおける状況

知的財産に関する基本方針

当センターは試験方法の開発等が多くかつ研究内容からも、たとえ、権利化が可能なものであっても、特定の企業や生産者振興に資するべく特許権等を取得するよりも、社会全体で広く利用に供されるべきもの（感染症に関する検査法等）であり、権利化は行わない方針をとっている。

そのため、平成18年3月末における知的財産権に係る状況は、出願中のものも含めて該当するものがない。

また、過去5年間における出願状況についても、平成14年度に行われた次の1件のみであり、当該出願案件も、結局、審査請求せずに、平成17年8月10日に第三者に譲渡（売却）されている。

知的財産権の内容	権利の種類	実施料収入 (単位：円)
発明の名称：「流体中の浮遊粒子の分離方法と装置」 出願番号 出願年月日：H14.9.2 公開年月日：H16.3.25	特許権	(譲渡金額) 136,000円

特許権出願案件に係る譲渡の決定について（意見）

平成17年8月に出願中の特許権「流体中の浮遊粒子の分離方法と措置」を第三者に譲渡している。その際に当該発明に対する審査請求の可否及び権利の譲渡の可否を論じるために開催された職務発明審査会の議事録を閲覧した。議事録中に「基礎的な技術なのだから譲渡でなく申請を放棄して広く一般に公開することを検討することも考えたらどうか」という意

見が具申されていたが、議事録上では当該意見に対して言及することなく、譲渡の方針が決定されている。前述している当センターの知的財産に対する基本方針に照らして、出願中の特許権であっても、特定の企業に対して特許権を譲渡することにつき、議事録において譲渡を選択した理由を明確にしておくことが必要である。

5 . 生活科学研究所における状況

当研究所について知的財産の状況（保有する知的財産、出願中の知的財産、実施許諾を与えている知的財産の有無）について質問したところ、事例がないとのことであった。

6 . 福祉のまちづくり工学研究所における状況

(1)知的財産権の状況

平成 18 年 3 月末における知的財産権に係る状況（件数）は以下のとおりである。

権利の種類	登 録	出 願 中	実施許諾
特 許 権	1(＊)	4	4
商標登録	0	1	0

(＊)「記憶再生型膝継手遊脚相コントロール義足」に係るものであり、日本、米国、英国、ドイツ、台湾の各国で特許を取得しているものである。

また、過去 5 年間ににおける知的財産権の出願等の状況は以下のとおりである。

権利の種類		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
特 許 権	出 願 件 数(件)	1	3	1	1	0
	取 得 件 数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	1	1	2	4	4
	実施料収入(千円)	2,292	2,018	1,610	1,925	1,797
商標登録	出 願 件 数(件)	0	0	1	0	0
	取 得 件 数(件)	0	0	0	0	0
	実施許諾件数(件)	0	0	0	0	0
	実施料収入(千円)	0	0	0	0	0

(2)規程等の遵守状況の検討

職務発明に係る事項及び実施料収入に係る事項について、当該規程等の遵守状況を検討した手続及び結果は以下の通りである。

職務発明に係る事項

「兵庫県社会福祉事業団知的財産取扱指針」によると、審査の必要が生じたときは、職務発明審査会を開催することになっており、当該審査会において、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄について審査をすることとなっている。なお、当該審査会に係る規程として「職務発明審査会設置要綱」がある。そこで、平成 17 年度に職務発明として認定された案件及び審査請求を行った案件につき、審査会資料と照合を行った結果は以下の通りである。なお、平成 17 年度に職務発明の認定を受けたものはなかった。

- ・平成 17 年度に審査請求の取下げを行ったものについては、全て審査会において、審査結果は取下げ可となっていた。
- ・平成 17 年度に審査請求を行ったものについては、全て、審査会において、審査結果が可となっていた。
- ・審査会は要綱により定められている委員で、適正に構成・組織されていた。

但し、一連の手続を実施した中で、今後改善が望まれる事項として、以下に記載する事項が挙げられる。

a. 発明届の管理について（意見）

特許権取得の一連の手続のスタートは職員より発明届が提出されることから始まるものである。しかしながら、現状においては、現在までに提出された発明届（結果として職務発明として認定されなかったものも含めて）が、一覧に分かる資料が作成されていない。発明届の管理記録簿を作成しておくことが望まれる。

b. 職務発明審査会について（意見）

平成 17 年度においては、平成 17 年 11 月 30 日及び平成 18 年 2 月 24 日に職務発明審査会が開催されており、同審査会の議事録を閲覧した。その結果、平成 17 年 11 月 30 日に開かれた同審査会の課題の一つに「維持、審査請求を行っている職務発明の今後の維持・推進について」があるが、当該議題に係る議事録上の記載内容（討議の内容等）が、あまりに簡潔であり、かつ、損害賠償に係る議論に終始しており、議題との整合性がないものとなっている。実際の協議については十分、深耕のあるものであったと考えるが、議事録の内容もそれに見合った充実したものにしておくことが必要である。

c. 「職務発明審査会設置要綱」について（意見）

「職務発明審査会設置要綱」第 7 条において、審査会の運営に関して必要な事項は別に定めると記載されているが、これに該当する要領等が作成されていない。審査会の運営に関して必要な事項につき、明文化しておくことが必要である。

実施料収入に係る事項（意見）

平成 17 年度の実施料収入のうち、10 万円以上のものについて、請求書・契約書等の関係書類と照合した結果、問題は認められなかった。なお、平成 17 年度の実施料収入の内容は以下の通りである。

特許等の名称	実施料収入
記憶再生型膝継手遊脚相コントロール義足	1,747 千円
福祉・医療用具及び介護サービスの安全確認トレーニングシステム	49 千円

但し、現在保有している特許権は「記憶再生型膝継手遊脚相コントロール義足」のみであり、当該特許権に係る維持費用は全て共同開発者の負担となっている。従って、現状では当該特許権を維持していることにより費用的なデメリットがないため、審査会において、維持か放棄かの具体的な見直しは行っていない。今後は単独で特許権の保有を行うこともあったことであり、その際には維持・見直しの判断材料の一つとして維持費等の経済性計算を考慮することが望まれる。なお、維持費用の負担が発生していないことから、現状においては、維持費の払込に係る期限管理も行っていない状況であるが、自らが持分を有する特許権については、能動的に管理しておくことが必要である。

7. 知的財産権に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の知的財産権についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

知的財産権に関する規程について（意見）

知的財産の定義や知的財産権の範囲、審査及び管理に関する事項等は「兵庫県知的財産取扱指針」に盛り込まれてはいるもののこれは指針であり、実務上、準拠していくべき手続きを定めた規程がない。当該知的財産取扱指針をベースにし、規程として整備しておくことが必要ではないかと考える。

特許に係る経済計算について（意見）

特許権等の知的財産権を保有するためには、それに対応する費用（開発に携わった者の人件費、試験機の購入、審査費用、維持費用等）が発生することになるが、現状においては、各知的財産

(審査不請求等としたものも含めて)毎に対応する費用の把握がなされていない。知的財産についても経済性計算が必要であるという認識をもち、例えば、知的財産権を取得・維持する場合の意思決定の際には人件費も含め必要な費用がどの程度かかるのかの情報が提供できるようにしておくことが望まれる。

県単独所有の知的財産に係る実施料の算定について(意見)

実施料の算定については「兵庫県知的財産取扱指針」により、該当する特許権等を利用している製品の販売価格や利益金額等を基準としているが、販売数量が少なければ、実施料収入も多くは見込めないため、場合によっては収入額を、維持費等に係わる支出額が上回るケースが生じている。実施料の算定方法の一つの考え方として、該当する知的財産を保有するための年間維持費相当額等の支出額を収入により賄えない場合には、当該費用相当額を実施料収入とするという考え方を採り入れることを検討する余地があると考ええる。

共同出願人の名義変更手続きの実施について(農林水産技術総合センター)(指摘事項)

共同研究者の意向(先願権の確保)や公開等(学会発表など)の都合により、早急に出願しなければならない時は、職務発明審査会の開催を待たずに出願している案件があるが、このような案件は、共同出願者には兵庫県ではなく研究者個人の名前が記載されている。出願後に開催した審査会において、職務発明及び県への権利の承継が認定されれば、共同出願人の名義を研究者個人から兵庫県へ変更する手続きをとる必要があるとのことなので、この変更手続きの実施状況を確認したところ、1件について共同出願者の種々の都合により現在のところ名義変更手続きが未完であるとのことである。速やかに手続きを実施することが必要である。

特許権出願案件に係る譲渡の決定について(健康環境科学研究センター)(意見)

出願中の特許権を第三者に譲渡する際の権利の譲渡の可否を論じるために開催された職務発明審査会の議事録を閲覧したが議事録中に「基礎的な技術なのだから譲渡でなく申請を放棄して広く一般に公開することを検討することも考えたかどうか」という意見が具申されていた。しかしながら、議事録上では当該意見に対して言及することなく、譲渡の方針が決定されている。健康環境科学研究センターの知的財産に対する基本方針に照らして、(出願中の特許権であっても)特定の企業に対して特許権を譲渡することにつき、議事録において譲渡を選択した理由を明確にしておくことが必要である。

職務発明審査会について(福祉のまちづくり工学研究所)(意見)

- a. 平成 17 年度の職務発明審査会の議事録を閲覧したところ当該議題に係る議事録上の記載内容(討議の内容等)が、あまりに簡潔であり、議題との整合性がないものが見受けられた。

実際の協議については十分、深耕のあるものであったと考えるが、事後的に内容が十分把握できるように議事録の内容もそれに見合った充実したものにしておくことが必要である。

- b. 「職務発明審査会設置要綱」第 7 条において、審査会の運営に関して必要な事項は別に定めると記載されているが、これに該当する要領等が作成されていない。審査会の運営に関して必要な事項につき、明文化しておくことが必要である。

維持費用払込に係る期限管理について（福祉のまちづくり工学研究所）（意見）

現在保有している特許権は「記憶再生型膝継手遊脚相コントロール義足」のみであるが、当該特許権に係る維持費用は全て共同開発者の負担となっており、維持費用の負担が発生していないことから、現状においては、維持費の払込に係る期限管理も行っていない状況であるが、自らが持分を有する特許権については、能動的に管理しておくことが必要である。

試験研究課題の選定並びに成果の評価

1. 試験研究課題の選定の要点

試験研究課題の選定が適切に行われているか否かを検討するため、次の要点につき、県の試験研究機関がどう対応しているか質問、関係資料の閲覧等により検討した。

試験研究課題選定に関する規程があるか。

試験研究課題の選定に当り、内部評価と外部評価の両方が行われる制度になっているか。

試験研究課題、試験研究手法等に係わる評価基準があるか。

試験研究課題の選定に当り、次の点につきどのようにチェックされているか。

- a 民間企業との競合可能性
- b 県の産業振興策との整合性
- c 生産者・消費者・利用者のニーズ
- d 特定分野への偏在回避

中長期的観点から試験研究課題が選定されているか。

試験研究課題の選定過程で検討した内容が文書化される制度になっているか。

試験研究課題選定書に有用性、目標達成可能性、新規性、期待される効果が具体的に説明されているか。

試験研究のニーズの把握はどのようにしているか。

試験研究課題の選定に当り、費用対効果の事前予測が行われているか。

その結果は次のとおりである。

試験研究課題選定に関する規程があるかについて

県立試験研究機関が効果的、効率的に業務を推進するために「県立試験研究機関の評価に関する指針」（以下、「評価指針」と略す。）を定め、平成 13 年 7 月から施行されている。また、この指針に基づき、次の要領等が定められている。

- a. 「県立試験研究機関の研究課題等の評価要領」（以下、「評価要領」と略す。）

これは上記指針に基づき、研究課題等の評価に必要な事項（評価対象、評価の実施体制等）を定めている。

- b. 「試験研究機関の研究課題評価に係る基本的評価項目・評価基準」（以下、「評価項目・評価基準」と略す。）

これは評価項目（必要性、有効性、効率性、代理性）の具体的内容と5段階の評価基準を説明している。

c. 「県立試験研究機関の研究課題その評価実施細則」（以下、「実施細則」と略す。）

これは「評価要領」の規定に基づき、その具体的な取扱いに関する事項を定めている。

以上から試験研究課題選定に関する規程は整備されているものと認めた。

試験研究課題の選定に当り、内部評価と外部評価の両方が行われる制度になっているかについて

「評価指針」の4. 研究課題等の評価において内部評価と外部評価を重層的に実施する旨規定されており、「評価要領」の3. 評価の実施体制において、概略は次のように定められている。

外部評価は、(a) 科学技術会議（県の科学技術の振興に関する重要事項を調査審議し、知事に建議する機関で、大学教授等外部学識経験者、関係行政機関の職員で構成されている常設機関）の評価委員会と(b) 研究課題評価専門委員会（県立試験研究機関が所轄する専門分野の学識経験者など概ね5～10名で各部局単位で設置している委員会）が実施する。

(a) 科学技術会議で実施する評価対象は部局横断的研究であり、(b) 研究課題評価専門委員会で実施する評価対象は主要研究である。

一方、内部評価は「研究課題等評価調整会議」（各県立試験研究機関又は各部局において、県立試験研究機関幹部、本庁関係課長等の内部委員により構成されている）により、全ての研究課題を対象に実施する。

以上から、内部評価と外部評価の両方が行われる制度になっていると認められた。

試験研究課題、試験研究手法等に係る評価基準があるかについて

試験研究課題、試験研究手法等に係る評価基準は「評価項目・評価基準」において、必要性、有効性、効率性、代替性に区分して行うこととなっており、試験研究手法の評価については効率性の項目で「研究を推進する手段・方法が妥当であるか」という視点で検討されることとなっている。以上から評価基準は的確に定められていると認められた。

試験研究課題の選定に当り、次の点につきどのようにチェックされているかについて

- a. 民間企業との競合可能性
- b. 県の産業振興策との整合性
- c. 生産者・消費者・利用者のニーズ
- d. 特定分野への偏在回避

- a. 民間企業との競合可能性については「評価項目・評価基準」の「代理性」の項目で、公民の役割分担の観点に基づき大学や民間試験研究機関などの他の機関による実施が見込めない研究かどうかについて、技術的側面、市場性の面、プライバシー確保の面から民間での実施が不可能であるか否かを評価することとなっている。
- B. 県の産業振興策との整合性については「評価項目・評価基準」の「必要性」の項目で、県の政策の方向性に適合するものであるか否かを評価することになっている。
- C. 生産者・消費者・利用者のニーズについては「評価項目・評価基準」の「必要性」の項目で、企業、県民の具体的ニーズ（産業振興、新商品開発、環境問題への対応など）、市場ニーズに対応しているか否かを評価することになっている。
- D. 特定分野への偏在回避について
- 「評価項目・評価基準」において、特に「特定分野に偏在していないか否かについて」のチェック項目は入っていない。各研究所で質問した結果、次のような回答を得ている。

工業技術センター	研究課題提案の前段階で技術分野や業種等は調整しているが、研究課題の選定に際しては、特に考慮していない。
農林水産技術総合センター	当センターのマネジメント会議で全体の調整を行っている。
健康環境科学研究センター	評価調整会議で課題の統合など調整している。
生活科学研究所	「食の安全・安心」「商品の実用性と安全性」「健康な暮らし」「高齢社会への取り組み」など、毎年多様な観点から課題（案）を作成し、偏在しないようにしている。
福祉のまちづくり工学研究所	土木系、建築系、機械系、電気系、制御系のほとんどの工業系分野にわたる研究員で構成されており、研究課題の選定には、利用者ニーズ、社会ニーズを基本としているので分野が偏在することはない。

工業技術センター、農林水産技術総合センターでは研究員の専門分野に制約があることから、ある程度特定分野に偏ることは避けられないと考えられるが、これら試験研究機関にあつては県立の試験研究機関である以上、研究課題の選定にあたり、特定分野へ偏っていないかどうかという視点で評価することは必要と思われる。評価項目に加えることが望まれる。

中長期的観点から試験研究課題が選定されているかについて

「評価項目・評価基準」の「必要性」の項目について、中期的観点で策定された中期事業計画に明記されている業務の重点化に適合しているか否かを評価することになっている。また「有効性」の項目においても、想定される研究成果の技術水準は高く、新規性、独創性を

有しているかとか他の研究への応用可能か、波及効果があるかという視点は中長期的な観点からの評価であると説明されている。

試験研究課題の選定過程で検討した内容が文書化される制度になっているかについて

「評価要領」(2)評価方法において、「研究課題調書」と「評価シート」の作成が要求されている。

「研究課題調書」には次の内容を記載し、その課題を採択することの適否を判断する資料となっている。

- ・ 研究ニーズ、環境変化等の状況に関すること。
- ・ 研究の概要に関すること。
- ・ 県施策との適合性、具体的研究ニーズに関すること。
- ・ 目標とする成果とシーズ、ポテンシャルに関すること。
- ・ 研究に投入される資源に関すること。
- ・ 他の機関による実施可能性に関すること。

また「評価シート」には、「必要性」「有効性」「効率性」「代替性」につき評価基準に基づき採点し、総合的に判断したコメント(具体的な問題点、留意事項、研究内容の見直し、アドバイス等)を付することになっている。

これら以外にも、試験研究所内部における正式の「研究課題等評価調整会議」に提出する研究課題の選定会議等の議事録が保存されている。

以上から、課題の選定過程での検討内容は文書化される制度になっているものと認めた。

試験研究課題選定書に有用性、目標達成可能性、新規性、期待される効果が具体的に説明されているかについて

「評価項目・評価基準」の「有効性」の項目について「研究課題調書」には、研究成果は技術シーズや研究ポテンシャルからみて実現可能なものか、研究成果の技術水準は新規性、革新性、独創性を有しているか、産業化や地域経済への波及効果があるか等具体的に記載することになっており、有用性、目標達成可能性、新規性、期待される効果は具体的に説明されていると認めた。

試験研究のニーズの把握はどのようにしているかについて

試験研究ニーズの把握の仕方については、特段規程上の定めはない。試験研究ニーズの把握は、各試験研究機関により違いがあり、各々質問した結果、次のような回答を得た。

工業技術センター	企業からの技術相談、指導業務、移動工業技術センター業務、企業訪問および共同・受託研究等を通じて、日頃からセンター各部所で試験研究ニーズを把握しており、これを年間 4~6 回開催される企業ニーズ把握集約会議（各部の研究主幹で構成）で集約している。
農林水産技術総合センター	試験研究実施年度の前々年度末に県の関係機関（県下 22 ヶ所の農業改良普及センター、各県民局等行政部門）、県内関係団体（農協、漁協、森林組合、消費者団体等）、内部試験研究部門に対し、試験研究課題への要望、提案問題を一定書式で照合しているほか、生産者からの要望提案は、農業改良普及センター等を通じて随時寄せられている。
健康環境科学研究センター	行政サイドからのニーズについては、意見交換会等で把握するほか、県下の健康福祉事務所（保健所）検査室室長研修、当研究センター研究発表会および一般県民向けセミナー等で意見交換やアンケート実施からニーズを把握している。
生活科学研究所	消費生活相談窓口から消費者苦情を把握しているほか、最近の消費者問題等についてのニュース等を系統的にスクラップする等の方法で把握している。
福祉のまちづくり工学研究所	当研究所は、県の総合リハビリテーションセンター内にあり、中央病院、家庭介護・リハビリ研修センター及び福祉用具展示ホールでの相談対応の中で、試験研究ニーズを把握している。また、敷地内にある特別養護老人ホーム、身体障害者更生施設等とも連携を図る一方、県内の障害者施設等に出向き、直接面談等でニーズの把握に努めている。

試験研究課題の選定に当り、費用対効果の事前予測が行われているかについて

「評価項目・評価基準」の「効率性」の項目において、研究成果を得るために投入される資源は、その成果を得るために最適であるかについて費用対効果の視点により評価することになっている。しかしながら、研究課題調書には費用の見積り額は記載しているものの、効果についてはほとんど記載されていない。

この理由として、工業技術センターでは、研究成果を使った生産や販売をすることはなく、中小企業等に技術移転して、初めて成果となるため、定量的な評価は非常に難しいとされている。また、農林水産技術総合センターでも、波及効果については「有効性」の項目に記載しているが、効果について定量的に行うのは困難であるとされている。その他の研究所においても同様である。各研究機関において、各々研究内容に応じた効果の定量的測定方法を検討することが今後の課題であると思われる。

2. 試験研究の成果等に対する評価の要点

試験研究の成果等に対する評価が適正に行なわれているか否かを検討するため次の要点につき、県の試験研究機関がどう対応しているか質問、関係資料の閲覧等により検討した。

試験研究の成果につき、中間評価と事後評価を行う制度になっているか。

試験研究の成果につき、内部評価と外部評価の両方が行なわれる制度になっているか。

試験研究成果の評価項目、評価基準、評価方法といった評価手続は定めているか。

試験研究成果の評価過程で検討した内容等を文書化する制度になっているか。

試験研究課題ごとの成果およびその評価結果は公表しているか。

成果の普及状況および産業振興への寄与度等の追跡評価は実施しているか。またこれをモニタリングする仕組み、規程等はあるか。

試験研究機関の業績評価（機関評価 - 機関の業務実施体制、組織管理状況、試験研究の実施状況、外部資金の導入状況、他機関との連携業務、研究環境の整備状況、知的所有権の取得状況、論文発表状況等の評価）を実施しているか。

試験研究課題ごとにかかった費用と得られた効果を分析した資料は作成しているか。

その結果は次のとおりである。

試験研究の成果につき、中間評価と事後評価を行う制度になっているかについて

「評価指針」の4. 研究課題等の評価において、中間評価と事後評価につき、次のように規定されており、これら両方が行われる制度になっているものと認めた。

中間評価・・・既に実施している研究課題等について、目標達成の可能性の把握、研究計画の見直しや改善を行うため、必要性、有効性、効率性及び代替性の各項目について評価を実施する。

また「評価要領」において、中間評価は原則として、5年以上の研究期間を有する研究を対象として、研究開始後3年目に行うと規定している。

事後評価・・・前年度に研究を終了した研究課題等について、目標達成状況の把握、将来の研究課題等への反映のため、目標達成度、必要性、有効性及び効率性の各項目に対する評価を実施する。

試験研究の成果につき、内部評価と外部評価の両方が行なわれる制度になっているかについて

「評価指針」の4. 研究課題等の評価において、内部評価（県立試験研究機関における評価）と外部評価（科学技術会議・評価委員会及び部局単位の評価専門委員会における評価）を重層的に実施すると定められている。よって、両方が行われる制度になっているものと認めた。

試験研究成果の評価項目、評価基準、評価方法といった評価手続を定めているかについて

「評価項目・評価基準」において「評価項目」としては、目標達成度、必要性、有効性、代替性に区分し、各々につき基本的考え方を示している。「評価基準」としては、A・B・C・D・Eの5段階評価を行うこととしている。

また、評価方法として、研究課題調書の作成、評価シートの作成を規定している。

よって、評価手続は定められているものと認めた。

試験研究成果の評価課程で検討した内容等を文書化する制度になっているかについて

「研究課題調書」を作成し、評価を受けることになっていること及び各評価項目ごとに採点した「評価シート」を作成し、評価委員のコメント（具体的な問題点とともに実施後の課題や留意事項或いは今後の研究内容等の見直しや、新たな課題への取り組みを検討するためのアドバイス等）を「評価シート」に記載することになっている。

以上から成果の評価課程での検討内容は文書化されていると認めた。

試験研究課題ごとの成果およびその評価結果は公表しているかについて

外部評価を受けている主要な研究課題に係る評価結果（事前評価、中間評価、事後評価の結果）は科学振興課が兵庫県ホームページで公表している。主要研究以外の評価（内部評価）に係る中間評価の結果及び事後評価の結果については、いずれの試験研究機関も公表されていない。一方、研究成果は、各試験研究機関共研究報告書、研究発表会、学会発表、ホームページ等で公表されている。

成果の普及状況および産業振興への寄与度等の追跡評価は実施しているかについて

「評価指針」4. 研究課題等の評価（4）評価の方法において、追跡評価として「研究終了から数年が経過した研究課題等について、成果の実用化、施策化、普及状況の把握、将来の研究課題等への反映のため、施策への反映、企業・県民・地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバック効果に対する評価を実施する。」と規定されている。

また、「評価要領」5. 研究課題評価の特例措置(3)において「追跡評価については、当分の間、行政施策への反映度の検証等に主眼を置いて、内部評価のみを行うこととする。」と規定されており、外部評価の対象からはずされている。

一方、県の科学振興課からの回答では「評価制度による事前評価に基づいて実施された研究課題が終了し、事後評価から一定期間が経過した課題から具体的な追跡評価を実施していくこととしており、具体的な評価実施に向けて実施対象業務や実施方法等を平成 18 年度に検討し、平成 19 年度から必要なものについて評価を実施する予定である」とのことである。

つまり、追跡評価は現在、内部評価としては行うこととしているが、これも行政施策への反映度等に主眼を置いて行うと範囲を限定しているほか、外部評価は平成 19 年度より実施する方向で検討しているということである。追跡評価は重要な手続であるので、平成 19 年度において確実に実行すべきである。

試験研究機関の業績評価（機関評価 - 機関の業務実施体制、組織管理状況、試験研究の実施状況、外部資金の導入状況、他機関との連携状況、研究環境の整備状況、知的所有権の取得状況、論文発表状況等の評価）を実施しているかについて

「評価指針」5. 機関評価において次のように規定されている。

- 「・機関評価の対象は、県立試験研究機関の運営全般（業務実施体制、組織・人事管理、研究課題等の実施状況、重点分野の選定、外部資金の導入、他機関との連携交流、研究環境の整備状況等）とする。
- ・機関評価は、科学技術会議・評価委員会において行う。
- ・機関評価は、県立試験研究機関が、その果たすべき役割に応じ、研究資源を最大限に活用して優れた成果を生み出す効率的・効果的な組織運営を実現するため、県立試験研究機関における内部評価と部局単位の評価専門委員会による外部評価の結果を踏まえ、概ね 5 年毎を目途に実施する。」

上記の「概ね 5 年毎を目途に実施する」とされていることから、その評価実施等につき質問したところ、県の科学振興課からの回答は次のものであった。

「第 2 期中期事業計画を策定するにあたり、第 1 期中期事業計画（計画期間平成 13～17 年度）に記載した各機関の取り組みについて、業務の実施体制や促進のためのマネジメント、業務の重点化など幅広く効果検証を行っており、平成 14 年度に実施した県立試験研究機関の大幅な統合再編（工業技術センター所内再編、農林水産系 6 機関統合再編、衛生研究所と公害研究所の統合再編）の効果検証や各機関の業務（研究、試験分析、普及指導）の効果検証を併せて実施することにより、機関評価に代えている。

なお、これらの効果検証の機関毎の評価は第 2 期中期事業計画策定に活用したものの公表はしていない。」

県は第 2 期中期事業計画策定に当り第 1 期中期事業計画の達成状況等を検証したが、この検証が実質的に機関評価に相当するとの見解を示している。しかし、機関評価としての評価調書はなく、科学技術会議・評価委員会における議事内容を閲覧しても、機関評価についての評価手続はとられていない。機関評価の対象として、「評価指針」では業務実施体制、組織・人事管理、研究課題等の実施状況、重点分野の選定、外部資金の導入、他機関との連携交流、研究環境の整備状況等を掲げているので、これら項目ごとに「評価調書」並びに評価採点した「評価シート」を作成し、形式的にも機関評価を実施したことが外部の者に理解されるようにすると共に評価結果を公表すべきである。

試験研究課題ごとにかかった費用と得られた効果を分析した資料は作成しているかについて

各試験研究機関共、費用対効果を分析した資料は作成していない。かかった費用の把握は人件費も含めたかたちでは実施されていないが、把握は可能である。しかし、効果を定量的に算出するとなると、実務上困難であるというのが実情のようである。しかしながら、産業系の試験研究機関（工業技術センター、農林水産技術総合センター）では、研究成果の有効性・効率性の評価においては、効果の定量的な測定を伴わなければならないと思われる。研究成果がどの程度の価額であれば他に売却できるのかといった視点で考えること等により、定量的な測定方法を検討することが望まれる。

3. 試験研究課題、成果等の評価体制

県では「県立試験研究機関の評価に関する指針」「県立試験研究機関の研究課題等の評価要領」「試験研究機関の研究課題評価に係る基本的評価項目・評価基準」を定め、平成13年7月より施行している。これらの主な内容は次のとおりである。

(1) 県立試験研究機関の評価に関する指針（以下「評価指針」と略す）

1. 本指針の位置付け

本指針は、「県立試験研究機関・中間事業計画」の方向と内容を踏まえ、効果的、効率的な業務推進のため、新たに構築する評価システムについて、その評価の実施等に必要な基本的事項をとりまとめたものである。

2. 評価の目的

県立試験研究機関における研究課題等のテーマ選択、進行管理、成果の活用等について、評価システムを適時、的確に運用することにより、次の事項に資することを目的とする。

- (1)各機関毎に今後果たすべき役割や業務の重点化の内容等を踏まえながら、研究課題等の評価及び機関の運営に関する評価を体系的に行うことにより、研究資源の効果的な配分を図る。
- (2)研究課題等の企画、内容、成果や機関の運営等について適切な評価を行うことにより、研究者の創造的な研究活動の推進と開かれた研究環境の確保及び研究マネジメント機能の充実に資する。
- (3)評価結果を積極的に公開することにより、県立試験研究機関が行う研究業務に対する県民の理解と支持を得るとともに、研究成果の幅広い活用に資する。

3. 評価の枠組み

- (1)研究課題等の評価と機関評価の実施
- (2)研究課題等の各段階における評価の実施
- (3)内部評価と外部評価の実施

4. 研究課題等の評価

- (1)研究課題等の評価の対象は、県立試験研究機関が実施する研究、普及指導及び試験分析とする。
- (2)研究課題等の評価の種類は、事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価とする。

(3) 県立試験研究機関における内部評価並びに科学技術会議・評価委員会及び部局単位の評価専門委員会による外部評価を重層的に実施する。

(4) 評価の方法

ア．事前評価・・・翌年度新たに実施しようとする研究課題等について評価を実施する。

イ．中間評価・・・既の実施している研究課題等について評価を実施する。

ウ．事後評価・・・前年度に研究を終了した研究課題等について評価を実施する。

エ．追跡評価・・・研究終了から数年が経過した研究課題等について評価を実施する。

(5) 研究課題等の評価の結果については、予算等にこれを反映させるものとする。

5. 機関評価

(1) 機関評価の対象は、県立試験研究機関の運営全般（業務実施体制、組織・人事管理、研究課題等の実施状況、重点分野の選定、外部資金の導入、他機関との連携交流、研究環境の整備状況等）とする。

(2) 機関評価は、科学技術会議・評価委員会において行う。

(3) 県立試験研究機関における内部評価と部局単位の評価専門委員会による外部評価の結果を踏まえ、概ね5年毎を目途に実施する。

(4) 機関評価の結果については、予算等にこれを反映させるものとする。

6. 評価の結果に基づき、県立試験研究機関は、研究計画の改善、予算等研究資源の配分、研究機関の運営改善等への適切な反映に努める。

7. 評価の結果について、機密の保持や知的所有権の取得等に支障の生じない限りこれを公表する。

(2) 県立試験研究機関の研究課題等の評価要領（以下「評価要領」と略す）

1. 趣旨

この要領は、県立試験研究機関の評価に関する指針の規定に基づき、研究、普及指導及び試験分析（以下「研究課題等」という。）の評価に関し必要な事項を定めたものである。

2. 評価の対象

原則として県立試験研究機関で実施されるすべての研究課題等を、評価の対象とし、厳正な内部評価を行うものとする。

外部評価を行う研究課題等は、部局横断的研究等、その他外部評価が必要と認める主要研究を対象に実施する。

3. 評価の実施体制

(1) 外部評価

ア. 科学技術会議・評価委員会

部局横断的研究等については、兵庫県科学技術会議に設置している「科学技術会議・評価委員会」において評価を行う。

イ. 部局単位の評価専門委員会

主要研究については、県立試験研究機関が所掌する各々の専門分野に関する学識経験者、大学・国の研究機関の研究者、科学技術全般に知見のある学識経験者、研究マネジメントに関する専門家及び社会科学系の幅広い分野の有識者など概ね 5～10 名で構成される「研究課題評価専門委員会」を部局単位で設置し、評価を行う。

(2) 内部評価

県立試験研究機関幹部、本庁関係課長等の内部委員により構成される「研究課題等評価調整会議」を設置し、評価を行う。

4. 研究課題評価

(1) 評価対象及び評価者

ア. 部局横断的研究等については、科学技術会議・評価委員会における外部評価を実施する。

イ. 主要研究については、研究課題評価専門委員会による外部評価を実施する。

ウ. 上記ア.イ. に属さない小規模、経常的な研究等については、県立試験研究機関による内部評価を実施する。

(2) 評価方法

ア. 研究課題調書の作成

研究の提案機関は、研究課題調書を作成し、評価を受ける。

イ. 評価シートの作成

評価者は、提案された研究課題調書の内容について評価を行い、各評価項目を総合的に判断したコメントを付した評価シートを作成する。

(3) 評価の種類、実施時期及び評価項目

ア. 事前評価

研究実施の前年度に、必要性、有効性、効率性及び代替性の項目について評価を行う。

イ. 中間評価

原則として、5年以上の研究期間を有する研究を対象として、研究開始後3年目に、必要性、有効性、効率性及び代替性の項目について評価を行う。

ウ．事後評価

研究終了の翌年度に、目標の達成度、必要性、有効性及び効率性の項目について評価を実施する。

エ．追跡評価

研究終了後数年後に、施策への反映、企業・県民への直接的効果、地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバック効果の項目について評価を実施する。

(4)評価基準

事前、中間、事後及び追跡いずれの評価においても、評価項目毎にA～Eの5段階評価により実施する。

(5)評価結果の集約

事前、中間、事後及び追跡いずれの評価においても、各委員の評価結果を数値比した後、集約を行う。

(6)採択の可否等

事前及び中間評価においては、(5)により集約した結果により、採択の可否等を判断する。

5．研究課題評価の特例措置

- (1)その内容、規模等から外部評価の前提とならないものについては、研究課題の特性に応じて、簡便な方法により評価を行うことができるものとする。
- (2)部局横断的研究等及び主要研究であっても、緊急性等の事由によりやむを得ない場合は、内部評価のみとすることができる。
- (3)追跡評価については、当分の間、行政施策への反映度の検証等に主眼を置いて、内部評価のみを行うこととする。

6．普及指導評価

普及指導業務に対する評価は、研究成果の迅速な普及と円滑な技術移転の促進という観点から、県立試験研究機関における厳正な内部評価を行う。

- (1)事前評価を事業実施の前年度に必要性、有効性、効率性及び代替性の項目について行う。事業実施年度から終了年度までの毎年度、進捗状況の内部点検を行う。
事後評価を事業終了の翌年度に目標達成度、必要性、有効性及び効率性の項目について行う。
- (2)事前評価の結果に基づき、県としての実施の可否等を判断する。

7. 試験分析評価

試験分析の評価は、公民の役割分担に伴う外部化の推進を基本としつつ、県が行うこととされている法定検査、プライバシーに関わる検査等を対象に、県立試験研究機関における厳正な内部評価を行う。

(1) 事前評価を事業実施の前年度に、代替性の項目について行う。事業実施年度から毎年度、進捗状況の内部点検を行う。

(2) 事前評価の結果に基づき、代替性の有無により、県としての実施の可否等を判断する。

(3) 試験研究機関の研究課題評価に係る基本的評価項目・評価基準（以下「評価項目・評価基準」と略す）

1. 評価項目

事前評価（・必要性 ・有効性 ・効率性 ・代替性 ）

中間評価（・必要性 ・有効性 ・効率性 ・代替性 ）

事後評価（・目標達成度 ・必要性 ・有効性 ・効率性 ）

追跡評価（・施策への反映 ・企業・県民への直接的効果
・地域への貢献度・波及効果＜副次的効果・今後の研究へのフィードバック効果＞ ）

2. 評価基準

必要性・有効性・効率性並びに追跡評価の各評価項目の評価基準

A:非常に高い B:高い C:普通 D:低い E:非常に低い

代替性の評価基準

A:県でのみ実施できる B:ほとんど県で実施できる C:一部県で実施できる

D:ほとんど県以外で実施できる E:すべて県以外で実施できる

目標達成度の評価基準

A:目標を大きく上回っている B:目標をやや上回っている C:概ね目標どおり

D:目標をやや下回っている E:目標を大きく下回っている

3. 評価項目基本的考え方

評価項目	基本的考え方
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・県の政策の方向性に適合するものであるか。 ・中期事業計画に明記されている、機関毎のミッション（今後果たすべき役割）、業務の重点化の内容に適合したものであるか。 ・緊急に実施すべき必要があるか。 ・企業・県民の具体的なニーズ、市場ニーズに対応しているか。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果は技術シーズや研究ポテンシャルから見て実現可能なものか。 ・研究成果の技術水準は高く、新規性・革新性・独創性を有しているか。 ・産業化や地域経済への波及効果があるか。 ・県民の安心・安全を支える効果があるか。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の視点により投入を予定している人員・予算の規模は妥当か。 ・研究を推進する手段・方法が妥当であるか。 ・本来民間企業等との共同、連携により研究すべき課題等を単独で実施していないか。
代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・公民の役割分担の観点に基づき、大学や民間試験研究機関などの他の機関による実施が見込めない研究かどうか。 ・技術的側面から、民間等での実施が不可能であるか。 ・市場性の面から、民間等での実施が不可能であるか。

以上みてきたように、県の試験研究課題等評価に関する規定は相当レベルの高い内容になっていると認められる。しかしながら、次の2点について意見がある。

「評価指針」4(1)において、評価の対象は県立試験研究機関が実施する研究、普及指導及び試験分析の3つを掲げているが、一方で「評価要領」2において、普及指導業務及び試験分析業務は内部評価は行うが、外部評価は行わないこととしている。しかし、これら業務は、県立試験研究機関において相当の業務割合を占めている重要な業務であるため、外部評価を全く受けないことは適当でないと思われる。研究業務と同様に外部評価の対象とすべき普及指導、試験分析業務を定め、外部評価を受けるよう改めることが望まれる。

追跡評価に関し、「評価要領」では、「研究成果の施策化やユーザーへの普及度、副次的効果、学会における研究動向の把握に資するため、研究終了後数年後に、施策への反映、企業・県民への直接的効果、地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバック効果の項目について評価を実施する。」と規定されており、追跡評価の「評価項目、評価基準」においてその評価内容が次のように示されている。

評価項目	基本的考え方
施策への反映	研究成果が施策に反映されたかどうかを評価する。
直接的効果	技術移転・普及等の形で企業・県民へ研究成果がどの程度浸透したかという、成果の直接的効果について、次の視点により評価する。
企業・県民への直接的効果	[産業系の視点] <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の生活水準、意識の向上 ・ 取得特許の有無、件数 ・ 生産への技術の導入（商品開発利用、新規事業化、農家の生産性向上等） ・ 生産プロセスの省略化（コスト削減、工程等の改善、労働力の軽減等）
県民・健康福祉事務所等への直接的効果	[非産業系の視点] <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民生活の安心・安全の向上 ・ 危機管理機能の強化 ・ 県民の参画と協働の促進
地域への貢献度・波及効果	地域産業の振興・県民生活の向上など、当該研究成果の地域波及効果や他の施策等への反映などの間接的・副次的効果について、次の視点により評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業・県民への直接的効果以外の波及効果 ・ 計画上予想されていなかった副次的効果 ・ 計画時の目標波及効果の達成状況
今後の研究へのフィードバック効果	学会や産業界における当該研究に関連する研究動向をフォローアップしその後の研究に活用しているか。

上記の評価項目の内容をみてわかるように追跡評価は試験研究機関の試験研究の成果が、県民のニーズにマッチし、技術移転、普及等の形で企業・県民へどの程度効果が及んでいるかを評価するもので、試験研究機関にとっても県民にとっても最も関心の高い重要な評価手続であると考えられる。しかしながら、「評価要領」研究課題評価の特例措置(3)において「追跡評価については、当分の間、行政施策への反映度の検証等に主眼を置いて、内部評価のみを行うこととする」とし、外部評価の対象から除外しているが、重要な評価手続であるので外部評価の対象とすべきである。更に内部評価の段階においても試験研究機関単独で行うだけでは、評価に片寄りの生ずる恐れがあるほか、ユーザーサイドの評価がみえてこない。評価の公正性を確保するため追跡評価調書の作成並びにその1次評価に当たっても、第三者機関か又は試験研究機関、行政関係部署、生産者団体、消費者団体等で構成される調査委員会で行うことが望ましい。追跡評価につき各試験研究機関で具体的な手続を定めるに当たり、評価メンバー選定上、留意すべき事項である。

4. 試験研究課題、成果等の評価実施状況

各試験研究機関において、上記した県の規程に準拠して研究課題等に対する事前、中間、事後評価等が行われているか否かにつき検討した結果は以下のとおりである。

(1)工業技術センター

当センターの研究実績の推移は次のとおりである。

A. 研究実績の推移（経常研究、共同研究を除く）

（単位：件数）

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
前年持越	2	11	10	9	7
新 規	10	17	21	16	29
完 了	1	18	22	18	29
次年度継続	11	10	9	7	7

B. 研究実績の推移（経常研究）

（単位：件数）

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
前年持越	0	10	10	17	17
新 規	22	28	27	28	21
完 了	12	28	20	28	38
次年度継続	10	10	17	17	0

C. 研究実績の推移（共同研究）

（単位：件数）

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
前年持越	0	0	0	0	0
新 規	76	74	79	82	96
完 了	76	74	79	82	96
次年度継続	0	0	0	0	0

当センターでは上記の「評価指針」「評価要領」「実施細則」と共に「兵庫県立工業技術センター研究課題等評価実施要綱」（以下、「評価実施要綱」と略す。）及び「兵庫県立工業技術センター研究課題等評価の実施要領」（以下、「工技センター評価実施要領」と略す。）を定めている。

この「評価実施要綱」第 3 条で「工業技術センター研究課題等評価調整会議」（以下、「工技センター評価調整会議」と略す。）を設置し、当会議での評価結果に基づき、研究課題等の評価の決定は所長が行うと定めている。

なお、当評価調整会議の委員構成は、工業技術センター所長、次長、参与、金属・繊維・皮革の各工業技術支援センター所長、各部長、産業労働部商工労働局工業振興課長、技術参与計 18 名である。

「工技センター評価実施要領」第 4 条によれば、研究課題は事前、中間、事後、追跡の 4 評価を行うが、経常研究については事前評価のみ行い、普及指導業務及び試験分析業務は事前評価と事後評価のみ行うとしている。

また、第 6 条によれば、会議の開催は原則として次の時期に開催すると定めている。

事前評価	実施前年度の 8 月
中間評価	事業実施年度を起点として 3 年目の 6 月（事業期間 5 年以上の研究課題等を対象とする）
事後評価	研究課題等終了年度の翌年度の 6 月
追跡評価	研究課題等終了年度の 3 年後

試験研究課題の内部評価について

a. 事前評価

平成 17 年度、研究課題に対する事前評価のための内部評価（工技センター評価調整会議による評価）は 3 回開催されており、その評価課題件数及び評価結果は次のとおりである。

開催年月日	評価課題件数	うち採択件数
平成 17 年 6 月 22 日	5	5
平成 17 年 8 月 9 日	7	7
平成 18 年 3 月 7 日	8	8

これらにつき、研究課題調書並びに評価シートを閲覧した結果、適切に実施されているものと認めた。

ただし、経常研究の課題 38 件の評価は、委員の書類持廻りで審査しており、全て「実施の妥当性あり」と評価されているが、上記の工技センター評価調整会議では審議されていない。しかしながら、「工技センター評価実施要領」には書類持廻り審議制度の規定はない。書類持廻り審査を継続するのであれば、規定上明記しておくことが必要である。

また、この審議結果資料を閲覧した結果、委員である所長、次長の審査結果資料は無く、審査していないとの事であった。規定に定められた運用ができていない面がみられた。

なお、共同研究は中小企業との間で何時契約を締結するか特定出来ないため、事前評価の対象とはしていないが、事後評価の対象とはしているとの事である。

b. 中間評価

研究課題に対する中間評価は研究期間 5 年以上の研究課題を対象とすることになっている。当センターでは、研究期間 5 年以上の研究は実施していないので、中間評価の対象となる研究課題は無く、中間評価は実施していない。

c. 事後評価

平成 17 年度研究課題に対する事後評価のための内部評価（工技センター評価調整会議）は次の 2 回開催されており、その評価課題件数及び評価結果は次のとおりである。

開催年月日	評価課題件数	評価結果
平成 17 年 6 月 22 日	13 件	A : 6 件 B : 7 件
平成 17 年 9 月 29 日	2 件	A : 2 件

これらにつき研究課題調書並びに評価シートを閲覧した結果、適切に実施されているものと認めた。

ただし、平成 17 年度に事後評価すべき課題が洩れなく評価されているか否か検討した結果、1 件（応力発光材料の開発と実用化の調査研究）事後評価が洩れていた。

また、企業との共同研究 96 件に対する事後評価は委員の書類持廻りで審査しており、全て「実施の妥当性あり」と評価されているが、「工技センター評価調整会議」では審議されていない。しかしながら、この手続についても規定上は明記されていない。書類持廻りの審査を継続するのであれば、規定上明記しておくことが必要である。
また、この審査結果資料を閲覧したところ、委員である所長、次長は審査に参加していなかった。

d. 追跡評価

平成 17 年度研究課題に対する追跡評価のための内部評価（工技センター評価調整会議による評価）は平成 18 年 3 月 7 日に 1 回開催されている。この時の研究課題は 2 件で、評価結果 A1 件、B1 件であった。

「工業技術センター評価実施要領」第 6 条によれば、追跡評価は研究課題等終了年度の 3 年後に実施することになっている。従って、平成 17 年追跡評価を実施すべき研究課題は平成 14 年度終了した研究課題であるが、この件数は 18 件であり、このうち 2 件のみ追跡評価が実施されているにすぎない。

規定が遵守されていないかたちになるので、実務上全てを実施することが合理的でないのであれば、規定の見直しが必要である。

試験研究課題の外部評価

当センターでは外部評価機関として、科学技術会議・評価委員会のほか産業労働部研究課題評価専門委員会（以下、「工業評価専門委員会」と略す。委員構成：大学教授等学識経験者 6 名、（独）産業技術総合研究所 1 名、企業 2 名、支援機関 1 名 計 10 名）を設置している。

「工業評価専門委員会」は平成 17 年度には 1 回開催（平成 17 年 10 月 6 日開催）されており、事前評価として 1 件の試験研究課題、事後評価として 4 件の試験研究課題を評価している（この評価結果：事前評価 1 件は採択、事後評価 4 件は目標達成）。この課題調書、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されているものと認めた。ただ、「工業評価専門委員会」へ付議する試験研究課題は主要研究に限定されており、「実施細則」2(2)により産業労働部が所管する県立試験研究機関にあっては、「主要研究」とは投入経費年平均 200 万円以上のもの及び研究員の年間投入人員が 1 人を超えるものと定義されていることもあり、付議の対象となる試験研究課題は上記のごとく非常に少ない状況にある。

これは、投入経費には人件費が含まれていないことが大きく影響していると思われる。主要研究の定義の見直しが必要と思われる。なお、この外部評価の評価結果等は公表されている。

また、科学技術会議・評価委員会は平成 17 年度には 2 回（平成 17 年 11 月 14 日及び平成 18 年 3 月 22 日）開催されているが、いずれも県立試験研究機関の第 1 期中期事業計画及び第 2 期中期事業計画に対する審議である。当評価委員会で平成 17 年度に評価の対象となる部局横断的研究、県の重要な政策と密接に関連する研究は無かった為、実施していないとのことである。

普及指導業務の評価

普及指導業務の評価は「評価要領」第 6 条によれば、・事業実施の前年度に事前評価を、・事業実施年度から終了年度までの毎年度、進捗状況の内部点検を、・事業終了の翌年度に事後評価を行うことになっている。

また、「工技センター評価実施要領」第 4 条において、普及指導業務は事前評価と事後評価を行うと定めており、中間評価は行わないこととしている。

この平成 17 年度の評価実績を聴取したところ、第 2 期中間事業計画の策定に当り、平成 17 年 8 月 9 日に「工技センター評価調整会議」を、また平成 17 年 10 月 6 日に「工業評価専門委員会」を開催し、平成 18 年度から平成 22 年度の間に実施予定の普及指導業務につき評価を実施しており、この普及指導事業調書及び普及指導・事前評価シートを閲覧した。

なお、事後評価は、終了した事業がないので実施していないとの事である。

ただ、この「工技センター評価調整会議」、「工業評価専門委員会」の議事録は作成されていないが、作成しておくことが望まれる。また、毎年度の内部点検は担当者が事業継続の妥当性について点検シートを作成することにより実施しているとの事であるが、この点検シートを「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが必要であろう。

試験分析業務の評価

試験分析業務の評価は「評価要領」第 7 条によれば、事業実施の前年度に事前評価を行い、事業実施年度から毎年度、進捗状況の内部点検を行うことになっている。

この平成 17 年度の評価実績を聴取したところ、第 2 期中期事業計画の策定時に、「工技センター評価調整会議」また「工業評価専門委員会」で、平成 18 年度から平成 22 年度の間に実施予定の試験分析業務につき評価を実施したとのことであるので、この試験分析調書及び評価シートを閲覧した。

ただ、この「工技センター評価調整会議」、「工業評価専門委員会」の議事録は作成されていないが、作成しておくことが望まれる。

また、毎年度、進捗状況の内部点検は試験分析担当者が実施しているとの事であったが、「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが望まれる。

更に、普及指導業務、試験分析業務の事前評価、事後評価は、「評価要領」の主旨から考え中期事業計画策定時に評価を実施すれば良いというものではなく、事業実施の前年度に事前評価、事業終了年度の翌年に事後評価を行うということであるので、毎年度評価の対象の有無を明確にしておくことが必要である。

(2)農林水産技術総合センター

当センターの研究実績の推移（経常研究は除く）は次のとおりである。

（単位：件数）

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
前年持越	33	72	80	65	69
新規	49	20	12	24	14
完了	10	11	24	16	33
中止	0	1	2	3	0
休止	0	0	0	1	0
その他	0	0	1	0	0
次年度継続	72	80	65	69	50

当センターでは上記の「評価指針」「評価要領」「実施細則」と共に、「農林水産関係試験研究推進事務の進め方（取扱細則）」（以下、「取扱細則」と略す。）を定めている。

この「取扱細則」第 2 で試験研究推進会議（当推進会議のメンバーは当センターの所長、次長、部長で構成されている内部の会議体である）を設置し、当推進会議に農業部会、畜産部会、林業部会、水産部会、プロジェクト部会の 5 部会を置き、次の事項を審議することとしている。

- ・ 試験研究課題への要望・提案問題の調査及び取扱いに関すること。
- ・ 試験研究課題の設定に関すること。
- ・ 試験研究成果の評価に関すること。
- ・ その他、総合センターの試験研究の推進に必要な事項に関すること。

「取扱細則」第 3 で会長（所長）は農林水産技術会議設置要綱に定める農林水産技術会議（当技術会議のメンバーは県の農林水産部長、農政企画局長、農林水産局長、総務課長他関係課長と当センターの所長、次長、農業・畜産・森林・水産の各技術センター所長等で構成され、「評価指針」に定める内部評価を実施するための会議体である。）に試験研究課題等の評価についての試験研究推進会議の検討結果（試験研究要望・提案問題検討書並びに試験研究要望・提案問題検討結果取りまとめ表）を提出することを定めている。つまり、農林水産技術会議に諮る議案は、事前に当センターの試験研究推進会議で検討することとしている。

試験研究課題の内部評価について

a. 事前評価

平成 17 年度、研究課題に対する事前評価のための試験研究推進会議の各部会及び本会議の開催月日は次のとおりである。

農 業 部 会	平成 17 年 5 月 20 日、5 月 23 日、5 月 24 日、9 月 7 日、9 月 28 日の 5 回
畜 産 部 会	平成 17 年 10 月 5 日の 1 回
林 業 部 会	平成 17 年 9 月 26 日、10 月 5 日の 2 回
水 産 部 会	平成 17 年 5 月 19 日、5 月 27 日、9 月 30 日の 3 回
プロジェクト部会	農業部会と同時開催
本 会 議	平成 17 年 6 月 1 日、10 月 11 日の 2 回

上記開催の議案並びに試験研究要望・提案問題検討書並びに試験研究要望・提案問題検討結果取りまとめ表を閲覧し、試験研究課題が検討選択されていることを確認した。

上記の審議結果をもって、農林水産技術会議（「評価要領」が定める内部委員により構成される「研究課題等評価調整会議」に当る）が平成 17 年 10 月 21 日に開催されている。この内部評価の結果は次のとおり、評価課題 42 件に対し 32 件が採択されている。

部 会	評価課題件数	うち採択件数
プロジェクト部会	3	2
農 業 部 会	19	15
畜 産 部 会	10	6
林 業 部 会	7	6
水 産 部 会	3	3
計	42	32

これらの一部につき、研究課題調書、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されているものと認めた。

ただ、経常研究は事前評価、事後評価の対象とはされていない。経常研究は主にデータを蓄積して将来の研究課題の基礎にすとか産地指導のために継続的にデータを収集するというものであるので評価対象とはしていないとの事であった。

しかしながら、経常研究であっても「評価要領 4(1)ウ.において厳正な内部評価を実施することになっていることから、何らかの事前評価は必要と思われる。

なお、工業技術センターでは経常研究についても事前評価は行う旨「工技センター評価実施要領」に定めがある。農林水産技術総合センターにおいて経常研究の事前評価の要否を検討し、その結果、合理性に乏しく不要と判断されるのであれば、取扱細則においてその旨明記しておくことが必要である。

b. 中間評価

当センターの「取扱細則」第7の2において、中間評価は5年以上の研究期間を有する研究を対象として、原則として、研究開始後3年目に当該研究の見直しの要否、研究続行の適否の判断に資するため、会長（所長）は試験研究推進会議の審議結果に基づき研究課題調書[中間評価用]を取りまとめ、農林水産技術会議に提出すると定めている。

平成17年度では、研究課題に対する中間評価のための試験研究推進会議の各部会及び本会議の開催日は次のとおりである。

農 業 部 会	平成17年5月25日
畜 産 部 会	平成17年5月25日
林 業 部 会	開催せず
水 産 部 会	平成17年5月27日
プロジェクト部会	平成17年5月25日
本 会 議	平成17年6月1日

上記の審議結果に基づき、研究課題調書[中間評価用]を取りまとめ、農林水産技術会議を平成17年6月13日に開催し、中間評価を実施している。この中間評価の結果は次のとおり、評価課題4件に対し4件全て採択されている。

部 会	評価課題件数	うち採択件数
農 業 部 会	1	1
畜 産 部 会	1	1
水 産 部 会	2	2

上記につき中間評価対象研究課題に洩れがないことを検証すると共に研究課題調書、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されているものと認めた。

c. 事後評価

当センターの「取扱細則」第7の3において事後評価は前年度に終了した研究課題の総括評価、成果の活用・普及方法、残された問題への対応を検討するため、研究課題調書[事後評価用]を取りまとめ農林水産技術会議に提出すると定めている。

平成17年度では研究課題に対する事後評価のための試験研究推進会議の各部会及び本会議の開催は中間評価のための試験研究推進会議と同時に行われている（但し、林業部会は平成17年5月24日）。また、この審議結果に基づき、研究課題調書[事後評価用]を取りまとめ、農林水産技術会議を平成17年6月13日に開催し、事後評価を実施している。この事後評価の件数及び結果は次のとおりである。

部 会	評価課題件数	うち合格点(注)を得た件数
農 業 部 会	6	6
畜 産 部 会	2	2
林 業 部 会	2	2
水 産 部 会	3	3
プロジェクト部会	1	1
計	14	14

(注)合格点とは満点の75%（15.0点）以上の点数をいう。

上記につき、事後評価対象研究課題に洩れがないことを検証すると共に研究課題調書、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されていると認めた。

d. 追跡評価

当センターの「取扱細則」第7の4において追跡評価は、研究終了から数年が経過した研究課題について成果の実用化、施策化、普及状況の把握、将来の研究課題等への反映のため、研究課題調書[追跡評価用]を取りまとめ、農林水産技術会議に提出すると定めている。

当センターでは県の「評価指針」が施行されたのは平成13年度であり、平成13年度に事前評価を受けた研究課題は、研究期間の短いもの（3年）では16年度に終了しており、17年度に事後評価を受けていることから、研究終了数年後となると少なくとも19年度以降にならないと追跡評価の対象となる課題が生じないとのことである。

試験研究課題の外部評価

当センターでは、外部評価機関として、科学技術会議・評価委員会のほか、農林水産部研究課題評価専門委員会（以下「農林評価専門委員会」と略す）を設置している。委員は学識経験者、消費者・生産者代表等 10 名で構成されている。

この「農林評価専門委員会」は平成 17 年度には 1 回開催（平成 17 年 11 月 21 日開催）されており、その評価件数は下記のとおりである。事前評価、中間評価の評価結果は、全て採択であった。また事後評価の得点も 20 点満点であるので下記のとおり、高い評価になっている。

部 門	事前評価	中間評価	事後評価	事後評価 の 得 点
プロジェクト部門	1		1	16.8 点
農 業 部 門	6		1	17.3 点
畜 産 部 門	2	1	1	18.0 点
水 産 部 門		1		
計	9	2	3	
内 部 評 価 件 数	32	4	14	

ただ、事後評価については内部評価付議件数に比べ外部評価付議件数は著しく少ない。これは、外部評価に付議する主要研究は「評価実施細則」により農林水産部が所管する県立試験研究機関にあっては、年平均投入経費 100 万円以上のもの又は研究員の年間投入人員が 1 人を超えるものと定義されていることにある。この投入経費には人件費が含まれていないことから少なくなっている。主要研究の定義を見直し、外部評価の対象を増すべきであろう。

なお、この外部評価の評価結果等は公表されている。

なお、科学技術会議・評価委員会へ付議すべき部局横断的研究等は無かったとのことである。

普及指導業務の評価

普及指導業務については、「評価要領」6 において研究成果の迅速な普及と円滑な技術移転の促進という観点から厳正な内部評価を行うと定められている。しかしながら、当センターでは「評価要領」6 の対象となるような普及指導業務は行っていないという判断から、この評価は行っていない。

農業関係の事業者に対する直接の普及指導は県下 22 箇所にある農業改良助長法に基づき設置されている「農業改良普及センター」に在籍する改良普及員が実施しており、当センターでは改良普及員の資質向上のための研修及び課題解決のための現地における技術実証の支援を行っているので、このような普及指導業務については、評価対象にならないと判断されている。

(3)健康環境科学研究センター

当センターの研究実績の推移は次のとおりである。

(単位：件数)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
前年持越	0	17	31	28	30
新規	17	14	2	2	0
完了	0	0	2	0	27
中止	0	0	3	0	0
休止	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
次年度継続	17	31	28	30	3

当センターでは試験研究課題等の評価に関して、工業技術センター、農林水産技術総合センターのようにセンター独自の要領のようなものは作成していない。県の定める「評価指針」「評価要領」「実施細則」に基づき実証されている。ただし、研究業務の進行管理を行うために「県立健康環境科学研究センター調査研究課題進行管理規程」を定めており、この中で所長が調査研究課題の評価を行うこと等規定している。

調査研究課題の内部評価について

a. 事前評価

試験研究課題に対する事前評価のための内部評価は、健康環境科学研究センター研究課題等評価調整会議（以下「健環評価調整会議」と略す）において行なわれており、当会議の委員は県の関係部局の課長及び当センターの幹部で構成されている。平成 17 年度は第 1 回会議を平成 17 年 9 月 7 日（環境関係）、9 月 15 日（健康関係）に、第 2 回会議を 9 月 21 日（健康・環境合同）に開催している。この評価結果は次のとおりである。

区 分	評価課題件数	うち採択件数
大気環境部関係	5	5
安全科学部関係	2	2
水質環境部関係	4	4
感染症部関係	7	7
健康科学部関係	3	3
水質環境部関係	2	2
計	23	23

これらにつき、研究課題調書並びに評価シートを閲覧した結果、適正に実施されていると認められた。ただし、研究課題調書の「研究に投入される資源（効率性）」欄には投入予定経費、投入予定人員を記入することになっているが、投入予定経費は上記 23 件全てにつき記入されていない。また、投入予定人員が記入されているのは 5 件のみである。これらは課題を評価するうえで、重要な情報であると思われるので記入を徹底すべきである。

b. 中間評価

調査研究課題に対する中間評価は、研究期間 5 年以上の研究課題を対象とし、研究開始後 3 年目に行うことになっている。県の「評価指針」は平成 13 年度から施行されているため、3 年目の平成 15 年度に実施したが、平成 17 年度は中間評価の対象となる試験研究課題は無いため実施していないとの事であった。このため平成 15 年 8 月 4 日に実施した「健環評価調整会議」の内容につき、議事録、評価結果一覧表等閲覧して検討した。当会議に付議された課題数が 14 件で、うち 1 件が不採択となり、当該課題は試験研究を中止している。

付議課題に洩れがないかどうか、また審議が的確になされているかどうかにつき検討した結果、特に問題はなく、適正に実施されているものと認めた。

ただ、平成 14 年度に新規に調査研究課題が 14 件を実施されているが、これに係る中間評価は平成 16 年度実施されていない。これらのうち 13 件はその研究期間は平成 14 年度から平成 17 年度と 4 年間に設定されており（1 件は平成 14 年度から 15 年度と 2 年間に設定されている）、5 年未満の調査研究課題であるため、中間評価は行っていない。しかしながら、調査研究期間を 4 年間に設定したのは第 1 期中間事業計画の最終年度である平成 17 年度に合せた面があり、3 年目の 16 年度で中間評価しておれば中止とすべき調査研究課題が生じていたかもしれない。調査研究期間が 4 年のものについても 3 年目で中間評価を行うことが望まれる。

また、当センターの「調査研究課題進行管理規程」の第 2 によると、研究部長は調査研究課題の進捗状況につき、毎年「調査研究課題進捗状況報告書」を作成し、10 月末に企画情報部長並びに所長に提出することになっている。

平成 17 年度分につきこの報告書の提示を求めたところ、平成 17 年度より、これは廃止したとのことであった。

しかしながら、上記管理規程は未だ改訂されていなかった。重要事項であるので、遅滞なく改訂しておくべきである。

また、当管理規程の第 4 によると「所長は多様なニーズや取り巻く環境の変化に対応し、重点的、効果的な研究業務等を推進するため、調査研究課題の評価を行うものとする」と定められているが、この所長が評価した結果は文章では残されていない。文章で残すようにすべきである。

c. 事後評価

当センターでは平成 16 年度に調査研究の完了した課題は無いため、平成 17 年度では事後評価は実施されていない。平成 15 年度に 2 課題が完了しており、これの事後評価のために「健環評価調整会議」が平成 16 年 9 月 24 日に開催されている。

この議事録に、評価シート等閲覧して検討した。これら 2 件の評価点数は 20 点満点に対し、16.8 点と 17.2 点でいずれも合格している。

付議課題に洩れがないかどうか、審議が的確になされているかどうかにつき検討した結果、特に問題はなく、適正に実施されているものと認めた。

d. 追跡評価

県の「評価指針」「評価要領」には追加評価に関する規定があり、研究終了から数年が経過した研究課題等について評価を行うことになっているが、未だ実施していな

いとの事であった。重要な評価手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。

調査研究課題の外部評価

当センターでは、外部評価機関として、科学技術会議・評価委員会のほか、健康環境科学研究センター外部評価専門委員会（以下「健環評価専門委員会」と略す。）を設置している。委員は学識経験者、民間研究所幹部等 10 名で構成されている。

平成 17 年度のこの「健環評価専門委員会」は平成 17 年 10 月 18 日と 10 月 20 日に開催されているが、調査研究課題、評価のための会議は 10 月 18 日である。この付議課題は事後評価 2 件、事前評価 9 件であり、審議結果は事後評価 2 件については各々 20 点満点中 16.8 点と 18.1 点で合格点が付いており、事前評価 9 件は全て採択されている。

この評価シート等閲覧した結果、適正に実施されていると認めた。なお、この外部評価の評価結果は公表されている。ただし、外部評価に付議する主要研究課題の選定に当り、「実施細則」2 に定める主要研究の定義（県民生活部が所管する県立試験研究機関にあっては、・年間平均投入経費 100 万円以上のもの、・研究員の年間投入人員が一人を超えるもの）に該当するかどうかの検討はせずに、次の 2 つの基準に基づき選定されている。

- ・健康生活部の重要施策に関連する研究課題
- ・最近の社会情勢により緊急かつ重要と認められる研究課題

「実施細則」に定める定義に該当する課題の有無につき、まず検討することが必要である。

また、平成 15 年度に調査研究が完了した課題が 2 件あり、これに対し平成 16 年度には内部評価としての事後評価は実施されているが、外部評価としての事後評価は実施されていない。この理由は、課題 2 件のみで、「健環評価専門委員会」を開催するのは適当でないため実施せず、平成 17 年度において実施したとの事であった。

なお、科学技術会議・評価委員会の付議すべき部局横断的な研究等は無かったとのことである。

普及指導業務の評価

普及指導業務については「評価要領」6 において厳正な内部評価を行うと定められている。平成 17 年度はこの評価の為に「健環評価調整会議」を 9 月 21 日に開催している。この議事録等によると第 2 期中期事業計画期間中実施予定の普及指導事業として 15 の事業（継続事業 14 件、新規事業 1 件）について、評価、採択している。

ただ、これらの評価にあたり、「実施細則」3.(3)に定める「普及指導事業調書」及び「評価シート」は作成されていない。工業技術センターでは作成されているが、当センターではこれらを作成することは実務上合理性がないのであれば、当センターの内規でその旨定めておくことが必要である。

また、「評価要領」6において、普及指導事業について事業実施年度から終了年度までの毎年度、進捗状況の内部点検を行うと定められているがこの内部点検は実施していない。実施すべきである。

試験分析業務の評価

試験分析業務については「評価要領」7において、厳正な内部評価を行うと定められている。平成17年度はこの評価の為に「健環評価調整会議」を平成17年9月21日に開催している。この議事録等によると第2期事業計画期間中実施予定の試験分析事業として94事業(全て継続事業)について評価し、採択されている。

ただ、新規業務の評価にあたり、「実施細則」3.(4)に定める「試験分析事業調書」及び「評価シート」は作成されていない。作成すべきである。

また、「評価要領」7において、試験分析評価について事業実施年度から毎年度、進捗状況の内部点検を行うと定められているが、この内部点検は実施していない。実施すべきである。

(4)生活科学研究所

当研究所の研究実績の推移は次のとおりである。

(単位：件数)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年持越	0	3	0	0	0
新 規	10	6	13	13	10
完 了	7	9	13	13	10
次年度継続	3	0	0	0	0

当研究所では、県の定める「評価指針」「評価要領」「実施細則」と共に、当研究所の内規「生活科学研究所 研究課題の選定について」(以下、「研究所内規」と略す。)に基づいて調査研究課題等の評価を行っている。

調査研究課題の内部評価について

a. 事前評価

「研究所内規」によれば、自主研究と共同研究に区分し、自主研究課題については、まず県立生活科学研究所運営委員会（学識経験者、消費者団体、商工会議所、商工会連合会、公募委員等 12 名で構成されている委員会。以下「運営委員会」と略す。）で、当研究所が立案した研究課題に対し、意見を聴取し、その意見を踏えて生活科学研究所研究課題等調整会議（本庁の県民文化局長、生活創造課長、消費生活室長、県立神戸生活創造センター生活科学部長、当研究所幹部 7 名で構成されている委員会。以下「生活科学評価調整会議」と略す。）に付議する課題等を決めることとしている。また共同研究課題については、当年度に共同研究者を募集して課題を決定するため、事前評価の対象とはしていないとの事である。

平成 17 年度は「運営委員会」が平成 17 年 7 月 22 日に開催され、調査研究課題の選定に関する検討が行なわれている。この結果を受けて「生活科学評価調整会議」が平成 17 年 8 月 24 日に開催されている。当研究所の場合、この調整会議では調査研究課題の内容等が説明、質疑応答され、後日 2 週間以内に各委員より評価結果の回答を受け、これをもとに実施する研究課題を職員 1 人あたり 1～2 課題に絞り込んでいる。また、平成 16 年度は「運営委員会」が平成 16 年 7 月 8 日に「生活科学評価調整会議」が平成 16 年 7 月 26 日に開催されている。これら会議体の議事録、研究課題調書、評価シートを閲覧した結果、適正に実施されているものと認めた。なお、「運営委員会」は外部委員会ではあるが調査研究課題を事前評価するというを所管業務にはしていない。より広く、当研究所の業務運営の基本方針に関する事、その他運営に必要な事項に関する事を審議する委員会であるので、当委員会では調査研究課題に対する意見を求めているが、評価は行っていない。評価は「生活科学評価調整会議」で行なわれており、この平成 16 年度（平成 16 年 7 月 26 日）の当調整会議における評価課題件数は 14 件のうち採択 9 件、不採択 4 件で 1 件は採択された別の課題と併合して行うという条件が付されていた。この採択された課題のうち、1 件（電子レンジの利用実態と食品の過加熱等に関する調査研究）は平成 17 年度において調査研究が実施されていなかった。事情を聴取したところ、他の研究所（(独)国民生活センター）が同じような研究をしていたので中止したとのことであったが、議事録をみるかぎりその旨はその後の「生活科学評価調整会議」で特段説明されていない。採択された課題を実施しないということは「生活科学評価調整会議」の軽視につながるので、その後の調整会議で中止することについて承認を得ておくべきである。なお平成 17 年度（平成 17 年 8 月 24 日）の当調整会議における評価課題件数は 16 件のうち採択

9 件、不採択 7 件である。他の県立試験研究機関の内部評価における採択率がほぼ 100%であるのに比べ採択率が低い点は注目に値する。

b. 中間評価

当研究所の調査研究課題の研究期間はほとんど 1 年であり、例外的に 2 年になるものもある程度であるため、中間評価の対象となる研究課題はないとのことである。

c. 事後評価

平成 17 年度調査研究課題に対する事後評価のための内部評価（「生活科学評価調整会議」による評価）は平成 17 年 8 月 24 日に実施されている。この研究課題調書、評価シート、議事録を閲覧し適正に実施されているかどうか検討した。この結果、この会議における評価課題件数 13 件で全て「達成」として処理されていた。しかしながら、このうち 3 件は 100 点満点で 72 点台であった。採択基準では 75 点以上が合格となっており、その意味では「達成」と評価することが妥当であるのか疑念の生ずるところである。厳正な評価が望まれる。

d. 追跡評価

県の「評価指針」「評価要領」には追跡評価に関する規定はあり、研究終了から数年が経過した研究課題等について評価を行うことになっているが、未だ実施していないとの事であった。重要な評価手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。

普及指導業務の評価

県の「評価要領」6 において普及指導業務に対して事前評価と事後評価を行うことを定めている。

平成 17 年度の普及指導業務に係る内部評価（平成 17 年 8 月 24 日開催の「生活科学評価調整会議」による評価）において、事前評価の対象件数は 1 件（生活科学シンポジウム「商品の安全使用を考える」の開催）で評価結果は「採択」、事後評価の対象件数も 1 件（生活科学シンポジウム「広がる食物アレルギー～どうする食品選び～」の開催）で評価結果は「達成」であった。これらの普及指導事業調書、評価シート、議事録を閲覧した結果、適正に実施されていると認められた。

しかしながら、当研究所の普及指導事業はおおよそ人員の総業務量でみて 50%程度を占めており、種々の事業を行っている。

評価対象件数が 1 件で問題ないのか否か疑問である。評価の対象となる普及指導業務の定義を明確にしておくことが必要である。

また。「実務細則」5.(2)において毎年度進捗状況の内部点検は点検シートを作成し行うこととなっているが、これについても実施されていないが、実施することが実務的にみて合理性がないのであれば、内規においてその旨明示しておくべきであろう。

(5)福祉のまちづくり工学研究所

当研究所の研究実績の推移は次のとおりである。

(単位：件数)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
前年持越	10	12	14	7	11
新 規	8	6	4	11	7
完 了	6	4	11	7	11
次年度継続	12	14	7	11	7

当研究所では、県の定める「評価指針」「評価要領」「実施細則」と共に、当研究所で定めた「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所研究開発実施要綱（以下、「開発実施要綱」と略す。）に基づいて研究課題等の評価を行っている。

研究課題の評価について

a. 事前評価

「開発実施要綱」第 2 条第 1 項で、研究所が実施するすべての研究開発は「福祉のまちづくり工学研究所企画運営委員会（以下、「企画運営委員会」と略す。）の評価等のもとに行うものと定めている。この「企画運営委員会」は外部の学識経験者 9 名と当研究所の所長、県の健康生活部のユニバーサル課長計 11 名で構成される委員会であり、当研究所では実施する全ての研究課題について外部評価を受けることとしている。他の県立の試験研究機関が主要研究課題に限定しているのとは異なっている。

「開発実施要綱」第 2 条第 2 項で、県からの受託研究開発については、「企画運営委員会」の評価手続きを経て、「福祉のまちづくり工学研究所研究課題等評価調整会議」（以下、「まち工学評価調整会議」と略す。）で選定するものと定めている。この「まち工学評価調整会議」のメンバーは県の健康生活部のユニバーサル課、高齢福祉課、障害福祉課、県土整備部まちづくり課の課長及び当研究所幹部で合計 10 名で、「評価要領」が定める内部委員により構成される「研究課題調整会議」に当たるものである。この規程は、まず外部評価の手続きを経て内部評価を行うと定めており、この手続も他の県立試験研究機関と逆の手続になっている。

「開発実施要綱」第 2 条第 3 項で、県以外から資金を受けて実施する研究開発は「企画運営委員会」の評価手続を経て、実施できると定められている。つまり、県以外から資金を受けて実施する研究開発は、「まち工学評価調整会議」の評価は不要という定めであり、県の「評価要領」2 で定める「全ての研究課題等を評価の対象とし厳正な内部評価を行うものとする」という規定に反している。また、外部評価を受けているのであれば、特段問題はないが後述するように実質的には外部評価は受けていない。

研究課題の事前評価が上記の手続に準拠して実施されているかどうか検討した。

まず、平成 17 年度実施する新規研究課題の事前評価として、外部委員会である「企画運営委員会」が平成 16 年 8 月 11 日に開催されている。次いで内部審査会である「まち工学評価調整会議」が平成 16 年 10 月 15 日に開催されている。平成 16 年度は規定通り、外部評価委員会の意見を聴取して内部評価委員会で課題を決定している。一方、平成 18 年度実施する新規研究課題の事前評価としての外部委員会である「企画運営委員会」は平成 17 年 7 月 29 日に開催されている。一方内部委員会である「まち工学評価調整会議」は平成 17 年 7 月 20 日に開催されており、平成 17 年度は平成 16 年度とは逆に内部評価委員会が先行し、その後外部評価委員会が開催されている。この順序は、当研究所の規程に反しているが、県の規程には準拠している。当研究所の規程が妥当性を欠くのであれば改正しておくことが必要である。

平成 17 年 7 月 20 日開催の内部評価委員会である「まち工学評価調整会議」の研究課題調書、評価シート、議事録を閲覧した結果、評価課題件数、採択件数等は次のとおりであり、適正に実施されているものと認めた。

区 分	評価課題件数	うち採択件数
研究第一課	6	3
研究第二課	8	4
研究第三課	6	3
研究第四課	2	1
計	22	11

ただ、採択された 11 件について、議事録ではその旨明記されていない。また採点結果が高くても採択されていないケースがあるので、その理由等議事録で明記しておくべきである。

次に、平成 17 年 7 月 29 日開催の外部評価委員会である「企画運営委員会」の議事録を閲覧したところ、上記採択された 11 件につき各委員より意見は出されているが、

この評価シートは作成されていない。また議事録にも評価結果は記載されていない。
この為外部評価結果の採点状況は不明であった。外部評価の評価シートを作成すべき
である。

b. 中間評価

研究課題に対する中間評価は研究期間 5 年以上の研究課題を対象とすることになっている。当研究所では、研究期間 5 年以上の研究課題はないので、中間評価は実施していない。

c. 事後評価

当研究所では、内部評価委員会である「まち工学評価調整会議」では事後評価は実施していない。外部評価委員会である「企画運営委員会」で実施しており、平成 17 年度終了した研究に対する事後評価は平成 18 年 3 月 10 日開催の当委員会で実施している。

この議事録によると、平成 17 年度研究が終了した 11 件のみならず、平成 17 年度に実施した研究課題 18 件全てにおいて意見を求めている。

「企画運営委員会」には研究課題調査[平成 17 年度成果の概要]を提出しているが、評価シートは作成されていない。現状では意見を求めるだけで、事後評価としての採点評価は行われているとは認め難い。事後評価についても県の「評価要領」に準拠した内部評価と外部評価を行うべきである。

d. 追跡評価

追跡評価は県の「評価要領」により研究終了後数年後に、施策への反映、企業・県民への直接的効果、地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバックの効果の項目について評価を実施することになっているが、当研究所では実施されていない。重要な評価手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。

普及指導業務の評価

普及指導業務の評価は県の「評価要領」第 6 条によれば、・事業実施の前年度に事前評価を、・事業実施年度から終了年度までの毎年度、進捗状況の内部点検を、・事業終了の翌年度に事後評価を行うことになっている。

しかしながら、当研究所では普及指導業務の評価は実施していない。

「実施細則」3.(3)普及指導評価の方法の規定に準拠し、普及指導事業調書及び評価シートを作成し、実施することが必要である。

5. 試験研究課題等の評価に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の試験研究課題等の評価についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

(1) 経常研究・共同研究の評価について

経常研究の内部評価の実施について（指摘事項）

農林水産技術総合センターでは経常研究は内部評価においても事前評価、事後評価の対象としていない。「評価要領」では全ての試験研究課題につき評価を行うことになっているので、評価は必要と思われるが、農林水産技術総合センターでは、合理性に乏しく評価不要と判断されるのであれば、内規においてその旨明記しておくことが必要である。

（290 頁参照）

書類持廻り審査について（指摘事項）

工業技術センターでは経常研究の事前評価（内部評価）及び企業との共同研究の事後評価（内部評価）は委員の書類持廻りで審査しており、「工業センター評価調整会議」では審議していない。この手続は内規に明記されていない。今後共、書類持廻り審査を継続するのであれば、内規においてその旨明記しておくことが必要である。また、この書類持廻り審査においては、委員である所長、次長は審査に参加しておらず、規程に定められた運用が出来ていない。（285 頁参照）

(2) 追跡評価について

追跡評価に対する外部評価について（意見）

追跡評価は内部評価として限定的にしか実施されておらず、外部評価は実施されていない。重要な評価手続であるので具体的手続を定め実施することが必要である。（全機関共通）（275、292、296、300、303 頁参照）

追跡評価における評価メンバーについて（意見）

追跡評価の内部評価においても、試験研究機関単独で行うだけでは公正性が確保できない。追跡評価調書の作成に当たっても、第三者機関か又は試験研究機関、行政関係部署、生産団体、消費者団体等で構成される調査委員会で行うことが望ましい。（全機関共通）

（283 頁参照）

追跡評価に対する内部評価の実施について（指摘事項）

追跡評価の内部評価は県の「評価要領」により研究終了後数年後に、施策への反映、企業・県民への直接的効果、地域への貢献度・波及効果、今後の研究へのフィードバックの効果の項目について評価を実施することになっているが、実施されていない。重要な評価

手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。(296、300、303 頁参照)

追跡評価対象の明確化について(指摘事項)

工業技術センターでは、平成 14 年度終了した試験研究課題 18 件に対し、平成 17 年度の追跡評価(内部評価)件数は 2 件のみである。全て実施することが、実務上合理的でないのであれば、内規の見直しが必要である。(287 頁参照)

(3) 普及指導業務の評価について

普及指導業務の評価対象の明確化について(意見)

普及指導業務の内部評価は規定上実施することになっているが、福祉のまちづくり工学研究所では評価対象となる普及指導業務はないとのことで実施していない。生活科学研究所では平成 17 年度 1 件のみの実施であり、評価洩れの有無につき疑問が残る。評価対象となる普及指導業務の定義を明確にしておくことが必要である。(301、304 頁参照)

普及指導事業調書等の作成について(意見)

健康環境科学研究センターでは普及指導業務の評価にあたり、「普及指導事業調書」及び「評価シート」は作成していない。これらを作成することが実務上合理性がないのであれば、内規でその旨定めておくことが必要である。(298 頁参照)

議事録の作成について(意見)

工業技術センターでは普及指導業務の評価は実施されているが、「工業センター評価調整会議」等の議事録は作成されていない。作成しておくことが望ましい。(288 頁参照)

内部点検の実施について(指摘事項)

健康環境科学研究センター・生活科学研究所・福祉のまちづくり工学研究所では、規定により毎年度、普及指導業務の内部点検を行うことになっているが、これが実施されていない。(298、301、303 頁参照)

内部点検の検証について(意見)

工業技術センターでは毎年度内部点検は担当者が点検シートを作成することにより実施しているとのことであるが、「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが必要であろう。(288 頁参照)

(4) 試験分析業務の評価について

試験分析事業調書等の作成について(指摘事項)

健康環境科学研究センターでは新規業務に係る試験分析業務の評価にあたり「試験分析事業調書」及び「評価シート」は作成されていない。また現行業務は「試験分析事業調書」(簡略版)による内部点検は実施していない。実施すべきである。(298 頁参照)

議事録の作成等について（意見）

工業技術センターでは試験分析業務の評価に係る「工技センター評価調整会議」、「工業評価専門委員会」の議事録は作成されていないが、作成しておくことが望まれる。

また、毎年度、進捗状況の内部点検は試験分析担当者が実施しているとの事であったが、「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが望まれる。

更に、普及指導業務、試験分析業務の事前評価、事後評価は、「評価要領」の主旨から考え中期事業計画策定時に評価を実施すれば良いというものではなく、事業実施の前年度に事前評価、事業終了年度の翌年に事後評価を行うということであるので、毎年度評価の対象の有無を明確にしておくことが必要である。（288 頁参照）

(5)外部評価について

主要研究の定義の見直しについて（意見）

試験研究課題の外部評価の付議件数が非常に少ない。これは外部評価に付議する主要研究は、農林水産技術総合センター及び健康環境科学研究センターでは年平均投入経費 100 万円以上、工業技術センターでは年平均投入経費 200 万円以上のものと定義されているが、この投入経費に人件費が含まれていないことから、主要研究に該当する研究が少なくなっているものと思われる。主要研究の定義の見直しが必要である。（287、293 頁参照）

「実施細則」の遵守について（指摘事項）

健康環境科学研究センターでは、外部評価に付議する主要研究は「実施細則」に定める基準と異なる基準で選定されている。「実施細則」に準拠すべきである。（297 頁参照）

「評価シート」の作成について（指摘事項）

福祉のまちづくり工学研究所の試験研究課題の事後評価（外部評価）では「評価シート」は作成されていない。現状では、委員に意見は求めているが、事後評価としての採点評価は行われていない。（303 頁参照）

(6)その他の事項について

試験研究課題の選定の視点について（意見）

工業技術センター、農林水産技術総合センターでは、研究員の専門分野に制約があることから、ある程度特定分野に偏ることは避けられないが、試験研究課題の選定にあたり、特定分野に偏っていないかどうかという視点で評価することが必要であるので、評価項目にその旨加えることが望ましい。（270 頁参照）

効果の測定について（意見）

試験研究課題の選定にあたり「効率性」の項において費用対効果の視点から評価することになっているが、この効果については、評価調書に記載されていない。各試験研究機関において、各々研究内容に応じて効果の定量的測定方法を検討することが今後の課題である。（272 頁参照）

機関評価について（指摘事項）

機関評価に関する「評価調書」「評価シート」は無く、適切な評価手続はとられていない。（276 頁参照）

試験研究の成果の評価について（意見）

産業系の試験研究機関においては、試験研究の成果の評価にあたり、有効性、効率性を評価する場合、効果の定量的な測定を伴わなければ的確な評価が出来ない。定量的な測定方法の検討が望まれる。（276 頁参照）

普及指導業務、試験分析業務の外部評価について（意見）

普及指導業務、試験分析業務は内部評価を行うが、外部評価は行なわないこととしている。しかしながら、重要な業務については外部評価の対象とすべきである。（282 頁参照）

事後評価の評価洩れについて（指摘事項）

工業技術センターで平成 17 年度の試験研究課題の事後評価（内部評価）において 1 件評価洩れがみられた。（286 頁参照）

研究課題調書への記入洩れについて（指摘事項）

健康環境科学研究センターの、研究課題、事前評価（内部評価）において、研究課題調書上、投入予定経費、投入予定人員を記入することになっているが、これがほとんど記入されていない。評価するうえで重要な情報であるので記入徹底すべきである。（295 頁参照）

中間評価の実施について（意見）

調査研究課題の中間評価に関し、調査研究期間 4 年のものについても 3 年目で中間評価を行うことが望ましい。（296 頁参照）

評価結果の文書化等について（指摘事項）

健康環境科学研究センターでは、「調査研究課題進行管理規程」の改訂が遅れていた。また当規程によると、所長が調査研究課題の評価を行うことになっているが、この評価結果は文書で残されていない。（296 頁参照）

採択された調査研究課題の中止に係る承認について（意見）

生活科学研究所の「生活科学評価調査会議」において調査研究課題の事前評価で採択されたにもかかわらず、その課題を実施しないというケースが見られたが、その後の「生活科学評価調整会議」で中止したことにつき承認を得ておくべきである。（299 頁参照）

採択基準の遵守について（意見）

生活科学研究所の調査研究課題の事後評価（内部評価）において評価課題 13 件が全て「達成」として処理されていたが、このうち 3 件は 100 点満点で 72 点であった。採択基準では 75 点以上が合格となっており、その意味では「達成」と評価することが妥当であるのか疑念が生ずるところである。（300 頁参照）

内規違反について（指摘事項）

福祉のまちづくり工学研究所では試験研究課題の事前評価にあたり、平成 16 年度は内規に従い外部評価の後に内部評価が行なわれているが、平成 17 年度は逆に内部評価の後に外部評価委員会が開催されている。この順序は内規に反しているが、県の規定には準拠している。内規が妥当性を欠くのであれば、改正しておくべきである。（302 頁参照）

内部評価結果、外部評価結果の議事録記載について（指摘事項）

福祉のまちづくり工学研究所の試験研究課題事前評価（内部評価）で採択される 11 件について、議事録ではその旨明記されていない。また採点結果が高くても採択されていないケースがあるが、その理由も議事録には明記されていない。（302 頁参照）

また外部評価委員会の議事録には、上記 11 件につき各委員の意見は記載されているが、この「評価シート」は作成されておらず、議事録にも評価結果は記載されていない。この為、外部評価結果の採点状況は不明であった。（303 頁参照）

行政コスト計算書の試算

1. 行政コスト計算書の試算について

近年、地方公共団体では、企業会計的な手法を取り入れた「行政コスト計算書」の作成が行われている。兵庫県でも、平成12年度から普通会計に係る行政コスト計算書が作成され、一般に公開されている。

行政コスト計算書は、行政サービス提供のため年間どれだけコストがかかっているかについて、資産形成につながらないコスト面に着目して把握するものである。すなわち、地方公共団体の活動には、必然的にコストが生じるが、このコストとして、現金の支出だけではなく、減価償却費や退職給付費用など、その年度の活動に対応させるべき現金支出を伴わない費用も含めることで、活動の実態を捉えることができると考えられている。

こうして把握したコストでどのような行政活動が展開され、この結果どのような効果を上げられたかを評価することができれば、コストと対比させることにより、行政活動の効率性を検討することができ、さらには、将来の有効活用を含めた長期的なコスト意識を醸成することにつながることを期待できる。

上記のコスト及び効率性の検討は、試験研究機関別を実施することも可能であるため、参考までに各試験研究機関の行政コスト計算書（平成16年度及び17年度）を試算した。その結果は、次の通りである。

	平成 16 年度		平成 17 年度	
	行政コスト純額	県民 1 人当りコスト	行政コスト純額	県民 1 人当りコスト
工業技術センター	1,399,618	251	1,335,854	239
農林水産技術総合センター	4,680,859	838	4,395,045	787
健康環境科学研究センター	1,041,249	186	1,055,257	189
生活科学研究所	186,189	33	197,613	35
福祉のまちづくり工学研究所	248,418	44	217,645	39
計	7,556,332	1,353	7,201,414	1,290

5 試験研究機関の行政コスト純額は平成 16 年度 7,556 百万円 県民 1 人当りコスト 1,353 円、平成 17 年度 7,201 百万円 県民 1 人当りコスト 1,290 円で、平成 17 年度の行政コストは前年度に比べ減少してきている。上記コストが高いのかどうかは現在、判断できるデータを持ち合わせていないので判断できないが、基本的には試験研究機関の提供している行政サービスがコスト以上の効果を上げているかどうかという点にある。

試験研究機関の行政サービスの成果を計数的に評価することは容易でないが、一般行政サービ

スと比べれば、比較的計数化はやりやすいと思われる。また、試験研究機関を独立法人化すれば、ある程度行政サービスの成果の評価方法は確立してくるものと思われる。

ただ、その行政サービスの成果が的確に計数化出来なくても、各試験研究機関別に発生主義によるコストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し、その運営の効率性を判断するデータとして、また各試験研究機関の機関評価を行う場合のデータとして活用できると思われる。また、例えば農林水産技術総合センターの行政コストと兵庫県の農林水産総生産高の割合は平成 16 年度でみると 2.6% (47 億円/1,840 億円) であるが、この 2.6% を他府県のデータと比較分析するとか、農林水産従事人口当り農林水産技術総合センター行政コストの割合を出し、他府県のデータと比較することも有用である。県においても、各試験研究機関別に行政コスト計算書を作成することが望まれる。

【工業技術センター】

(金額単位：千円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	1,078,539 (107,249)	71.2%	1,012,568 (71,253)	70.0%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	408,348 (190,120)	26.9%	398,451 (178,007)	27.6%
3 移転支的的なコスト	355	0.0%	342	0.0%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	28,054 (26,067)	1.9%	34,954 (34,954)	2.4%
5 行政コスト総額(1～4計)	1,515,296	100%	1,446,315	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	115,678 (29,441)	-	110,461 (12,803)	-
7 行政コスト純額(5-6)	1,399,618	-	1,335,854	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民 1 人当たりコスト	251 円		239 円	

【農林水産技術総合センター】

(金額単位：千円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	3,464,789 (426,821)	68.2%	3,221,415 (260,790)	67.2%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	1,452,002 (479,633)	28.6%	1,415,279 (487,728)	29.5%
3 移転支出的なコスト	5,093	0.1%	4,587	0.1%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	160,659 (92,752)	3.1%	155,530 (124,372)	3.2%
5 行政コスト総額(1～4計)	5,082,543	100%	4,796,811	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	401,683 (17,665)	-	401,766 (2,146)	-
7 行政コスト純額(5-6)	4,680,859	-	4,395,045	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	838 円		787 円	

【健康環境科学研究センター】

(金額単位：千円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	887,675 (56,085)	78.4%	890,139 (111,890)	78.4%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	234,952 (69,460)	20.7%	232,334 (68,599)	20.5%
3 移転支出的なコスト	182	0.0%	211	0.0%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	9,816 (8,976)	0.9%	12,036 (12,036)	1.1%
5 行政コスト総額(1～4計)	1,132,625	100%	1,134,720	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	91,376 (40,848)	-	79,462 (38,608)	-
7 行政コスト純額(5-6)	1,041,249	-	1,055,257	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	186 円		189 円	

【生活科学研究所】

(金額単位：千円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	142,933 (9,585)	76.6%	151,872 (14,170)	76.8%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	36,239 (10,969)	19.4%	37,250 (10,393)	18.8%
3 移転支出的なコスト	56	0.0%	56	0.0%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	7,327 (6,414)	3.9%	8,601 (8,601)	4.4%
5 行政コスト総額(1～4計)	186,555	100%	197,779	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	366 (-)	-	166 (-)	-
7 行政コスト純額(5-6)	186,189	-	197,613	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	33 円		35 円	

【福祉のまちづくり工学研究所】

(金額単位：千円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	金額	比率	金額	比率
1 人にかかるコスト (うち、退職給付費用)	154,141 (12,190)	60.4%	128,796 (4,156)	54.4%
2 物にかかるコスト (うち、減価償却費)	95,137 (23,263)	37.3%	99,888 (24,314)	42.2%
3 移転支出的なコスト	0	0.0%	0	0.0%
4 その他のコスト (うち、土地機会費用)	5,910 (5,910)	2.3%	7,924 (7,924)	3.4%
5 行政コスト総額(1～4計)	255,188	100%	236,608	100%
6 収入 (うち、本庁収入額)	6,771 (-)	-	18,963 (-)	-
7 行政コスト純額(5-6)	248,418	-	217,645	-
県民数	5,583 千人		5,582 千人	
県民1人当たりコスト	44 円		39 円	

(注) 収入額については、県受託事業収入を除いてある。

2. 行政コスト計算書試算の前提条件について

各試験研究機関の運営の効率性の一つの評価尺度として費用対効果の視点で判断するのがわかりやすいが、この場合の費用とは県財務会計システムによって集計された支出額では不十分であり、会計でいう発生主義によって把握される全ての費用を網羅的に把握した行政コスト計算書を作成することにより把握すべきものである。

地方自治体の財務会計は地方自治法により、いわゆる現金主義により行われているため、当該年度の収入と支出をもって歳入・歳出とし、予算管理が行なわれている。

しかしながら、試験研究機関の当該年度の費用には当該年度の支出に計上されないものがあるほか、支出に計上されてもその全てがコストとして認識すべきでないものがある。

例えば、設備・機器等を取得した場合は、県の財務会計システムではその取得価額を支出年度に歳出として計上されるが、その金額が支出のあった年度の費用ではなく、その設備・機器の使用期間にわたって、その取得価額を各期に配分するという会計処理方法により費用(減価償却費)を認識することになる。

また、職員に対する退職金は県の財務会計システムでは、退職金支出年度の歳出として計上されるが、退職金はその職員の在職期間にわたって費用(退職給付費用)を認識すべきであるので、当該年度に負担すべき額を計算し、当該年度の人件費として認識することになる。

その他各試験研究機関の行政コスト計算書を作成するために県の財務会計システムの数値を調整すべき項目としては次のようなものがある。

- a. 各試験研究機関のサービスの提供に伴い稼得された収入ではあるが、各試験研究機関の歳入に計上されず、県庁の主務課で計上されている試験研究に係る委託料収入、助成金収入等がある。これらは、各試験研究機関の収益として記載すべきものである。
- b. 各試験研究機関の施設建設のための県債に係る支払利息は各試験研究機関の歳出としては計上されていないが、その支払利息は各試験研究機関の費用として認識すべきものである。
- c. 各試験研究機関で使用している土地、設備のうち県有資産についてはその使用料は各試験研究機関の歳出として計上されていない。
しかしながら、その使用料相当は、各試験研究機関の費用として認識すべきものである。
- d. 県庁の産業労働部、農林水産部等の各担当課で各試験研究機関を支援するために発生する人事・経理面の管理費用は、何らかの基準で各試験研究機関に配賦し、費用として認識すべきものである。

各試験研究機関の財務会計上の歳出、歳入に上記のような項目を調整して行政コストを集計したものが行政コスト計算書であるが、各試験研究機関ごとの行政コスト計算書は県において制度的に作成していないため、上記のような調整項目の計算は正確に把握できる体制にはなっていない。

そのため、前掲の行政コスト計算書は金額的な重要性を考慮しながら、実務的に可能な範囲で資料を入手して作成したものであり、その意味で正確かつ網羅的に行政コストが計算されてものとはいえないが、各試験研究機関の行政コストはおおむね集計されているものと考えている。

以下、今回、試験研究機関別の行政コスト計算書の試算に当り、平成 16 年度及び 17 年度の歳入、歳出を調整した内容につき説明する。

A. 歳出の調整

県の財務会計システムの支出額のうち、資産を形成した工事請負費及び備品購入費を除いたもの、及び、下記 ~ に記載した非現金支出費用を行政コストとして計上した。各区分に計上した内容は次のとおりである。

区 分	左記コストに含まれる項目
人にかかるコスト	報酬、職員手当等、共済費、賃金、正規職員に係る人件費、退職給付費用
物にかかるコスト	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 減価償却費
移転支出的なコスト	負担金・補助及び交付金、公課金、補償・補填及び賠償金
その他のコスト	災害復旧費、土地機会費用

退職給付費用

退職金は、一定の期間に亘り労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職時以後に給付されるものであるが、そのコストは勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと考えられる。従って、各年度末において全職員が普通退職したと想定し、その退職金要支給額を算出するとともに、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって退職給付費用を計上した。

なお、退職金要支給額の算出については、一人毎の積み上げ方式ではなく、対象職員の平均給与月額及び平均勤続年数による普通退職支給率に基づき簡便的に算出している。また、実際に退職する場合には定年退職や勤奨退職の場合もあることから、試算された退職給付費用は実際のコストより過少に算出されている。

減価償却費

建物等の有形固定資産を取得した場合、現金支出は取得年度に計上されるが、資産の利用による効果は利用期間に亘り発現するため、そのコストは利用期間に亘り計上すべきものと考えられる。従って、有形固定資産について下記の方法によって減価償却費を計上した。

a. 償却方法

取得価額から残存価額（取得価額の10%相当額）を控除し、これを耐用年数で除して得た額を年間の減価償却費とした（定額法）。なお、取得年度の減価償却費は1年間の償却額の2分の1を計上し、また、耐用年数経過後も取得価額の5%相当額になるまで減価償却費を計上した。

なお、建物及び工作物については取得価額の不明なものがあったため、一部の資産については取得価額ではなく、公有財産台帳に記載された評価額を基に計算している。

b. 耐用年数

原則として、「地方公営企業法施行規則」別表第2号（昭和27年総理府令第73号）を参考にした。

土地機会費用

試験研究機関で利用している土地の内、県有資産について支出は発生していないが、他に利用できないという意味での機会費用が発生しているとも考えられる。

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上してある。計算は公有財産台帳に記載された土地評価額に、長期国債利回り（新発10年国債最終出来値の各年度末値）を乗じて得た額を計上した。

公債費（支払利息）

各試験研究機関では最近大規模な設備投資は行っていないため、各試験研究機関の施設建設に当り発生した県債に係る金利は考慮していない。

県庁管理費

県庁の産業労働部、農林水産部、健康生活部、県民政策部等の各担当課で各試験研究機関を支援するために発生する人事・経理面の管理費は考慮していない。

B. 歳入の調整

各試験研究機関の歳入に計上されず、県庁の主務課で計上されている試験研究に係る委託料収入、助成金収入等があるため、これらを各試験研究機関の収入として計上した。

第1期中期事業計画（平成13年～17年度）の達成状況並びに指摘された課題の検討

県立試験研究機関については、県の「平成12年度行財政構造改革実施計画」に基づき、平成13年2月に・今後果たすべき役割、・業務重点化の方向、・その為に廃止する事業、・新たに取り組む事業、・組織の統合再編の方向等を明らかにした平成13年度から平成17年度までの「県立試験研究機関・中期事業計画」を策定している。

この第1期中期事業計画は、平成17年度で終了していることから、当包括外部監査でこの事業計画の達成状況を検証することとした。

なお、県の産業労働部科学振興課及び各試験研究機関において、第2期中期事業計画（平成18年度-22年度）の策定にあたり、第1期中期事業計画の達成状況を自己評価し、この評価結果から今後の課題等を抽出されている。この資料より、県自身でどのように自己評価をされ、どういう課題等を抽出されているかについて検討したうえ、包括外部監査人としての意見を述べることにする。

そのため、まず、1.第1期中期事業計画の概要をまとめ、次に2.県並びに各試験研究機関における第1期事業計画に対する評価と抽出課題等をまとめることとする。

1.第1期中期事業計画の概要

第1期中期事業計画は、次の3章から構成されている。

- (1)県立試験研究機関の今後の方向
- (2)各県立試験研究機関の個別計画
- (3)新たな仕組みの導入

以下、これらの概要を説明する。

(1)県立試験研究機関の今後の方向（文章末尾の 等の は下記2.の自己検証結果の参照である。）

今後のあるべき方向は、これまでのように、直接、研究・技術開発を行うだけでなく、むしろ、大学や民間の研究所等の研究成果を地域に結びつけていくコーディネート機能や情報提供を中心とした地域科学技術行政サービス機関としての強化を目指す。

「取り組み方針」として次の3点を掲げている。

- a.「研究」については県民等のニーズに直結する技術の実用化を目的とした応用研究・実証試験等に重点的に取り組むとともに、大学等が中心として行うプロジェクト型研究への参画を進める。

- b. 「普及指導」については、研究成果の迅速な普及と技術移転のため、大学や他の研究機関と連携しながら、ユーザーに対するコーディネート、情報提供、指導・相談の機能を強化する。
 - c. 「試験分析」については原則として民間に委せ、外部化を推進する。
「業務の見直し」として次の3点を掲げている。
 - a. 研究課題等を見直した結果、99の研究課題を廃止、新たに103件の研究課題と35件の普及指導事業を当計画に計上した。
 - b. 人員の見直しは、業務の見直しを踏まえつつ進める。
 - c. 事業費の見直しとして、研究評価システムを導入する中で既存業務の見直しを継続的に実施するとともに、新規業務は緊急性等の見地から精査し、所要の財源の確保に努める。
- 「組織の統合再編の基本方向」として次の3点を掲げている。
- a. 行革推進方策に沿って、組織統合、内部組織の再編、組織の廃止、他機関への移管等を行う。
 - b. 研究マネジメント機能の強化を図り、効率的な業務執行体制を整備する。
 - c. 部局をまたがる研究課題の取り組みのための調整を行う組織を構築する。

(2)各県立試験研究機関の個別計画

1 県立衛生研究所・県立公害研究所

今後果たすべき役割

- ・ 県の保健衛生・環境行政を支える科学的、技術的調査研究及び試験検査
- ・ 健康、環境に関する危機管理への対応
- ・ 健康、環境に関する情報の収集・分析及び情報提供

業務の重点化の内容

- ・ 高度な技術を要する試験検査及びモニタリングの実施
- ・ 県施策の基礎となる調査研究の実施
- ・ 試験検査機能をはじめとする危機管理への対応能力の強化

主な廃止事業

食品一般依頼試験等民間等で実施可能な事業、当初目的を達成した研究課題28件を廃止する。

主な新規事業

新たな事業として研究課題17件、普及指導15件について取組む。

組織の統合再編

a. 特徴

- ・ 環境汚染や健康危機に対して、環境面と人体面から原因の早期特定と影響の迅速な解明を一体的に行うことにより、危機拡大の防止機能の強化を図る。
- ・ 健康、環境両面に関する、国内外の研究成果や試験検査手法の情報収集・分析を行うとともに、的確な政策展開の支援や県民等への普及啓発のための情報提供の機能強化を図る。
- ・ これまで両研究所が蓄積してきた技術、経験、マンパワーを総合的に活用することにより、複雑・多様化する人や環境に係る課題に対して一体的に対応できる能力の強化を図る。

b. 主な内容

- ・ 県立衛生研究所 6 部と県立公害研究所 4 部を再編し、人、環境を一体的に取り扱うセンターとして統合する。
- ・ 企画情報部門を設置する。
- ・ 県立衛生研究所の「疫学情報部」と「微生物部」を再編する。
- ・ 「食品薬品部」における試験検査、普及指導機能を強化する。
- ・ 県立衛生研究所の「環境保健部」「生活環境部」と県立公害研究所の第 1～3 研究部を再編する。

2 県立工業技術センター

今後果たすべき役割の明確化

- ・ 県内企業や産業界の技術力強化及び新事業展開のための研究開発
- ・ 技術相談・助言、企業の人材養成等による中小企業の技術支援
- ・ 研究成果の速やかな普及のための情報提供

業務の重点化の内容の明確化

- ・ 県内企業等に対する相談・助言、研修、情報提供等の強化
- ・ 企業ニーズが強く、技術移転に結びつく研究開発の推進
- ・ コーディネート機能の強化
- ・ 大学、財団、民間研究機関等が中心となって行う先端技術に係るプロジェクト型研究への参画

主な廃止事業

民間等で実施可能な依頼試験 196 件を外部化し廃止するほか研究課題 6 件を廃止する。

主な新規事業

新たに研究課題 5 件、普及指導 7 件について取り組む。

組織の統合再編

a. 特徴

- ・研究の評価、進行管理、調整等の研究マネジメント機能及び産学官のコーディネート機能を担う専任部門を設置する。
- ・技術の複合化、融合化が進む新製品・新技術開発に対応した開発支援を行うため、材料に係る技術分野を一本化するとともに、各技術分野毎に実施している研究を集約し、一貫したものづくり支援体制を整備する。
- ・3 指導所の各地場産業に対する技術支援機能への重点化を明確にする。

b. 主な内容

- ・「企画情報部」を再編し、産学官のコーディネート、研究の評価、進行管理等の研究マネジメント機能を強化するとともに、技術相談・助言、情報提供、人材養成など技術支援の充実を図る。
- ・「開発部」、「無機材料部」及び「有機材料部」を再編し、「開発部」（バイオ等）、「無機材料部」（セラミックス等）、「有機材料部」（高分子等）等の各部門の材料の分析、評価に関わる業務を一元化する。
- ・「電子部」、「生産技術部」、「産業デザインセンター」等を再編し、各部門で個別に実施している開発研究業務を集約し、一貫したものづくりの開発支援体制を整備する。
- ・機械金属・繊維・皮革の 3 指導所の業務を、対象業界の状況を踏まえながら、技術相談・助言など各地場産業に対する技術支援に重点化し、改称を行う。

3 農林水産関係 6 試験研究機関

今後果たすべき役割

農林水産関係 6 試験研究機関統合後、農林水産分野に関する総合的な技術支援機関として、生産者や消費者のニーズに直結した技術開発と実証試験の実施、研究成果等技術情報の迅速、的確な提供を行う。

各センター別には次のとおりである。

研究機関名	今後果たすべき役割
中央農業技術センター	県下全域を対象とした農業に関する技術開発、実証試験、技術指導、情報提供及び農林水産関係の試験研究の総合調整
北部農業技術センター	但馬・丹波地域に適応した特定作目に関する農業技術の実用化のための技術開発、実証試験、技術指導、但馬牛の改良拠点、農畜産物の利用技術の高度化のための技術支援
淡路農業技術センター	淡路地域に適応した園芸作物の農業技術の実用化のための技術開発、実証試験、技術指導、乳用牛の改良拠点
森林・林業技術センター	林業技術の開発、実証試験、木材利用技術の実用化試験、技術指導
水産試験場	県下の漁業に密着した技術開発、実証試験、技術指導
但馬水産事務所試験研究室	但馬の地域特性に適応した水産技術の開発、実証試験、技術指導、水産物の加工利用技術の高度化のための技術支援

業務の重点化の内容

研究機関名	業務の重点化の内容
中央農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者・消費者ニーズに直結した農畜産物に関する技術開発 ・国土保全、景観形成等の多面的機能の維持、高度化など新たな課題に対応した技術開発 ・多様な担い手育成、経営基盤強化支援のための技術開発と指導強化
北部農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬・丹波地域に適応した特定作目の農作物栽培に関する技術開発、実証試験 ・但馬牛の改良及び効率的な飼養管理技術の開発 ・農畜産物の食品加工・流通技術の開発、技術指導
淡路農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・淡路の地域特性を活かした園芸作物の栽培に関する技術開発、実証試験 ・乳用牛の改良及び効率的な飼養管理技術の開発
森林・林業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・森林が有する多面的機能の維持、高度化のための技術開発、実証試験 ・森林被害防除に関する実証試験 ・県産木材の消費拡大と産業活性化のための利用技術の実用化試験、技術指導
水産試験場	<ul style="list-style-type: none"> ・資源管理型漁業推進のための漁場環境・資源の把握と漁業者等への技術指導、情報提供 ・地域漁業に密着した技術開発、技術指導 ・水圏環境保全等に関する総合的、横断的共同研究の実施
但馬水産事務所試験研究室	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海海域の漁場環境、海洋資源の把握と漁場整備技術の開発 ・水産加工利用技術の開発、技術指導、情報提供 ・日本海固有冷水（深層水）の利用に関する総合的、横断的研究の実施

主な廃止事業

既存業務を見直した結果 6 試験研究機関で、当初目的を達成した研究課題等 65 件を廃止する。

主な新規事業

6 試験研究機関で新たな業務として研究課題 66 件、普及指導 11 件について取り組む。

組織の統合再編

a. 特徴

- ・ 試験研究の総合調整、研究の評価・進行管理、プロジェクト研究の企画調整など研究マネジメント機能を強化する。
- ・ 県民ニーズの的確な把握、成果を迅速かつ的確に普及するため、研究と普及活動が相互に連携した総合技術情報サービス機能の強化を図る。
- ・ 全県的、横断的な課題に係る研究機能を集約するとともに、産地特性等を考慮した機動的な研究体制を整備する。

b. 主な内容

- ・ 6 試験研究機関を農林水産に関する総合的な技術センターとして統合する（全県横断的な業務を集約し、産地特性等を考慮した機動的な研究体制を整備するため）
- ・ 企画調整部門を充実する（研究マネジメント機能を強化するため）
- ・ 農林水産関係の環境関連研究業務を統合する（農林水産分野の環境関連研究部門を一元化し、総合的に推進するため）
- ・ 「北部農業技術センター」及び「淡路農業技術センター」を産地特性等を考慮した技術開発・実証試験部門として再編する（但馬牛の改良部門と乳用牛の改良部門として再編するため）
- ・ 但馬牛に関する業務分担の見直しをする（中央農業技術センターと北部農業技術センターで実施している種雄牛の飼養、精液供給等の業務分担を見直しするため）
- ・ 普及指導業務の一元的対応を図る（横断的、効率的な普及指導を展開するため）
- ・ 6 試験研究機関の庶務、経理業務を集約化する（効率的な運用を行うため）
- ・ 機動的、弾力的な組織体制の導入（業務を柔軟かつ計画的に実施するため）

4 医療系 3 試験研究機関

県立東洋医学研究所

東洋医学の研究領域は極めて広く、現行の研究体制では十分な成果が期待できないことから、今後、現研究所は廃止し、「伝統医学センター」（仮称）への移行を検討する。

県立成人病臨床研究所

成人病の研究対象分野は広範囲にわたっており、現行の研究体制では十分な成果が期待できないことから、現研究所は廃止し、県立成人病センターに「研究部」として再編する。

県立高齢者脳機能研究センター

最先端の研究水準の維持は困難なことから、現研究所を廃止し、他機関への統合を検討する。

5 県立生活科学研究所

今後果たすべき役割

- ・生活の科学化や消費者の保護のための試験研究
- ・住民や消費者団体等とのネットワークによる情報の収集・提供・啓蒙

業務の重点化の内容

- ・生活の安全・安心を高める試験研究の推進
- ・県民生活に密着した課題に関する情報の収集・提供
- ・研究所施設等の県民への開放

主な新規事業

- ・新たな業務として研究課題 3 件、普及指導 1 件について取り組む。

6 県立福祉のまちづくり工学研究所

今後果たすべき役割

- ・高齢者や障害者を含むすべての人々がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの研究拠点
- ・福祉用具等の実用化に向けた研究開発、普及、相談、情報提供

業務の重点化の内容

- ・すべての人にやさしいまちづくりの推進のための生活空間に関する研究
- ・企業、大学等の研究機関との交流の推進
- ・福祉現場の今日的課題についての工学的視点からの研究開発

主な新規事業

- ・新たな業務として、研究課題 12 件、普及指導 1 件について取り組む。

(3)新たな仕組みの導入

具体的な取り組みとして次の 4 点を掲げている。

総合的マネジメント体制の確立

人材の育成、活性化
普及指導体制の充実
外部資源の積極的活用

上記の各項目の具体的内容は次のようなものである。

総合的マネジメント体制の確立の内容

- ・「兵庫県科学技術会議評価委員会」を外部評価の実施機関として位置づけ、全庁的な研究課題や業務について評価を行う。
- ・試験研究や普及指導等の業務につき、事前・中間・事後の各段階における継続的、定期的評価を行うと共に試験研究機関の運営全般を対象とした機関評価を行う仕組みを構築する。
- ・外部の専門家や有識者による外部評価を導入するとともに評価結果の公表を行う。
- ・試験研究機関の研究マネジメント部門を設置・充実する。
- ・柔軟な研究予算制度の導入を検討する。
- ・国・関係機関等の外部資金の積極的導入を図る。
- ・地域の研究資源の効率的活用の観点から、大学・国・民間との連携・協力の下にプロジェクト型研究への参画など新しい研究システムを導入する。
- ・研究を柔軟かつ計画的に実施するため、機動的、弾力的な組織体制等の導入を検討する。
- ・研究を総括する責任者や個別研究課題の執行責任者の明確化を図る。

人材の育成、活性化の内容

- ・職員研修を充実し、研究員のマネジメント能力、コーディネート能力等の向上を図る。
- ・他の行政、研究機関等との人事交流の活発化を図るとともに、研究員が一定期間様々な経験を積むことができるキャリアパスの仕組みを検討する。
- ・外部研究員の活用、任期付研究員制度の導入、研究成果を普及・活用するために民間企業の業務に従事できる仕組みなど柔軟な採用・人事管理制度の整備を検討する。
- ・研究員の業務経験等に応じた評価を行う。

普及指導体制の充実の内容

県民や業界に対する技術相談、普及活動の充実を図り、技術移転を通じて、産業育成や地域振興、県民福祉の向上を図る。このため積極的に研究成果の提供、公表を進める。

外部資源の積極的活用の内容

- ・ 公民の役割分担の視点に立って、試験分析業務は原則として外部化する。 ・
- ・ 研究成果の商品化や企業化など実用化を促進する業務においては、専門機関の活用を図る。 ・
- ・ 国立試験研究機関等の独立行政法人化の動向を踏まえ、知的資産を活用した機動的、自律的な業務運営手法の導入や試験研究業務の財団等への移管等により、効率的な業務執行を推進するエージェンシー化の導入可能性について研究を行う。 ・

2. 県並びに各試験研究機関における第1期中期事業計画に対する評価と抽出課題等

(下記表内では工業技術センターを(工技C)、農林水産技術総合センターを(農技C)、健康環境科学研究センターを(健環研)、生活科学研究所を(生科研)、福祉のまちづくり工学研究所を(まち工研)と略称している。)

参照	自己検証結果	課題等
	<p>(県立試験研究機関の今後の方向) 「県民等のニーズに直結する技術の実用化を目的とした応用研究・実証試験等に重点的に取り組む」について 各試験研究機関で重点化に沿った事業を進めており、概ね重点化に沿った研究を実施している。 計画に計上した新規研究課題103件中87件は終了、又は実施中、7件は他の課題と統合して実施、9件は実施しなかった。 また、県民等のニーズを研究に十分反映するために、(健環研)では企画情報部、(工技C)では技術企画部、技術支援部、(農技C)では企画調整プロジェクト外担当部長、普及担当部長を設置し、企画調整部門を再編強化した。 また、(工技C)では、技術相談・指導を通じたユーザーニーズの把握、(農技C)ではユーザー参画のもとに課題設定を行う試験研究推進会議を設置した。</p>	<p>中期計画策定時に評価・選定した5年間の新規研究課題は、その2割がその後の環境変化で統合実施など変更して実施している。 ・次期中期計画の策定にあたり、環境変化を踏まえた業務の基本方向に沿って、5年間の主な新規研究課題を選定する。その上で、実際の研究実施にあたっては、評価システムに基づき、毎年度評価を行い、時代潮流、ユーザーニーズ、行政からの要請に対応した、柔軟かつ効果的な研究を行う。 ・ユーザーからくみ上げたニーズのフォロー体制やフィードバック体制が不十分である。ユーザーからの情報を共有し研究課題に結びつける工夫やユーザーを試験研究に参加させるような工夫が必要。</p>
	<p>「ユーザーに対するコーディネート、情報提供、指導、相談の機能強化」について 例えば次のように取組んだ。 (工技C)では、平成13年度以降新たな取組みとして移動工業技術センターの実施。 企業ニーズ把握・集約会議の開催、支援ネットひょうごへの参画、外部専門家との研究マネジメント・コーディネート会議の開催等行っている。 (農技C)では、本所に普及担当部長を設置し、専門技術員や普及センターと一体になって、効果的な普及指導に取り組んでいる。 (健環研)では、企画情報部を設置し、他府県研究機関との連携強化を計ったほか、県下保健所政令市(神戸・尼崎・姫路・西宮)との連携を強化している。</p>	<p>(工技C) 限られた人員、予算のため、移動工業技術センターや集中企業訪問など県下全域で実施するに至っていない。 (農技C) 速やかな技術移転のためには、研究開始時からユーザーや行政と一体となった取組みが必要であるが、課題によっては十分でない。 (健環研) 一般県民に対する普及活動が不十分である。情報交換機会の充実、県民局との連携による地域での活動の充実が必要。</p>

<p>「試験分析」については原則として民間に委せ、外部化を推進する」について見直しにより外部化すべきとされた試験分析212事業のうち、207事業は計画どおり外部化のため廃止した。</p> <p>残りの5事業は、(工技C)で、地域産業振興の観点から、県の機関による試験分析を強く地元業界から要望されたため、対象を限定して事業を継続している。</p>	<p>(工技C) 依頼試験の減少により企業との意見交換の場が減少している。意見交換の場を積極的に求めることが必要。</p> <p>(健環C) 環境部門における(健環研)と(財)ひょうご環境創造協会、民間企業3者の役割分担を明確化することが必要。なお、法定検査においても、指定検査機関による対応が可能な場合が増えつつあり、本当に県の機関で試験分析すべきか検討が必要。</p>
<p>「研究課題等の見直し」について研究課題99件の廃止目標に対しては98件廃止した。</p> <p>研究課題103件の新規実施目標に対し75課題は当初計画通り実施、10課題は5課題に統合して実施し、2課題は逆に4課題に分割して実施した。7課題は新たな課題に吸収して実施、9課題は実施しなかった。計画された普及指導事業35件は全て実施された。</p>	<p>中期計画策定時に選定した5年間の新規研究課題はその2割がその後の環境変化で、計画通り実施されていない。その後のニーズ等環境変化に対応して、柔軟かつ効果的な研究を行うことが必要。</p>
<p>「人員の見直しは業務の見直しを踏まえつつ進める」について</p> <p>行財政構造改革で人員見直しの主な対象機関であった(健環研、工技C、農技C)の3機関の研究員数は、平成11年度315名に対して、平成17年度4月現在233名(再任用5名 任期付1名を除く)であり、削減率26%である。</p>	<p>退職者がでても補充されない結果、多くの機関で研究者の年齢構成が高年齢に偏っている。組織活性化のためにも、技術、知識、経験を機関として蓄積、伝承し、技術相談・指導への対応能力確保のためには、部門毎の適正な年齢構成が必要。</p>
<p>「事業費を見直し、所要の財政の確保に努める」について</p> <p>行財政構造改革推進方策に記載されている平成20年度までの効果目標額1,352百万円(健環研、工技C、農技C)(一般財務ベース)に対し、平成12年～17年度の効果額889百万円で平成18年～20年度の効果予想額879百万円と試算し、このまま事業費を抑えれば1,768百万の削減効果がある。</p>	<p>災害など緊急的な課題への対応や年度途中でのプロジェクト外研究への対応、年度中途から発生する企業等との共同研究などへの柔軟な対応が困難になっている。</p> <p>今後、柔軟な予算制度の導入を検討することが必要。</p>
<p>「組織の統廃・再編」について</p> <p>(健環研) 衛生研究所と公害研究所を統合し、(健環研)を設置し、統合前の10部を統合後7部体制とした。</p> <p>(工技C) 所内体制を全面的に再編し、8部門を5部門に再編した。</p> <p>(農技C) 農林水産6機関を統合し、総合的な技術支援</p>	<p>(健環研) 総合効果を一層高めることが必要。 管理機能の円滑化、水質環境部・大気環境部の分散配置による非効率の解消が必要。</p> <p>(工技C) 若手研究員の不足、情報・IT分野の人材不足など人材確保が必要。</p> <p>(農技C) 但馬牛に関する本所と北部センターとの業務分担が完全には進んでいない。見直しが必要。</p>

<p>の中核機関として、(農技 C)とした。管理業務を本所に集約したほか、担当部長制を導入し、農林水産分野の横断的なニーズに対応できる体制にした。</p> <p>(医療系 3 試験研究機関)</p> <p>成人病臨床研究所及び高齢者脳機能研究センターを廃止し、関係する臨床研究・治療は引続き成人病センター及び姫路循環器病センターで実施している。県立東洋医学研究所は未だ残っている。</p>	<p>知的財産の創出・活用体制の整備が必要。隔地事務所(支所)との連携強化が必要。</p> <p>(県立東洋医学研究所)</p> <p>「伝統医学センター(仮称)」の設立時に移行予定。</p>
<p>「研究マネジメント機能の強化」について各試験研究機関とも企画調整部門を設置又は充実した。</p> <p>(工技 C)技術企画部の設置</p> <p>(農技 C)部長(企画調整・プロジェクト担当)の設置</p> <p>(健環研)企画情報部の設置</p>	<p>マネジメント機能に対する予算面の裏付けがない。所長裁量的な予算の確保が必要。特許等知的財産に関する知識向上、研修の実施が必要。</p> <p>ユーザーニーズのフィードバックを可能にする体制整備が必要。</p>
<p>「部局をまたがる研究課題を調整する組織構築」について</p> <p>部局をまたがる研究課題を取組むための調整を行う組織は構築した。しかしながら、部局横断プロジェクトとなる研究課題の実施は少ない。</p>	<p>部局横断プロジェクトの研究実施にあたっては、複数年度の予算確保や年度をまたいだ予算執行が可能な制度・仕組みの導入が必要。</p>
<p>(衛生研究所・公害研究所)</p> <p>「県の施策を支える科学的・技術的調査研究及び試験検査に重点を置いて取組む」について</p> <p>例えば、疫学調査、感染症、食の安全・安心、花粉症対策、水道水の安全性確保、ダイオキシン類・PCB 等有害化学物質対策、瀬戸内海の環境浄化、自動車公害対策、地球温暖化防止対策等に取り組む、県の施策に有効に反映されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正等に適切に対応するため公定法が定まっていない高度な試験分析法の開発を行うことが必要。 ・不測の健康・環境危機の発生に対し、分析手法の開発等対応能力の充実に図ることが必要。 ・県民の安全・安心に寄与するために各種調査・研究に取り組むことが必要。
<p>「試験検査機能をはじめとする危機管理への対応能力の強化」について</p> <p>例えば、篠山川への有害化学物質の流出事故対応、SARS 発生時対応、鳥インフルエンザ対応、硫酸ビツチ等廃棄物不法投棄への対応等に取り組んだほか、新興・再興感染症の情報収集、分析を行い、危機管理への対応能力を強化した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不測の健康・環境危機に適切に対応出来るよう化学的情報の収集、データ分析、新たな試験分析法の開発に取り組むとともに危機管理対応訓練を実施することにより、(健環研)各部の連携強化や本庁、健康福祉事務所、県民局環境課等関係機関との役割分担や連絡調整の再検討を行うことが必要。 ・県民の安全・安心に関わる情報を積極的に収集、分析し、県民向けに分かりやすく情報発信することが必要。
<p>「健康、環境に関する情報収集、分析及び情報提供」について</p> <p>例えば、他の府県の衛生研究所と合同で健康</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題に対する行政へのサポート体制の充実が必要 ・県民に対して積極的に分かりやすく情報発

	<p>危機事例のデータ-化の実施。行政施策への科学的、技術的根拠の提供。県・市の検査担当者等に対する技術研修、情報提供。県民に対する花粉情報とか感染症発生動向等の情報提供等を行っている。</p>	<p>信する工夫が必要。 ・より有益な情報交換・収集のために積極的、自発的に業務を推進することが必要。</p>
	<p>「高度な技術を要する試験検査及びモニタリングの実施」について 例えば、感染症法に基づく試験分析、食品衛生法に基づく試験分析、ダイオキシン類等有害化学物質の試験分析など高度な技術を要する試験検査及びモニタリングを実施している。</p>	<p>・(健環研)と民間の試験分析機能の役割分担の明確化が必要。 ・厳しい財政状況の中、機器の更新時期一斉到来、新たな行政需要に応じた高度な機器の導入の必要性等への対応につき検討が必要。</p>
	<p>「主な廃止事業」について 当初計画した研究課題28件のうち27件廃止した。1件(花粉症の実態把握に関する研究)は、計画時に代替機関と考えられていた機関が解散したため、廃止せず継続している。</p>	-
	<p>「主な新規事業」について 新たに計画した研究課題17件は15件計画どおり実施し、2件は統合し、1件として実施している。 また、新たに計画した普及指導15件は計画どおり実施している。</p>	-
	<p>「組織統合再編による健康・環境に係る危機管理支援機能の強化」について 例えば、次のように危機管理支援機能を強化した。 ・両研究所に分散していた業務企画・調整などのマネジメント機能や情報提供業務を集約化により効率化した。 ・感染症情報センターを感染部に統合し、病原体検査と患者・病原体情報の収集・解析・提供を一体的に実施している。</p>	<p>兵庫と須磨に庁舎が分かれていることから、より効率的な運営に向けて業務上での連携、連絡等についての工夫等が必要。</p>
	<p>「組織統合再編による情報提供機能の強化」について 例えば、危機管理対応窓口を企画情報部に一体化し、各部の対応策調整を実施した。 ・当センター情報共有システムを設置し、危機管理情報、研究業務関連情報を共有化した。</p>	<p>危機発生時に発信した情報が県民にスムーズに受け入れられるために、日頃から、県民向けに分かりやすく情報発信し、信頼を得ておくことが必要。</p>
	<p>「組織統合再編による課題への一体的対応能力の強化」について 例えば、次のように、両研究所が蓄積してきた技術、経験を総合することにより複雑多様化する課題に対し、一体的対応ができた。 ・情報センターの患者情報と病原体検査に伴う情報が共有でき、より詳細で迅速な疾病の発</p>	<p>他の研究機関との交流や行政機関等との交流を積極的に行うことにより、未知の健康環境危機、新たな研究分野や新たな行政ニーズへの適切な対応などマネジメント機能のより一層の強化が必要。</p>

	<p>生状況が探知できるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品薬品部」に「環境保健部」の業務を付加した「健康科学部」を設けることにより、衣・食・住を総合的に対応できる体制になった。 ・分析機器を効果的に利用することにより、毒劇物等の事故等について広範囲の対応が可能になった。 	
	<p>「組織統合再編の具体的措置」について衛生研究所と公害研究所は平成 14 年 4 月 1 日に統合し、「健康環境科学研究センター」となった。また「企画情報部」を設置し、衛生研究所の「疫学情報部」と「微生物部」と統合し、「感染部」とした。衛生研究所の「環境保健部」「生活環境部」と公害研究所の第 1～3 研究部は「安全科学部」「水質環境部」「大気環境部」に再編した。</p>	-
	<p>(工技 C) 「県内企業等に対する相談・助言、研修、情報提供等の強化」について 例えば相談・助言、研修については、次のように施策を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口「ハロテクノ」を活発化させ年間 9,313 件の技術相談・指導に対応している。 ・企業ニーズ把握・集約会議を年 4～6 回開催している。 ・地域集中企業訪問や移動工業技術センターの拡充を図った。 ・機器の一般開放と企業自らの機器利用能力を向上するための研修会を積極的に開催した。 <p>また、情報提供については、次のような施策を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果発信のためのイベント(ひょうご技術交流大会、ひょうごテクノア(工技 C)成果発表会)等を効果的に推進している。 ・定期刊行物(Hint to Hint、製品化事例集等)を充実させたほか、ホームページによる情報発信を積極的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内製造業事業所の 39%が(工技 C)を何らかの形で利用しているが、残り 6 割に対する利用促進のための取組み強化が必要。 ・相談情報の効果的活用により、更なるユーザーの的確な把握が必要。 ・団塊世代の大幅な退職に伴う後継者への技術伝承対策への取組みが必要。 ・先端的な高度基盤技術機器や試作・加工機器の充実が必要。 ・IT を活用した情報提供機能の充実と刊行物の見直しにより、電子媒体での対応可能なものへの切替えが必要。 ・県民に分かりやすい定期刊行物や出版物による多彩な情報発信の強化が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業ニーズが強く、かつ技術移転に結びつく研究開発を推進」について 例えば、次のような取組み方をしている。 ・(工技 C)の研究は、その成果の実用化と技術移転を目指して推進されており、企業ニーズの集約や将来の新産業創出を考えた戦略的な技術開発、研究課題を設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ニーズの多様化、高度化への対応として、製品化に繋がる研究開発の重視とスタートアップ、技術シーズの中小企業への迅速な移転、中小企業に対する高度機器の開放利用の促進、クレーム処理等の応急的な相談機能の充実等が必要。 ・技術移転や製品化事例に具体的に結びつけていくために特定の元気企業への重点的、

	<ul style="list-style-type: none"> ・(工技 C)における技術ニーズの具体化、実用化のポイントは経常研究 技術改善研究 兵庫県ビジネスイノベーション事業(NIRO) 兵庫県 COE プログラム 国の地域コンソーシアム事業等という展開を目指し、体系的、集中的な取り組みを戦略的、効果的に実施している。 ・大企業、大学等ではできない地域産業・地場産業の高度化のための課題についても国庫補助事業等を活用して地域の企業との緊密な連携の下に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 反復的な技術支援の実践が必要。 ・研究活動基盤の充実、即ち研究開発の基礎となる建物・研究機器の老朽化への対応や退職者の補充や外部人材の導入による人材の確保が必要。 ・大学や(財)新産業創造研究機構(NIRO)、(財)ひょうご産業活性化センター、県下の商工団体との多角的な連携の強化とネットワークの構築が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「コネクテッド機能の強化」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R&D スパ イラルアップ・システム(成果指向型の技術支援を総合的・体系的に行い、研究プロジェクトの具体化を図るため、(工技 C)独自の取り組みシステム)を推進している。 ・技術コネクテッドのための枠組み(有望課題の製品開発の具体化・迅速化のための総合的な支援策の推進、技術相談員による地域の技術ニーズの発掘、支援ネットひょうごへの参画)は概ね整備した。 ・(工技 C)と大学や NIRO 等支援機関との連携は近年急速に推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や企業との共同プロジェクトの展開等はまだ不十分である。コネクテッド機能の一層の強化が必要。 ・県下地域の技術ニーズ やシーズ を汲み上げていく機能の確保が必要。 ・兵庫ものづくり支援センターの今後の展開に向け、関係機関の団体、大学と一体となった運営が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「プロジェクト型研究への参画」について</p> <p>プロジェクト型研究への参画は例えば次のごとく取組んではきている。</p> <p>兵庫県 COE プログラムに平成 16 年度 4 課題、地域新生コンソーシアム研究開発事業(近畿経済産業局委託事業)に平成 16 年度 2 課題、戦略的基盤技術力強化事業(中小企業基盤整備機構委託事業)には平成 16 年度 1 課題、中小企業支援型研究開発制度(産業技術総合研究所委託事業)に平成 16 年度 1 課題。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指向型の技術支援を総合的・体系的に行い研究プロジェクトの具体化を図るため(工技 C)独自の取り組みとして「R&D スパ イラルアップ・システム」による研究開発支援体制を採っているが、具体化の最終局面までフォローしていくという取り組みの戦略的な詰めと成果実例の具体化が必要。 ・外部資金獲得に向けて、効果的な産学官プロジェクト研究体制を構築するための仕掛け機能が必要。 ・(工技 C)が研究リーダーとしての産学官のコネクテッドの中心的役割を果たしていく場合には、(工技 C)自らが支援施策の資金的受け皿となり得るような制度の整備、運用改善が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「主な廃止事業」について</p> <p>民間等で可能な依頼試験 196 件を外部化し廃止する計画に対し、191 件を外部化し 5 事業は地場産業からの強い要望により継続している。また、研究課題 6 件は計画通り廃止している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼試験は、企業と研究員との意見交換を通じて、製品外れ解決手法や新製品開発の契機なる場でもあり、企業との意見交換の場が減少している。これに代る意見交換の場を確保することが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「主な新規事業」について</p> <p>新たに研究課題 5 件、普及指導 7 件に取り組む計画については、いずれも計画通り取り組んでいる。</p>	-

<ul style="list-style-type: none"> 「研究マネジメント・コーディネート機能を担う専任部門の設置」について <ul style="list-style-type: none"> 「企画情報部」を「技術企画部」と「技術支援部」に再編強化した。この結果、「技術企画部」の新設により研究課題の内部評価システムの定着、研究マネジメント・コーディネート会議(R&Dスパイラルアップ・システム)等を通じた的確な課題の設定と戦略的検討により外部資金の獲得が図られている。 また、知的財産の創出と効果的な管理活用等についても、その効果が現れている。 さらに産学官連携への取組みも推進されている。 「技術支援部」の新設により、移動工業技術センター、地域集中企業訪問、企業ニーズ把握・集約会議の開催等のイベントを活発に開催し、地域への情報発信、PR機能の向上が図れた。 		<ul style="list-style-type: none"> 研究マネジメント・コーディネート機能の一層の強化を図るため、多彩な人材の一層の投入と外部人材の活用が必要。特に知的財産の管理と活用への専門的知識を有する職員や外部人材の投入が必要。 成果指向的な支援業務の展開と包括的な産学官連携を効果的に推進するため、対内的マネジメントを担う「技術企画部」と対外的な推進調整を担う「技術支援部」の一層の連携と情報共有が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 「一貫したものづくり支援体制の整備」について <p>「開発部」「無機材料部」及び「有機材料部」のうち、技術部分を「材料技術部」に集約し、技術の分析・評価に関わる業務を一元化した。有機及び無機の材料分野が一体化されたことで、部長が一人になり指揮命令系統が統一でき、材料系各研究員の意志の疎通が図れるようになった。</p> <p>「電子部」「生産技術部」「産業デザインセンター」を「ものづくり開発部」に再編統合した。この一体化による開発成功例が複数存在し、特にデザイン部門と生産技術部門の連携に関して再編の効果は顕著である。</p> 		<p>公設試験研究機関としてもものづくりに必要な基礎的技術分野の高度化と継承を長期的に行うため、正規研究員の計画的補充と材料分野から生産技術までの一貫した研究開発体制の維持・強化が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「3指導所の技術支援機能の明確化」について <p>機械金属・繊維・皮革の3指導所を各地場産業に対する技術支援業務に重点化し、改称した。この結果、各々地場産業の状況に応じた技術支援活動や新製品開発に向けた特徴的な共同研究に取り組んでいる。</p> 		<p>各支援センターは、単独機関として、これ以上人員削減が困難になっている。特に繊維、皮革など専門的、現場・臨床的な技術ニーズへの幅広い対応等について、業界の求めるレベルを維持することが次第に困難になってきており、(工技C)として対応できる分野、局面の再構築と必要に応じ試験分析業務への企業OB人材等の投入等も併せて検討することが必要。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>(農林水産関係 6 試験研究機関) 「農林水産分野に関する総合的な技術支援機関として研究成果等技術情報の迅速、的確な提供を行う」について 従来の生産者サイドを中心としたニーズ把握に加え消費者サイドのニーズ把握等のため、要望聴取範囲の拡大等に努めると共に各種発表会を精力的に開催し、一般県民にもわかりやすい平易なことばによる「特選集」を発行するな</p>	<p>現場から求められている技術の迅速な移転を図るため、技術開発、技術移転・普及に関与する組織が連携し、スピードアップする体制の充実が必要。</p>
	<p>ど、県民の側に立って成果普及のための情報発信に努めている。 普及活動については、部長(普及担当)が中心になり、農業分野では県下 22 箇所の農業改良普及センター、林業水産分野では各県民局農林振興事務所と連携して地域や生産者のニーズにあったきめ細やかな普及活動を進めており、生産者から高い評価を得ている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「生産者・消費者ニーズに直結した農畜産物に関する技術開発」について ユーザー参画の「要望提案問題検討会」を開催し、その結果を整理したうえで、次年度研究課題を決定しており、県民ニーズに応える新品種の育成、高品質な農産物の生産に役立つ技術開発、食の安全・安心を支える技術開発を行っている。</p>	<p>社会環境の変化に伴う多様なニーズが毎年多数発生しており、それに迅速に対応するため、ニーズ把握システムの改善等を実施したが、さらなる技術移転のスピードアップが必要であり、行政・普及・研究が連携し、明確な役割分担を行い課題解決につなげることが必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「国土保全・景観形成等の多面的機能の維持・高度化など新たな課題に対応した技術開発」について 例えば、ゴルフ場等芝の減農薬管理技術の開発、吹き付け緑化技術の開発などの研究成果を社会還元してきた。</p>	<p>環境保全のため廃棄物を有効利用する循環型社会構築に関する技術や、地球温暖化により影響を受けている農作物に対応する技術開発が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「多様な担い手育成、経営基盤強化支援のための技術開発と指導強化」について 例えば、農地の情報の電子化、キャベツ栽培の機械化、イチゴの高設栽培システムなど生産者の経営基盤を強化するために低コスト、省力生産など生産性向上に向けた技術開発を行い、成果を還元してきた。</p>	<p>生産現場からは、既存の研究成果と新たな研究成果を組合せ、経営として一貫した技術体系の実証試験の実施の要望が強く、それに基づく実施体制等の整備が必要。 また、担い手の高齢化の更なる進行や定年帰農者等新たな担い手に対応した省力栽培技術等の技術開発が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「但馬・丹波地域に適応した特定作目の農作物栽培に関する技術開発、実証試験」について 例えば、大粒でお菓子に向く小豆の開発、ピーマンの白絹病対策、オシロイの高品質・省力・多収技術など、地域ニーズに応える新品種の育成、高品質な農産物の生産技術の開発、低コスト・省力生産などの技術開発を行い、研究成果を還</p>	<p>トシカ、黒大豆、マノイ等に代表される但馬・丹波地域の特定作目は激しい産地間競争にさらされており、より迅速な技術移転を行うため、産地を巻き込んだ形での実証試験の積極的な実施が必要。</p>

	元してきた。	
・	「但馬牛の改良及び効率的な飼養管理技術の開発」について 但馬牛の改良を行い、過去最高クラスの肉質・増体性を持つスーパー種雄牛を造成し、その精液を県内配布している。また、低コスト・省力生産など生産性の向上に係る但馬牛の飼養管理技術の開発を行い、成果を還元してきた。	産地間競争が激化する中で、但馬牛のブランドを維持するためのさらなる肉質・増体性の向上につながる改良や低コスト飼養管理技術等の開発が必要。
・	「農畜産物の食品加工・流通技術の開発技術指導」について 例えば、米ツバク質の迅速測定技術、丹波黒大豆イタメのおいしさを届ける技術、丹波黒大豆規格外品を利用したペーストの開発など食品加工、流通技術の開発を行い、成果を還元してきた。	食の安全、安心に加え、健康にも配慮した農産物加工品に関する技術開発の要望が強まっており、機能性成分等新たな研究領域にも積極的な対応が必要。
・	「淡路の地域特性を活かした園芸作物の栽培に関する技術支援、実証試験」について 気象災害に強いトマト苗の生産技術など高品質な農産物の生産に役立つ技術開発や、ヒメワグイユによる緑化技術など環境保全の向上に役立つ技術開発を行い、研究成果を還元してきた。	トマト、トマト、カーネーション等に代表される淡路園芸作物は、激しい全国の産地間競争にさらされており、より迅速な技術移転を図るため、産地を巻き込んだ形での実証試験を積極的に実施することが必要。
・	「乳用牛の改良及び効率的な飼養管理技術の開発」について 乳用牛の改良拠点として、乳用牛の改良を行い、過去最高クラスの生産性の高い優良乳用雌牛を育成、増産し、淡路島の乳用牛改良に寄与している。また、低コスト、省力生産など生産性の向上に係る効率的な飼養管理技術の開発を行い、研究成果を還元してきた。	BSE(牛海綿状脳症)の発生等による食の安全・安心に対する県民ニーズの高まりや全国での乳量、乳質改善に向けた改良が進展しており、産地間競争に打ち勝つため、より安全・安心な牛乳生産のための技術開発が必要。
・	「森林が有する多面的機能の維持、高度化のための技術開発、実証試験」について 森林が有する多面的機能の維持、高度化を図るため、安価で効率的な間伐方法(列状間伐)や兵庫県独自のおいしいキノコの新品種の育成、環境保全や資源保護に役立つ技術を行い、研究成果を還元してきた。	台風等自然災害に強い新たな森づくりに関する技術開発が必要。
・	「森林被害防除に関する実証試験」について 森林被害防除を図るため、松くい虫に強いアカツの新品種の育成やシカの生育密度の測定法の開発とシカ被害防除技術の開発を行い、研究成果を還元してきた。	これまでの森林被害防除技術を合わせて、動物との共生の森づくりの観点からの技術開発も必要。
・	「県産木材の消費拡大と産業活性化のための利用技術の実用化試験、技術指導」について	県産木材の供給可能量に比べれば、企業の需要量はまだ低く、県産木材利用促進に向けた

<p>県産材のインポート・アウト化など県産木材の利用促進技術の開発を行い、研究成果を還元してきた。また、企業との共同研究を積極的に実施し、製品化への期間短縮を図り、県産木材の需要拡大につなげた。</p>	<p>更なる技術開発が必要。そのためには産学官連携の共同研究を一層推進することが必要。</p>
<p>・ 「資源管理型漁業推進のための漁場環境・資源の把握と漁業者等への技術指導、情報提供」について 主な魚種の資源管理技術・種苗生産技術開発や漁海況調査等を行い、開発技術や調査データは水産行政において資源管理計画や増殖計画等に活用され、行政施策を通じて研究成果を還元してきた。</p>	<p>漁場環境改善は、自然環境の変化と人間活動の変化の両面性から大きく影響を受けており、漁場環境の再生のため、今後とも瀬戸内海再生に向けた取り組み、漁海況調査や新たな技術開発が必要。特に瀬戸内海における藻場、干潟等浅場の維持、修復技術開発が必要。</p>
<p>・ 「地域漁業に密着した技術開発・技術指導」について 兵庫県で養殖しやすい川の新品種の育成や新たな県産ブランドである蚌の養殖技術の改善、アヒル病対策、コイバ対策等を行い、研究成果を還元してきた。</p>	<p>川の色落ちや有害赤潮、アヒル病対策等は自然現象相手の研究であり、全ての課題が完全には解決していないため、今後ともさらなる技術開発が必要。</p>
<p>・ 「水圏環境保全等に関する総合的、横断的共同研究の実施」について 人工衛星データによる農林水産水域のモニタリング手法を開発し、試験的に水産技術センターにおいて有害赤潮の発生予報に活用されている。</p>	<p>さらなる予報精度の向上のためには、近隣府県との協力のもと、広域予報システムの構築が必要。</p>
<p>・ 「日本海海域の漁場環境、海洋資源の把握と漁場整備技術の開発」について 漁家の営漁計画に必要な日本海海域の漁場環境の把握、底曳き網漁業の漁場環境及び底魚資源と餌料生物の分布分析等を行い、研究成果を還元してきた。</p>	<p>但馬の漁業者の漁場は、山口県から京都府まで広範囲にまたがっており、日本海西部地域における漁海況情報システムの構築を目指した、近隣府県と連携した漁場環境の把握が必要。</p>
<p>・ 「水産加工利用技術の開発、技術指導情報提供」について 低温と脱酸素剤を組み合わせた品質保持技術の開発、水産加工のオートメーション化のための各種加工機器の開発など研究成果を還元してきた。</p>	<p>食の安全・安心に加え、旨み、栄養成分保持にも配慮した水産加工品に関する技術開発の要望が強まっており、産地競争に打ち勝つためブランド水産加工品の開発が必要。</p>
<p>・ 「日本海固有冷水(深層水)の利用に関する総合的、横断的研究の実施」について 但馬深層水に関する成分調査、境界面の季節変動等の基礎データ把握等、また地域特産加工品への利用可能性を検討した。</p>	<p>取水コストが高く、商業ベースでの利用見込みが立っていないため、平成16年度の間中部評価を経て本研究は中止した。</p>
<p>・ 「主な廃止事業」について 既存業務見直しにより研究課題等65件は計画通り全て廃止した。</p>	<p>-</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 「主な新規事業」について 新たな業務として計画した研究課題66件中、計画通り実施したのは46件、4件は2件に統合して実施、7件は当初計画外の課題と統合して実施、9件は実施しなかった。また、普及指導11件は全て実施した。 	<p>毎年の重要施策に対応して研究課題等を組み替える必要が生じてきており、中期計画策定時の今後5年間の研究課題をそのまま実施することは困難である。実際の研究実施に当たっては、評価システムに基づき、毎年度評価を行い、柔軟かつ効果的な研究を行うことが重要。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「組織統合再編による研究マネジメント機能の強化」について 担当部長制により、従来、対応が困難であった農林水産分野横断的な行政ニーズに効率的に対応することができた。 また、研究課題の設定、課題評価、進行管理について、部長(企画調整・プロジェクト担当)が中心になり、試験研究推進会議等で調整を行うなど企画調整機能が強化された。 	<p>限られた人員、予算のため、特に知的財産関係の調整事務で問題の生じることが多い。 また、一般財源が減少する中、より効率的、効果的な研究実施のためには、独立行政法人試験研究機関や他府県の試験研究機関、民間との共同研究の推進が必要。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「研究と普及活動が相互に連携した総合技術情報サービス機能の強化」について 部長(普及担当)が中心になり、研究と普及との連携を図っており、その結果、農業改良普及センター等を通じて生産現場への技術移転が実施され、県民から高い評価を受けている。 また、研究課題の設定にあたり、現場ニーズをよく踏えた部長(普及担当)が調整案を作成することにより、現場ニーズに即した研究実施へ向けて貢献しており、連携した総合技術情報サービス機能は強化された。 	<p>行政との連携が十分でない面があり、現場が求める迅速な研究成果の現地普及には行政、普及、研究がより一体となった推進が必要。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「全県的、横断的な研究機能を集約するとともに、産地特性等を考慮した機動的な研究体制の整備」について 全県的な課題については、本所に集約することにより、効率的に対応できた。 分野横断的な課題への対応は、担当部長制により、従来、対応が困難であった農林水産分野横断的な行政ニーズに効率的に対応できた。 また、産地特性等を考慮した機動的な研究体制については、県北地域、県南地域のそれぞれの気候風土に適した作物の栽培技術の開発等について北部農業技術センター、淡路農業技術センターで実施することにより、より現場に適した機動的な研究ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入の増加や産地間競争の激化により、競争に打ち勝つ農産物の育成に関する技術開発が一層必要。 ・技術移転の北・東・アップのため、産地を巻き込んだ形での実証試験を積極的に実施することが必要。 ・但馬牛に係る現場後代検定の北部農業技術センターへの集約化については、畜舎スペース等の関係から実施できていない。
	<ul style="list-style-type: none"> 「組織統合の主な内容に記載している事項」について <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産関係6試験研究機関は統合され「農林水産技術総合センター」に再編された。 ・企画調整担当部長を設置し、研究マネジメント機能は強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬牛に関する本所と北部農業技術センターの業務分担の見直しは引続き実施が必要。 ・統合再編により企画調整部門の充実を図ったが、知的財産関係の専門知識等が不足している。県有知的財産の創出・活用体制の整備が必要。

<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産環境担当部長を設置し、環境関連研究部門を一元化した。 ・北部農業技術センター及び淡路農業技術センターを産地特性等を考慮した実証的な研究部門として再編した。 ・但馬牛に関する業務分担の見直しについては、現場後代検定の北部農業技術センターへの集約が畜舎スペースの不足で実施できていない。 ・普及担当部長を設置し、普及指導業務の一元的対応を図った。 ・6試験研究機関の庶務、経理業務を本所に集約し、効率的な運営体制とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務機能の集約により、隔地事務所(支所)の管理業務について、職員引継ぎ時などの事務の円滑化や本所決裁に伴う所要経費、時間の効率化が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・(生科研) 「生活の安全・安心を高める試験研究の推進」について 県民との共同研究ではもちろん、自主研究においても、常に県民のニーズを考慮し、「安全で快適な暮らし」の実現を念頭に置いて、テーマの選定を行っている。 さらに、テーマ選定までの過程では、有識者による生活科学研究所運営委員会や研究課題等評価調整会議による精査を行い、今日的な課題解決によりふさわしい研究だけに絞り込んでいる。 また、苦情原因究明試験は、商品テスト報告書として依頼センターに送付し、消費者被害の救済に活用するとともに、商品に問題がある場合は関係業界への改善措置を要請するなど拡大防止に資した。ただ、苦情原因の究明には幅広い知識と高度な技術、豊富な経験を要することに加え、苦情原因究明試験はあらかじめ内容、時期の予定が立てられないため、機器や設備の維持・調整に手間取り、相談者の期待に応えられないケースも生じている。 苦情原因究明試験については、消費者基本法に照らしても県の重要な使命であり、積極的に取り組む必要があり、その意味で過去5年間の処理件数としては十分とはいえないが、一定の成果はあったものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当研究所の試験研究の守備範囲は衣・食・住・雑貨品・電気製品など多岐に渡り、試験技術や試験機器も多様なものが要求されるとともに、職員にも幅広い知識で、学際的にオールラウンドで業務に取り組むことが要求される。このため、各職員の専門分野に限ることなく、幅広い分野の研究を実施する体制づくりを進めることが必要。 ・苦情原因究明試験は不意に寄せられることから、日頃の設備や機器の整備が重要。 ・施設・設備、試験機器の老朽化等が目立ち、また、それぞれの職員の専門分野が限られることから必ずしも県民が求める試験研究が実施できないケースがある。県民のニーズを的確に把握したうえ、ニーズの高い試験研究及び苦情原因の究明に不可欠な機器等を順次整備することが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・「県民生活に密着した課題に関する情報の収集・提供」について 県民が商品テスト情報等を利用しやすくするため、全国の消費生活センター及び国公立、民間試験研究機関、大学などが実施した商品テスト情報や文献情報を随時入力し、研究所のホームページで検索できるようデータベース化しており、一定の成果はあった。 また、調査試験研究や苦情原因究明試験の結 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品テスト情報を充実するには、全国の各機関、大学などが行った商品テスト情報を収集・分析し、インデックスを作成して「全国商品テスト・調査・研究情報」に入力する必要があるが、研究所の限られた人員の中で数多くの情報を分析・入力するには時間も労力も要するため「安全・安心に関わるテスト情報」を優先的に入力するなど、県民ニーズにあった検索しやすいデータベース化に努めることが重

	<p>果については、インターネットや県広報誌等を活用し、県民に広く情報を提供するとともに、研究完了後は速やかに記者発表を行い、新聞、テレビなどのメディアに数多く取り上げられ、一定の成果はあった。</p>	<p>要。 ・試験研究結果をより多くの県民に情報提供するためには、CATV やミコミ誌等県民に身近な広報媒体を活用することが必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「研究所施設等の県民への開放」について 「開かれた試験研究施設」として、県民参加型のセミナーを多数開催し、セミナー修了生グループとの共同研究等を実施しており、県民の参加という点では、一定の成果はあった。しかしながら、限られた人員や施設や設備・機器の老朽化等の制約もあり、県民からの新しいニーズに応えられない側面も顕在化してきており、県民の参画と協働による調整・研究を行うための体制整備を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた試験研究施設」として、子供から高齢者まで、さらに多くの県民がハード・ソフト両面からくらしに関する科学を楽しく学べるよう機能を整備することが必要。 ・消費者団体・グループなどとの連携による調査・試験研究の実施とそれに基づく設備・機器の更新、研究指導員等の人員の充実を図ることが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「主な新規事業」について 新たな業務として計画した研究課題3件、普及指導1件はいずれも実施している。</p>	<p>-</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>(まち工研) 「すべての人にやさしいまちづくり推進のための生活空間に関する研究」について 研究開発した歩車道境界縁石ブロックは県の道路整備の標準仕様となったほか、音響式信号機の調査、実験結果については、兵庫県警に提示し、県内の音響式信号機の改修の一定の基準として活用されている。また、住宅に関する研究についても、県・市町の住宅改修研究で活用されるなど「すべての人にやさしいまちづくり」を実現するための研究開発として、一般県民の理解を得られる形で一定の成果をあげることができた。</p>	<p>年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらずなく、県民だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「エバーグリーン社会」の実現に向けた研究開発が求められている。 そのため、福祉のまちづくりの主な対象であった障害のある方、高齢者に加え、子ども連れや妊婦、外国人などニーズの多様化、高度化等への対応が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「企業・大学等の研究機関との交流の推進」について 高齢者対応型義足システムや高齢者・障害者用緊急連絡システムの開発などについては、産学官連携した共同研究事業として研究が進められ、一定の成果を挙げている。 また、実践的かつ応用的な研究を進めるために、企業から派遣職員や大学院生等の非常勤研究員としての受け入れも制度化しているほか、大学等からの研修生の受け入れも行っており、人的な交流も進めている。 さらに、企業や大学、研究機関からなる「ひょうごアシテック研究会」や「日本福祉のまちづくり学会関西支部」の事務局として、勉強会の開催や通信誌の発行などを通じて、情報の交換などを進めてきており、外部機関との交流は、</p>	<p>県民だれもが安心して暮らし、元気に活動できる「エバーグリーン社会」の実現のためには、多様な人々のニーズに対応していくことが必要であり、これまで以上に様々な機関との情報の共有を進めていくとともに、様々な分野に対応できる人材の確保、柔軟な研究体制の確立が必要。</p>

	より一層、進んでいるものとする。	
・	「福祉現場の今日的課題についての工学的視点からの研究開発」について 「高齢者・障害者の移動機器の最適処方に関する研究開発」「高齢下肢切断者用義足歩行訓練装置の開発」「カトリックを導入した短下肢装具の開発研究」をはじめとして、福祉現場が抱えている大きな今日的課題「病院・施設利用者及び住宅要介護者の安全の確保を支援する機器、システム研究開発」に取り組んだ。当研究所では、総合リハビリテーションセンター内に所在するという立地条件を十分に活かし、中央病院をはじめとして、障害者、特別養護老人施設など、関連施設の利用当事者から高度化、複雑化したニーズをダイレクトに受け取り、研究開発を進めてきている。	だれもが主体的に参加・参画できる社会を実現するためには、様々な当事者の多様化する「ハイブリッド」に対する意見を十分に踏まえながら、研究開発を進めて行く必要があり、当研究所の現在の好環境に甘んじることなく、他の関連施設と積極的に連携、交流を図り、より一層、県民ニーズを満足できる製品開発を進めていくことが必要。
・	「主な新規事業」について 新たな業務として計画した研究課題 12 件、普及指導 1 件はいずれも実施した。	
・	(新たな仕組みの導入) 「兵庫県科学技術会議・評価委員会」を外部評価の実施機関として位置づけ、全庁的な研究課題や業務について評価を行う」について研究評価システムにおいて、外部評価の 1 実施機関として「科学技術会議・評価委員会」を位置づけている。 部局横断的研究 1 件(農林水産業の副産物、廃棄物の炭化による各種資源利用法の開発)について事前評価を受けた。	評価システムの中における役割は明確に位置づけられたが、評価委員会からの意見を各機関に積極的にフィードバックすることが必要。
・	「試験研究や普及指導等の業務につき継続的定期的評価を行うと共に試験研究機関の運営全般を対象とした機関評価を行う仕組みを構築し、外部評価を導入するとともに評価結果の公表を行う」について ・外部評価と内部評価を組み合わせた重層的な評価を、研究内容に応じ、事前・中間・事後の各段階で体系的に評価するシステムを構築した。ただし、(生科研)及び(まち工研)は、既存の運営委員会(生活科学研究所運営委員会、福祉のまちづくり工学研究所企画運営委員会)を活用し、研究評価システムに準じた形で評価を行っている。 ・「部局横断的研究」及び「県の重要な政策と密接に関連する研究」については科学技術会議・評価委員会、「主要研究」については各機関ごとの外部評価専門委員会において外部評価を行うシステムを導入。	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価を経て各機関で実施した研究等の結果や課題等について庁内(行政トップを含む)での情報共有が十分でない。行政トップ並びに実務レベルでのフォローアップが必要。 事前・中間・事後の各段階での評価を行っているが、事業終了後のフォローアップが十分でない。 内部評価については、対象課題が多いこともあり、提案課題に対する十分な審議やアドバイスができない場合もある。予算規模・事業の性質(研究、普及指導、試験分析)に応じた評価方法の見直しが必要。 科学振興担当のホームページのみで公表されており、県民が評価結果をアクセスする機会が少ない。 現行の公表内容だけでは、テーマ名、評価の理由、提案機関へのアドバイス等のみが公表されているので、研究内容の詳細が分から

	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、外部評価の対象とはならない小規模研究、普及指導、試験分析を含め、全課題について内部評価を実施するシステムとなっている。 ・外部評価結果、研究課題名、採択に至った理由・考え方、提案機関へのアドバイスを科学振興担当ホームページ上に公表している。 	<p>ない。知財に配慮したうえでわかりやすい形での研究概要の公表が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「試験研究機関に研究マネジメント部門を設置・充実する」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関とも企画調整部門を設置・充実し、共同研究プロジェクトの対内外の調整、研究課題等の評価、進行管理、知的財産の管理、職務発明審査会の運営等を実施している。また、各機関とも研究企画調整のための協議体制として研究課題等評価調整会議を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント機能に対する予算面での裏付けがない。所長裁量的な予算の確保が必要。 ・公募型プロジェクトの中核機関(管理法人)となることでマネジメント機能の強化につながると期待できるが、県の予算上の問題から、実態としてセンターが管理法人にはなり難く、研究プロジェクトのリーダーになるのも困難である。プロジェクト管理法人機能発揮のための体制整備が必要(研究コーディネーター、支援スタッフの確保) ・研究の実施、評価と成果の創出・還元のための調整の組織が整備されているが、具体的かつ顕著な成果事例を輩出していくことはまだこれからの段階。 ・とりわけ、ユーザーニーズに対応した研究課題の設定及び実施、成果還元を図るためにユーザーニーズのフィードバックを可能にする体制整備が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「柔軟な研究予算制度の導入」について</p> <p>部局横断プロジェクトの研究実施にあたり、既存予算とは別枠を科学振興課で確保した。</p>	<p>部局横断プロジェクトの研究実施にあたっては、複数年度の予算確保や年度をまたいだ予算執行が可能な制度・仕組みの導入が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「国・関係機関との外部資金の積極的導入を図る」について</p> <p>(工技C)(農技C)では、関係機関とも連携の上、国等の競争的資金(地域コンソーシアム事業、農林水産研究高度化事業等)、兵庫県 COE プログラム等に積極的に応募しており、獲得件数、金額とも着実に増加している。</p> <p>また、(工技C)では、共同研究を通じた企業等からの外部資金も増加している。</p> <p>ただし、(生科研)においては、獲得できる資金の種類が少ないこともあり、外部資金の導入が進んでいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、独法、公設試験研究機関の外部資金導入のための取組みが活発化し、競争が激化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた予算のため、コンソーシアム等での中核機関(管理法人)となり難く、実質的には研究の中心になってる場合も再委託先としてしか参加できない。コンソーシアム形成支援機能の充実・強化が必要。 ・競争的資金等外部資金に対しても節減枠が適用され、その分を他の既定予算で捻出する必要があるために、外部資金の大幅な獲得は、逆に機関内の研究予算を圧迫する面もある。節減対象から除外するなど予算執行体制の改善が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「地域の研究資源の効率的活用の観点から、大学・国・民間との連携・協力の下にプロジェクト型研究への参画など新しい研究システムを導入する」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関とも連携については、まだ初期段階であり、組織的な具体的共同事業などは少ない状況にある。特に大学との連携は大学教官と研究員との個別の連携にとどまって

	<p>研究実施にあたって、概ね各機関とも大学との連携は図れつつあるが、機関によっては、業務の特性から連携が不十分なところもある(例えば(生科研)や(健環研)においては、その業務の中立性から民間企業との連携は十分に行われていない。)。また、概ね各機関ともプロジェクト型研究に積極的に参加している。</p>	<p>いる。連携協力協定締結等による大学との組織的連携の推進が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の機関が中心であるプロジェクトに参画し、分担課題を限定的に分担するだけでは、機関の独自技術、中核技術の育成への寄与が困難である。コンソーシアム形成支援機能の充実・強化が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 「研究を柔軟かつ計画的に実施するため、機動的・弾力的な組織体制等の導入を図る」について 各機関とも研究マネジメントを行う部門を整備充実し、部門横断的・弾力的に研究を実施している。例えば、次のとおりである。 (工技C) ・担当部長制を導入し、特に県として重点的に育成すべき産業分野の研究テーマに対応。 ・プロジェクト研究チーム制の編成 (農技C) ・担当部長制を導入し、分野横断的な行政ニーズに対応した研究テーマに対応。 ・全県的、横断的な研究機能の集約及び産地特性等を考慮した機動的な研究体制にて実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 所内の各分野にわたって連携して研究を実施しているケースが少なく、取組みが不十分である。所内研究プロジェクト制の積極的活用が必要。 主副担当制は十分に機能せず、当該研究員以外に対応できないケースもある。主副担当制の徹底による研究体制の強化が必要。 担当研究員が退職した場合などにおいて、十分な技術の伝承がなされていない。 研究マネジメント部門が研究予算を重点的かつ機動的に配分するための財源的裏づけの仕組みがない。 所長裁量的な予算の確保等が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 「研究を総括する責任者や個別研究課題の執行責任者の明瞭化を図る」について 研究評価システムを活用し、研究目標・期間・研究責任者等を明確にし、進行管理を実施している。 (工技C) 主要な研究については、研究マネジメントコーディネート会議等によりトップの進行管理を定期的に受ける。各課題について所長・次長に四半期ごとに報告する。 (健環研) 調査研究課題について、進捗状況(10月)及び成果状況(翌年5月)を各部長が所長に報告。 (農技C) 四半期ごとに行われる所長会議等の場で、各所ごとに研究の進捗状況を報告。試験研究推進会議(所長等トップで構成)における進捗状況等の把握。 (生科研) 月2回の職員会議の場で各課長が各テーマについて進捗状況を報告。 (まち工研) 毎月の所内課長会議、所内全体会議において課別研究テーマ毎の進行管理、協議を実施。 		<p>個々の研究についての進行管理システムは確立しているが、研究機関全体としての進行管理が庁内(行政トップを含む)で十分にチェックされていない。</p> <p>政策会議による行政トップのチェック及び県立試験研究機関・中期事業計画推進会議による実務レベルでのチェックが必要。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 「職員研修を充実し、研究員のマネジメント能力、コーディネート能力等の向上を図る」について研究マネジメント・コーディネート能力の向上を目的とした全庁的な研究マネジメント研修会を次のように開催した。 14年度：部長・研究主幹等 72名(3日間) 15年度：リーダー的役割を担う主任研究員 80名(3日間) 16年度：知的財産マネジメント 45名(2日間) また次の外部への派遣制度を活用した。 ・大学研修生派遣制度の活用 ・独法等への派遣研修の実施(短期的な研修が中心) ・民間派遣研修の活用 		<ul style="list-style-type: none"> 分野融合化が幅広い側面進む中、異なる試験研究機関の研究員と相互啓発の機会が必要。 独法等への派遣が短期的であるため、マネジメント能力の習得やネットワーク構築が十分でない。 独法への中長期間の派遣の実施(人脈の構築、マネジメント能力の向上、新技術分野の習得)が必要。 知的財産関係の知識向上が必要。 各機関内においてもマネジメント能力向上、意識向上の場が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 「他の行政、研究機関との人事交流を図るとともに一定期間様々な経験を積むことができるキャリアパスの仕組みの検討」について次のような人事交流等を実施した。 (健環研、農技C、生科研、まち工研)では、行政部門とは定期的な人事異動等により交流を実施。 (工技C)では兼務による行政部門との人事交流(平成13年度2名/年、平成14年度以降1名/年)。 (工技C)では出張方式によるNIROでのコーディネート業務の体験(平成13年度～15年度1名/年)があるのみで、(工技C)以外ではキャリアパスの仕組みが構築されていない。 		<ul style="list-style-type: none"> 人員が削減される中、本来業務に必要な人員確保に苦慮している現状では、より積極的な派遣は困難。 給料表が異なることによる給与格差により行政部門との人事交流が活発に行われていない。 研究職給料表の弾力化や兼務制度の活用による行政部門との交流の裾野の拡大が必要。 他機関との人事交流は、実績が少ない上に、一方的な派遣であり、「双方向」の人事交流とはなっていない。双方向の人事交流の推進(連携大学院制度の活用等)が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 「外部研究員の活用、任期付研究員制度の導入、民間企業の業務に従事できる仕組みなど柔軟な採用・人事管理制度の整備」について(工技C)では、 ・情報技術担当部長として招聘型の任期付研究員1名を登用。 ・情報技術担当研究員として若手型の任期付研究員1名を任用。 ・所長および参与に民間人材を登用。 ・現有の研究員だけでは対応が困難な技術分野について、ポストクラスの人材を「特別研究員」(非常勤嘱託員)として2名(毎年度)採用。 ・大学等外部研究者のシーズを導入するため客員研究員を3名(毎年度)配置(月1回程度)。 ・各分野における研究開発の推進について高い識見から助言を得るため、技術参与を6名(16年度実績)配置(月1回程度)。 (生科研)では、 		<ul style="list-style-type: none"> 外部人材は任期の定めがあるため、各機関において組織としての基盤的技術の蓄積と継承、技術相談・指導への対応能力確保の観点においては、必ずしも適していない。 正規職員と外部人材との役割分担を明確にしたうえでの適正な採用・配置が必要。 任期付研究員のパートナー化の検討が必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究専門員」(非常勤嘱託)1名を採用し、試験研究に取り組んでいる。 <p>(まち工研)では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業や大学からの常勤の特別研究員、非常勤研究員の任期制の研究員制度の導入による職員配置(16年度実績各々2名、7名)。 <p>(健環研)(農技C)では任期付き研究員はじめ外部人材の活用が進んでいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員が民間企業の業務に従事できる仕組みは整備されたが実績はない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「研究員の業務経験等に応じた評価を行う」について</p> <p>行政サービス期間としての役割に対応して研究のみならず、普及指導やコーディネート等の業務経験を適正に評価する仕組みとして研究職昇任審査会調書様式を改善し普及指導、コーディネート業務等の実績一覧を記載することにした。</p>	<p>行政からの依頼分析業務や技術指導業務などは、多大な労力を要するものであるが、研究員の評価に繋がりにくい面がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究職昇任審査会調書様式が改善されて間もないことから、当面の間は現行調書にて評価を継続して、問題点があれば更なる改善を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>「技術相談、普及活動の充実、研究成果の提供、公表」について</p> <p>技術相談、普及活動は例えば次のように取り組んでいる。</p> <p>(工技C)様々な相談・指導業務の展開 総合相談窓口(ハコテク)、技術相談員、移動工業技術センター、集中企業訪問、R&D サポートシステムなど</p> <p>(農技C)本所に部長(普及担当)を設置。専門技術員や普及センターと一体となった普及指導を展開</p> <p>(健環研)行政部門、民間分析機関に対する技術支援・指導・相談、情報提供</p> <p>また、研究成果の提供公表は次のようにホームページや広報誌を通じたPPのほか、施設的一般公開等に取り組んでいる。</p> <p>(工技C)ホームページによる技術情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期刊行物の発行(Hint to Hint 等)・テカビア(研究成果発表会)開催 <p>(農技C)「ひょうごの農業技術」などの刊行物の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最近の主な研究成果 - 特選集 - 」(最近10年間の研究成果) <p>(健環研)感染症情報や花粉情報の発信(ホームページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会誌や学会を通じた公表、研究会の開催(年1回) <p>(生科研)商品テスト情報等の収集やホームページへの掲載の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県広報誌やホームページ、新聞、テレビ等を通じた情報発信 <p>(まち工研)一般県民や業界を対象とした情</p>	<p>(工技C)マンパワーと予算の制約上、移動工業技術センターや集中企業訪問などを県下全域で実施するに至っていない。</p> <p>(農技C)速やかな技術移転のためには、研究開始時からユーザーや行政と一体となった取組が必要であるが、課題によっては十分でない。</p> <p>(健環研)一般県民に対する普及活動が不十分。扱っている内容が専門的であることもあって、十分に県民に理解されていない面がある。</p>

	報発信・普及啓発	
<ul style="list-style-type: none"> 「公民の役割分担の視点に立って、試験分析業務は原則として外部化する」について見直しにより外部化すべきとされた試験分析212事業のうち、207事業が計画どおり外部化のため廃止。 残り5事業(工技C)は、地域産業振興の観点から、県の機関による試験分析を強く地元産業界から要望されたため、対象を限定して事業を継続。なお、機器が老朽化し、ニーズがない5事業を廃止したため、トータルで212事業を外部化。 (工技C)では、民間委託を円滑に行うため、「兵庫県・分析機関連絡協議会」(31 機関参画)を設立。 		<p>法定検査においても、指定検査機関による対応が可能な場合が増えつつあり、本当に県の機関で試験分析すべきか検討が必要。 (工技C)依頼試験の減少により、企業との意見交換の場が減少。本県企業が他府県の公設試を利用しているケースもある。 (健環研)「(健環研) - (財)ひょうご環境創造協会 - 民間企業」3者の役割分担の明確化が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「研究成果の商品化や企業化など実用化を促進する業務においては、専門機関の活用を図る」について (工技C)以外の機関では、専門機関の活用は進んでいない。 (工技C)では、(財)ひょうご産業活性化センターの経営相談、新事業創出支援等のほか、27機関が参画する「中小企業支援ネットひょうご」(平成15年4月設置)を活用し、企業支援を実施。 (工技C)が保有する特許権等について、NIRO技術移転センターの活動と連携を図り、中小企業等への技術移転に取り組んでいる。 		<ul style="list-style-type: none"> 共同研究を通じての商品化やマーケティング手法・ノウハウ習得が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 「自律的な業務運営手法の導入や試験研究業務の財団等への移管等により、効果的な業務執行を推進するエージェンシー化の導入可能性の研究を行う」について 国の独立行政法人研究機関の状況等を調査し、合せて地方独立行政法人化の可能性について、行財政構造改革推進方策の運営会議の中で検討し、拙速な制度化はしないことの結論を得た。 		<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人制度の活用については、コスト増(初期投資、ランニングコスト)等の問題点に加え、国と比べ、各機関の持つ使命・役割、規模や体制が大きく異なることによる課題等も多い。 制度のメリット・デメリットを見極め、また今後行われる国の研究機関の中期目標にかかる評価・検証も踏まえながら、慎重に検討する。

3. 第1期中期事業計画の検証から指摘された課題等に対する意見

上記の第1期中期事業計画の達成状況に対する自己検証結果と今後の課題等を検討した結果、各試験研究機関共相当尽力され、第1期中期事業計画はほぼ計画通りに達成されているものと思われる。

一方、この自己検証結果、指摘された課題も多い。以下、これら課題のうち特に重要度が高いと思われるもの等につき取上げ、包括外部監査人の意見を述べる。

人員、人材不足に対する対応について

第1期中期計画では、人員の見直しは業務の見直しを踏えつつ進めるとして、取り組まれた結果、工業技術センター、農林水産技術総合センター、健康環境科学研究センターの3機関では近年、職員数が大幅に減少している。これは、県の行財政構造改革の影響によるところが大であり、退職者が補充されないままになっているためである。この結果、次のような重大な問題が生じてきている。

- ・退職者がでも補充されない結果、多くの機関で研究者の年齢構成が高年齢に偏っている。組織活性化のためにも、技術、知識、経験を機関として蓄積、伝承し、技術相談、指導への対応能力確保のためには、部門毎の適正な年齢構成が必要である。
(共通)
- ・若年研究員の不足、情報技術分野・バイオ分野の人材不足など人材確保は必要である。(工業技術センター)
- ・団塊世代の大幅な退職に伴う後継者への技術伝承対策への取組みが必要である。(工業技術センター)
- ・機械金属・繊維・皮革の3支援センターは単独機関として、これ以上人員削減が困難になっている。特に繊維・皮革など専門的、現場・臨床的な技術ニーズへの幅広い対応等について、業界の求めるレベルを維持することが次第に困難になってきている。(工業技術センター)

このような事情は、工業技術センターのみならず、農林水産技術総合センターでも健康環境科学研究センターでも同様である。

所要人員については、県立試験研究機関として対応すべき業務内容、業務量を明確にし、長期的視野に立って計画的に人材の育成、知識と経験の継承を行うために必要な人材、人員を計画するというのが、本来あるべきかたちである。しかし、現実には業務の見直しに対応した効率的な人員配置が進んでいるというよりもむしろ人員の減少に応じて、業務を見直ししているというのが実情である。現有している人材、人員をベースに、優先業務を割

当てるというかたちになっている。このため、退職者に対応する人員が補充されないままになっているという面が強い。このような状況が続くと、県立試験研究機関の存在意義そのものが問題視されることになる。県立の試験研究機関として対応すべき業務内容を明確にし、長期的な視野に立って計画的にこれを実行するに必要な人材、人員を確保すべく計画を立てるという考え方が必要である。

人材の育成・活性化について

第 1 期中期事業計画では、人材の育成・活性化のため、・職員研修の充実、・柔軟な任用・人事管理制度の導入、・研究員の業務経験等に応じた評価の推進を掲げられていた。この計画に従い職員研修については平成 14 年度 部長・研究主幹クラス 72 名対象（3 日間）、平成 15 年度 チームリーダークラス 80 名対象（3 日間）、平成 16 年度 研究員・事務担当者等 45 名対象（2 日間）に実施されているが、平成 17 年度は実施されていない。この結果、平成 13 年度から平成 17 年度の 5 年間で、1 名当り 1 回行なわれた程度である。これで十分かどうか疑問の残るところである。また独立行政法人等への派遣研修も短期間であり、効果が十分でない。

柔軟な任用・人事管理制度の導入については、行政部門との人事異動による交流は実施されたものの、行政職と研究職の給料表の違い等によるネックにより、人事交流は十分でない。また外部研究員の活用、任期付研究員制度の導入等についても、工業技術センター、福祉のまちづくり工学研究所で若干試みられているものの、まだ限定的である。

研究員の業務経験等に応じた評価の推進については、研究職昇任審査調書に普及指導、コーディネイト業務の実績一覧を加えたことにとどまっている。

このように人事の育成、活性化については、計画した成果は十分上っていない。マネジメント、知的財産関係の各種研修の充実、企業、大学、独立行政法人等との人事交流の推進を図ると共に、任期付研究員制度の拡充、非常勤嘱託等外部の専門的な知識を有する人材を積極的に活用する工夫が必要である。

地方独立行政法人化の検討について

国の試験研究機関は平成 13 年度以降その大部分が独立行政法人に移行している。また、県の試験研究機関についても、地方独立行政法人法が平成 16 年 4 月 1 日より施行され、地方独立行政法人に移行することが出来るよう制度化されている。

この地方独立行政法人は地方公共団体の組織と別組織ならではの利点を活かし、サービス提供手法の自由度をできるだけ高めながら効率的・効果的に事業を執行しうる新しい仕組みであるといわれている。

地方独立行政法人法第2条(定義)において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的・効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人をいう」と定められている。

この地方独立行政法人化制度の利点としては次の点が上げられている。

- (イ)法人格について設立団体とは別の法人格を有する法人による事業実施により、経営責任のより一層の明確化、地方自治法の枠組みから外れることによる事業執行の弾力化が図られる。
- (ロ)法人の理事長の権限は、定員管理や年度の予算の作成についてより一層広範な権限を有し、業務執行をより柔軟に行うことができる。特に人事・給与制度の独自性を発揮する余地が拡大し、機動的、戦略的な人事配置が可能となる。
- (ハ)中期計画の策定が義務づけられ、中期的視点に立った計画的経営が行われ、住民等に対し、経営の目標、方針がより明確になる。
- (ニ)第三者機関である評価委員会による業績評価を受けなければならず、業務改善へのインセンティブが働くことが期待される。
- (ホ)予算が中期計画の中で定められることにより予算単年度主義が大幅に緩和される。運営交付金の用途は、法人の判断で弾力的に使用でき、法人の経営努力により生じた剰余金は予め認められた範囲内で法人が使用できる。
- (ヘ)会計は企業会計原則をベースとした財務諸表となり、法人は毎事業年度財務諸表を作成、公表しなければならず、これに外部の専門家による会計監査が義務付けられ、住民等の法人業務に対する信頼性の向上が期待される。
- (ト)地方自治法を離れた制度設計、長期契約等の活用により経営の弾力化が図られる。

一方、欠点としては次の点が上げられている。

- (イ)独自財源の確保を目的とし、知的財産権の取得や競争的研究資金の獲得とか採算性を重視した研究に傾注し、本来の目的である県民ニーズから離れた分野に業務がシフトし、かえって、行政サービスの低下をもたらす恐れがある。
- (ロ)環境や健康分野における危機管理業務は県の所管部や健康福祉事務所、市町職員などの行政機関に対する情報提供が主要業務であり、料金の徴収とか採算性とか剰余金の多寡で評価することは適当でない。

(H)独立行政法人化すると、その設立当初のコスト負担並びにその後の管理業務にかかるランニングコストも相応に必要とするため、その規模が小さいとかえって不経済になる。

県でも試験研究機関の地方独立行政法人化の当否について、行財政構造改革推進方策の運営会議において検討されたとのことであり、初期投資やランニングコストの問題点及び国に比べ各試験研究機関の持つ役割や規模の違いから課題も多いため、地方独立行政法人制度のメリット・デメリットを見極め、また独立行政法人化された国の研究機関の評価・検証を踏まえながら、慎重に検討していくとの結論を出されたとのことである。

しかしながら、平成 18 年 4 月 1 日付で東京都では産業技術研究センターを、岩手県では工業技術センターを地方独立行政法人化しているなど事例も出てきている。

また次のような課題の解決の為に、産業系試験研究機関（工業技術センター、農林水産技術総合センター）の独法化は有効であると考えられる。

- ・設備投資を含めた計数的な短期及び中期事業計画が作成されていない。
- ・試験研究機関で使用している土地、建物、試験研究設備、器具等の投資額、減価償却額がわかりにくく、試験研究機関に係るコストが把握しにくい。
- ・予算の機動的、弾力的な運用の仕組みが必要である。
- ・長期的視野に立って計画的に人材の育成、知識と経験の継承のための人材・人員計画が策定されていない。
- ・原価管理が制度的に実施されていない。
- ・柔軟な任用・人事管理制度の導入の必要がある。
- ・薬品類、試験研究設備・器具等は簿外となっていることから、その管理が的確に出来ていない。

産業系試験研究機関については、独立行政法人へ移行した国及び他府県の試験研究機関の成果をよく調査し、かつ県における地方独立行政法人化の利点欠点を見極め、有識者等の意見も聞きながら、その組織の統合も含め、地方独立行政法人化を再検討することが必要と思われる。

ユーザーニーズに直結した技術の研究について

第 1 期中期事業計画では、県民等のニーズに直結する技術の実用化を目的とした応用研究・実証試験等に重点的に取り組まれた。例えば、工業技術センターでは「ユーザーである県下の中小企業との共同研究等を通じて、直接、技術移転を行っており、この共同研究

の契約件数は平成 11 年度に 40 件であったものが、平成 16 年度で 82 件（契約金額 3,097 万円）、平成 17 年度では 96 件（契約金額 4,107 万円）に達しており、製品化実用化されたものも多い」とのことである。

農林水産技術総合センターでは、「研究課題の取組みが終了し、現場に対し普及が可能となった新技術を毎年度 10 数件普及に移している。これまで普及に移した新技術の具体的事例として、平成 14 年度「丹波黒大豆エダマメの食べ頃が一目で分かるスケール作成」平成 15 年度「黄色蛍光灯によるハイマダラメイガの被害抑制」平成 16 年度「県北部コシヒカリにおける乳白粒発生抑制による品質向上」などは、いずれも生産者段階における問題解決にとどまらず、生産物の品質確保による食味の向上や農薬散布の減量による安全性向上につながる技術である」とのことである。

健康環境科学研究センターでは、「水道法水質基準改正にともなう臭素酸・ホルムアルデヒド・シアンなどの新規項目に伴う分析技術、PCR を用いた腸管出血性大腸菌 O157 産生ベロ毒素検出法、地域保健活動のための疫学的手法などを健康福祉事務所担当者に技術指導した。また、新規項目の水道水質分析法は水道水質管理計画の精度管理を通して水道事業体検査機関へも研修などで技術移転を行った。環境中ダイオキシン分析法や食品中農薬の一斉分析法は学会でも高い評価を受けている。蓄積されたノウハウは食中毒の原因究明や有害化学物質の公共用水域への流出事故など健康・環境危機発生時に技術支援を行っている。また、有害化学物質の簡易検査法を健康福祉事務所や県民局環境課担当者に研究を通して技術移転した」とのことである。

しかしながら、未だ次のような課題が認識され、さらなる工夫等が必要であると判断されている。

- ・ユーザーに対応した研究課題の設定及び実施、成果還元を図るためにユーザーからくみ上げたニーズのフォロー体制やフィードバック体制が不十分である。（共通）
- ・ユーザーからの情報を共有し、研究課題に結びつける工夫やユーザーを試験研究に参加させるような工夫が必要である。（共通）
- ・現場が求める速やかな技術移転のためには研究開始時からユーザーや行政、普及、研究が一体となった取組みが必要である。（農林水産技術総合センター）
- ・現場から求められている技術の迅速な移転を図るため、技術開発、技術移転・普及に関与する組織が連携し、スピードアップする体制への変更が必要である。（農林水産技術総合センター）
- ・相談情報の効果的活用により更なるユーザーニーズの的確な把握が必要である。（工業技術センター）
- ・県下地域の技術ニーズやシーズを汲み上げていく機能の強化が必要である。（工業技術センター）

上記の課題が主として農林水産技術総合センターと工業技術センターで取り上げられていることから、農林水産技術総合センターと工業技術センターにおける試験研究課題に対するニーズの把握状況を検討した。

農林水産技術総合センターでは試験研究実施年度の前々年度末に、県関係機関、県内関係団体（生産者団体、消費者団体等）に対し、試験研究課題への要望、提案問題を照合している。その後の手続きにつき、「農林水産関係試験研究推進事務の進め方（取扱細則）」第3.（試験研究課題への要望・提案問題の調査及び取扱い）において、試験研究推進会議の各部会長は要望・提案問題に対する対応方針を部会に諮ったうえ、「試験研究要望・提案問題検討書」、「試験研究要望・提案問題検討結果取りまとめ表」を会長に提出する。会長は上記検討書及び取りまとめ表につき「試験研究推進会議（内部評価機関）」に諮ると定めている。これに基づき、平成17年度は次のようなスケジュールで試験研究課題を選定し、事前評価にかけられたとのことであった。

平成17年3月	県関係機関、県内関係団体（生産者団体、消費者団体等）から、文書により研究課題の要望、提案の受付。
平成17年4月	農林水産技術総合センターの担当者に文書で研究課題・提案について問合せ。
平成17年5月	各部で要望された研究課題への対応方針案作成。
平成17年6月	各部において要望提案に対する対応方針を検討するため、各部ごとに要望・提案問題調整会議（各部長、研究主幹の会議）を開催。
平成17年7月	関係部署で対応方針案の再調整。
平成17年8月	要望提案団体への説明と意見交換のため、要望提案団体との要望・提案問題検討会を開催。
平成17年8月～9月	研究課題として取り上げる要望・提案問題で優先順位を付けるため「試験研究推進会議」の部会を開催。
平成17年10月	農林水産技術総合センターとして次年度実施予定の研究課題を検討するため「試験研究推進会議」を開催。
平成17年10月	研究課題の内部評価を行うため「農林水産技術会議」を開催。

テーマ要望団体別にどの程度の要望提案がなされ、それがどの程度試験研究推進会議で採択されたかは次表のとおりである。

平成 17 年度テーマ要望先別 テーマ採用割合

テーマ要望団体・機関等	要望提出	採否の内訳		採用率 %	
	件数	採 用	不採用	採 用	不採用
普及組織	76	37	39	49	51
その他行政機関	55	24	31	44	56
生産団体	26	11	15	42	58
試験研究機関	40	19	21	48	52
合 計	197	91	106	46	54

197 件の要望が提出され、その 46%が内部の会議で採用すべく取上げられている。この状況からみれば農林水産技術総合センターではユーザーより相当件数の要望を受け付けている。

しかしながら、この採用された 91 件からさらに厳選され、実際に試験研究に取組まれるのは研究人員の制約もあり、20 件程度と僅かである。この厳選された試験研究の成果を普及に移すことが最終目標であるが、この研究成果をユーザーに迅速に普及するうえでの仕組み、体制に工夫が必要であると認識されていることは重要な課題であると思われる。

また、工業技術センターでは、各研究員が技術相談、助言等を通じて企業ニーズをデータベースで把握、集約を行い、各部で協議のうえ、各部研究主幹が選択、取りまとめ、技術企画部に研究課題が提案される。これを「企業ニーズ把握・集約会議」で検討し、「工業センター評価調整会議」にかける研究課題等を選定している。「企業ニーズ把握・集約会議」は「企業ニーズ把握・集約会議設置要綱」により設置されている各部の研究主幹をメンバーとする会議体で 2~3 ヶ月に一度開催し、この会議で次の事項を協議することとしている。

- ・ 県下の中小企業等に係る各種企業ニーズの抽出及び選定
- ・ 会議で抽出し、又は選定された各種企業ニーズに係る技術分野別ニーズの集約
- ・ 各種技術相談、助言等で得られた企業ニーズのデータベース化とその体系化
- ・ 企業ニーズと研究課題の選定

工業技術センターではこのような体制で企業ニーズの把握に努められてはいるものの異なるユーザーニーズの的確な把握のための機能強化が必要であると共に、ユーザーからくみ上げたニーズのフォロー体制やフィードバック体制を確立することが必要と認識されている点は重要度の高いものである。また、工業技術センターでは、テーマ要望先はすべて企業の相談等に携わっている研究員であるため、農林水産技術総合センターのようにテーマ要望先団体別、要望件数及びその採用割合は把握していない。企業ニーズ把握・集約会

議に出てきたニーズについては、何らかの基準で分類、整理し、どういうニーズがどういう理由で採用されなかったのかについて、農林水産技術総合センターのように整理しておくことが望まれる。

予算の機動的・弾力的な運用の仕組みについて

第1期中期事業計画では、事業費の見直しに重点をおいて取組んでいる。この結果、行財政構造改革推進方策の目標値を大幅に上回るペースで事業費の見直しが推進されているが、その結果次のような問題が生じてきている。

- ・予算に余裕はなくなり、災害など緊急的な課題への対応や年度途中でプロジェクト研究への対応、年度中途から発生する企業等との共同研究などへの柔軟な対応が困難になっている。(共通)
- ・研究マネジメント部門が研究予算を重点的かつ機動的に配分するための財源的裏付けの仕組みがない。所長裁量の予算の確保が必要である。(工業技術センター)
- ・研究開発の基礎となる建物、研究機器の老朽化が進行している。(工業技術センター)

こうした問題に対処するためには、事業見直しに伴う予算の見直しだけでなく、予算の機動的、弾力的な運用の仕組みを工夫することは緊急に対処すべき課題である。即ち、研究資源の効果的・効率的配分を行うためにも、試験研究機関内のマネジメント及び他の機関とのコーディネートなど対外的な研究マネジメント機能の充実を図るためにも、国等の競争的資金、産学官連携プロジェクト、企業との共同研究の推進による外部資金獲得のためにも、現状のような予算の硬直的な執行に拘泥することなく、機動的、弾力的な予算運用の仕組みを工夫する必要があり、早急に対応すべきである。

産学官連携ネットワークの強化について

第1期中期事業計画で地域の研究資源の効率的活用の視点から大学・国・民間との連携・協力の下にプロジェクト型研究への参画など新しい研究システムを導入するとして、概ね各機関ともプロジェクト型研究に積極的に参加されている。

この実績は、平成14年度25件、15年度30件、16年度32件、17年度39件と増加してきている。平成17年度のプロジェクト型研究の各試験研究機関別内訳は次のものである。

工業技術センター 18 件

中小企業基盤整備機構	戦略的基盤強化事業	ネット用超小型 6 軸モーションセンサに関する研究開発
科学振興機構	重点地域研究開発推進事業	ウェアラブル視線入力デバイスのための反射型和光ラフィック光学素子の試作
経済産業省	産学連携製造中核人材育成事業	医療福祉機器等の開発・製造を中心とする機械・金属製造業の新産業創造人材育成事業
兵庫県（注 1）	兵庫県 COE プログラム推進事業	慢性完全閉塞疾患用カテーテルの研究開発 他 6 件
兵庫県（注 2）	兵庫県ビジネスインキュベーション事業	マイクロファブリケーション研究・事業化検討会 他 7 件

（注 1）「兵庫県 COE プログラム推進事業」とは兵庫県で実施している新産業・新事業の創出を促進するため、立ち上がり期の産学官連携プロジェクトを支援する提案公募型の研究補助事業である。

（注 2）「兵庫県ビジネスインキュベーション事業」とは、戦略的技術分野における新事業創出を促進するため、大学等のシーズ、アイデアから事業化が見込めるものを抽出・選定したうえ、テーマごとに短期間で FS 調査を実施し、研究企画、事業化企画、必要な資金獲得の支援、技術アドバイス等を行うことにより、国の競争的資金の獲得など事業化に向けた取り組みを推進する事業である。

農林水産技術総合センター 11 件

農林水産省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	ワケカの移動回遊生態の解明と漁況予測・資源管理システムの開発
農林水産省	同上	タマシの産地判別法の開発
農林水産省	同上	内生細菌利用を基幹としたタヌキツバイン病防除技術の緊急開発
農林水産省	同上	微生物の防御機能を利用したモンゴク斑点病防除技術の緊急開発 他 7 件

健康環境科学研究センター 8 件

環境省	環境技術開発等推進事業	自然共生型流域圏・都市再生技術研究
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金	HIV の検査体制の構築に関する研究
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金	健康危機発生時の地方衛生研究所における調査及び検査体制の現状把握と検査等の精度管理の体制に関する調査研究
厚生労働省	食品の安全性高度化推進研究事業 (厚生労働科学研究費補助金)	食品中の有害物質等の摂取量の調査及び評価に関する調査
文部科学省	科学研究補助金	東アジアにおけるエアロゾルの大気環境インパクト
文部科学省	科学技術振興調整費	野鳥由来ウイルスの生態解明とゲノム解析
国立感染症研究所	国立感染症研究所助成	アデノウイルス検査法の標準化に関する研究
(財)河川環境管理財団	河川整備基金研究助成	河川におけるケイ素酸など無機溶存物質の流出機構に関する研究

福祉のまちづくり工学研究所 2件

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	21世紀地球チャレンジプログラム委託事業	人間支援型スマート実用化基盤技術開発(リハビリ支援スマート及び実用化技術の開発)
兵庫県	兵庫県 COE プログラム推進事業	高齢者・障害者の安全、安心、豊かな生活を支援するエバ-ル環境制御装置の研究開発

なお、平成 17 年度に工業技術センターから各種団体にテーマを要望し、それが採用された割合は次のとおりであり、兵庫県以外の団体に対しては採用 2 件に対し、不採用 13 件と不採用割合が非常に高い。

平成 17 年度テーマ要望先別 テーマ採用割合

テーマ要望団体・機関等	要望提出	採否の内訳		採用率 %	
	件数	採用	不採用	採用	不採用
経済産業省	4 件	1 件	3 件	25%	75%
(独)科学技術振興機構	10 件	1 件	9 件	10%	90%
N E D O	1 件	0 件	1 件	0%	100%
兵庫県	11 件	8 件	3 件	73%	27%
合 計	26 件	10 件	16 件	38%	62%

(なお、平成 17 年度の試験研究実績推移表(284 頁参照)の新規 29 件と上記表の採用 10 件との差異は、兵庫県 COE プログラム 8 件と兵庫県産学官連携ビジネスインキュベーター事業 11 件は上記表に含まれていないことによる。)

上記のように実績は増加してきているものの各機関とも、連携については、まだ初期段階であり、組織的な具体的共同事業などは少ない状況にある。特に大学との連携は大学教官と研究員との個別の連携にとどまっており、連携協力協定締結等による大学との組織的連携の推進が必要であると認識されている。

また、他の機関が中心であるプロジェクトに参画し、分担課題を限定的に分担するだけでは機関の独自技術、中核技術の育成への寄与が困難である。コンソーシアム形成支援機能の充実強化が必要と認識されている。

県の試験研究機関の限られた資源を有効活用するためには、上記のような対応に加え、産学官連携による共同研究に積極的に参画するとともに、大学、独立行政法人、民間の企業、研究機関等との連携ネットワークを一層強化することが重要であると考えます。

科学技術会議・評価委員会の評価対象となる試験研究課題の範囲拡大について

研究課題の外部評価機関である科学技術会議・評価委員会で平成 13 年度以降に研究課題で評価を受けたのは 1 件(農林水産業の副産物・廃棄物の炭化による各種資源利用法の開発の事前評価)のみである。これは当評価委員会で評価対象となるのは、部局横断的研究

及び県の重要な政策と密接に関連する研究に限られているためであると思われる。別の見方をすれば、平成 13 年度以降 5 年間これに該当するような研究は工業技術工技センターと農林水産技術総合センター等で 2 件(・担子菌米による機能成分含有酒類製造技術の開発、・薬効植物の高度利用と新規用途開発に関する調査研究)実施されているが、これらは外部評価を受ける程のテーマでないとして受けていない。部局横断的研究及び重要な政策と密接に関連する研究についての定義を明確にし、当評価委員会における外部評価対象研究の範囲を広げることが望まれる。

健康環境科学研究センターの一層の統合化推進について

衛生研究所と公害研究所が平成 14 年 4 月 1 日に統合し、組織を再編している。この統合により、両研究所及び各部に分散していた企画・調整業務などのマネジメント機能や情報提供機能は業務集約化により強化され、また人体面と環境面からの原因の特定と影響の解明を一体的に行うことにより、危機拡大の防止機能の強化が図れたと評価されている。これら評価については特段問題はないが、自己検証結果、次のような課題が取上げられている。

- ・ 統合効果を一層高めることが必要。
- ・ 管理機能の円滑化、水質環境部・大気環境部の分散配置による非効率の解消が必要。
- ・ 兵庫と須磨に庁舎が分かれていることから、より効果的な運営に向けて業務上での連携、連絡等について工夫等が必要。

この他、備品管理とか薬品管理といった管理業務面においては、ほとんど統合化されておらず、各々旧研究所における手続がそのまま実行されている。

また、試験研究機器の有効利用という観点からも、庁舎そのものの一体化も含め、実質的な統合化を進めることが望まれる。

生活科学研究所における商品テスト情報の要否について

生活科学研究所において、県民が商品テスト情報等を利用しやすくするため、全国の消費生活センター及び国公立、民間試験研究機関、大学などが実施した商品テスト情報や文献情報を随時入力し当研究所のホームページで検索できるようデータベース化しているが、研究所の限られた人員の中で数多くの情報を分析、入力するには時間も労力も要するという課題が生じてきているとの事である。

しかしながら、このデータベースにアクセスする県民は、インターネットを利用することから、国民生活センター等のデータベースにも直接アクセスできること及び県民のニーズにあった商品テスト情報と全国レベルの商品テスト情報と大差はないと思われることが

ら、県の研究所のホームページで全国で行われた商品テスト情報等を保有する意義があるのかどうか疑問に思われる。

県の特産品とか県下でしか出廻っていない商品のテスト情報をデータベースとして保有するとか、生活科学研究所で行った商品テストの情報をデータベース化するだけで県民のニーズに対応できるのではないかと考えられる。また、必要なら生活科学研究所のホームページで国民生活センター等で公表している商品テスト情報の検索の仕方を説明すれば良いと思われる。

全国レベルで行われている商品テスト情報等を多大の費用をかけて当研究所のホームページで検索できるようにすることにつき、その費用と効果を十分分析してみることが必要でないかと思われる。

第2期中期事業計画について

1. 第2期中期事業計画の概要

第1期中期事業計画が平成17年度で終了することから、当計画の達成状況の検証並びに未達成の課題等を明らかにしたうえで、新たなるユーザーニーズ等の環境変化に対応した県立試験研究機関の使命、役割を果すため、第2期中期事業計画を策定し、平成18年3月に公表されている。これは県立試験研究機関の共通課題及び機関ごとの課題解決のための具体的方策からなる中期的なアクションプログラムとして策定されている。

この第2期中期事業計画の目次は次のとおりである。

はじめに

第1期中期事業計画（平成13～17年度）の取組み

1 第1期計画に対する検証

県立試験研究機関を取り巻く環境の変化

1 新たなニーズ、課題の顕在化

2 国の動向

3 県政の動向

県立試験研究機関の今後の方向

1 基本的方向

2 共通取組項目

3 各機関の個別取組項目

4 業務遂行体制

活性化のための取組方針

1 共通項目

(1)的確なニーズ把握に基づく研究推進と迅速な成果普及

(2)機関の自主性、効率性を高める業務運営の展開

分野横断的な取組みの強化

研究マネジメント機能の充実・強化

知的財産の創出と有効活用の促進

機動的、弾力的な予算運用

人材の育成、活性化

(3)産学官連携ネットワークの一層の強化

2 各機関の個別項目

(1)県立工業技術センター

(2)県立農業水産技術総合センター

(3)県立健康環境科学研究センター

(4)県立生活科学研究所

(5)県立福祉のまちづくり工学研究所

以下、上記目次に沿って、その概要を説明する。

第1期中期事業計画（平成13～17年度）の取組み

1 第1期計画に対する検証

(1) 県民等のニーズに直結した研究への重点化について

今後は、ユーザーニーズや社会環境の変化に対応した研究実施とユーザーからのフィードバックが課題である。

(2) コーディネート、情報提供、相談・指導の機能強化をめざした普及指導について

今後は、各機関の特性に応じて、研究成果のユーザーへの技術移転の迅速化を図るとともに、県民向けに分かりやすい情報発信を行うことが課題である。

(3) 公民の役割分担を踏まえた試験分析の外部化について

今後は、公から民への規制緩和の流れに対応するとともに、行政が果たすべき責任にも配慮しつつ取り組むことが課題である。

(4) 組織の統合再編について

今後は、統合再編された組織の下での機能を十分発揮できるよう、企画調整部門の充実強化による研究マネジメント部門の一層の充実や、外部機関との連携強化が課題である。

(5) 人員及び事業費の見直しについて

今後は、スリム化された組織体制を基本として、組織の活性化、年齢構成の平準化を図るとともに、蓄積された技術の承継を円滑に行うことができる人員配置の検討など、毎年度、必要な見直しを行っていくことが求められている。また、今後とも厳しい財政状況が予想される中、限られた予算の有効活用が課題である。

(6) 新たな仕組みの導入

研究評価システムの導入について

今後は、庁内での評価結果などの情報共有と全庁的なフォローアップ体制の確立が課題である。

研究マネジメント機能の充実について

今後は、知的財産活用のための体制整備や機動的、弾力的な予算運用が課題である。

新しい研究システムの導入について

今後は、県立試験研究機関間の連携強化や、大学等との組織的な連携関係の構築が課題である。

人事の育成、活性化

今後は、研究員の退職動向も踏まえ、正規職員と外部人材の役割分担に配慮し、適正な体制を整備することが課題である。

県立試験研究機関を取り巻く環境の変化

- 1 新たなニーズ、課題の顕在化
 - (1) 県民ニーズの多様化、複雑化
 - (2) 技術開発の高度化、加速化
 - (3) 少子・高齢化、IT化の進展など社会システム、社会構造等の変化
 - (4) 県民生活の安全・安心への関心の高まり
- 2 国の動向
 - (1) 構造改革の進展
 - (2) 地方分権の推進
 - (3) 第3期科学技術基本計画の策定と知財戦略の推進
- 3 県政の動向
 - (1) 地域課題解決のための技術支援機関としての試験研究機関に対する期待の高まり
 - (2) 参画と協働の県政の推進と開かれた試験研究機関への取組み
 - (3) 行財政構造改革推進方策に基づく効果的、効率的な県政運営の確保

県立試験研究機関の今後の動向

- 1 基本的方向
ニーズに対応した成果の創出とその迅速な還元
- 2 共通の取組み項目
 - (1) ニーズの的確な把握を行い、各機関の特性を生かした迅速な成果普及に取り組む。とりわけ成果の効果的な還元のためユーザーや県民へのわかりやすい情報発信に努める。
 - (2) 組織の活性化と業務運営体制の質的向上を図るため機関の自主性、効率性を高める業務運営の展開に取り組む。
 - (3) 資源を活用するため、外部機関との連携、役割分担による相乗効果が発揮できるよう、産学官の連携ネットワークの強化に取り組む。
- 3 各機関の個別取組項目
 - (1) 重点研究分野の設定
 - (2) コーディネート、普及指導等の推進
- 4 業務遂行体制
 - (1) 組織
行政のサービス機関として、効果的、効率的な運営を一層推し進め、新たな課題やユーザーニーズなど環境変化に対応するため毎年度必要な見直しを行っていく。
 - (2) 人員

人員については、業務に応じた適正かつ効率的な人員配置を行うなど、毎年度、必要な見直しを行う。なお、人員配置にあたっては、研究員の年齢構成の平準化に配慮しながら、各機関で技術蓄積が必要となる基盤的な技術分野や、継続的な取り組みが必要となる基本的な業務については正規職員を配置するとともに、先端領域等新たな技術課題、時限的、単発的な課題、民間企業との連携を強化すべき課題等については様々な手法による人事交流、外部人材の活用（任期付研究員、民間OBの活用、委託研究等）を図ることとする。

(3)事業費

事業費については、評価システムによる毎年度の研究課題等の評価結果を踏まえつつ、併せて緊急性等の見地から精査検討を行うことにより、所用の財源確保に努める。

また、今後とも厳しい財政状況が予想される中、限られた予算の有効活用を図っていく。

活性化のための取組方針

1 共通項目

(1)的確なニーズ把握に基づく研究推進と迅速な成果普及の内容

ア．ユーザーニーズを的確に課題設定に反映させるためにユーザー参画による課題設定の仕組みの導入・充実を図ると共に普及指導等の業務を通じた情報チャンネルに充実に努める。

イ．成果普及のための手段の充実を図るとともに、ユーザーや普及・連携機関からのフィードバックの仕組みの整備に努める。また、NPOなど新たな社会還元のパートナーづくりに努める。

ウ．県民の安全と安心を守るためにわかりやすい情報発信に努めるとともに、講師の派遣や出前講座など地域の科学技術教育学習資源としての活用を図る。

(2)機関の自主性・効率性を高める業務運営の展開の内容

分野横断的な取組強化

ア．各機関のシーズを活用した分野、部局横断的な共同研究を推進する（安心・安全な食生活の確保、環境にやさしい地域づくり、ユニバーサル社会の構築など政策課題を解決するためには、より一層分野を超えた対応が必要であるため）。

イ．県立試験研究機関の研究員の交流推進や機器の相互利用など連携を図る（限られた資源、人員の有効活用を進めるため）。

ウ．各県立試験研究機関内の連携強化を図る（研究を効率的に実施するため）。

研究マネジメント機能の充実、強化

- ア．対外、対内マネジメント機能の充実・強化を図る（研究資源の効果的、効率的配分を行うため）。
- イ．引き続き研究評価システムの適切な運用と改善に努める（研究資源の一層の効果的、効率的配分とユーザーニーズに対応した研究等の業務を行うため）。
- ウ．毎年度の中期事業計画のフォローアップを行う（中期事業計画の進捗状況を把握し、県施策を反映した業務運営の一層の推進を図るため）。

知的財産の創出と有効活用の促進

- ア．県有知的財産を効果的に創出、管理、活用し、普及させるための体制整備を図る（ユーザーへの技術移転を効果的かつ円滑に実施するため）。
- イ．知的財産に関する(財)新産業創造研究機構等関係機関との連携強化を図る（知的財産の迅速かつ適切な技術移転を図るため）。
- ウ．職員へのインセンティブの充実を図る（職員の知的財産の取得、活用に対する意欲を高めるため）。

機動的、弾力的な予算運用

- ア．引き続き国等の競争的資金など外部資金の積極的獲得を図る（研究の効果的な推進のため）。
- イ．所長の裁量的予算の確保を図る（特に重点的に推進すべき研究や、緊急的な課題への対応、年度途中に発生する企業等との共同研究への対応に充てるため）。

人材の育成、活性化

- ア．大学、独立行政法人等との人事交流の活発化を図る（研究活動を活性化させるため）。
- イ．任期付採用、非常勤嘱託等外部人材の活用を図る（研究課題や業務の高度化、多様化に機動的に対応できる体制の確保と、組織としてのマンパワーの活性化や有効活用を図るため）。

(3)産学官連携ネットワークの一層の強化

- ア．産学官連携による共同研究等ネットワークを強化する（限られた資源を有効活用する観点から、様々な研究機関の英知を結集し、より効果的、効率的な研究開発を促進するため）。
- イ．県内及び他府県の公立の試験研究機関との情報交換、施設・機器の相互利用など広域連携ネットワークの構築を図る（感染症対策等危機事例に迅速に対応するため）。
- ウ．県立試験研究機関を中心としNPO、商工会議所、生産団体などとの連携ネットワークの構築を目指す。

2 各機関の個別項目

2 - 1 県立工業技術センター

(1) 基本的方向

ひょうご元気産業の発展、育成のための総合的、多角的な技術支援

- ・ 中小製造業の「技術の駆け込み寺」としての機能
- ・ 開放型の研究開発室（オープンラボ）としての役割
- ・ 大学シーズと企業ニーズの橋渡し、媒介役

(2) 業務の具体的展開

研究の重点化の内容

ア. ものづくり基盤を支える産学集積群の育成

産学集積群（クラスター）の育成を推進するため設定された4つの成長産業分野（ナノテクノロジー、次世代ロボットテクノロジー、健康テクノロジー、エコテクノロジー）への重点的、戦略的な研究開発に取り組む。

このため、中小企業群、基盤的企業、大学、研究機関及び産業支援機関等との有機的結合と、兵庫ものづくり支援センターとの連携を図りながら、先導的な産学集積群の形成と成長促進のための基盤的技術の開発を進める。

イ. ひょうご元気産業の技術力とブランド力の向上

地域産業、地場産業について、ブランド力の向上による攻めのものづくりへの転換を図るため、地域企業との共同開発、先端技術の導入、人材育成、異業種融合、デザイン力の向上等により、地域毎に特色のある製品・産品と産地ブランドの創出、確立を図る。

この推進にあたっては、地域・地場産業に密着した技術相談・指導と技術課題解決のために研究を重点的に行う機械金属、繊維及び皮革の各工業技術支援センターとの緊密な連携のもとに、機動的、総合的な支援を行う。

ウ. 事業化、製品化に結びつく企業との共同研究

意欲的な中小企業の技術的課題の解決を支援するため、企業との共同研究の一層の活発化とその成果の知的財産化、技術移転、成果普及を戦略的に行う。

試験分析

既に民間機関等への移行が定着している試験項目については、この取り組みを維持、継続する。

今後は、民間試験分析機関における頻繁な業務内容の変更への対応や、特定産地の振興、業界団体、地域企業等の一体的、意欲的な取組みを支援するため、定期的に依頼試験の項目や内容の見直しを行う。

普及指導

ア．産学官の連携の新展開による創造的技術開発支援

企業ニーズの高度化、多様化、融合化に対応した有効な技術開発支援を迅速に実施するため、大学や産業支援機関等との共同事業や研究交流、情報交換を活発化し、産学官の連携ネットワークの強化を図る。

イ．企業現場、技術経営を重視した課題解決型支援

企業ニーズとシーズの把握精度を高め、具体的な課題解決に結びつけていくため、総合相談窓口や試作加工の機能の充実を図るとともに、地域や企業現場における技術相談・指導、成果移転の取組みを一層強化し、特に意欲ある有望企業への重点的支援を行う。

ウ．中小企業支援ネットひょうごの機能を活かした企業化支援

技術戦略と経営戦略の総合的なサポートを行うため、中小企業支援ネットひょうごを活用した技術開発から市場戦略までの一貫した支援を実施する。

2 - 2 県立農林水産技術総合センター

(1)基本的方向

ひょうごの「農」を生かす社会の実現を支える技術開発、普及

- ・地域における農林水産振興を主導する研究の実施
- ・健康で安全、快適な県民生活の実現
- ・農林水産の持つ多面的機能の維持、保全
- ・農林水産政策を技術面から強力に支援

(2)業務の具体的展開

研究の重点化の内容

ア．食の安全・安心を支える技術の開発

将来にわたって安全・安心な食料の生産と供給を確保するための技術開発を行う。

イ．ひょうごのブランド力を支える技術の開発

良質で売れる農林水産物の生産、DNA育種手法を活用した但馬牛改良等、ひょうごのブランド力の維持、強化につながる技術開発を行う。

ウ．循環型社会を支える技術の開発

豊かな自然環境の維持保全等に資する技術開発や、環境に及ぼす負荷を軽減するための技術開発を行う。

エ．森林資源を育成、保全する技術の開発

県民総参加で、県民共通の財産である森林や里山等の育成、保全を進めていくための技術開発を行うとともに、県産木材の利用促進のための技術開発を進める。

オ. ひょうごの豊かな海と水産資源と再生する技術の開発

水産資源の維持、増大のための技術開発を積極的に進めるとともに、漁業被害防止技術の開発など、ひょうごの豊かな海と水産資源を再生するための技術開発を行う。

試験分析

今後とも民間等との役割分担を踏まえ、民間で担える試験分析の外部化とともに、県で担うべき業務の実施に取り組む。

普及指導

ア. 行政・研究・普及・生産者等の連携による迅速な技術移転

従来の各機関によるバトンリレー方式による技術移転に替わって、行政・研究・普及・生産者・生産者団体・消費者等が一体となったスクラム方式による技術開発や技術移転を推進する。また、速やかな技術移転のためのコーディネーターの配置、効率的な技術開発のための産学官の共同研究体制の充実を図る。

なお、生産者等からの直接あるいは農業改良普及センターを通じた技術相談、技術指導への積極的な取組みを引き続き推進する。

イ. 県民にわかりやすいPRなど開かれた試験研究機関としての機能充実

農林水産技術総合センターが農林水産振興に果たす役割についての県民の理解を深めるため、開かれた試験研究機関として、県民へわかりやすい情報提供やPRを積極的に推進するとともに、友好州省からの研修員の受入れや国際協力機構研修事業等への協力など国際貢献にも引き続き取り組む。

2 - 3 県立健康環境科学研究センター

(1) 基本的方向

健康・環境面での科学的、技術的根拠の提供

- ・健康・環境危機管理対応能力の充実
- ・試験分析法開発のトップランナーをめざす
- ・研究マネジメント機能及び関係機関との連携の強化
- ・県民の信頼を高めるための科学的、技術的情報の提供

(2) 業務の具体的展開

研究の重点化の内容

ア. 健康・環境面にかかる県民生活の安全・安心のより一層の向上

食品衛生法改正による食品中残留農薬のポジティブリスト制の導入や、感染症法の改正による動物由来感染症への対応の強化などの法改正に、県として適切に即応するため、公定法が定まっていない高度な試験分析法の開発の研究等を行う。

また、PM2.5（大気中微小粒子状物質）に関する研究やダイオキシン類汚染の原因究明、固形状PCB処理技術等の評価など、県施策立案の科学的、技術的根拠となる研究を通じて県民の安全・安心を高める。

イ．多様化する健康・環境危機への対応

多様化する健康・環境危機へ総合的な視点から取り組む。

また、ウエストナイルウイルス感染症などの新興感染症や大規模食中毒、有害化学物質の不法投棄等による環境汚染など健康・環境危機事例の発生に対し、迅速かつ的確に対応するため、モニタリング等の平時の分析業務と連動させ、新たな分析手法の開発等の研究に取り組む。

試験分析

ア．民間等との役割分担を踏まえた試験分析業務の推進

危機管理上必要な業務、より高度な技術を要する業務や民間参入がない不採算な業務等を実施することを基本としながら、機関を取り巻く環境変化や民間等との役割分担を踏まえ、試験分析機能の強化を図る。

イ．健康・環境危機への準備と迅速、的確な対応

危機発生時の試験分析機能の強化を図るとともに、平時からリスク管理の視点を持ち、モニタリング等による情報収集やデータの分析に積極的に取り組む。

普及指導

ア．行政への技術的支援の強化

健康福祉事務所、県民局環境課を通じた県民からの相談への対応や、それら行政部門に科学的データ等の情報を提供することにより、研究成果等を県民へ還元するとともに、健康福祉事務所検査室や食肉衛生検査センター等県検査機関及び保健所政令市検査機関の検査精度の向上を図るなど、中核的試験研究機関として、関係機関を支援する。

イ．県民の信頼を高めるための情報提供の充実

健康・環境に関する国内外の研究成果や話題等を積極的に情報収集・分析し、県民向けにわかりやすく情報提供していくとともに、感染症情報センターとして、最新の感染症情報等より充実した情報を提供するほか、県民からの相談を積極的に受入れる体制を構築する。

ウ．健康・環境分野における関係機関との連携強化

国立感染症研究所、国立環境研究所や他府県研究機関など関係機関とのより一層の連携強化を行うとともに、情報交換を通じて県内の大学、他試験研究機関との研究資源の相互有効活用を図る。

また、外国における健康・環境問題対応能力向上を支援するため、海外研修生を受け入れる等、国際貢献にも寄与する。

2 - 4 県立生活科学研究所

(1)基本的方向

県民生活の安全・安心の確保と消費者の自立支援

- ・生活者の視点に立った商品の科学的検証
- ・消費者からの商品苦情への適切、迅速な対応
- ・生活に密着した情報の提供
- ・消費者の自立支援と試験研究施設等の県民への開放

(2)業務の具体的展開

研究の重点化の内容

- ア．生活の安全・安心を高めるための調査・試験研究の推進
- イ．実用性の高い商品を推奨するしくみの検討

商品苦情原因究明に対する迅速、的確な処理

- ア．潜在する消費者被害の早期発見
- イ．苦情原因究明試験結果の県民への周知

ウ．適正表示、規格化の促進

普及指導

- ア．調査・試験研究結果等の効果的な発信
- イ．消費者の自立を支援するための県民参画型事業の充実
- ウ．他の試験研究機関との連携の推進

2 - 5 県立福祉のまちづくり工学研究所

(1)基本的方向

すべての人々が安心して生活、社会参加できるユニバーサル社会の実現

- ・先導的、実践的な研究開発の推進
- ・開かれた試験研究機関・研究体制づくり
- ・立地環境を活かした関係機関、施設との連携

(2)業務の具体的展開

研究の重点化の内容

- ア．福祉のまちづくり条例への側面的支援
- イ．情報バリアを解消する機器、コミュニケーションシステムの研究
- ウ．自立的移動、日常生活支援機器の研究

普及指導

ア．実践的な研究成果の普及

イ．開かれた試験研究機関としての積極的な情報提供

2．第2期中期事業計画に対する意見

上記1．でみてきたように第2期中期事業計画は第1期中期事業計画の検証結果を受けての課題を踏まえ、行政サービス機関として一層の機能強化に今後5年間取組むという内容のものである。第1期中期事業計画のような「新たな仕組みの導入」とか「組織の統合再編」「業務の大幅な見直し」といった内容は含まれていない。これは、第1期中期事業計画で組織的枠組は出来上がり、今後はこれに一層磨きをかけていくという内容のものに思われる。

しかしながら、この第2期中期事業計画は、第1期に比べ見劣りすると思われる。

その理由の第一は、目標が抽象的で具体化された数値目標が示されていないという点にある。第1期中期事業計画の問題点として人員人材不足の箇所で取り上げた事項であるが、各試験研究機関の所要人員は、各機関として対応すべき業務内容、業務量を明確にし、これに必要な人材、人員を計画的に確保するというのが本来のかたちであるが、このかたちが計画上示されていない。第1期中期事業計画の検証で人材、人員不足が顕在化しているところから、各機関ごとにその役割を果たすために必要な人材、人員の具体的な計画を示すことが必要であったと思われる。単に業務に応じ適正かつ効率的な人員配置を行うとか、毎年度必要な見直しを行うとか、外部人材の活用を図るというだけでは不十分である。

また、国等の競争的資金、産学官連携プロジェクト、企業等との共同研究の推進など外部資金の積極的な受入れを目指すというだけでなく、これらの数値目標を計画に織込むことが望まれるところである。

更に、設備、機器の修繕・更新計画についても具体的に数値計画化できるものである。事業費についても同様であり、5年後の各試験研究機関の姿がみえてくるような計画を作成すべきであると思われる。

県の機関であり、予算の問題から数値化が難しいという面も理解できるが、まず、計画で必要な予算を明示しなければ、予算が獲得しにくいという面もある。結果的に予算が達成できなくても、その間の事情が県民に的確に説明出来れば問題はないと思われる。

その理由の第二は、第1期中期事業計画に比べ、各試験研究機関共、目玉になるような目標が示されていないということである。

各試験研究機関共5年後の県民にアピール出来るような具体的な達成目標を1つか2つぐらい示すことは出来ると思われるが、これが記載されていないため、中期事業目標としての意義は乏しいものになっている。

・ その他の意見

年度事業計画の策定について

工業技術センターの平成 18 年度事業計画の目次は次のようになっている。

1. 工業技術センターの組織と主な業務内容
2. 技術支援体制の概要
3. 産業の活性化への支援
4. 技術者育成の推進
5. 成果の普及
6. 科学技術情報の収集・提供
7. 依頼試験・加工・設備機器利用
8. 人材の招聘
9. 技術開発研究の推進
10. 他の機関との連携協力

上記の内容は工業技術センターの業務の紹介、提供しているサービスの紹介であり、9. において平成 18 年度実施する試験研究課題の簡略な説明が行われているにすぎない。

また、福祉のまちづくり工学研究所の平成 18 年度事業計画においても、同様に平成 18 年度の主要事業計画として研究開発事業、情報発信及び啓発事業の内容を説明されているだけである。なお、農林水産技術総合センター、健康環境科学研究センターでは年度事業計画は策定されていない。

基本的に中期事業計画の実行を年度ごとに管理し、その進捗状況を把握するため、また単年度で実施する個々の事業を計数面から管理するため「年度事業計画」の策定は必要である。年度事業計画は予算とは別に、当年度の事業ごとに目標とする収入・支出予算の積上げと人員計画、設備計画等から構成され、各々の事業執行を管理していくことができる内容のものをいう。

公設の試験研究機関といえども、個々に事業目標を計数化し、実績と対比、フォローすることによりその目標の達成状況を検証しうるような年度事業計画を策定することが望まれる。

県立試験研究機関の連携強化について

第 1 期中期事業計画では、衛生研究所と公害研究所の統合、工業技術センターの内部組織の再編、農林水産関係 6 試験研究機関の統合等試験研究機関の統合再編が取り上げられ実行されたが、これら県立 5 試験研究機関の連携強化については部局横断プロジェクトの推進以外には特段取り上げられていなかった。

しかしながら、限られた研究資源を最大限に活用するため、また研究の重複を避けるためにも、県立 5 試験研究機関で積極的に連携を図ることが必要である。例えば次のような分野での連携が考えられる。

- a. ニーズの多様化、複雑化や環境の変化に伴い、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等最新技術を活用すべき研究分野は各機関共にその必要性が増していると思われる。一方これに対応できる人材、試験研究用機器等を緊縮予算が進められる中で、各機関が各々保有することは困難である。

これらを共同利用する仕組みを工夫することが望まれる。

- b. 各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作り、技術、人材を結集してより高度な専門的な研究に特化することにより、より効率的な研究が可能となる。
- c. 工業技術センター、生活科学研究所、福祉のまちづくり工学研究所の間で共通している研究分野があるほか、工業技術センターと農林水産技術総合センター及び農林水産技術総合センターと健康環境科学研究センターでも共有している研究分野があり、これら機関の間で人事交流を行うと共に、共同研究プロジェクトを進めることにより、新たな研究の活性化、新たな開発等につながる可能性がある。
- d. 知的財産権の活用、競争的研究資金の獲得、共同研究の実施等専門的知識を要する管理業務を効率的に行うため、県立 5 試験研究機関共通のマネジメント部門を設置することも有益であると考える。
- e. 県立 5 試験研究機関の保有する膨大な研究情報の中には、相互に有用な情報が相当数あると思われる。これら情報をデータベース化し相互に活用できるような仕組みを工夫することが望まれる。
- f. 県立 5 試験研究機関が保有する膨大な数の試験研究設備、機器をデータベース化し、相互利用できるような仕組みを工夫することが望まれる。

他府県の試験研究機関との連携強化について

兵庫県立の試験研究機関において何故行わなければならない研究課題であるのか疑念の生ずる課題も少なからずみられる。例えば、農林水産技術総合センターにおける豚、鶏の改良、飼養管理の試験研究等は全国レベル少なくとも近畿地域レベルで共同して行う方がより効率的、効果的であると思われる。勿論、現在でも、各試験研究機関において国及び他府県の試験研究機関と連携し、共同試験研究を実施したり、情報交換に尽力されてはいるが、より一層広域的に公設の試験研究機関の役割分担を見直し、試験研究成果を共有するように積極的に働きかけることが、県民に対するサービス向上につながると思われる。

試験研究機関に関する情報開示について

各試験研究機関の業務報告（年報）をみると、年度の予算、決算額の開示レベルに次のごとくバラツキがみられる。

健康環境科学研究センターでは予算額と決算額を比較して開示している（正規職員に係る人件費も開示している）。

工業技術センターでは決算額のみ開示している（正規職員に係る人件費は開示していない）。

農林水産技術総合センターでは歳出予算の一部（事業費は開示していない）を開示している（また、正規職員に係る人件費も開示している）。

生活科学研究所及び福祉のまちづくり工学研究所では予算も決算も開示していない。

健康環境科学研究センターの開示レベルに統一すべきである。

また、ホームページにおいて、予算及び決算数値は公表していないが、県民の支持・理解を得るために研究成果だけでなく、決算数値も開示することが望まれる。

不要毒劇薬物の共同処分について

工業技術センターのセンター神戸、機械金属、繊維、皮革の各技術支援センター及び農林水産技術総合センターの本所、水産技術センター、森林林業技術センター並びに健康環境科学研究センターの兵庫・須磨庁舎いずれにおいても不要の毒劇薬物が、廃棄されないまま保管されているものが多い。保管リスク、保管コストも無視できないところから、これらを一箇所にまとめ、一括処分すれば相当コストも節減できると思われる。

県庁の然るべき部署で音頭をとり、廃棄処分すべきである。